

世界遺産一覧表への記載推薦書

Nomination Document
for
Inscription on the World Heritage List

富士山

Fujisan

日本国

Japan

推薦書目次

1.	資産の特質 Identification of the Property	1
1.a	締約国 Country (and State Party if different)	1
1.b	地方 State, Province or Region	1
1.c	資産の名称 Name of Property	1
1.d	所在位置 Geographical coordinates to the nearest second	1
1.e	資産範囲及び緩衝地帯の範囲図 Maps and plans, showing the boundaries of the nominated property and buffer zone	1
1.f	資産範囲及び緩衝地帯の面積 Area of nominated property (ha.) and proposed buffer zone (ha.)	1
2.	説明 Description	4
2.a	資産の説明 Description of Property	4
2.b	歴史と発展 History and Development	37
3.	記載のための価値証明 Justification for Inscription	49
3.1.a	総合的所見(摘要) Brief synthesis	49
3.1.b	評価基準への適合性証明 Criteria under which inscription is proposed (and justification for inscription under these criteria)	49
3.1.c	完全性の言明 Statement of Integrity	56
3.1.d	真実性の言明 Statement of Authenticity	59
3.1.e	保護と管理に必要な措置 Protection and management requirements	61
3.2	比較研究 Comparative analysis	63
3.3	顕著な普遍的価値の言明 Proposed Statement of Outstanding Universal Value	80
4.	保存状況と資産に与える影響 State of Conservation and factors affecting the Property	82
4.a	現在の保存状況 Present state of conservation	82
4.b	資産に与える影響の要因 Factors affecting the property	90
4.b.i	開発・都市基盤整備の圧力 Development Pressures (e.g., encroachment, adaptation, agriculture, mining)	90
4.b.ii	環境の圧力 Environmental pressures (e.g., pollution, climate change, desertification)	90
4.b.iii	自然災害と危機管理 Natural disasters and risk preparedness (earthquakes, floods, fires, etc.)	90
4.b.iv	世界遺産地域への責任ある来訪 Responsible visitation at World Heritage Sites	91
4.b.v	資産と緩衝地帯の居住者人口 Number of inhabitants within the property and the buffer zone	93
4.b.vi	その他 Others	94

5.	資産の保護と管理 Protection and Management of the Property	95
5.a	所有関係 Ownership	95
5.b	法に基づく指定保護 Protective designation	97
5.c	保護の実施手段 Means of implementing protective measures	103
5.d	推薦資産が所在する市町村・県に関する諸計画 Existing plans related to municipality and region in which the proposed property is located (e.g., regional or local plan, conservation plan, tourism development plan)	122
5.e	資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制 Property management plan or other management system	131
5.f	財源及び財政的水準 Sources and levels of finance	137
5.g	保存及び保存管理の技術における専門的知識及び研修 Sources of expertise and training in conservation and management techniques	138
5.h	来訪者の施設と基盤施設 Visitor facilities and infrastructure	139
5.i	資産の整備・活用に関する方針・計画 Policies and programmes related to the presentation and promotion of the property	139
5.j	専門分野・技術・管理と専門知識に関する人的措置 Staffing levels and expertise (professional, technical, maintenance)	142
6.	経過観察(モニタリング)の体制 Monitoring	143
6.a	保存状況を計測するための主たる指標 Key indicators for measuring state of conservation	143
6.b	資産の経過観察(モニタリング)のための行政上の体制 Administrative arrangements for monitoring property	145
6.c	以前の保存状況報告の成果 Results of previous reporting exercises	146
7.	資料 Documentation	148
7.a	写真・スライド・画像一覧表 Photographs, slides, image inventory and authorization table and other audiovisual materials	148
7.b	保護のための指定に関する文書、管理計画写し又は管理体制の解説及び関係諸計画(抜粋)写し Texts relating to protective designation, copies of property management plans or documented management systems and extracts of other plans relevant to the property	170
7.c	資産関連資料 Form and date of most recent records or inventory of property	172
7.d	資産管理機関住所(インベントリー、過去の記録等の保存場所) Address where inventory, records and archives are held	172
7.e	参考文献 Bibliography	173
8.	連絡先 Contact Information of responsible authorities	179
8.a	推薦書を準備した者 Preparer	179
8.b	地方行政組織 Official Local Institution/Agency	179
8.c	その他の地方機関 Other Local Institutions	180
8.d	公式のウェブ・アドレス Official Web address	181
9.	署名 Signature on behalf of the State Party	182

要約

国名	日本			
地域	山梨県・静岡県			
資産名	富士山			
座標	No.	構成資産／構成要素	緯度	経度
	1	富士山城	N35° 21' 39"	E138° 43' 39"
	1-1	山頂の信仰遺跡群		
	1-2	大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)		
	1-3	須山口登山道(現在の御殿場口登山道)		
	1-4	須走口登山道		
	1-5	吉田口登山道		
	1-6	北口本宮富士浅間神社		
	1-7	西湖		
	1-8	精進湖		
	1-9	本栖湖		
	2	富士山本宮浅間大社	N35° 13' 39"	E138° 36' 36"
	3	山宮浅間神社	N35° 16' 16"	E138° 38' 13"
	4	村山浅間神社	N35° 15' 41"	E138° 39' 59"
	5	須山浅間神社	N35° 15' 16"	E138° 50' 56"
	6	富士浅間神社(須走浅間神社)	N35° 21' 45"	E138° 51' 48"
	7	河口浅間神社	N35° 31' 57"	E139° 46' 29"
	8	富士御室浅間神社	N35° 30' 45"	E138° 44' 43"
	9	御師住宅(旧外川家住宅)	N35° 28' 48"	E138° 47' 45"
	10	御師住宅(小佐野家住宅)	N35° 28' 34"	E138° 47' 38"
	11	山中湖	N35° 25' 16"	E138° 52' 32"
	12	河口湖	N35° 30' 47"	E138° 44' 48"
	13	忍野八海(出口池)	N35° 27' 13"	E138° 50' 12"
	14	忍野八海(お釜池)	N35° 27' 34"	E138° 49' 53"
15	忍野八海(底抜池)	N35° 27' 36"	E138° 49' 54"	
16	忍野八海(銚子池)	N35° 27' 35"	E138° 49' 56"	
17	忍野八海(湧池)	N35° 27' 36"	E138° 49' 58"	
18	忍野八海(濁池)	N35° 27' 36"	E138° 49' 56"	
19	忍野八海(鏡池)	N35° 27' 39"	E138° 49' 59"	
20	忍野八海(菖蒲池)	N35° 27' 41"	E138° 50' 3"	
21	船津胎内樹型	N35° 27' 10"	E138° 45' 15"	
22	吉田胎内樹型	N35° 26' 54"	E138° 45' 37"	
23	人穴富士講遺跡	N35° 21' 42"	E138° 35' 29"	

	24	白糸ノ滝	N35° 18' 47"	E138° 35' 14"
	25	三保松原	N34° 59' 37"	E138° 31' 22"
資産の境界に関する記述	<p>資産は、富士山域を中心として計25の構成資産から成り、富士山が持つ『信仰の対象』又は『芸術の源泉』のいずれかの性質を表す構成資産及び構成要素の全てを包含している。これらの構成資産及び構成要素は、個々の性質により、「登拝・巡礼の場」((a)馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、(b)山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、(c)霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝)及び富士山域に対する代表的な「展望地点・展望景観」に区分できる。</p> <p>特に富士山域については、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった2つの展望地点から、山頂及びその左右への稜線の広がりを見ることができる範囲を中心として、富士山の形姿を視認する上で不足のない範囲を確保している。それは、富士山が持つ神聖性の境界の一つである「馬返」より上方の標高約1,500m以上の区域に当たる。また、山麓に所在する浅間神社の境内地及び御師住宅の敷地、並びに霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝の範囲も余すところなく資産の範囲に含まれている。資産の総面積は、20,702.1haである。</p> <p>資産の緩衝地帯については、『信仰の対象』としての「登拝・巡礼の場」及び『芸術の源泉』としての「展望地点・展望景観」の2つの側面から導き出される富士山の顕著な普遍的価値に対して、物理的又は景観上の負の影響が想起し得る範囲を対象として、計49,627.7haの範囲に設定した。</p>			
資産及び緩衝地帯地図	要約の末尾に添付。			
適用される評価基準	<p>評価基準 (iii)</p> <p>独特の形姿又は自然現象を持つ山岳を神仏の居処であると見なし、崇拝の対象として神聖視する考え方は、アジア地域に共通の山岳に対する信仰の形態である。その中でも富士山に対する信仰は、独立成層火山の荘厳な形姿を持ち、時に活発な火山活動をも見せる山頂・山域への遥拝を通じて、山岳の神仏を畏怖するとともに、山頂への登拝及び山域・山麓の霊地への巡礼を通じて、山岳の神仏が持つ霊力の獲得をも意図する独特の性質を持つ。</p> <p>特に18～19世紀前半には、徳川幕府が置かれた江戸の市中からも、その形姿を遠望することが可能であったことから、多くの庶民の間で富士山に対する遥拝・登拝・巡礼の行為が広まった。その過程において、山頂への登拝を中核としつつ、山域・山麓の霊地への巡礼を併せて行うことにより、神仏の霊力の獲得と擬死再生を求める富士山信仰の思想及び儀礼・宗教活動が確立した。</p> <p>また、富士山に対する畏怖の念は、日本に固有の神道を基盤として、火山が生んだ自然との共生を重視する伝統を育んだ。さらにそれは、富士山を敬愛し、山麓の湧水等の恵みに感謝する伝統へと進化を遂げ、荘厳な形姿を持つ富士山に対する憧憬の念とともに、富士山を描いた多くの芸術作品を生み出す母胎を醸成した。</p> <p>このように、富士山をめぐる伝統の本質は、時代を越えて今日の富士登山及び巡礼の形式・精神にも確実に継承されており、富士山とその信仰を契機として生み出された多様な文化的資産こそ、富士山が今なお生きている山岳に対する文化的伝統の類い希なる証拠</p>			

であることを示している。

評価基準 (iv)

18～19世紀前半に最盛期を迎えた登拝及び巡礼の流行は、山頂と山麓の神社とを結ぶ登山道、その沿道及び山麓の霊地等から成る富士山信仰の体系を完成させた。さらに、そのような信仰の体系は、民衆を登拝・巡礼へと誘導するために作成された数多の参詣図に描かれ、神聖なる「名山」としての富士山の景観の類型を確立させた。

また、富士山に対する展望は、富士山の荘厳な形姿を画像化しようとする18～19世紀の芸術活動の源泉となり、顕著な普遍的意義を持つ作品群を通じて、日本及び日本文化を象徴する「名山」としての富士山の景観の類型を定着させた。

富士山は、そのような近代以前の、山岳に対する信仰活動及び山岳に対する展望に基づく芸術活動を通じて、多くの人々に日本の神聖で荘厳な山岳の景観の類型の顕著な事例として認識されるようになり、その結果、「名山」としての世界的な地位を確立した。

評価基準 (vi)

富士山は、日本の最高峰であるとともに、荘厳な円錐形を成す独立成層火山の形姿のゆえに、日本固有の詩歌・物語文学に描かれるなど、古くから様々な芸術活動の母胎となってきた。特に、19世紀前半の葛飾北斎及び歌川広重の浮世絵に描かれた富士山の図像は、近・現代の西洋美術のモチーフとして多用され、西洋における数多の芸術作品に多大なる影響を与えたのみならず、日本及び日本の文化を象徴する記号として広く海外に定着したことから、顕著な普遍的意義を持つ。

富士山は、そのような顕著な普遍的意義を持つ芸術作品と直接的・有形的な関連性を持ち、日本及び日本の文化の象徴としての記号化された意味を持つ類い希なる山岳である。

顕著な普遍的 価値の言明

総合的所見(摘要)

富士山は、日本の最高峰(標高3,776m)を誇る独立成層火山であり、神聖で荘厳な形姿を持つことから、日本を代表し象徴する山岳として世界的に著名である。

富士山に対する信仰は、山域から山頂への登拝及び山麓の霊地への巡礼を通じて、富士山を居処とする神仏の霊力を獲得し、自らの擬死再生を求めるといった独特の性質を持つ。そのような信仰の思想及び儀礼・宗教活動の進展に伴い、火山である富士山への畏怖の念は自然との共生を重視する伝統を育み、さらにそれは、荘厳な形姿を持つ富士山を敬愛し、山麓の湧水等の恵みに感謝する伝統へと進化を遂げた。その伝統の本質は、時代を越えて今日の富士登山及び巡礼の形式・精神にも確実に継承された。

また、それらの伝統は、富士山の数多の形姿を描いた葛飾北斎及び歌川広重の浮世絵の作品を生み出す母胎となり、顕著な普遍的意義を持つ富士山の図像の源泉となった。こうして、富士山は日本及び日本の文化の象徴として記号化された意味を持つようになった。

このように、富士山は、近代以前の山岳に対する信仰活動及び山岳への展望に基づく芸術活動を通じて、多くの人々に日本の神聖で荘厳な山岳の景観の類型の顕著な事例として認識されるようになり、その結果、世界的な「名山」としての地位を確立した。したがって、それは顕著な普遍的価値を持っている。

評価基準の適用

評価基準(iii)

富士山を居処とする神仏への信仰を起源として、火山との共生を重視し、山麓の湧水等に感謝する伝統が生まれ、その本質は、時代を越えて今日の富士登山及び巡礼の形式・精神にも確実に継承された。富士山とその信仰を契機として生み出された多様な文化的資産は、富士山が今なお生きている山岳に対する文化的伝統の類い希なる証拠であることを示している。

評価基準(iv)

富士山は、近代以前の山岳に対する信仰活動及び山岳に対する展望に基づく芸術活動を通じて、多くの人々に日本の神聖で荘厳な山岳の景観の類型の顕著な事例として認識されるようになり、その結果、「名山」としての世界的な地位を確立した。

評価基準(vi)

19世紀前半の浮世絵に描かれた富士山の図像は、近・現代の西洋美術のモチーフとして多用され、西洋における数多の芸術作品に多大なる影響を与えたのみならず、日本及び日本の文化を象徴する記号として広く海外に定着した。富士山は、そのような顕著な普遍的意義を持つ芸術作品と直接的・有形的な関連性を持ち、日本及び日本の文化の象徴としての記号化された意味を持つ類い希なる山岳である。

完全性の言明

資産の全体は、富士山の『信仰の対象』の側面から、顕著な普遍的価値を表すために必要なすべての構成資産・構成要素を含むのみならず、資産の重要性を伝える諸要素(attributes)・過程(process)を完全に表す上で適切な範囲を包括している。また、資産の範囲には、①富士山域に対する代表的な展望地点、②それらの展望地点からの富士山域に対する展望景観など、『芸術の源泉』の側面を表すすべての構成資産及び構成要素が含まれている。したがって、資産は高い完全性を保持している。

真実性の言明

個々の構成資産・構成要素・要素の性質により選択した属性に基づき、各々の構成資産・構成要素・要素はそれぞれ高い水準の真実性を維持している。

富士山域は、「精神」、「機能」の属性に基づく高い真実性を保持している。また、神社・御師住宅の建築・敷地は、「形態・意匠」、「材料・材質」、「伝統・技術」、「位置・環境」、「用途・機能」の各属性に基づく高い真実性を保持している。さらに、溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝などの富士山信仰に関連する遺跡は、「形態」、「位置・環境」、「感性」、「用途・機能」の各属性に基づく高い真実性を保持している。

保護と管理に必要な措置

資産は、重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定されているほか、国立公園に指定され、国有林野としても良好に保護されている。2つの展望地点からの展望景観についても、同様に良好な保護状態にある。

また、緩衝地帯においては、上記と同様の保護措置が講じられているほか、景観法をはじめとする様々な法令・制度により、適切な保全が行われている。特に、本栖湖の北西辺及び富士山域の東辺の2箇所については、緩衝地帯を設けていないが、山梨県景観条例による行為規制、開発の困難な地形的制約、隣接地における現状の土地利用形態などに

より、いずれも資産内から望まれる景観への負の影響は想定し得ない。

山梨県・静岡県、関係地方市町村は、文化遺産の保護に係る主務官庁である文化庁をはじめ、環境省・林野庁等の国の関係機関との協力関係の下に、資産の包括的な管理体制を整備するために富士山世界文化遺産協議会を設置した。この協議会は、富士山の調査・保存のための学術委員会の専門家による助言を受ける。

2012年1月に策定された包括的保存管理計画には、資産全体及び個々の構成資産の特質に応じた保存管理・整備活用の方法をはじめ、国・地方公共団体・関係機関がそれぞれ果たすべき役割を含む。

連絡先

文化庁 文化財部記念物課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

TEL: +81-3-5253-4111、FAX: +81-3-6734-3822

kinen@bunka.go.jp

<http://www.bunka.go.jp>

環境省 自然環境局自然環境計画課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

TEL: +81-3-3581-3351、FAX: +81-3-3591-3228

shizen-keikaku@env.go.jp

<http://www.env.go.jp>

林野庁 森林整備部研究・保全課

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号

TEL: +81-3-3502-8111、FAX: +81-3-3502-2887

worldheritage@nm.maff.go.jp

<http://www.rinya.maff.go.jp>

山梨県 企画県民部世界遺産推進課

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号

TEL: +81-55-223-1316、FAX: +81-55-223-1781

sekaiisan-sn@pref.yamanashi.lg.jp

<http://www.fujisan-3776.jp>

静岡県 文化・観光部文化学術局世界遺産推進課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

TEL: +81-54-221-3746、FAX: +81-54-221-2980

sekai@pref.shizuoka.lg.jp

<http://www.fujisan-3776.jp>

1. 資産の特質

1. a 締約国

日本国

1. b 地方

山梨県・静岡県

1. c 資産の名称

富士山

1. d 所在位置

日本政府が世界遺産一覧表への記載を推薦する富士山は、東アジアの東端に当たる日本列島のほぼ中央部、日本の関東地方の西部及び東海地方の東部に位置する。

推薦資産(以下、「資産」という。)は25の構成資産から成り、それらの所在地については2ページ表1-1に記すとおりである。

1. e 資産範囲及び緩衝地帯の範囲図

資産と緩衝地帯の位置及び範囲を示す図面については、以下のとおりである。

1. f 資産面積及び緩衝地帯の面積

各構成資産の面積及びその緩衝地帯の面積、資産の総面積及びその緩衝地帯の総面積については、以下に記すとおりである。

構成資産面積	20, 702. 1 ha
緩衝地帯面積	49, 627. 7 ha
合 計	70, 329. 8 ha

表1-1 構成資産及び構成資産の所在地・面積・緩衝地帯の面積

No.	構成資産(1~25) 構成要素(1-1~1-9)	所在地	
1	富士山城	山梨県(富士吉田市・身延町・鳴沢村・富士河口湖町) 静岡県(富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・小山町)	
	1-1	山頂の信仰遺跡群 ¹	山梨県・静岡県
	1-2	大宮・村山口登山道 (現在の富士宮口登山道)	静岡県富士宮市
	1-3	須山口登山道 (現在の御殿場口登山道)	静岡県御殿場市
	1-4	須走口登山道	静岡県小山町
	1-5	吉田口登山道	山梨県富士吉田市・富士河口湖町
	1-6	北口本宮富士浅間神社	山梨県富士吉田市
	1-7	西湖	山梨県富士河口湖町
	1-8	精進湖	山梨県富士河口湖町
	1-9	本栖湖	山梨県身延町・富士河口湖町
2	富士山本宮浅間大社	静岡県富士宮市	
3	山宮浅間神社	静岡県富士宮市	
4	村山浅間神社	静岡県富士宮市	
5	須山浅間神社	静岡県裾野市	
6	富士浅間神社(須走浅間神社)	静岡県小山町	
7	河口浅間神社	山梨県富士河口湖町	
8	富士御室浅間神社	山梨県富士河口湖町	
9	御師住宅(旧外川家住宅)	山梨県富士吉田市	
10	御師住宅(小佐野家住宅)	山梨県富士吉田市	
11	山中湖	山梨県山中湖村	
12	河口湖	山梨県富士河口湖町	
13	忍野八海(出口池)	山梨県忍野村	
14	忍野八海(お釜池)	山梨県忍野村	
15	忍野八海(底抜池)	山梨県忍野村	
16	忍野八海(銚子池)	山梨県忍野村	
17	忍野八海(湧池)	山梨県忍野村	
18	忍野八海(濁池)	山梨県忍野村	
19	忍野八海(鏡池)	山梨県忍野村	
20	忍野八海(菖蒲池)	山梨県忍野村	
21	船津胎内樹型	山梨県富士河口湖町	
22	吉田胎内樹型	山梨県富士吉田市	
23	人穴富士講遺跡	静岡県富士宮市	
24	白糸ノ滝	静岡県富士宮市	
25	三保松原	静岡県静岡市	
合計			

¹ 山頂の信仰遺跡群; 山梨県と静岡県との県境については、山中湖南部の山地の一部及び富士山東面の標高約1,800mから山頂部火口壁西側までの区間が未確定の状態にある。

緯度	経度	構成資産の面積(ha)	緩衝地帯の面積(ha)	位置図
N35° 21' 39"	E138° 43' 39"	19, 311. 9	49, 375. 7	図1-5 図1-5-1~6
N35° 13' 39"	E138° 36' 36"	4. 8		図1-6
N35° 16' 16"	E138° 38' 13"	0. 5		図1-7
N35° 15' 41"	E138° 39' 59"	3. 6		図1-8
N35° 15' 16"	E138° 50' 56"	0. 9		図1-9
N35° 21' 45"	E138° 51' 48"	1. 8		図1-10
N35° 31' 57"	E139° 46' 29"	1. 6		図1-11
N35° 30' 45"	E138° 44' 43"	2. 6		図1-12
N35° 28' 48"	E138° 47' 45"	0. 1		図1-13
N35° 28' 34"	E138° 47' 38"	0. 1		図1-13
N35° 25' 16"	E138° 52' 32"	698. 1		図1-14
N35° 30' 47"	E138° 44' 48"	592. 8		図1-15
N35° 27' 13"	E138° 50' 12"	0. 048		図1-16
N35° 27' 34"	E138° 49' 53"	0. 002		図1-16
N35° 27' 36"	E138° 49' 54"	0. 006		図1-16
N35° 27' 35"	E138° 49' 56"	0. 005		図1-16
N35° 27' 36"	E138° 49' 58"	0. 078		図1-16
N35° 27' 36"	E138° 49' 56"	0. 031		図1-16
N35° 27' 39"	E138° 49' 59"	0. 014		図1-16
N35° 27' 41"	E138° 50' 03"	0. 042		図1-16
N35° 27' 10"	E138° 45' 15"	8. 2		図1-17
N35° 26' 54"	E138° 45' 37"	5. 8	図1-18	
N35° 21' 42"	E138° 35' 29"	2. 8	図1-19	
N35° 18' 47"	E138° 35' 14"	1. 8	図1-20	
N34° 59' 37"	E138° 31' 22"	64. 4	252. 0	図1-21、図1-21-1~3
		20, 702. 1	49, 627. 7	

2. 説明

2. a 資産の説明

2. a. 1 資産全体の説明

2. a. 1. i 概要

富士山は、標高3,776mの日本の最高峰を誇る独立成層火山である。その山腹の傾斜面は標高が増すごとに勾配を増す美しい懸垂曲線を呈し、類希なる円錐形の形姿を持つ。南側の山麓は駿河湾の海浜にまで及び、海面から山頂まで傾斜面が連続する成層火山として、世界的にも有数の高さを誇る。

古来、富士山では、山頂・山域への登拝²及び山域・山麓への巡礼を通じて、神仏の霊力を獲得し、擬死再生を求める富士山信仰の独特の文化的伝統が生まれ、時代を超えて現代の富士登山の形式にも確実に継承された。また、富士山に対する畏怖の念は、日本に固有の神道を基盤として、火山が生んだ自然との共生を重視する伝統を育んだ。さらにそれは、荘厳な形姿を持つ富士山を敬愛し、山麓の湧水などの恵みに感謝する伝統へと進化を遂げた。

また、それらは海外にも影響を与えた葛飾北斎(1760?~1849)及び歌川広重(1797~1858)の顕著な普遍的意義を持つ浮世絵などの図像を生み出す源泉となり、日本及び日本の文化の象徴として、記号化された意味を持つようになった。

こうして、近代以前の山岳に対する信仰活動及び山岳に対する展望に基づく芸術活動を通じて、富士山は「名山」としての世界的な地位を確立した。

2. a. 1. ii 成因及び自然的背景

富士山は、日本列島のほぼ中央部に当たる北緯35度21分39秒、東経138度43分39秒(最高峰である「剣ヶ峰」の緯度・経度)に位置する。それは、フィリピン海プレート、ユーラシアプレート、北アメリカプレートの3つのプレートが会合し、さらにその下に東側から太平洋プレートが沈み込む地点に当たる。

富士山の地層は、①主に新生代新第三紀中新世(2,300万年前~500万年前)の海底火山の噴出物から成る地層を基盤層として、②その上に新生代第四紀更新世(約258万年前~約1万年前)に形成された先小御岳火山、③先小御岳火山に重なるが、組成・性質が全く異なる小御岳火山、④上記の2つの火山を基盤として形成された古富士火山、⑤さらにそれらを覆うように新たに形成された新富士火山の各噴出物から成る計5層の地層によって構成される(図-2-1)。

山頂部の火口では約2,200年前を最後に爆発を伴うマグマ噴火を起こしていないが、富士山域の特定の地域においては有史以降にも活発な火山活動が継続した。特に山頂を挟んで北西から南東にかけての山域においては、北進するフィリピン海プレートがユーラシアプレートを南南東の方向から押し続けることによって割れ目が生じ、それに沿ってほぼ直線的に一群の側火山が形成された。

1,200年前から後には、少なくとも西暦781年、800~802年、864~866年、937年、999年、1033年、1083年、1435~1436年、1511年、1707年の計10時期にわたり、山域における噴火が確認されている。

過去に富士山麓に流出した溶岩など、主として玄武岩質から成る火山噴出物は、山頂を中心として半径約15~20km(最大約30~40km)の範囲に広がっている。それらは適度な粘性を帯びていたため、四方にほぼ均等の傾斜面と裾野を持つ円錐形の成層火山の形姿を形成した。富士山の山麓においては、数多くの風穴³・溶岩樹型⁴等の火山に特有の地形が見られるほか、溶岩流の末端部においては、富士山

² 登拝; 浅間大神(p.11の脚注を参照されたい。)の居処とされた富士山の火口部を目指し、山麓の浅間神社境内から金剛杖を突いて一步一步登る行為を指す。頂上では、火口壁に沿って頂部を巡拝する「お鉢めぐり」を行うこととされていた。

³ 風穴; 風穴は、一般的に大気循環を伴う洞穴を指す。特に、富士山における風穴は溶岩を成因とし、溶岩の表面のみが固化した後、内部の溶岩が流出することによって形成されたもの、溶岩流内部にガスがたまり、空洞ができることによって形成されたものなどがある。風穴については、構成資産23の記述を参照されたい。

への降水を起源とする飲用に適した日量約450～680万³mにも及ぶ豊富な湧水⁵が発生している。特に北麓及び西麓に発生する湧水は、降水とともに、裾野を弧状に取り巻く富士五湖・忍野八海・白糸ノ滝などの一群の湖沼・湧水地・滝を形成している。

森林限界を成す標高約2,500m付近は富士山の五合目⁶に当たり、それより上方の区域には火山荒原、下方の区域には標高に応じて樹種の異なる森林が展開している。火山荒原を中心とする高山帯(2,500m以上)は、夏の高湿乾燥及び冬の極度な低温により絶えず移動する不安定な火山砂礫に覆われているため、多様な植物の生育には厳しい環境となっており、オンタデ・フジハタザオ等の高山植物が見られるのみである。その下方にシラビソ・コメツガ等の針葉樹の自然林を中心とする亜高山帯(2,500m～1,600m)が展開し、さらに下方の山地帯(1,600m～900m)には、適正に管理されたヒノキ等の人工林の間にブナ・ミズナラ等の広葉樹の自然林が混交する。

2. a. 1. iii 文化的特質—『信仰の対象』及び『芸術の源泉』—

上記のような火山としての自然環境を持つ富士山は、古来、山岳をはじめ自然物に対する信仰の伝統を持っていた日本人に深く畏敬の念を抱かせ、日本の様々な宗教・宗派の枠を超えて『信仰の対象』とされてきた。

富士山では、まず山麓から富士山を遥かに仰ぎ見て崇拝する「遥拝」の行為が始まった。さらに、富士山は、噴火の沈静化に伴い、日本古来の山岳信仰と外来の仏教とが融合して形成された修験道⁷の「修行」⁸の道場となり、多くの修行者(修験者)が山中にて修行を行い、山頂への「登拝」を行うようになった。やがて、修験者のみならず、修験者に導かれた一般の道者⁹が山頂を目指すようになり、17世紀以降は富士山信仰集団の一つである「富士講」が隆盛したのに伴い、数多くの富士講信者¹⁰が登拝を行った。そのため、山域及び山麓周辺に神社及び仏教関連の施設が建立されるとともに、登山道・神社・山小屋等の諸施設が整備されるようになり、それらを運営し道者・富士講信者の登拝活動を支援する機構が確立した。同時に、火山活動により形成された山麓の風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝などを霊地と見なし、それらを巡礼する宗教活動も活発化した。

道者・富士講信者にとって、標高約2,500m付近の森林限界より上方の山域は「焼山」又は「ハゲ山」と呼ばれ、神聖な地域又は人間にとっての他界(死後世界)であると捉えられていた。特に、北麓の吉田口を拠点とする富士講信者は、森林地帯を「木山」又は「深山」、地域住民による資源利用のため草原となった地帯を「草山」又は「カヤ原」と呼び習わし、俗界である「草山」と死の世界である「焼山」を往復することにより、この世の罪と穢れを消すことができるという富士登拝の思想と富士山の景観構造とを関連付けて認識するようになった。さらに、山麓に広く見られる湖沼・湧水地・滝は、登山前に水に浸かって身を清める

⁴ 溶岩樹型;溶岩樹型は、溶岩が流れ下る際に樹木を取り込んで固化し、燃え尽きた樹幹の跡が空洞として遺存した洞穴である。溶岩樹型については、構成資産21・22の記述を参照されたい。

⁵ 湧水;富士山麓の湧水のうち、顕著なものとして、南麓の柿田川(日量約100万³m)、湧玉池(日量14万³m)、西麓の白糸ノ滝(日量15万～16万³m)、猪之頭湧水群(日量合計12万³m)、北麓の忍野八海などがある。

⁶ 富士山五合目;富士山の山麓から山頂に至る登山道を概ね標高に基づき10に分割した5番目の地点。五合目は、登山道ごとに異なるが、標高約2,400～2,500mの地点を指す。五合目は、特に天上と地上との境界に当たるとの理解に基づき、「天地之境(てんちのさかい)」と呼ばれてきた。

⁷ 修験道;日本古来の神道に基づく山岳信仰及び中国から伝来した密教・道教(神仙思想)の習合の下に形成された日本固有の宗教。修験道における修行者を修験者と呼ぶ。彼らは、悟りを得ることを目的として、山岳に籠もり、厳しい修行を積んだ。

⁸ 修行;日本の山岳信仰における修行は、一般的に霊山の山中に籠り、瞑想を行うこと、肉体的苦痛又は危険を伴う行為を行うことを指す。特に富士山信仰においては、これらに加え、「登拝」が重要なものとして位置付けられた。また、富士講の開祖とされる長谷川角行は、風穴内において1,000日間の立行を行い、さらに、心身を清めるために富士山周辺の湖沼・滝を巡り、水行を行ったと伝えられる。富士講信者は、角行に倣って湖沼・滝を巡り、水行を行った。

⁹ 道者;一般的には、信仰に係る登山者・巡礼者の総称である。富士山の「道者」には、17世紀以降の大都市江戸に普及した富士講所属の「道者」及び修験者に導かれた「道者」の2種類がある。本推薦書では、富士講所属の「道者」を「富士講信者」と呼び、富士講が普及する以前の「道者」及び南麓の村山浅間神社の修験者に導かれた「道者」などの富士講と関係しない信仰登山者と区別することとする。

¹⁰ 富士講信者;本推薦書では、特に富士講に所属する「道者」を指す。

「水垢離」と呼ぶ水行の行為に最適の場所とされ、特に富士五湖を含む8つの湖沼を順に巡って行う水行の行為は「八海巡り」と呼ばれて多くの富士講信者に浸透した。

また、冬季の雪を戴いた富士山の形姿をはじめ、周辺の湖沼の沿岸及び海岸から展望される富士山の荘厳な形姿は、時代を超えて多くの人々に賞賛され、様々な芸術・創作活動に対する意欲を掻き立てることにより、『芸術の源泉』としての性質を持ち続けた。特に、富士山の斜面勾配は、標高約1,500mの地点を境として山頂に向かうに従って増加しており、標高1,500m以上の優美な曲線を描く稜線が絵画等の芸術作品の対象とされることが多い。このような山域の上方に当たる範囲は、各登山道における山域の神聖性に関する境界の一つである「馬返」¹¹の標高以上の範囲とほぼ一致している。

2. a. 2 資産の構成

資産は、表1-1に示すとおり、計25の構成資産から成る。また、構成資産の一つである「富士山域」には、山頂の信仰遺跡群及び登山道等の計9つの構成要素が含まれる。

これらの一群の構成資産及び構成要素は、図2-4及び表2-1に示すとおり、富士山が持つ『信仰の対象』又は『芸術の源泉』のいずれかの性質を充たしており、富士山が①「富士山信仰」という山岳に対する固有の文化的伝統の証拠であること、②数多の芸術作品の中でも顕著な普遍的意義を持つ図像との直接的・有形的な関連性を持つこと、③その結果、世界的な「名山」として神聖で荘厳な山岳の景観の類型の顕著な事例であることを証明するのに十分な範囲を包括している。

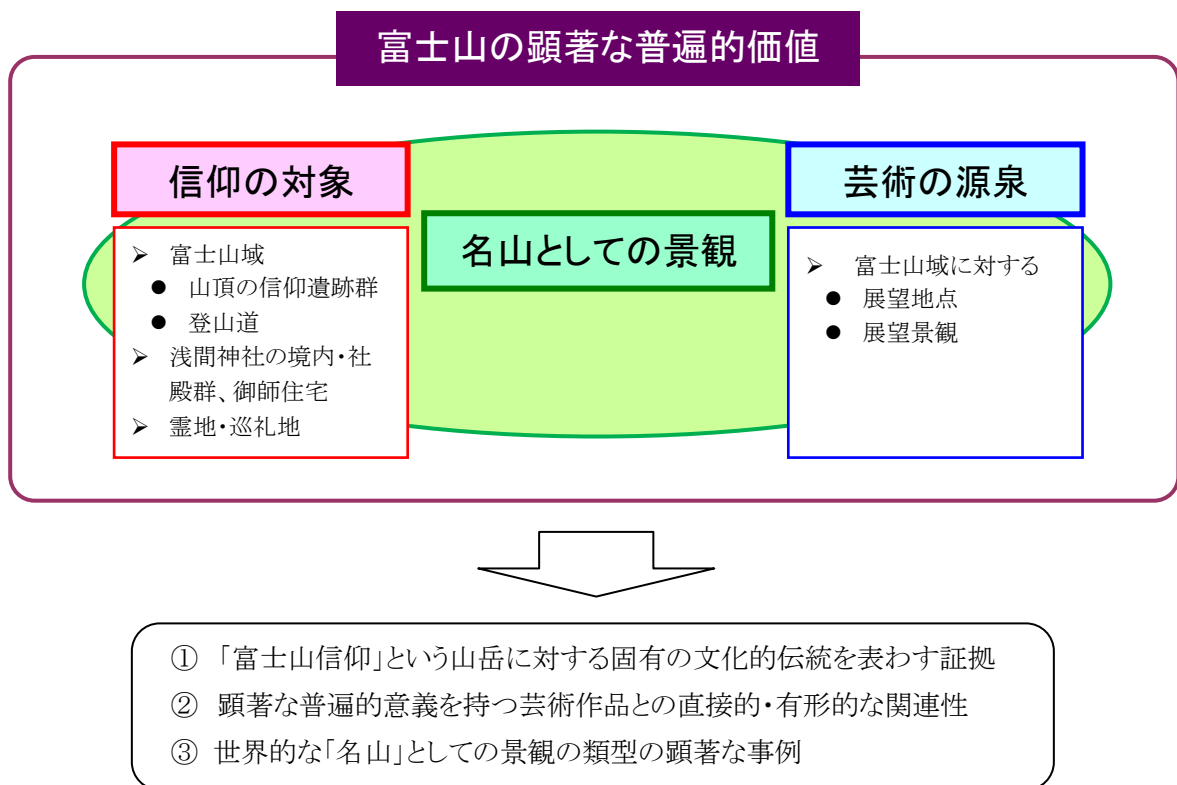


図2-4 富士山の顕著な普遍的価値の概念図

¹¹ 馬返; 登拝において、馬を用いることが許された限界の地点で、これより上方の区域が神聖なる山域であると考えられていた。登拝活動の最盛期に当たる18～19世紀前半の「馬返」の位置は、概ね標高1,500mの位置に一致している。

表2-1 構成資産及び構成要素の一覧並びに富士山が持つ2つの性質に基づくそれらの分類

No.	構成資産(1~25) 構成要素(1-1~1-9)	『信仰の対象』 としての性質	『芸術の源泉』 としての性質
1	富士山城	○	○
	1-1 山頂の信仰遺跡群	○	
	1-2 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)	○	
	1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	○	
	1-4 須走口登山道	○	
	1-5 吉田口登山道	○	
	1-6 北口本宮富士浅間神社	○	
	1-7 西湖	○	
	1-8 精進湖	○	
	1-9 本栖湖	○	○
2	富士山本宮浅間大社	○	
3	山宮浅間神社	○	
4	村山浅間神社	○	
5	須山浅間神社	○	
6	富士浅間神社(須走浅間神社)	○	
7	河口浅間神社	○	
8	富士御室浅間神社	○	
9	御師住宅(旧外川家住宅)	○	
10	御師住宅(小佐野家住宅)	○	
11	山中湖	○	
12	河口湖	○	
13	忍野八海(出口池)	○	
14	忍野八海(お釜池)	○	
15	忍野八海(底抜池)	○	
16	忍野八海(銚子池)	○	
17	忍野八海(湧池)	○	
18	忍野八海(濁池)	○	
19	忍野八海(鏡池)	○	
20	忍野八海(菖蒲池)	○	
21	船津胎内樹型	○	
22	吉田胎内樹型	○	
23	人穴富士講遺跡	○	
24	白糸ノ滝	○	
25	三保松原		○

2. a. 3. 『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づく構成資産及び構成要素の区分

2. a. 2 において述べたように、計25の構成資産及び構成資産1に含まれる9つの構成要素は、富士山が持つ『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面に基づき、それぞれ「登拝・巡礼の場」及び「展望地点・展望景観」の観点により2つの分野に大別することができる(6ページ;図-2-4、7ページ;表2-1を参照されたい。)

そのうち、前者については、各構成資産及び構成要素の性質に基づき、さらに3つの小分野として、(a)馬返より上方の富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、(b)山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、(c)霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝にそれぞれ区分することができる。

構成資産及び構成要素の2つの分野への大別及び3つの小分野への区分については、以下に示すとおりである。

2. a. 3. i 『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」

(a)馬返より上方の富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道

『信仰の対象』としての富士山城(構成資産 1)の範囲は、その神聖性を表す境界の一つである「馬返」より上方に当たり、標高約1,500m以上の区域に相当する。特に、人間にとっての他界、すなわち死後の世界であるとされた森林限界より上方の区域のうち、富士山本宮浅間大社の境内である八合目¹²以上の区域については、強い神聖性を持つ区域として認識されてきた。

富士山城には、山頂部の火口壁に沿って点在する信仰遺跡群(構成要素 1-1)、山麓の浅間神社の境内を起点として山頂へと通ずる複数の登山道(構成要素 1-2~1-5)が含まれる。また、登山道の沿道に所在する山小屋等の道者・富士講信者による登拝・修行等を支援するための施設及び富士山信仰の証として彼らが建立した石碑等の石造物が含まれる。

登山道の中には、古く12世紀に末代上人¹³の修行活動を契機として拓かれたと考えられる南側の大宮・村山口登山道(構成要素 1-2)があるほか、『廻国雑記』¹⁴の1486年の条に記された南東側の須山口登山道(構成要素 1-3)、1384年の紀年銘のある懸仏¹⁵が七合目において出土した東側の須走口登山道(構成要素 1-4)がある。また、北側の吉田口登山道(構成要素 1-5)は富士講信者の登山本道とされ、18世紀後半以降には最も多くの道者・富士講信者によって利用された登山道である。

登山道沿いの主要な地点には、小祠・石碑などのほか、道者・富士講信者又は登山者の宿泊所である小屋又は石室などが設けられている。それらは、登山道を含め、富士山に独特の登拝の機構を示す不可欠の要素となっている。

山頂に至った道者・富士講信者は、仏教の曼荼羅に描く仏の世界に擬して、山頂の火口壁に沿って聳えるいくつかの小高い頂部に命名を行い、それらの頂部を巡拝する「お鉢めぐり」と呼ぶ行為を行った。この行為は多くの登山者によって現在も行われており、その舞台となる山頂の信仰遺跡群(構成要素 1-1)は、登山道とともに富士山に独特の登拝の機構を示す不可欠の要素となっている。

以上のように、馬返より上方に当たる富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道の範囲は、『信仰の対象』としての富士山の重要性を十分に示している。

1 富士山城

1-1 山頂の信仰遺跡群

1-2 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)

¹² 富士山八合目;富士山の山麓から山頂に至る登山道を概ね標高に基づき10に分割した8番目の地点。八合目は、登山道ごとに異なるが、標高約3,200~3,375mの地点を指す。

¹³ 末代上人;修験道の修行僧である末代上人は、12世紀後半に編纂された日本の歴史書である『本朝世紀』に記されている。

¹⁴ 廻国雑記:京都の聖護院門跡道興准后が、1486年から1487年にかけて北陸・関東・奥州を遊歴したときの紀行歌文集である。

¹⁵ 懸仏:銅などの円板上に神像・仏像の半肉彫りの鑄像を付け、内陣にかけて拝んだもの。

1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)

1-4 須走口登山道

1-5 吉田口登山道

(b) 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅

古来、火山活動を繰り返す富士山は、山麓から山頂を仰ぎ見て崇拜する「遥拝」の対象とされてきた。現存する浅間神社のうちのいくつかについては、日本神話¹⁶の時代に富士山への遥拝地点とされた場所に建立されたと社伝に記されている。特に、本殿が存在せず、富士山への展望の軸線を重視する山宮浅間神社(構成資産 3)の境内の地割は、古くからの富士山に対する「遥拝」の祭祀の在り方を反映しているものと考えられている。

その後、8世紀末期から噴火活動が活発化したため、京都に拠点を置いた律令国家政府は、9世紀前半に富士山を御神体とする浅間神社を南麓に建立した。また、9世紀後半には、北麓においても噴火を鎮めるための神社が祀られるようになった。これらはそれぞれ富士山本宮浅間大社(構成資産 2)、河口浅間神社(構成資産 7)の起源となる神社であろうと考えられている。

11世紀後半の噴火を最後に火山活動が休止期に入ると、日本古来の神道に基づく山岳信仰及び中国から伝来した密教・道教(神仙思想)の習合の下に形成された修験道の修行者(修験者)が、富士山城において修行活動を活発に開始し、彼らの拠点が後に村山浅間神社(構成資産 4)及び富士御室浅間神社(構成資産 8)へと発展していった。

さらに登拝活動が大衆化するのに伴って、須山浅間神社(構成資産 5)及び富士浅間神社(須走浅間神社)(構成資産 6)など、登山口の起点に建立された浅間神社も発展をとげた。

また、吉田口登山道の起点には、富士講信者のために富士登拝の仲立ち及び宿泊の世話をを行った御師の住宅(構成資産 9・10)が建ち、登拝前の参詣の場として北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)の境内が整えられた。これらの神社及び御師住宅は、徳川幕府の拠点であった大都市江戸の庶民の間において富士講が大いに流行した18世紀後半～19世紀の様子を今日によく伝えている。

以上のように、浅間神社境内・御師住宅の範囲は、『信仰の対象』としての富士山の重要性を十分に示している。

- 1-6 北口本宮富士浅間神社
- 2 富士山本宮浅間大社
- 3 山宮浅間神社
- 4 村山浅間神社
- 5 須山浅間神社
- 6 富士浅間神社(須走浅間神社)
- 7 河口浅間神社
- 8 富士御室浅間神社
- 9 御師住宅(旧外川家住宅)
- 10 御師住宅(小佐野家住宅)

¹⁶ 日本神話;『古事記』、『日本書紀』などの8世紀に編纂された日本の歴史書には、それ以前の国家形成に関する伝承が神話として描かれている。

(c) 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝

18世紀後半以降、富士講は爆発的に流行し、その信者は山頂を目指して富士山に登拝するのみならず、かつて長谷川角行とその弟子が修行を行ったとされる山麓の風穴(構成資産 23)、溶岩樹型(構成資産 21・22)、湖沼(構成要素 1-7～1-9、構成資産 11・12)、湧水地(構成資産 13～20)、滝(構成資産 24)などを巡礼し、それぞれの場所で修行を行った。特に、富士講の先導者である先達¹⁷となる人々は、必ずそのような巡礼・修行を行った。

富士講の開祖とされる長谷川角行は、16世紀後半から17世紀半ばにかけて、人穴(人穴富士講遺跡内)(構成資産 23)に籠もって角材の木口の上に立ち続けるなどの苦行を行うとともに、富士五湖を含む山麓の8つの湖沼(構成要素 1-7～1-9、構成資産 11・12)及び白糸ノ滝(構成資産 24)においても「水垢離」などの水行を行ったとされている。後の富士講信者の中には、これらの場所へ参詣し、開祖に倣って修行を行う者も登場した。また、これらの修行の対象となった場所には、長谷川角行が行ったとされる八海修行に準えて、「富士山根元八湖」の名の下に忍野地域の8つの小さな湧水地を巡って行う水行の場とされた忍野八海(構成資産 13～20)をはじめ、彼が浅間大神¹⁸を祀ったとの伝承が残る船津胎内樹型(構成資産 21)及び吉田胎内樹型(構成資産 22)など、特定の富士講の信者にとって重要な霊地・巡礼地とされた湧水地・溶岩樹型も含まれる。

以上のように、霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝の範囲は、富士山の『信仰の対象』としての富士山の重要性を十分に示している。

- 1-7 西湖
- 1-8 精進湖
- 1-9 本栖湖
- 11 山中湖
- 12 河口湖
- 13 忍野八海(出口池)
- 14 忍野八海(お釜池)
- 15 忍野八海(底抜池)
- 16 忍野八海(銚子池)
- 17 忍野八海(湧池)
- 18 忍野八海(濁池)
- 19 忍野八海(鏡池)
- 20 忍野八海(菖蒲池)
- 21 船津胎内樹型
- 22 吉田胎内樹型
- 23 人穴富士講遺跡
- 24 白糸ノ滝

¹⁷ 先達;富士講においては、御師が、先導者である道者に対して先達となる資格を与えた。御師は、夏季に富士講信者が登拝を行うのに当たり、宿泊・食事の準備をはじめ一切の世話をを行うとともに、日常は富士山信仰の布教活動及び祈禱を行うことを生業とした。これに対し、先達は、登拝の際に富士講信者を山頂へと先導するほか、お焚き上げなどの宗教行為において中心的な役割を担った。数多くの登拝経験はもちろんのこと、八海巡りなどの厳しい修行を積まなければ先達になることはできなかった。

¹⁸ 浅間大神;繰り返す噴火を鎮めるために、8世紀後半以降、富士山そのもの又は富士山に鎮座する神を浅間大神として祀った。特に18世紀から19世紀前半にかけて富士講が流行すると、その信者の多くは木花開耶姫を浅間大神の化身又は富士山の祭神と見做した。

2. a. 3. ii 『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」

富士山城(構成資産 1)の北西隅に当たり、本栖湖(構成要素 1-9)の西北岸に位置する中ノ倉峠は、複数回にわたって日本の紙幣の図様に採用された写真¹⁹の撮影地点である。また、駿河湾の西岸に位置する三保松原(構成資産 25)は、マツが叢生する海浜の景勝地であり、富士山を描いた浮世絵などの絵画の典型的な構図にも必ず含まれる。したがって、これらの2箇所は、ともに富士山に対する代表的な展望地点として重要である。

特に本栖湖(構成要素 1-9)の西北岸に位置する中ノ倉峠からの富士山城(構成資産 1)の展望景観については、広々とした湖面を前景として、豊かな山麓の樹叢を含む中景から山頂へと至る遠景の全体を富士山城(構成資産 1)として資産の範囲に含めている。

以上のように、富士山城に対する代表的な2つの展望地点及びそこから展望景観の範囲は、展望・観賞の行為を通じた『芸術の源泉』の側面からの富士山の重要性を十分に示している。

- 1 富士山城
- 1-9 本栖湖
- 25 三保松原

¹⁹ 日本紙幣の写真;本栖湖西北岸の中ノ倉峠から本栖湖及び富士山城を被写体とする岡田紅陽(1895～1972)の写真は、日本の紙幣である千円札又は五千円札の図様として何度も用いられた。写真3-8、3-9を参照されたい。

2. a. 4 各構成資産の説明

構成資産 1. 富士山城

説明

富士山城は、『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の双方の側面から、富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

富士山城(構成資産 1)は、富士山が持つ神聖性の境界の一つである「馬返」より上方の標高約1,500m以上の区域に当たる。それは、顕著な普遍的意義を持つ芸術作品の源泉となった2つの展望地点から、山頂及びその左右への稜線の広がりを見望できる範囲を中心として、富士山の形姿を視認する上で不足のない範囲を占める。

五合目付近の標高約2,500mの森林限界より上方の区域は、神聖な区域又は人間にとっての他界(死後の世界)であると捉えられ、道者・富士講信者によって「焼山」又は「ハゲ山」と呼ばれてきた。

そのうち、八合目以上(標高約3,200～3,375m以上)の区域については、1779年以降、富士山本宮浅間大社の境内地であるとされてきた。それは、山頂に存在する噴火口(内院)の底部に浅間大神が鎮座するとの考え方に基づき、その底部とほぼ同じ標高に当たる八合目から山頂までの区域が最も神聖性の高い区域と考えられてきたからである。

富士山城(構成資産 1)には、富士山の『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の両側面から顕著な普遍的価値を表す9つの構成要素(1-1～1-9)が含まれる。

法的保護、修理・整備の経緯

- 1911年 1868年成立の明治政府が定めた御料林²⁰のうち、山梨県側の森林の大部分が山梨県に下賜され、県有財産としての森林の管理経営が始まった。
- 1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により山梨県側の区域が名勝として仮指定²¹された。
- 1926年 本栖湖西北岸の中ノ倉峠からの富士山城に対する展望景観の一部を成す「富士山原始林」が、史蹟名勝天然記念物保存法の下に、天然記念物として指定された。
- 1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園²²に指定された。
- 1947年 林政統一により、御料林が廃止され、国有林野として管理経営されることとなった。
- 1951年 国有林野の管理経営に関する法律が制定された。
- 1952年 史蹟名勝天然記念物保存法による名勝としての仮指定が解除され、新たに文化財保護法の下に名勝として指定された。
- 1952年 名勝の指定地が、特別名勝として指定された。
- 1966年 特別名勝の指定地が拡大された。
- 1969年 国が大沢崩れ²³に対する砂防事業に着手した。砂防事業は、南西斜面において現在もなお継続中である。
- 1996年 国、山梨県・静岡県が台風による森林の風倒被害に対する対策に着手した。この事業は、現在もなお継続中である。
- 2010年 文化財保護法の下に、天然記念物の指定地が拡大及び名称変更された。

²⁰ 御料林;皇室財産としての森林を指す。富士山においては、徳川幕府の管理していた「御林」が、官有林を経て、1889年に御料林となった。

²¹ 仮指定;1917年制定の史蹟名勝天然記念物保存法においては、文部大臣が史蹟名勝天然記念物に指定すべき土地について、その保護が指定に先行して必要とされる場合には、地方長官(現在の都道府県知事)が仮指定することができることとされていた。

²² 富士箱根国立公園;1955年に伊豆地域が編入され、現在名である「富士箱根伊豆国立公園」に改められた。

²³ 大沢崩れ;約1,000年前より継続する富士山城の西面の大沢川源頭部(山頂直下～標高約2,200m付近)における土砂の大規模な崩壊地。

2011年 文化財保護法の下に、大宮・村山口登山道、須山口登山道、須走口登山道及び吉田口登山道を除く八合目以上の山域、吉田口登山道の八合目以下の区域、並びに北口本宮富士浅間神社の境内が史跡として指定された。

2011年 文化財保護法の下に、西湖、精進湖、本栖湖が名勝として指定された。

2012年 文化財保護法の下に、大宮・村山口登山道、須山口登山道、須走口登山道の全域及び吉田口登山道の八合目以上の区域が史跡として追加指定された(2011年11月18日に文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して史跡に追加指定するよう答申した。これに基づき、2012年2月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成要素 1-1. 山頂の信仰遺跡群

説明

富士山域(構成資産 1)に含まれる山頂の信仰遺跡群は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成要素である。

富士山の山頂部には、火口壁に沿って、神社の社殿をはじめ、複数の富士山信仰に関連する一群の場所及び施設が分布する。

富士山への信仰登山が開始されると、それまでの修験道の影響の下に、山頂部において寺院の造営又は仏像などの奉納が行われるようになり、山頂部における宗教行為が体系化されていった。道者・富士講信者は、一般的に山頂周辺において「御来迎」(ご来光)²⁴を拝むとともに、噴火口底部の「内院」に鎮座する浅間大神及びその本地仏²⁵である大日如来などの神仏を拝して賽銭(散銭)を捧げ、火口壁の周囲のいくつかの小高い頂部(剣ヶ峰、三島ヶ嶽、駒ヶ岳、浅間岳、成就岳、伊豆岳、大日岳、久須志岳、白山岳)を仏教の曼荼羅に描く仏の世界に擬して「お鉢めぐり」と呼ぶ巡拝の行為を行った。その巡拝路の途上では、道者・富士講信者は、山頂部の井戸である「金明水」及び「銀明水」にて湧水を汲み、東安河原及び剣ヶ峰の麓などの小祠に安置された仏像に参拝を行った。

山頂部の富士山信仰に関連する一群の場所・施設は、12世紀の修行僧の末代上人により建立されたものを起源とするとしている。その後、山頂部では経典²⁶・懸仏²⁷・仏像²⁸等の埋納・奉納が行われたほか、火口部に当たる「内院」への散銭も行われた。また、遅くとも17世紀には、大宮・村山口登山道の山頂部に大日堂(現在は富士山本宮浅間大社の奥宮が所在する。)が、吉田口・須走口登山道の山頂部に薬師堂(現在の久須志神社)が、それぞれ造営された。

1868年に明治政府が発した神仏分離令に基づき、1874年に山頂の仏教的施設及び仏像が撤去された。また、仏の名に因んで命名された山頂の各頂部の名称も変更され、大日堂などの寺院は神社へと改変された。しかし、山頂部に対する人々の信仰自体が変化することはなかった。

現在も、山頂の随所に石碑・仏像等が残されており、神聖な領域と見なされた各頂部及び内院を望む拝所(村山大宮拝所、須山拝所、吉田須走拝所)には、それぞれ鳥居が建立されている。特に、山頂において「御来迎(ご来光)」を拝むことをはじめ、「お鉢めぐり」と称して山頂の火口壁の頂部を巡ることは、現代の多くの登山者も行っており、これらの行為を通じて富士山信仰の核心が現代に確実に継承されている。

法的保護、修理・整備の経緯

²⁴ 御来迎(ご来光);山中で発生するブロッケン現象で、仏の来迎であると見なされた。また、山頂からの日の出は、後に「ご来光」と呼ばれるようになった。

²⁵ 本地仏;仏教が興隆した時代に表れた神仏習合思想(本地垂迹説)によると、日本の神々は、実は様々な仏教に基づく仏が化身として日本の地に現れた権現であるとされた。

²⁶ 経典;山頂において発見された経典のうち、最古のものは12世紀末期～13世紀前半に属すると推定されている。

²⁷ 懸仏;山頂において発見された懸仏のうち、最古のものには1482年の紀年銘がある。

²⁸ 仏像;19世紀の地誌である『甲斐国志草稿』において、富士山頂の山小屋に安置されていた可能性があるで紹介された仏像と同一の規模及び造像紀年銘(1303年)を持つ仏像(個人蔵)が、現在、山梨県立博物館に保管されている。

- 1924年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により山梨県側の区域が名勝として仮指定された。
- 1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。
- 1952年 史蹟名勝天然紀念物保存法による名勝としての仮指定が解除され、新たに文化財保護法の下に名勝として指定された。
- 1952年 名勝の指定地が、特別名勝として指定された。
- 2011年 文化財保護法の下に、山頂部などの区域が史跡として指定された。

構成要素 1-2. 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)

説明

大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成要素である。

大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)(構成要素 1-2)は、富士山南西麓の富士山本宮浅間大社(構成資産 2)を起点とし、村山浅間神社(構成資産 4)(興法寺)を経て、山頂の南側へと達する登山道である。

富士山の南麓からの登山は、12世紀の修行僧であった末代上人の活動を発端として始まったとされ、14世紀初頭には修験者による組織的な登山が行われるようになったとされている。

17世紀～19世紀後半には、「村山三坊」²⁹と呼ばれた3つの有力な坊院が村山浅間神社(興法寺)及び登山道の管理を行い、それらの坊院等に所属する修験者が登山道等を利用して修行を行った。また、一般庶民の登拝も始まり、その様子は16世紀の作品である『絹本著色富士曼荼羅図』(英語版39ページ、写真2-3)をはじめとする多くの絵図にも描かれた。

3つの坊院のうちの一つである「大鏡坊」に残された18世紀後半～19世紀初頭の記録によると、平年における道者の数は数百名であったが、富士山出現伝説³⁰に関連して60年に1回の記念の年とされる「御縁年」には約2,000人にも及んだという。

また、大宮・村山口登山道は、1860年に英国公使オールコック(1809～1892)が外国人として最初の富士登山を行った道としても知られる。

1906年には、大宮から村山を経由せずに現在の六合目(標高2,600m)へと至る新道が開設されたため、旧道の部分は登山道としての機能を失った。この区間については、現在、一部を除き、元の登山道の位置及び宗教施設跡について推定することが困難な状況にある。また、1970年に標高2,400mの地点まで自動車道が開通し、それ以降は自動車道を利用した登山が行われるようになった。現在は五合目から山頂までの登山道の区間を「富士宮口登山道」と呼称しているが、そのうち、大宮・村山口登山道としての資産の範囲は六合目から山頂までの区間である。この区間の沿道には現在も複数の山小屋が存在し、宿泊所として機能している。

頂上付近の登山道沿いにおいては、18世紀の頃から12年ごとに訪れる申年³¹に富士山近隣の集落の人々が鳥居を奉納し、建立する習慣が始まり、今もなお継続的に行われている。

法的保護、修理・整備の経緯

- 1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。
- 1947年 林政統一により、御料林が廃止され、国有林野として管理経営されることとなった。
- 1951年 国有林野の管理経営に関する法律が制定された。

²⁹ 村山三坊;その推定位置については、図2-32を参照されたい。

³⁰ 富士山出現伝説;孝安天皇在位92年(紀元前300年頃か?)に富士山が一夜にして出現したとされる伝説で、13世紀以降に普及した。その年を起点として、60年に一度訪れる同じ干支の年を「御縁年」として重視する風習が、15世紀頃から始まったとされている。特に1800年及び1860年の「御縁年」には、多くの道者・富士講信者で賑わったことが記録されている。

³¹ 申年;12年に一度訪れる申年も、富士山出現の年と同じ干支の年に当たるため、重視されていた。

1952年 文化財保護法の下に、名勝として指定された。

1952年 名勝の指定地が、特別名勝として指定された。

2012年 文化財保護法の下に、史跡として指定された(2011年11月18日に文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して史跡に追加指定するよう答申した。これに基づき、2012年2月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成要素 1-3. 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)

説明

須山口登山道(現在の御殿場口登山道)は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成要素である。

須山口登山道(現在の御殿場口登山道)(構成要素 1-3)は、富士山の南東麓に位置する須山浅間神社(構成資産 5)を起点とし、山頂の南東部へと至る登山道である。

その起源は明確ではないが、15世紀末期の『廻国雜記』には「すはま口」という記述が見られ、須山口登山道を指すものと考えられている。1707年には、登山道の至近の位置において宝永噴火³²が発生したため、壊滅的な被害を受けた。その後、部分的に経路が変更され、登山道の全体が復興したのは1780年のことであった。

登山道及び山頂部の井戸である銀明水は、須山浅間神社及びその所在地である須山村(現裾野市須山)により管理されてきた。登山道沿いの随所には、村山浅間神社(興法寺)の修験者によって使われた行場・参拝所が残されているほか、一合目付近の登山道沿いには、登拝の際に道者が立ち寄ったとされる風穴の須山御胎内³³が存在する。

須山口登山道を使って登拝を行った道者の数については、1800年(御縁年)に約5,400人、1840年代前半に約1,700人、1860年(御縁年)に約3,600人であったとされている。

1883年には須山口登山道の二合八勺(標高2,050m)の地点に接続する御殿場口登山道が拓かれ、1889年には東海道本線が開通したことから、須山口登山道よりも御殿場口登山道の利便性が高まった。

さらに、1912年には須山口登山道の一部が陸軍演習場の区域に取り込まれて使用不可能となったため、須山口登山道による登拝活動は完全に衰退してしまった。

二合八勺(標高2,050m)より下方において、御殿場口登山道が設けられる以前の須山口登山道を確認できる区間はごく一部に限られている。須山口登山道としての資産の範囲は、現在、「御殿場口登山道」の名称の下に使用されている二合八勺以から頂上にかけての区間及び遊歩道として整備された須山口登山道の一合目付近(標高1,435m～1,690m)の区間の2箇所から成る。また、二合八勺の地点より上方の沿道には複数の山小屋が建てられており、その多くが現在も宿泊所として機能している。

法的保護、修理・整備の経緯

1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。

1947年 林政統一により、御料林が廃止され、国有林野として管理経営されることとなった。

1951年 国有林野の管理経営に関する法律が制定された。

1952年 文化財保護法の下に、名勝として指定された。

1952年 名勝の指定地が、特別名勝として指定された。

1966年 特別名勝の指定地が拡大された。

2012年 文化財保護法の下に、史跡として指定された(2011年11月18日に文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して史跡に追加指定するよう答申した。これに基づき、2012年2月頃に

³² 宝永噴火;1707年(宝永4年)に富士山の東南斜面において発生した噴火で、合計3つの火口が形成された。火山灰は、約100km離れた江戸の市中にまでもたらされた。宝永噴火は、現在に至る歴史上の最後の噴火である。

³³ 御胎内;御胎内に対する信仰の詳細については、構成資産21:船津胎内樹型及び22:吉田胎内樹型の説明を参照されたい。

文部科学省告示が行われる予定である。)

構成要素 1-4. 須走口登山道

説明

須走口登山道は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成要素である。

須走口登山道(構成要素 1-4)は、富士山東麓に位置する富士浅間神社(構成資産 6)を起点とし、須走口本八合目(標高約3,370m)において吉田口登山道(構成要素 1-5)と合流し、山頂の東部へと達する登山道である。

その起源は明確でないが、七合目(標高約2,925m)の沿道からは、富士山への奉納物として現存最古の事例である1384年の紀年銘を持つ懸仏が出土しているほか、『勝山記』³⁴の1500年の条には須走口登山道に道者が集中したとの記事が見られる。

遅くとも17世紀までには、富士浅間神社及びその所在地である須走村(現在の小山町須走)が山頂までの登山道の全区間を支配し、山頂部における散銭取得権³⁵の一部を獲得していた。しかし、18世紀になると、須走村は富士山本宮浅間大社(構成資産 2)との間で山頂部の権利を争うようになり、1703年及び1772年の2度にわたって徳川幕府に裁定を求めたところ、幕府から須走村の権利として認められた。

1707年の宝永噴火の際には、登山道のみならず富士浅間神社及び須走村は噴砂に覆われ壊滅した。しかし、翌年には徳川幕府の支援の下に復興を果たし、その後も多くの道者・富士講信者が登拝を行うようになった。18世紀後半には、江戸と富士山との間に所在する霊地・巡礼地が、須走口登山道とともに一連の巡礼経路に組み込まれたため、道者・富士講信者の数は年平均約1万人に達し、1800年の「御縁年」の年には23,700人にも及んだとされる。

1959年には、南麓から現在の五合目(標高約2,000m)まで、バスの通行可能な道路が完成した。それに伴い、五合目以下の区域における登山道の利用がほとんど見られなくなったため、現在では部分的に登山道の位置を確認することが不可能な区間が存在する。須走口登山道としての資産の範囲は、現在も利用されている五合目から山頂にかけての区間である。この区間の沿道には複数の山小屋が建てられており、それらの多くが現在も宿泊所として機能している。ほとんどの山小屋には、今もなお、富士講から奉納されたマネキ³⁶などの貴重な資料が残されている。

また、1979年には、五合目以下の登山道沿いに存在した複数の神社が、五合目の古御嶽神社に移築・合祀された。本六合目(標高約2,700m)付近の沿道には、道者・富士講信者の信仰を集めた風穴の御胎内が存在する。さらに九合目(標高約3,575m)の沿道には、18世紀初頭に存在したと考えられる富士浅間神社の末社としての迎久須志神社が存在するほか、日の出の遥拝所のひとつであった「日ノ見御前」と呼ばれる平坦部も存在する。

法的保護、修理・整備の経緯

1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。

1947年 林政統一により、御料林が廃止され、国有林野として管理経営されることとなった。

1951年 国有林野の管理経営に関する法律が制定された。

1952年 文化財保護法の下に、名勝として指定された。

1952年 名勝の指定地が、特別名勝として指定された。

³⁴ 勝山記;564年から1563年までの出来事が複数の人々によって書き継がれてきた記録で、富士山北麓における領主の行動、人々の生活、災害の様相などが綴られている。1814年に甲斐国(現在の山梨県)の総合地誌である『甲斐国志』が新たに編纂されたのに伴って、それまでの記録集が『勝山記』と命名された。

³⁵ 散銭取得権;山頂の噴火口へ投げ入れられた賽銭を回収する権利。

³⁶ マネキ;富士講の名前又は講印が記された板・布である。富士講信者は、登拝の過程で自講が通過したことを示すために、登山道沿いの小祠・山小屋にマネキを奉納した。付属資料2 A2-17ページ写真2-46を参照されたい。

1966年 特別名勝の指定地が拡大された。

2012年 文化財保護法の下に、史跡として指定された(2011年11月18日に文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して史跡に追加指定するよう答申した。これに基づき、2012年2月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成要素 1-5. 吉田口登山道

説明

吉田口登山道は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成要素である。

吉田口登山道(構成要素 1-5)は、北麓に位置する北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)を起点とし、富士山頂の東部へと達する登山道である。

吉田口登山道の二合目(標高約1,720m)は、12世紀後半の紀年銘を持つ神像が奉納されていた場所であると伝えられ、遅くとも13～14世紀には修験の拠点が形成されていたものと考えられる。『勝山記』の記事によると、15世紀後半には多くの道者が吉田口から登拝していたことが読み取れる。

16世紀から17世紀にかけて、長谷川角行が吉田口を利用して修行活動を展開したとされ、18世紀前半には富士講隆盛の礎を築いた食行身禄(1671～1733)が、入定³⁷に際して信者の登山本道を吉田口と定めた。そのため、富士講信者が次第に増加した18世紀後半以降には、他の登山道の合計数にも匹敵するほど多くの道者・富士講信者が吉田口登山道を経て山頂を目指した。

北口本宮富士浅間神社の境内には、吉田口登山道の起点としての登山門が所在するのをはじめ、馬による登山の上限の地点とされた馬返、富士御室浅間神社(構成要素 8)の本宮が存在した二合目、「木山」と「焼山」との境界である「天地之境」など、沿道の重要な地点には神聖な領域の境界であることを示す鳥居又はその跡が存在する。また、廃仏毀釈以前に大日如来が祀られていた一合目の鈴原社のほか、二合目の行者堂跡を中心とする信仰関連施設の痕跡など、吉田口登山道の沿道には富士山が神聖な山岳であることを道者・富士講信者に印象付ける複数の場所が存在した。道者・富士講信者は、登拝又は巡礼の達成を記念するとともに、富士講の先達などを供養・顕彰することを目的として、登山道の随所に石碑などの石造物を建立した。

沿道の自然的要素の中には、食行身禄が入定したと伝えられる七合五勺(現在の八合目)の烏帽子岩をはじめ、日蓮³⁸(1222～1282)が法華経を奉納したと伝えられる五合五勺の経ヶ岳、長谷川角行が修行を行った場所として伝えられる御座石、水を司る八大竜王が祀られている亀岩など、歴史的に重要な意味を持つものが存在する。五合目より下方の沿道には、三合目の中食堂をはじめとする道者・富士講信者のための休憩施設等の痕跡が残されているほか、五合目より上方の沿道には今なお宿泊所として機能している多くの山小屋が存在する。これらの山小屋には、富士講から奉納されたマネキ及び神像・仏像などの貴重な資料が残されている。

吉田口登山道は、現在では山麓から山頂まで徒歩によって登ることができる唯一の登山道であり、その全区間が資産の範囲に含まれている。また、現在もなお最も多くの登山者により利用されている登山道であり、富士講信者にとっての登山本道として利用されてきた伝統は確実に継承されている。

法的保護、修理・整備の経緯

1911年 1868年成立の明治政府が定めた御料林のうち、山梨県側の森林の大部分が山梨県に下賜され、県有財産としての森林の管理経営が始まった。

³⁷ 入定;衆生の救済を目的として、弥勒菩薩が下生するときまで生死の境界を超えて「即身成仏」すること。「即身成仏」とは、密教における宗教理想であり、現在生きている間に、生きている身体に即して成仏の境地に到達しようとするを指す。食行身禄は吉田口登山道七合五勺(現在の八合目)で即身成仏を目指し、そのまま臨終を迎えた。

³⁸ 日蓮;法華経を釈迦の正しい教えとして選んだ13世紀の仏教の僧。彼の開いた日蓮宗の教えは、関東地方の武士・商人・工人を中心に広まった。

- 1924年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。
- 1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。
- 1947年 林政統一により、御料林が廃止され、国有林野として管理経営されることとなった。
- 1951年 国有林野の管理経営に関する法律が制定された。
- 1952年 史蹟名勝天然紀念物保存法による名勝としての仮指定が解除され、新たに文化財保護法の下に名勝として指定された。
- 1952年 名勝の指定地が、特別名勝として指定された。
- 1996年 山梨県が台風による森林の風倒被害に対する対策に着手した。事業は、現在もなお継続中である。
- 1998～2000年 吉田口登山道の馬返及び鈴原社が修復整備された。
- 2011年 文化財保護法の下に、吉田口登山道の八合目以下の区間が史跡として指定された。
- 2012年 文化財保護法の下に、吉田口登山道の八合目から山頂までの区間が史跡として追加指定地された(2011年11月18日に文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して史跡に追加指定するよう答申した。これに基づき、2012年2月頃に 文部科学省告示が行われる予定である。)

構成要素 1-6. 北口本宮富士浅間神社

説明

北口本宮富士浅間神社は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成要素である。

北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)は、富士講及び吉田の御師集団との密接な関係の下に発展した神社である。

富士山の浅間大神を崇拝するための遥拝所を起源とし、社伝には神社の創設が日本神話の時代にまで遡ると伝える。周辺一帯は、もともと地域の産土神を祀った諏訪神社を中心として、「諏訪森」と呼ぶ林地を成していたが、『勝山記』によると、1480年には富士山に対する鳥居が林地内に建立され、遅くとも16世紀中頃には浅間神社としての最初の社殿が建てられたことが知られる。その後、1561年には現在の東宮本殿、1594年には西宮本殿、1615年には中央の本殿が、それぞれ建立された。1730年代には、富士講の指導者であった村上光清(1682～1759)の寄進により、境内の建造物群の修復工事が行われ、現在見る境内の景観の基礎が完成した。上記の3つの本殿、及び拝殿・幣殿、随神門、各末社等は、この時に新築又は修理されたものである。

富士山を目指す富士講信者は、御師住宅を出発した後、まず北口本宮富士浅間神社に参詣する。神社の鳥居をくぐって境内に入ると、スギ・ヒノキの巨木に覆われた参道を本殿に向かって進む。参道の両側には石燈籠が立ち並び、参道の半ば付近には仏教施設の遺構である仁王門の礎石が残存している。参道の終端付近には、境内を横切るように小川が流れており、道者・富士講信者はこの流れで水垢離を行った。石橋を渡ると、木造では日本最大級とされる大鳥居が建つ。この鳥居は浅間神社の鳥居というよりも、富士山の鳥居であるとされ、1480年に最初に建立された鳥居を代々建て替えてきたものである。神社の入口である随神門を抜けると、正面に神楽殿が建つ。毎年7月1日に登山者の安全を祈願して行われる開山祭の際には、神楽殿を舞台として、本殿に向かって太々神楽が奉納される。

中央に位置する本殿は、一間社入母屋造の桧皮葺で、正面には唐破風付の向背を備え、正面及び側面には挿肘木の腰組により支える擬宝珠高欄付の切目縁が巡る。本殿の左右に位置する東宮本殿・西宮本殿は、ともに桧皮葺・一間社流造である。3つの本殿の各部には漆塗り及び極彩色が施されているほか、彫刻・金具が配されており、それぞれ建立年代の装飾的特色をよく表している。

19世紀後半までの北口本宮富士浅間神社では、吉田の御師集団が運営権を掌握しており、宮司及び禰宜等の神官は御師から選ばれた者が務めた。

西宮本殿の背後には登山門が建ち、この神社境内を起点として富士山頂まで吉田口登山道（構成資産 1-5）が延びている。富士講信者は、御師住宅から懸念仏³⁹を唱えつつ北口本宮富士浅間神社へと至り、神社の拝殿に昇って参拝した後、富士山頂を目指した。

富士山の登拝を開始する毎年の「開山日」は古くから毎年7月1日と定められ、北口本宮富士浅間神社では夏山の安全を祈願する神事が行われてきた。今日では、開山日の前日に当たる6月30日に盛大な開山パレード及び登山門の注連縄を切り落とす儀式が行われ、実質的な開山祭となっている。開山日以降、8月26日及び27日に山仕舞いの儀式として吉田の火祭が行われるまで、北口本宮富士浅間神社の境内は富士山の山頂を目指す多くの富士講信者で賑わう。

北口本宮富士浅間神社の境内地を中心に行われる吉田の火祭は、北口本宮富士浅間神社の祭礼であるとともに、境内に含まれる諏訪神社の祭礼でもある。8月26日には、諏訪神社の社殿の形姿を象徴する「明神神輿」及び赤富士を象った「御山神輿」が境内を出発し、御師集落内にある御旅所へと向かって町内を巡行する。神輿が御旅所に到着すると同時に町の随所に篝火が焚かれ、それに呼応するかのよう吉田口登山道の山小屋では一斉にタイマツに火が点される。吉田の火祭は、火山が生んだ自然との共生を重視する伝統の証として重要である。

法的保護、修理・整備の経緯

- 1907年 古社寺保存法の下に、東宮本殿が特別保護建造物として指定された。
- 1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。
- 1929年 国宝保存法⁴⁰の制定に伴い、東宮本殿が国宝として指定された。
- 1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。
- 1950年 文化財保護法の下に、東宮本殿が重要文化財として指定された。
- 1952年 史蹟名勝天然記念物保存法による名勝の仮指定が解除され、新たに文化財保護法の下に境内が名勝として指定された。
- 1952年 名勝の指定地が、特別名勝として指定された。
- 1952年 東宮本殿の屋根修理等が行われた。
- 1953年 文化財保護法の下に、本殿及び西宮本殿が重要文化財として指定された。
- 1962～1963年 西宮本殿の解体修理工事が行われた。
- 1973～1974年 本殿、西宮本殿及び幣殿の部分修理工事が行われた。
- 1981～1982年 東宮本殿の部分修理工事が行われた。
- 1997年 本殿の部分修理工事が行われた。
- 2011年 文化財保護法の下に、北口本宮富士浅間神社の境内が史跡として指定された。

構成要素 1-7. 西湖

説明

西湖は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成要素である。

富士山の火山活動によって形成された堰止湖である本栖湖及び割（せ）の海に、9世紀の噴火によってさらに溶岩が流れ込み、現在の西湖（構成要素 1-7）が形成された。西湖を含め、富士山の北麓に弧状に点在する大きな5つの湖沼は、富士五湖と総称されている。

16世紀後半に長谷川角行が富士山麓の湖沼で水行を行ったとの伝承に基づき、富士講信者の間では山麓の8つの湖沼を巡って水行を行う「内八海巡り」の行法が定着した。16世紀後半に角行が自筆した

³⁹ 懸念仏；「サンゲ（懺悔）、サンゲ、六根清浄」という文句を指す。富士講信者は、俗世間での罪垢を取り除き、自らを清浄にすることを求めて、登拝の際に懸念仏を唱和した。

⁴⁰ 国宝保存法；同法附則第3項に基づき、古社寺保存法により特別保護建造物と定められた物件は国宝として指定された物件とみなされた。構成資産2についても同様である。

とされる文書には、角行自身が「八海水行」を行った湖沼の一つに、西湖が挙げられている。1733年の『三十一日の御巻』⁴¹においても、食行身禄は「内八海巡り」の巡礼地として8つの湖沼を挙げている。それらの中でも、いつの時代においても、変わらずに水行の場として巡礼の対象とされてきたのが西湖を含む富士五湖であった。

法的保護、修理・整備の経緯

1924年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。

1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。

1952年 西湖の名勝としての仮指定は解除された。

2011年 文化財保護法の下に、名勝として指定された。

構成要素 1-8. 精進湖

説明

精進湖は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成要素である。

富士山の火山活動によって形成された堰止湖である本栖湖と剱(せ)の海に、9世紀の噴火でさらに溶岩が流れ込み、現在の精進湖(構成要素 1-8)の地形が形成された。精進湖を含め、富士山の北麓に弧状に点在する大きな5つの湖沼は、富士五湖と総称されている。

16世紀後半に長谷川角行が富士山麓の湖沼で水行を行ったとの伝承に基づき、富士講信者の間では山麓の8つの湖沼を巡って水行を行う「内八海巡り」の行法が定着した。16世紀後半に角行が自筆したとされる文書には、角行自身が「八海水行」を行った湖沼の一つに、精進湖が挙げられている。1733年の『三十一日の御巻』においても、食行身禄は「内八海巡り」の巡礼地として8つの湖沼を挙げている。それらの中でも、いつの時代においても、変わらずに水行の場として巡礼の対象とされてきたのが精進湖を含む富士五湖であった。

法的保護、修理・整備の経緯

1924年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。

1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。

1952年 精進湖の名勝としての仮指定は解除された。

2011年 文化財保護法の下に、名勝として指定された。

構成要素 1-9. 本栖湖

説明

本栖湖は、『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の双方の側面から、富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成要素である。

本栖湖(構成要素 1-9)は富士山の火山活動によって形成された堰止湖であり、その風致景観は極めて優秀である。本栖湖を含め、富士山の北麓に弧状に点在する大きな5つの湖沼は、富士五湖と総称されている。

16世紀後半に長谷川角行が富士山麓の湖沼で水行を行ったとの伝承に基づき、富士講信者の間では山麓の8つの湖沼を巡って水行を行う「内八海巡り」の行法が定着した。16世紀後半に角行が自筆したとされる文書には、角行自身が「八海水行」を行った湖沼の一つに、本栖湖が挙げられている。1733年の『三十一日の御巻』においても、食行身禄は「内八海巡り」の巡礼地として8つの湖沼を挙げている。それらの中でも、いつの時代においても、変わらずに水行の場として巡礼の対象とされてきたのが本栖湖を含む富士五湖であった。

⁴¹ 『三十一日の御巻』; 1733年に吉田口登山道の烏帽子岩において食行身禄が断食行を行った際に口述した内容を、弟子である田辺十郎右衛門がまとめた文書である。

また、富士五湖の中でも、本栖湖は特に優秀な風致景観を誇ることから、多くの芸術作品の源泉ともなってきた。富士山は、プロ又はアマチュアを問わず、多くの写真家に愛され、撮影の対象とされてきたが、その中でも生涯にわたり富士山を追い続けた岡田紅陽(1895～1972)は、1935年に本栖湖西北岸の中ノ倉峠から湖面に映える「逆さ富士」の写真を撮影した。それは『湖畔の春』と名付けられ、1984年には五千円札、2004年には千円札の紙幣の図様として、それぞれ使用された。

富士山の裾野が本栖湖岸にまで広がる中ノ倉峠からの展望景観は、『湖畔の春』として撮影された写真画像とほとんど変わることなく今日に継承されている。

法的保護、修理・整備の経緯

1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。

1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。

1952年 本栖湖の名勝としての仮指定は解除された。

2011年 文化財保護法の下に、名勝として指定された。

構成資産 2. 富士山本宮浅間大社

説明

富士山本宮浅間大社は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

富士山本宮浅間大社(構成資産 2)は、富士山火口部の底部を居処とする浅間大神を遥拝し、その噴火を鎮めることを目的として創建された神社である。国内各地に数多く勧請された浅間神社の総本宮であるとされており、今日、日本の東部を中心に広く信仰の対象となっている。

社伝によると、9世紀初頭に、富士山に近い位置に遥拝所として存在した山宮浅間神社(構成資産 3)から、現在の地に分祀したとされており、古くから富士山南麓における中心的な神社であったことが知られる。9世紀中頃に京都の朝廷は富士山本宮浅間大社に従三位の神階を与え、これを順次高めていくことにより浅間大神を慰撫し、富士山の噴火を鎮めようとした。また、『吾妻鏡』⁴²は、1223年に富士山本宮浅間大社の社殿が造営されたと伝える。

その後、15世紀頃に富士山への登拝が盛んとなるにつれて、富士山本宮浅間大社は村山浅間神社(構成資産 4)(興法寺)とともに大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)(構成要素 1-2)の起点となり、境内の周辺に道者の宿坊が建設されるようになった。

また、各時代の権力者とのつながりも深く、特に徳川幕府の強力な庇護の下に社殿・境内の整備が行われた。1606年には、徳川家康(1542～1616)⁴³の庇護の下に、現在の本殿等の建造物が造営された。本殿は日本国内では他に類例のない「浅間造り」と呼ばれる2層構造の特殊な形式を持ち、丹塗りが施されている。初層は桁行5間、梁間4間の寄棟造、2層目は三間社流造である。屋根は初層・2層ともに桧皮葺で、組物には極彩色が施されている。1670年当時の境内を描いたとされる古絵図には、現在と同じ配置の下に鳥居、参道、鏡池及びそれに架かる輪橋(太鼓橋)、楼門、拝殿、本殿、末社等が描かれている⁴⁴。この絵図には神仏分離令以前に存在した仏教施設も描かれており、境内における発掘調査により、その遺構の一部が確認された。

登拝活動が拡大・活発化し、富士山中における山役銭⁴⁵及び登山道の支配等に係る諸権利が設定されるようになったのに伴い、1609年には徳川幕府により山頂部における富士山本宮浅間大社の散銭取得権が優先的に認められた。これを足がかりとして、富士山本宮浅間大社は山頂部の管理・支配を行うよ

⁴² 吾妻鏡; 12～13世紀の事項について記した史書。

⁴³ 徳川家康; 約150年間の戦乱期を治め、1603年に江戸において統一政権として徳川幕府を開いた人物。

⁴⁴ 古絵図の描写; 現存する絵図は、1708年の写しである。本殿・拝殿・楼門・末社などについては形姿が描かれているが、幣殿については文字で位置のみが示されている。また、20世紀初頭に、この絵図とほぼ同位置に廻廊・透塀が建設された。

⁴⁵ 山役銭; 入山料のこと。

うになり、1779年には幕府の裁許に基づき八合目以上の支配権が認められた。1877年頃には明治政府が八合目以上の土地をいったん国有地と定めたが、1974年の最高裁判所の判決に基づき、2004年には富士山本宮浅間大社に返還された。

富士山本宮浅間大社の境内には、富士山の湧水を水源とする湧玉池が存在する。社叢に覆われた境内北半部の丘陵地は富士山の溶岩流の末端部に当たり、そこから湧き出す豊かな水が湧玉池を潤している。富士山本宮浅間大社は、富士山の噴火を湧水によって鎮めるという考え方及び富士山を聖なる水源の山として崇めるという考え方に基づき、1日平均14万 m^3 にも及ぶ豊富な湧水量を誇る湧玉池のほとりに建立されたとする説が有力である。16世紀に製作された『絹本著色富士曼荼羅図』をはじめとする複数の絵図には、富士山本宮浅間大社に参拝した道者が、湧玉池の上池において水垢離を行い、富士山へと向かった様子が描かれている。(図-2-59)

湧玉池での水垢離は1920～1930年代まで継続的に行われてきたが、現在は行われていない。しかし、境内には、今もなお湧玉池の湧水を聖なる水として利用する人が見られるほか、1670年当時の境内を描いた古絵図に湧水を司る神社として示された水屋神社が存在し、毎年7月には五穀豊穡を祈願して「御田植祭」が行われるなど、富士山の湧水の恵みに感謝する伝統が確実に継承されている。

法的保護、修理・整備の経緯

- 1907年 古社寺保存法の下に、本殿が特別保護建造物として指定された。
- 1922～1926年 本殿解体修理のほか、拝殿・楼門等の補修、透塀の造営が行われた。
- 1929年 国宝保存法の制定に伴い、本殿が国宝として指定された。
- 1933～1934年 楼門の修理が行われた。
- 1936年 袖廊・廻廊が追加的に建造された。
- 1944年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、湧玉池が天然記念物として指定された。
- 1950年 文化財保護法の制定に伴い、本殿が重要文化財として指定された。
- 1951～1952年 本殿の屋根修理等が行われた。
- 1952年 文化財保護法の下に、湧玉池が特別天然記念物として指定された。
- 1966年 本殿の屋根修理等が行われた。
- 1969～1970年 本殿の屋根修理等が行われた。
- 1987～1988年 本殿の屋根修理等を含む部分補修が行われた。
- 2005年 本殿の屋根修理等が行われた。
- 2011年 文化財保護法の下に、富士山本宮浅間大社の境内の一部が史蹟として指定された。
- 2012年 文化財保護法の下に、富士山本宮浅間大社の境内の一部が史蹟として追加指定された(2011年11月18日に文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して史蹟に追加指定するよう答申した。これに基づき、2012年2月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成資産 3. 山宮浅間神社

説明

山宮浅間神社は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

富士山本宮浅間大社(構成資産 2)の社伝によれば、山宮浅間神社(構成資産 3)は富士山本宮浅間大社の前身であるとされている。

山宮浅間神社では、本殿に相当する建築が参道の終端付近に存在せず、富士山の方向に展望の軸を合わせた位置に祭壇又は石列の区画から成る遥拝所を設けるなど、独特の境内の地割が見られる。このような地割は、富士山に対する遥拝を主軸とする古式の祭祀の在り方を示しているものと推定されている。また、遥拝所の位置は、約2,000年前の溶岩流の末端部に当たり、植生の回復が遅かったものと考えられる。そこは、社叢に覆われた参道より約10mも高く溶岩流が露出する地形となっており、富士山に

対する眺望も良好であったことから、遥拝を祭祀の主軸とする山宮浅間神社の適地とみなされたものと考えられている。

社伝によると、山宮浅間神社が現在の地に設けられたのは古く日本神話の時代であったとするが、その正確な年代は不詳である。境内における発掘調査の成果によると、神事に使用されたものと推定される12～15世紀の土器が複数片出土しているほか、歴史資料⁴⁶によると1551年には神社の存在したことが確認できる。

また、1577年の『富士大宮御神事帳』にも山宮浅間神社に関する記述が見られ、遅くとも16世紀後半までには、富士山本宮浅間大社と山宮浅間神社との間において、「山宮御神幸」と呼ぶ浅間大神の渡御に係る儀式が始められていたものと考えられている。この儀式は、毎年4月及び11月に、浅間大神の宿った鉾を持つ富士山本宮浅間大社の神職らが、富士山本宮浅間大社と山宮浅間神社との間を往復する神事であった。富士山本宮浅間大社及び山宮浅間神社の境内には、そのような神事に際して浅間大神を休めるために鉾を立てた「鉾立石」と呼ばれる基礎の石が計3基残されている。また、神職らの着席位置を示す遥拝所の石列、境内唯一の建築物である籠屋も、かつての神事において重要な役割を果たした施設である。この神事は1874年まで継続的に行われていたが、現在では行われていない(付属資料2 A2-4ページを参照されたい)。

なお、「山宮御神幸」に使用された行路を「御神幸道」と呼び、その沿道には1691年に距離を表示するための一群の石碑が建立された。現在、「御神幸道」の全体の正確な行路については明確でないが、出発点である富士山本宮浅間大社境内に残された御神幸道の首標以外に、沿道に当たる4箇所には石碑が残されている。これらの4基の石碑については、遺存状況が断片的であることから、資産の範囲ではなく緩衝地帯の範囲に含めている。

法的保護、修理・整備の経緯

2011年 文化財保護法の下に、山宮浅間神社の境内が史跡として指定された。

構成資産 4. 村山浅間神社

説明

村山浅間神社は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

村山浅間神社(構成資産 4)は、12世紀の修行僧である末代上人によって創建されたとされ、神仏習合の宗教施設として興法寺と呼ばれていた。

御神木であるスギの巨木を含め、鬱蒼たる社叢に覆われた境内には、鳥居、参道の奥に位置する社殿、その東側に位置する興法寺の堂宇としての大日堂、修験道の儀式に使用された護摩壇、道者が利用した水垢離場が含まれる。また、境内において実施した発掘調査では、16世紀に遡る敷地造成面及び17世紀以降の建物跡が確認された。なお、現在の大日堂には、1259年の紀年銘を持つ大日如来をはじめ、修験道に關係する仏像などが安置されている。

14世紀初頭には、興法寺の僧侶であった頼尊が富士山における修験者を組織化したため、興法寺はその中心地として発展した。

15～16世紀になると、修験者に導かれた一般の道者の登拝も増加し、その様子が16世紀の製作とされる『絹本著色富士曼荼羅図』にも描かれた。この図によると、道者は社殿への参拝を行い、水垢離を行った後に、興法寺の西側にかつて存在したとされる登山道を経て、富士山へと向かったことが知られる。

14世紀以降に興法寺が組織化した道者の多くは、富士山より西方の地域から登拝・巡礼に訪れた人々であった。それは、興法寺が当時の修験道の中心的寺院であった京都の聖護院と密接な関係を持ってい

⁴⁶ 山宮浅間神社の存在を記す歴史資料;富士山南麓の東海地方における16世紀の有力封建領主であった今川義元(1519～1560)が、1551年に発給した朱印状(朱印が押された命令文書;『旧大鏡坊富士氏文書』に含まれる)に山宮浅間神社に係る神職の役職名が記述されている。

たからだとされている。

1868年の明治政府による神仏分離令に基づき興法寺は廃止され、村山浅間神社及び大日堂に分離された。また、大日堂の北東の位置に所在し、末代上人を祀った堂宇についても、その祭神が変更されたほか、境内の北端付近へと移築されてしまった。さらに、1872年には修験道も禁止され、ほとんどの修験者は還俗⁴⁷した。ただし、一部の修験者の活動は、1940年代まで継続的に行われていた。

法的保護、修理・整備の経緯

2011年 文化財保護法の下に、村山浅間神社の境内地が史跡として指定された。

2012年 文化財保護法の下に、村山浅間神社の境内の一部が史跡として追加指定された(2012年9月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成資産 5. 須山浅間神社

説明

須山浅間神社は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

富士山の南東麓に位置する須山浅間神社(構成資産 5)は、須山口登山道(構成資産 1-3)の起点となる神社である。

鳥居・参道等を含む境内の全体は、御神木とされたスギを含め一群のスギの巨木に覆われており、神聖な雰囲気に含まれている。

覆屋内に所在する現在の本殿は1823年に再建されたものであるが、社伝によると神社の創設は日本神話の時代にまで遡るとされ、社殿に残る棟札によると遅くとも1524年には存在していたことが推測できる。また、本殿に向かって右側の覆屋内に所在する古宮神社は、その名称及び17世紀のものと推定される梁の形状から、須山浅間神社の旧本殿であると推測されている。

『廻国雑記』の1486年の条に須山口登山道に関する記事が見られること、16世紀前半にこの地域を支配した有力封建領主の武田氏が須山浅間神社に太刀・具足・馬を奉納した際の寄進状が残されていることなどから、須山浅間神社は富士山東南麓における有力な神社であったと考えられ、東南麓からの富士山への登拝に重要な位置を占めていたことが知られる。

1707年に発生した宝永噴火によって被災した須山口登山道が、1780年に本格的な復興を遂げると、富士山よりも東側を中心とする地域から多くの道者が須山浅間神社に立ち寄るようになった。なお、1883年に御殿場口登山道が拓かれたことなどにより(1-3 須山口登山道の記述を参照されたい。)、須山浅間神社を訪れる道者は次第に減少し、現在に至っている。

法的保護、修理・整備の経緯

2011年 文化財保護法の下に、須山浅間神社の境内が史跡として指定された。

2011年 拝殿・幣殿の改築が開始された。

構成資産 6. 富士浅間神社(須走浅間神社)

説明

富士浅間神社(須走浅間神社)は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

富士山の東麓に位置する富士浅間神社(須走浅間神社)(構成資産 6)は、須走口登山道(構成要素 1-4)の起点となる神社である。

社伝によると、社殿の造営は9世紀初頭にまで遡るものとされている。

16世紀には、この地域を支配した有力封建領主の武田氏の庇護の下に、富士浅間神社(須走浅間神

⁴⁷ 還俗;僧侶であった者が、戒律を堅持する僧侶であることを捨て、在俗者・俗人に戻ることを指す。

社)は山頂部における散銭取得権の一部を獲得した。『勝山記』の1500年の条には、須走口登山道に道者が集中したとの記事が見られ、富士山への東麓からの登拝に富士浅間神社が重要な位置を占めていたことが知られる。

1707年に発生した宝永噴火により、富士浅間神社(須走浅間神社)の本殿は崩壊したが、1718年に再建された。それ以降に製作された絵図によると、御神木を含むスギの巨木などの社叢に覆われた境内には、現在と同様の配置・構造の下に、鳥居、参道、「神門」と呼ばれる楼門が一行に建ち、その奥に拝殿・幣殿・本殿が建ち並んでいたことが知られる。2009年の本殿の修理に当たっては、1718年以降の修築痕跡が随所に認められたが、いずれの修築に当たっても、1718年の再建時における部材の一部が継続的に使用されてきたことが明らかとなった。

18世紀後半以降には、富士山より東側の地域から多くの道者が富士浅間神社を訪れるようになった。また、須走口登山道を下山路として利用することが多かった富士講信者も、富士浅間神社に多く立ち寄るようになった。

現在、登山道へと連続する参道の両側には、主として20世紀前半に富士講信者が寄進した約70基もの石碑等の石造物が残されている。それらの中には、最高899回の登拝回数達成を記念して建立されたものをはじめ、後に東京の富士塚(附属資料2 A2-95ページを参照されたい。)から移転したものなども含まれている。

法的保護、修理・整備の経緯

2009年 本殿の解体修理、参道の修理が行われた。

2011年 文化財保護法の下に、富士浅間神社(須走浅間神社)の境内が史跡として指定された。

構成資産 7. 河口浅間神社

説明

河口浅間神社は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

『日本三代実録』⁴⁸には、864～866年に起こった噴火を契機として、865年に富士山北麓に浅間神社が建立されたと記されている。19世紀の『甲斐国志』⁴⁹の記述によると、この神社が現在の河口浅間神社(構成資産 7)であったことが知られる。『甲斐国志』によると、1606年に社殿が焼失したが、翌年に再建された。

参道を進み、大鳥居をくぐると、スギなどの御神木が立ち並ぶ神聖な空間となる。随神門を通り抜けると、7本のスギの巨木を含め、鬱蒼とした社叢に覆われて末社が建ち、中央に拝殿、その奥に本殿が建つ。

河口浅間神社を中心とする河口の地は、甲府盆地から続く官道の宿駅としての役割に加え、富士山の登拝が大衆化するのに伴って、16世紀以降は御師の集落としても発展を遂げた。しかし、その後、江戸の庶民に富士講が大流行し、それに伴って吉田御師が大きく隆盛したことにより、19世紀以降には河口の御師集落は衰退した。

しかし、その一方で、河口浅間神社では、現在もお富士山と密接な関係を持つ宗教行事が行われている。4月25日に開催される孫見祭では、同神社の祭神である木花開耶姫⁵⁰が、神社から孫の生まれた河口湖畔の産屋ヶ崎へと産着を持って神幸する。古くは、浅間大神の神霊を鎮めるために、河口湖畔の産屋ヶ崎の岩塊の上から富士山に向かって奉幣が行われたとされる。特に多くの道者で賑わった夏季には、河口浅間神社の境内において太々御神楽祭が行われ、参集する道者の祈願成就を目的として、御

⁴⁸ 日本三代実録;宇多天皇(867～931)の勅令に基づき、894年から901年にかけて編纂された日本の正史。

⁴⁹ 甲斐国志;1814年に編纂された甲斐国(山梨県)に関する総合的な地誌。

⁵⁰ 木花開耶姫;日本神話に登場する女神である。火中にて出産したことから「火の神」とされ、火山である富士山の祭神と見なされるようになった。多くの浅間神社においては、主祭神として祀られている。特に、18世紀から19世紀前半に富士講が流行すると、その信者の多くは木花開耶姫を浅間大神の化身又は富士山の祭神と見なすようになった。

師たちにより太々神楽が奉納された。現在、太々御神楽祭は毎年7月28日に行われている。また、孫見祭及び太々御神楽祭に際して河口の子ども達が拝殿において奉納する「稚児舞」は、いずれも太々神楽の巫女舞を源流としている。このような富士山の浅間大神に係る伝統的な芸能は、御師集落としての機能が失われた現在においてもなお河口の地に継承されている(付属資料2 A2-55ページを参照されたい。)

法的保護、修理・整備の経緯

1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。

1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。

1952年 河口浅間神社の境内の名勝としての仮指定は解除された。

2011年 文化財保護法の下に、河口浅間神社の境内地が史跡として指定された。

構成資産 8. 富士御室浅間神社

説明

富士御室浅間神社は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

富士山の北麓に位置する富士御室浅間神社(構成資産 8)は、本来の神社境内が存在する本宮(もとみや)及び移築後の社殿が現存する里宮(さとみや)の2箇所から成る。修験及び登拝等の富士山信仰の拠点としての意義を持つ吉田口登山道(構成要素 1-5)二合目の本宮の境内、及び後に本宮から河口湖畔の産土神の居処へと本殿が移築された現在の里宮の境内は、ともに富士御室浅間神社の境内として一体の価値を構成している。

『甲斐国志』によると、本宮は9世紀初頭に吉田口登山道の二合目に勧請されたとされている。

もともと富士山における修験道の拠点は西南麓に位置する村山浅間神社(構成資産 4)(興法寺)であったが、13～14世紀になると、北麓の二合目に当たる御室の地においても、山内の修験道の拠点として役行者堂が建立された。その後、御室の地には浅間神社及び寺院が建立され、吉田口登山道沿いにおける富士山信仰の重要な拠点として位置付けられるようになった。

『甲斐国志』によると、社殿の造営は1508年にまで遡る。二合目とは言え、富士山の山中という厳しい気候の条件下に所在したため、富士御室浅間神社(本宮)の社殿はたびたび破損した。社伝によると、12世紀末期から16世紀後半にかけて複数回にわたり修築が行われ、16世紀後半には、この地域の封建領主であった武田信玄(1521～1573)により大修理が行われたとされている。

現在、里宮に存在する富士御室浅間神社の本殿は、1612年に本宮の境内において再建されたものである。再建後の1698年、1867年にも修復が行われたが、二合目の本宮の地は冬季の参拝及び維持に困難を極めたことから、厳しい自然環境から恒久的に本殿を保護するため、1973～74年に河口湖畔の集落にほど近い現在の里宮の地に移築された。移築後の本宮本殿は、入母屋造一間社で、向背の正面に軒唐破風が付き、正面及び側面に縁を巡らして後端に脇障子が立つ。また、その周囲には、中門・翼廊・瑞垣が巡る。

里宮の境内はスギなどの樹木に覆われ、神聖で荘厳な空間を形成している。鳥居を起点として本殿に向かって参道が延び、随神門を抜けた区域には末社が建ち、さらにその奥に本殿及び付属施設である拝殿・幣殿が建つ。本殿は、後に拝殿・幣殿に連続して一体的に建造された覆屋により保護されている。

法的保護、修理・整備の経緯

1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。

1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。

1952年 富士御室浅間神社の境内の名勝としての仮指定は解除された。

1973～1974年 吉田口登山道二合目に存在した本宮の本殿が、河口湖畔の里宮の地に移築された。

1985年 文化財保護法の下に、本宮から里宮へと移築された本殿が重要文化財として指定された。

2011年 文化財保護法の下に、本宮及び里宮の2箇所から成る富士御室浅間神社の境内が史跡として指定された。

構成資産 9. 御師住宅(旧外川家住宅)

説明

御師住宅(旧外川家住宅)は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

資産には、旧外川家住宅(構成資産 9)及び小佐野家住宅(構成資産 10)の2つの御師住宅が含まれる。しかし、後者が1861年に再建された富士講最盛期における平面構成を現在に伝える事例であるのに対し、前者は1768年に建造され、遺存状況の良好な最古の御師住宅の貴重な事例である。したがって、両者はともに御師住宅の建造物及びその敷地の意匠・構造を表す代表的・典型的な事例である。

御師は、夏季に富士講信者が登拝を行うのに当たり、宿泊・食事の準備をはじめ一切の世話をを行うとともに、日常は富士山信仰の布教活動及び祈祷を行うことを生業とした。富士山の御師を代表する吉田の御師は、吉田口登山道(構成要素 1-5)の起点となる北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)の門前の地域において、南北方向の道路の左右に御師住宅が建ち並ぶ大規模な集落を形成した。

御師の屋敷は間口が狭く、奥に長い短冊状の地割を持つ。表通りから延びる導入路の途上には敷地内を横切る水路があり、その奥に住宅兼宿坊の機能を持つ主屋が建つ。

旧外川家住宅では、まず、先達に導かれて到着した富士講信者たちは、導入路を横切る水路において手足を清めた。その後に主屋へ到着すると、御師の導きにより、先達は式台玄関から、その他の富士講信者たちは庭に面する縁側から、それぞれ主屋の内部へと入った。式台玄関から奥へと客室が続き、主屋の奥に増築された離れ座敷には神殿が設けられている。離れ座敷を増築する以前には、主屋の最奥部に神殿の設けられた部屋が存在した。御師及び富士講信者たちは神殿の前に集まって拝礼の儀を行い、登拝の準備を行った。

1768年に建てられた旧外川家住宅は、現存する御師住宅の中でも最古の事例である。富士講の隆盛により、訪れる富士講信者の数が爆発的に増加したことに対応するため、旧外川家住宅では御縁年に当たる1860年の頃に離れ座敷が増築され、神殿が設けられた。

法的保護、修理・整備の経緯

1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。

1952年 旧外川家住宅の敷地の名勝としての仮指定は解除された。

2011年 文化財保護法の下に、重要文化財として指定された。

構成資産 10. 御師住宅(小佐野家住宅)

説明

御師住宅(小佐野家住宅)は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

資産には、小佐野家住宅(構成資産 10)及び旧外川家住宅(構成資産 9)の2つの御師住宅が含まれる。しかし、後者が1768年に建造され良好な状態で現存する最古の御師住宅の事例であるのに対し、前者は1861年に再建された富士講最盛期における平面構成を現在に伝える貴重な事例である。したがって、両者はともに御師住宅の建造物及びその敷地の意匠・構造を表す代表的・典型的な事例である。

御師は、夏季に富士講信者が登拝を行うのに当たり、宿泊・食事の準備をはじめ一切の世話をを行うとともに、日常は富士山信仰の布教活動及び祈祷を行うことを生業とした。富士山の御師を代表する吉田の御師は、吉田口登山道(構成要素 1-5)の起点となる北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)の門前の地域において、南北方向の道路の左右に御師住宅が建ち並ぶ大規模な集落を形成した。

御師の屋敷は間口が狭く、奥に長い短冊状の地割を持つ。表通りから延びる導入路の途上には敷地内を流れる水路があり、その奥に住宅兼宿坊の機能を持つ主屋が建つ。

小佐野家住宅では、まず、先達に導かれて到着した富士講信者たちは、導入路を横切る水路で手足を清めた。その後主屋へ到着すると、御師の導きにより、先達は式台玄関から、その他の富士講信者たちは庭に面する縁側から、それぞれ主屋の内部へと入った。式台玄関から奥へと客室が続き、主屋の最奥部には神殿が設けられている。御師と富士講信者たちは神殿の前に集まって拝礼の儀を行い、登拝の準備を行った。

小佐野家住宅の敷地内に残る門柱及び石燈籠は、小佐野家に関係の深い富士講から寄進されたものである。

小佐野家住宅が新築された1861年は、御師住宅の屋敷の地割及び建築の配置・構造等の様式が確立した頃に当たる。旧外川家住宅が遺存状況の良好な最古の御師住宅の貴重な事例であるのに対し、小佐野家住宅は富士講最盛期における御師住宅の典型的な事例である。

法的保護、修理・整備の経緯

- 1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。
- 1952年 旧小佐野家住宅の敷地の名勝としての仮指定は解除された。
- 1976年 文化財保護法の下に、重要文化財として指定された。
- 1979年 屋根の修理が行われた。
- 1996～1998年 腐朽した雨樋等の部材の取替修理が行われた。

構成資産 11. 山中湖

説明

山中湖は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

富士山の東北麓に位置する山中湖(構成資産 11)は、富士山の火山活動によって形成された堰止湖である。山中湖を含め、富士山の北麓に弧状に点在する大きな5つの湖沼は、富士五湖と総称されている。

16世紀後半に長谷川角行が富士山麓の湖沼で「水垢離」などの水行を行ったとの伝承に基づき、富士講信者の間では山麓の8つの湖沼を巡って水行を行う「内八海巡り」の行法が定着した。16世紀後半に角行が自筆したとされる文書には、角行自身が「八海水行」を行った湖沼の一つに、山中湖が挙げられている。1733年の『三十一日の御巻』においても、食行身禄は「内八海巡り」の巡礼地として8つの湖沼を挙げている。それらの中でも、その後のいつの時代においても変わらずに水行の場として巡礼の対象とされてきたのが山中湖を含む富士五湖であった。

法的保護、修理・整備の経緯

- 1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。
- 1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。
- 1952年 山中湖の名勝としての仮指定は解除された。
- 2011年 文化財保護法の下に、名勝として指定された。

構成資産 12. 河口湖

説明

河口湖は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

富士山の北麓に位置する河口湖(構成資産 12)は、富士山の火山活動によって形成された堰止湖である。河口湖を含め、富士山の北麓に弧状に点在する大きな5つの湖沼は、富士五湖と総称されている。

河口湖北岸の産屋ヶ崎は、河口浅間神社(構成資産 7)の孫見祭において、同神社の祭神である木花開耶姫が生誕した孫を見舞うために神幸する場所である。

16世紀後半に長谷川角行が富士山麓の湖沼で水行を行ったとの伝承に基づき、富士講信者の間では山麓の8つの湖沼を巡って水行を行う「内八海巡り」の行法が定着した。16世紀後半に角行が自筆したとされる文書には、角行自身が「八海水行」を行った湖沼の一つに、河口湖が挙げられている。1733年の『三十一日の御巻』においても、食行身禄は「内八海巡り」の巡礼地として8つの湖沼を挙げている。それらの中でも、いつの時代においても、変わらずに水行の場として巡礼の対象とされてきたのが河口湖を含む富士五湖であった。

法的保護、修理・整備の経緯

1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。

1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。

1952年 河口湖の名勝としての仮指定は解除された。

2011年 文化財保護法の下に、名勝として指定された。

構成資産 13. 忍野八海(出口池)、構成資産 14. 忍野八海(お釜池)、構成資産 15. 忍野八海(底抜池)、構成資産 16. 忍野八海(銚子池)、構成資産 17. 忍野八海(湧池)、構成資産 18. 忍野八海(濁池)、構成資産 19. 忍野八海(鏡池)、構成資産 20. 忍野八海(菖蒲池)

説明

忍野八海は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

富士山の北東麓に位置する忍野八海(構成資産 13~20)は、富士山の伏流水による8つの湧水から成り、それぞれ八大竜王⁵¹を祀る富士山信仰の巡拝地であった。

富士登拝を行う道者・富士講信者たちは、忍野八海の湧水により、自らの身の穢れを祓った。

16世紀後半に長谷川角行が富士山麓の湖沼で水行を行ったとの伝承にちなみ、1843年より、忍野八海においても、8つの小さな湧水を巡って水行を行う「富士山根元八湖」と呼ぶ巡礼が行われるようになった。それに伴い、富士講信者によって出口池(構成資産 13)から菖蒲池(構成資産 20)までを巡る道が整備されるとともに、各池の浚渫が行われ、八大竜王が祀られた。それ以後、忍野八海は、19世紀後半まで継続的に道者・富士講信者が訪れる巡礼地となった。道者・富士講信者は各湧水で水垢離を行い、翌日、富士登拝を行った。

法的保護、修理・整備の経緯

1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。

1934年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、天然記念物として指定された。

1952年 天然記念物忍野八海の名勝としての仮指定は解除された。

2012年 文化財保護法の下に、一部が天然記念物として追加指定され、一部が指定解除された(2012年9月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成資産 21. 船津胎内樹型

説明

船津胎内樹型は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

溶岩が流れ下る際に樹木を取り込んで固化し、燃えつきた樹幹の跡が空洞として遺存した洞穴を溶岩樹型と言う。そのうち、内部の形態が人間の内臓を刳り抜いた胎内に似たものが「御胎内」と呼ばれて信仰

⁵¹ 八大龍王;法華經に登場する護法神である。一般に、雨や水を司る神であるとされている。

の対象となり、「胎内巡り」と称して洞内を巡る信仰行為が行われるようになった。船津胎内樹型（構成資産 21）及び吉田胎内樹型（構成資産 22）は、その代表的な事例である。

両者は吉田口登山道（構成要素 1-5）に近接して存在したことから、多くの富士講信者によって重視され、2つの「御胎内」が一連の霊地として位置付けられた。胎内巡りを行う富士講信者は、登拝の前日に「御胎内」を訪れ、洞内を巡って身を清めた。その後、御師住宅に戻って、翌日の登拝に備えた。

17世紀の初め頃、長谷川角行が富士登拝を行った際に船津胎内樹型に含まれる溶岩樹型のうちの一つを発見し、その内部に浅間大神を祀ったとされる。さらに1673年には、村上光清（1682～1759）が現在の船津胎内樹型の中でも最も大規模な溶岩樹型を発見し、その内部に改めて浅間大神を勧請するとともに、入口付近に無戸室浅間神社の社殿を建立した。洞穴内には、浅間大神の化身であり、富士山の祭神である木花開耶姫が祀られている。

また、船津胎内樹型を含む溶岩樹型は、生命の起源となる母胎の臓器にも似ていることから、やがて安産祈願の対象ともなり、火山が生んだ造形における信仰行為の実践を通じて、人々の間に自然との共生を重視する伝統を育んだ。

法的保護、修理・整備の経緯

- 1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。
- 1929年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、天然記念物として指定された。
- 1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。
- 1952年 天然記念物船津胎内樹型の名勝としての仮指定は解除された。

構成資産 22. 吉田胎内樹型

説明

吉田胎内樹型は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

溶岩が流れ下る際に樹木を取り込んで固化し、燃えつきた樹幹の跡が空洞として遺存した洞穴を溶岩樹型と言う。そのうち、内部の形態が人間の内臓をくり抜いた胎内に似たものが「御胎内」と呼ばれて信仰の対象となり、「胎内巡り」と称して洞内を巡る信仰行為が行われるようになった。吉田胎内樹型（構成資産 22）及び船津胎内樹型（構成資産 21）は、その代表的な事例である。

両者は吉田口登山道（構成要素 1-5）に近接して存在したことから、多くの富士講信者によって重視され、一連の霊地として位置付けられた。胎内巡りを行う富士講信者は、登拝の前日に「御胎内」を訪れ、洞内を巡って身を清めた。その後、御師住宅に戻って、翌日の登拝に備えた。

富士山の北麓に位置する吉田胎内樹型は、1892年に富士講信者によって発見され、巡礼の場となった溶岩樹型である。洞穴内には、浅間大神の化身であり、富士山の祭神である木花開耶姫が祀られている。

また、吉田胎内樹型を含む溶岩樹型は、生命の起源となる母胎の臓器にも似ていることから、やがて安産祈願の対象ともなり、火山が生んだ造形における信仰行為の実践を通じて、人々の間に自然との共生を重視する伝統を育んだ。

法的保護、修理・整備の経緯

- 1924年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された。
- 1929年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、天然記念物として指定された。
- 1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。
- 1952年 天然記念物吉田胎内樹型の名勝としての仮指定は解除された。

構成資産 23. 人穴富士講遺跡

説明

人穴富士講遺跡は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

富士山の西麓に位置する人穴富士講遺跡(構成資産 23)は、長谷川角行が苦行の末に入滅したとされる風穴の「人穴」を中心として、その周辺に富士講信者が造立した約230基もの碑塔群が残されている遺跡である。

『吾妻鏡』⁵²には、鎌倉幕府2代将軍源頼家(1182～1204)の命令により、洞内を探検した武士が霊的な体験をしたことが記されており、早くも13世紀には人穴が「浅間大神の御在所」として神聖視されていたことが知られる。その後、この記事は浅間大神の霊験譚として説話化され、人穴の存在が広く知られるようになった。

富士講関連の古文書によれば、人穴は、16～17世紀に長谷川角行が洞内で角材の木口の上に1,000日の間立ち続けるなどの修行を行い、浅間大神の啓示を得た場所であるとされている。また、角行が人穴を「浄土(浄土門)」であると述べたとの伝承に基づき、人穴を参詣し、修行を行う熱心な富士講信者も現れた。人穴の内部には、角行を初代として、3代目及び4代目の弟子に当たる人物が奉納した1664年及び1673年の紀年銘を持つ石仏が残されている。富士講が隆盛期を迎えると、信者は角行、食行身禄、先達などを供養・顕彰したり、自らの登拝回数を記念したりするために、多くの石造碑塔を建立した。これらの一群の碑塔は富士講ごとにまとまった位置に建立されており、各講の勢威を示す意図がうかがえる。

現在、人穴への参詣者は見られるものの、富士講の組織及び活動は衰退してしまったため、1964年以降における新たな碑塔の建立は行われていない。

法的保護、修理・整備の経緯

1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。

2012年 文化財保護法の下に、史跡として指定された(2011年11月18日に文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して史跡に追加指定するよう答申した。これに基づき、2012年2月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成資産 24. 白糸ノ滝

説明

白糸ノ滝は、『信仰の対象』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産である。

富士山の南西麓に位置する白糸ノ滝(構成資産 24)は、富士山の湧水を水源とする滝である。その名称は、1日平均15～16万m³の湧水が数百条にも垂れ下がり、白糸が横に連なっているように見えることに由来する。

富士講関連の文書によれば、白糸ノ滝は長谷川角行が人穴での修行と並行して水行を行った場所であるとされ、富士講信者を中心に人々の巡礼・修行の場となった。富士講信者の描いた絵図からは、18世紀中頃の白糸ノ滝における修行の様子が知られるのみならず、現在もなお現地に遺存する石碑等を確認することができる(英語版220ページ、写真3-18を参照されたい。)

法的保護、修理・整備の経緯

1936年 国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された。

1936年 史蹟名勝天然記念物保存法の下に、名勝及び天然記念物として指定された。

構成資産 25. 三保松原

説明

三保松原は、『芸術の源泉』としての富士山の顕著な普遍的価値を証明する上で不可欠の構成資産で

⁵² 吾妻鏡; 1203年の条に、人穴に関する記事が見られる。

ある。

三保松原(構成資産 25)は、富士山頂の南西約45kmに位置し、駿河湾に臨んで豊かな松林に覆われた砂嘴である。砂嘴の総長は約7kmに及び、その上に約5万本のクロマツが約4.5kmにわたって叢生している。富士山と関わりがあるされる天女と地元の漁師との交流を描いた「羽衣伝説」⁵³の舞台として著名であり、特に「羽衣の松」の付近は海浜の松原越しに富士山の形姿を望む風致景観の優秀な場所として知られる。また、「羽衣の松」から9世紀の創建とされる御穂神社に至るまで、「神の道」と呼ばれる松並木が連続している。御穂神社の神事の際には、御神木である「羽衣の松」を目印として、海から来訪する神を迎え、その後に「神の道」を経て神社へと導く。

日本最古の詩歌集である『万葉集』(35ページの脚注を参照されたい。)が8世紀に編纂されて以降、三保松原は歌枕として数多の和歌の題材となった。また、その後には、「羽衣伝説」を題材として15世紀に制作されたとされる謡曲『羽衣』の舞台ともなり、富士山を仰ぎ見る場所として日本人に深い印象を与えた。19世紀後半になると、謡曲『羽衣』は海外にも伝えられ、イェーツ(1865～1939)及びパウンド(1885～1972)など西洋のモダニズムの作家の作品にも取り上げられた。それは、日本の伝統芸能である「能」が世界に広まる契機をもたらした。

さらに16世紀以降の絵画の分野においても、三保松原は富士山を描く際の典型的な構図に含まれる景勝地として認識されるようになり、歌川広重(1797～1858)等の絵画作品をはじめ、海外にも著名な芸術作品の視点場又は舞台として知られるようになった。

法的保護、修理・整備の経緯

1922年 史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、名勝として指定された。

1977年 名勝の指定地の一部が解除された。

1990年 隣接地が名勝として追加指定され、指定地の一部が解除された。

⁵³ 羽衣伝説; 白鳥処女説話(Swan maiden)の一種である。羽衣伝説は、日本の各地に伝わる。その中でも三保松原を舞台とする羽衣伝説は、地上に降りた天女が松の木に掛けた羽衣を漁師に奪われ、天上に帰ることができなくなったため、羽衣を返してもらい代わりに天人の舞いを見せ、その後に富士山の方向の天上に向かって帰っていくという筋書を持つ。「羽衣の松」は天女が羽衣を掛けたマツであるとされるが、現在のマツは樹齢などの関係から後代のものである。また、御穂神社には羽衣の断片とされる布の破片が伝えられている。

2. a. 5 構成資産及び構成要素、それらに含まれる要素の総括表

構成資産及び構成要素、両者に含まれる要素については、表2-2に示すとおりである。

表2-2 構成資産及び構成要素、それらに含まれる要素の総括

No.	構成資産 (Component Parts)	構成要素 (Constituent Elements)	要素(specific features)			
			自然的要素	歴史的要素	社会的要素	
1	富士山城	山頂の信仰遺跡群	内院、頂部(剣ヶ峰、三島ヶ嶽、駒ヶ岳、浅間岳、成就岳、伊豆岳、大日岳、久須志岳、白山岳)	富士山本宮浅間大社奥宮、久須志神社、金明水、銀明水、東安河原、拝所(村山大宮拝所、須山拝所、吉田須走拝所)、お鉢めぐりの巡拝路	-	
			大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)	登山道、鳥居(富士山信仰集団により奉納されたもの)	山小屋	
			須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	須山御胎内	登山道	山小屋
			須走口登山道	御胎内	登山道、懸仏出土場所(七合目)、古御嶽神社、迎久須志神社、日ノ見御前	山小屋
			吉田口登山道	御座石、鳥帽子岩、亀岩	登山道、登山門、馬返、鈴原社、富士御室浅間神社(本宮)、行者堂跡、中食堂、天地之境、経ヶ岳	山小屋
			北口本宮富士浅間神社	社叢(御神木含む)	本殿、東宮本殿、西宮本殿、拝殿、幣殿、神楽殿、諏訪神社、随神門、大鳥居、鳥居、仁王門礎石、参道	-
			西湖	湖沼	-	-
			精進湖	湖沼	-	-
			本栖湖	湖沼、中ノ倉峠	-	-
2	富士山本宮浅間大社	湧玉池、社叢	本殿、拝殿、幣殿、楼門、廻廊、透塀、鳥居、参道、末社(水屋神社他2)、鏡池、輪橋(太鼓橋)、御神幸道、御神幸道の首標、鉾立石、仏教施設跡	-		
3	山宮浅間神社	社叢	遥拝所(祭壇・石列含む)、参道、籠屋、鉾立石	-		
4	村山浅間神社	社叢(御神木含む)	社殿(本殿、拝殿、幣殿)、大日堂、高嶺総鎮守社、鳥居、参道、水垢離場、護摩壇、建物跡	-		
5	須山浅間神社	社叢(御神木含む)	本殿(覆屋含む)、古宮神社(覆屋含む)、鳥居、参道	-		
6	富士浅間神社(須走浅間神社)	社叢(御神木含む)	社殿(本殿、拝殿、幣殿)、楼門(神門)、鳥居、参道、富士講信者の石碑群	-		
7	河口浅間神社	社叢(御神木含む)	社殿(本殿、拝殿)、随神門、鳥居、参道	-		
8	富士御室浅間神社	社叢	社殿(里宮本殿、本宮本殿)、随神門、鳥居、参道	-		
9	御師住宅(旧外川家住宅)	-	導入路、水路、門、主屋、離れ座敷	-		
10	御師住宅(小佐野家住宅)	-	導入路、水路、主屋、門柱、燈籠	-		
11	山中湖	湖沼	-	-		
12	河口湖	湖沼、産屋ヶ崎	-	-		
13	忍野八海(出口池)	湧水	-	-		
14	忍野八海(お釜池)	湧水	-	-		
15	忍野八海(底抜池)	湧水	-	-		
16	忍野八海(銚子池)	湧水	-	-		
17	忍野八海(湧池)	湧水	-	-		
18	忍野八海(濁池)	湧水	-	-		
19	忍野八海(鏡池)	湧水	-	-		
20	忍野八海(菖蒲池)	湧水	-	-		
21	船津胎内樹型	御胎内	無戸室浅間神社	-		
22	吉田胎内樹型	御胎内	-	-		
23	人穴富士講遺跡	風穴	碑塔群、石仏	-		
24	白糸ノ滝	滝	-	-		
25	三保松原	マツ、砂浜	羽衣の松、御穂神社	-		

2. b 歴史と発展

2. b. 1 形姿の形成

富士山の原形は、およそ次のような3つの段階を経て形成された。①まず、2, 300万年前～500万年前に当たる新生代第三紀中新世の海底火山噴出物から成る地層の上に、約40万年～10万年前に現在の富士山の南麓に隣接する愛鷹山などの周辺の火山とともに「先小御岳火山」が形成され、これを覆うように標高約2, 500mの「小御岳火山」が形成された。②次いで、約10万年前には「小御岳火山」の麓に「古富士火山」が誕生し、爆発・噴火及び山体の崩壊を繰り返しつつ「小御岳火山」をほぼ覆い尽くし、標高3, 000mを越える火山として成長した。③さらに、約1万年前以降は、現在の「富士山(新富士火山)」が「古富士火山」の北西山腹付近から大量の溶岩を噴出し始め、やがて「古富士火山」を完全に覆い尽くすまでに成長した。こうして、約5, 600年前～3, 500年前までには、ほぼ現在の富士山の形姿が形成された。

山麓には、繰り返し流出した溶岩により、何層にもわたって溶岩層が堆積し、周辺には広大な成層火山の裾野が広がった。これらの溶岩流が到達した先端部の随所には、富士山への降水を起源とする多くの湧水が形成された。特に北麓の裾野においては、北側の山地との間の低地に湧水又は降水が溜まり、富士五湖、忍野八海をはじめとする湖沼・湧水地が形成された⁵⁴。また、溶岩層の内部には、溶岩が流れ下る際に空気又は地面に触れた順に外面から固化して形成された風穴をはじめ、燃え尽きた樹幹の跡が空洞となって遺存した溶岩樹型など、多数の洞穴が形成された。

山頂の火口部からの爆発的なマグマ噴火は2, 200年前を最後に起こっていないが、火口部の北北西から南南東の方向にかけて連続する一群の側火山が噴火を続け、1, 200年前から後には、少なくとも西暦781年、800～802年、864～866年、937年、999年、1033年、1083年、1435～1436年、1511年、1707年の計10時期にわたり、山域における噴火が確認されている。

2. b. 2 信仰心と芸術的創作活動の萌芽

上述したような噴火及び溶岩の流出を繰り返す富士山は、恐ろしくかつ神秘的な山であると考えられたため、古くから人々により仰ぎ見て崇拝する「遥拝」の対象として崇められてきた。

富士山麓においては、富士山に対する展望を意識して営まれた可能性のある集落遺跡、及び祭祀の場又は墳墓であったと考えられる配石遺構など、13, 000年前～14, 000年前に遡る考古学的遺跡⁵⁵が発見されている。

その後、日本の古代律令国家による統治体制がほぼ完成した8世紀後半以降は、繰り返す噴火を鎮めるために、富士山の火口底部に鎮座する神を「浅間大神」として祀り、富士山そのものを神聖視するようになった。富士山を望むことのできる位置に、富士山に対する遥拝所として浅間神社が建立され、国家の宗教政策の一環として位置付けられるようになった。律令国家は、富士山の噴火を鎮めるために、山頂部の噴火口底部を居処とする浅間大神に対して叙位を行い、次第に上位の位階を授けていった(付属資料2 A2-33ページを参照されたい)。

また、富士山の荘厳な形姿は、その周辺の良好な風致景観をも含め、芸術活動の対象とされるようになった。日本最古の詩歌集である『万葉集』⁵⁶及び日本最古の物語文学である『竹取物語』⁵⁷をはじめ、数多の

⁵⁴ 富士山麓における湖沼・湧水地;北麓の富士五湖及び忍野八海、南麓の富士山本宮浅間大社境内地に位置する湧玉池、東南麓の柿田川及び小浜池等がある。これらの湧水地のうち、富士山が持つ『信仰の対象』又は『芸術の源泉』のいずれかの性質を充たすものについては、構成資産又は構成要素として資産の範囲に含めた。

⁵⁵ 山麓の考古学的遺跡;約10, 000年以上も前の集落遺跡である史跡大鹿遺遺跡(静岡県富士宮市)、約4, 000年前の祭祀・集落遺跡である史跡千居遺跡(静岡県富士宮市)などがある。

⁵⁶ 万葉集;8世紀に編纂された日本に現存する最古の詩歌集である。山部赤人の「田子の浦ゆうち出でて見れば真白にそ富士の高嶺に雪は降りける」(巻3の18)、高橋虫麻呂の「富士の嶺(ね)を高み畏(かしこ)み天雲もい行きはばかりたなびくものを」(巻3の21)などが有名である。

⁵⁷ 竹取物語;9世紀後半に作成されたとされる物語文学である。光り輝く竹の中から現れ、竹取の翁の夫婦に育てられた「かぐや姫」の物語。物語の最終場面において、帝は天女となって月世界へと旅立ったかぐや姫を惜しみ、彼女が残した手紙を天上に最も近い富士山の頂上において焼くよう命じた。さらに、物語は、その煙が今も富士山頂からたなびいていると伝える。

和歌・物語などの文学の題材となったほか、現存するものとしては日本で最古の障子絵である『聖徳太子絵伝』⁵⁸をはじめ、数多くの絵画作品にも取り上げられるようになった(付属資料2 A2-69、70ページを参照されたい)。特に12世紀後半以降、日本の政治的中心地が京都から鎌倉へと移動し、これらの2つの都市を結び、富士山の南麓を通過する街道の往来が増加したことにより、富士山という荘厳な形姿を持つ成層火山に関する情報は多くの人々により記録され、その存在は広く日本全土に知れわたるようになった。

2. b. 3 修験道—日本古来の山岳信仰と外来宗教の習合—及びその普及

12世紀頃に噴火活動が沈静化したことにより、富士山は自然の山を信仰の対象とする日本古来の山岳信仰と中国から伝来した密教・道教(神仙思想)との習合の結果形成された修験道の道場となった。多くの修験者が山中に分け入り、浅間大神の霊力を獲得するために厳しい修行を行う山岳へと変化していった。

この時代に富士山中において修行を行った人物としては、数百度もの登山を行い、山頂に大日寺を建立したとされる末代上人が最も有名である。当時、外来の仏教に基づく「仏」は日本古来の「神」の姿となって現れるとされた神仏習合思想(本地垂迹説)⁵⁹が普及し、富士山の山頂部は「仏」が「神」の形となって現れる場所として認識された。その結果、山頂部は仏教に基づく大日如来が浅間大神(浅間大菩薩⁶⁰)の姿となって現れる場所であるとされ、山頂部へと到達することが重要な意味を持つようになった。

こうして、15～16世紀には修験者に引率された庶民の信仰登山が盛んとなり、富士山は登拝する山として広く知られるようになった。現在も利用されている登山道は、いずれも14～15世紀後半に原形が形成されたものと考えられている。この頃になると、登山道沿い及び起点となる南麓及び北麓の浅間神社とその周辺の地域において、大勢の道者のための宿泊等の支援施設が整い始めた。

2. b. 4 登拝の大衆化—富士講—

17世紀前半には、約150年にわたって継続した国内の戦乱状態が終息し、徳川幕府の下での治安が安定し、経済的な発展を基盤として、多くの庶民が富士山の登拝を目指すようになった。

そのような過程で、16～17世紀に富士山域及び「人穴」などの山麓の風穴において、角材の木口の上に1,000日の間、立ち続けるなどの苦行を行い、宗教的な覚醒を得たとされる長谷川角行は、江戸(現在の東京)の庶民を中心として、不老長寿及び無病息災を求める多くの人々の現世利益的な要求に応え、後に「富士講」と呼ばれるようになった富士山信仰の基盤的な組織を創始したとされる。

角行の精神は、代々の弟子たちに受け継がれ、そのうち、特に村上光清(1682～1759)及び食行身禄(1671～1733)が後の「富士講」の発展に大きく寄与した。当初、村上光清は山麓の浅間神社の社殿を修理するなど、食行身禄よりも大きな勢力を持っていた。しかし、食行身禄は、庶民の労苦を救い、世直しを行うとの理想を掲げ、吉田口登山道七合五勺の烏帽子岩において入定(宗教的自殺)を遂げたことから、多くの庶民の信心を集めるようになり、後に富士講の隆盛を招く契機をもたらした。食行身禄の教えは、次第に呪術性を脱却して、合理的な教義及び独自の実践的道德を持つものへと進化した。18世紀中頃には、「富士講」は庶民の間に広く浸透するようになったため、民衆の宗教的団結を警戒した徳川幕府は「富士講」の禁止令を発令するまでに至った。

道者・富士講信者は、宿坊を経営する神職の「御師」と固定的で継続的な関係を結ぶのが原則であった。登拝に当たっては、御師の家又は宿坊に宿泊し、祈祷及び宗教的指導を受け、湧水等で水垢離を行い、浅間神社に参拝した後に富士山の頂上を目指して出発した。登山道の沿道には茶屋又は山小屋が建てられ、多くの道者・富士講信者の活動を支える施設が体系的に整備されるようになった。

⁵⁸ 聖徳太子絵伝; 11世紀に、法隆寺東院絵殿(1993年に世界遺産一覧表に記載された「法隆寺地域の仏教建造物」の建造物の一つ。)の障子に描かれた絵画で、富士山の図像が描かれている。

⁵⁹ 本地垂迹説; 仏教が興隆した時代に表れた神仏習合思想の一つである。日本の神々は、実は仏教に基づく様々な仏が化身として日本の地に現れた権現であるとする考え方に基づく。

⁶⁰ 浅間大菩薩; 本地垂迹説において、大日如来の化身として富士山に現れる権現が浅間大神であると考えられ、菩薩号を付して浅間大菩薩と呼ばれた。

また、富士講においては、長谷川角行をはじめとする指導者の言動に倣い、富士山麓の風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝も修行の場とされた。こうして、富士山への登拝とともに周辺の霊地への巡礼が定着し、山の結界が開放される夏季の2ヶ月間に平均1～2万人の人々が信仰を目的として登山を行うようになった。

さらに、富士講信者は居住地近隣に富士山の人造縮小模型である「富士塚」を築造した。富士塚に登ることによって登拝を疑似的に体験することが可能となり、富士登拝と同様の御利益が得られるものと理解された。富士山を望むことのできる位置に築かれた多くの富士塚は、その頂上に登って遙かに富士山を崇拝する「遥拝所」としての機能をも持っていた(付属資料2 A2-95ページを参照されたい。)

2. b. 5 芸術作品の多様化とジャポニスム

芸術面においては、14～16世紀以降、富士山を題材とする数多の絵画作品が生まれ、富士山の形姿を描いた図像が定型化していった。

特に17～19世紀中頃には、文学・絵画・工芸・庭園等の多様な芸術分野において、富士山の形姿が図像上の単位(モチーフ)として取り上げられるとともに、三保松原及び富士山を一つの図像に収めた絵画の様式が定着するなど、多様な表現が追究されるようになった(付属資料2 A2-69ページを参照されたい。)。葛飾北斎(1760?～1849)、歌川広重(1797～1858)は、富士山の荘厳な形姿から着想を得て、富士山の形姿を遠景・近景に取り入れた連作としての「富嶽三十六景」等、数多の浮世絵を創作した(本推薦書の表紙及び各章の扉、並びに付属資料2 A2-77ページを参照されたい。)

これらの斬新な構図及び鮮明な色彩の下に富士山を描いた一群の絵画は、西洋の画家たちに芸術的・文化的な衝撃を与えた。特に、それらは、19世紀後半の西洋において、「ジャポニスム」⁶¹と呼ぶ芸術上の画期的な潮流を巻き起こす原動力となった。こうして、富士山の図像は印象派及び世紀末の芸術家の作品に影響を与えるとともに、富士山の形姿を含む絵画の構図は海外において極東の日本を象徴する一つの記号とも理解されるようになった(付属資料2 A2-90ページを参照されたい。)

日本を訪れた外国人が富士山から着想を得て著述した紀行文(表2-4を参照されたい。)には、日本及び日本文化の象徴としての富士山の記号的性質について綴ったものが多い。近世以前においても、富士山は日本一有名な火山であったが、19世紀後半の開国を通じ、日本が近代国家としての体制を整えるのに伴って、富士山は「日本の代表的な山岳」から「日本と日本文化を象徴する山岳」へとその性質を変えていった。

2. b. 6 敬愛と憧憬の対象―「名山」としての地位の確立―

富士山が「日本と日本文化を象徴する山」へと変貌を遂げたのに伴って、富士山に対する敬愛と憧憬の念はより強固なものとなっていった。人々は、富士山と類似の形姿を持つ日本各地の山岳を富士の名を付した別称で呼ぶことにより、富士山に寄せる強い思いを表した。そのような山岳は「ふるさと富士」と呼ばれ、300以上を数える(付属資料2 A2-94ページを参照されたい。)。また、海外に移住した日本人も、米国のレーニア山を「タコマ富士」、ペルーのミスティ山を「ペルー富士」、フィリピンのマヨン山を「ルソン富士」などと呼び、祖国日本を懐かしんで富士山に思いを馳せた。

また、日本庭園においては、富士山の形状を模した築山も造られた。限られた庭園の空間内に海・山等の自然の姿を縮小して再現する造園手法が確立し、各地の名勝地を身近な庭園内の理想的風景として創造した事例が登場した。特に、18世紀以降の江戸に各地の大名が造営した大規模な回遊式庭園においては、池を掘り上げた残土を用いて富士山と類似の形姿を持つ築山が築かれた。それらの築山は、頂部から富士山を望むことが可能であったことから、「富士見山」と呼ばれた。こうして、富士山の「名山」としての景観は日本各地に定着した。

⁶¹ ジャポニスム; 19世紀中頃に、フランスを中心とする西洋において見られた日本趣味のこと。パリ万国博覧会に出品された日本の美術品(浮世絵・工芸品など)が注目され、これを契機として印象派やアールヌーボーの芸術家たちの色彩感覚又は人物・風景の構図などに影響を与えた。

さらに、富士山への憧れ及び親しみから、人々は富士山に「日本一」及び「めでたいもの」といった積極的な意味を付与し、様々な日用品にも富士山の意匠を取り込むようになった。高級な美術工芸品のみならず、大量生産品の外装又は商品の印刷広告物にも、富士山の図像が多用されてきた。特に、近代日本の大衆銭湯においては、湯船の背景画として富士山の図像が好んで描かれ、一日の労苦を癒し極楽浄土へと誘う縁起物としての役割を果たしてきた。

2. b. 7 廃仏毀釈後—登山の利便性の向上及び登拝の神髓の継承—

1868年、徳川幕府に代わって明治政府が成立した。明治政府が中心となって進めた日本の近代化・西欧化の政策は、富士山信仰にも影響を与えた。政府が神仏分離及び修験道禁止の方針を打ち出したのをはじめ、それらを契機として発生した廃仏毀釈の運動は、仏教の施設を神道の施設へと再編させた。しかし、1872年に政府が発令した信仰の山の女人禁制を解禁する施策も影響して、富士山への登拝・登山は継続又は拡大を遂げた。

19世紀末期以降には、山麓に鉄道及び自動車道路が開通し、登拝・登山者の利便性が格段に向上した。南麓では1889年に国有鉄道の東海道線が開通し、北麓では1900年前後に馬車鉄道及び国有鉄道の中央本線が開通した。このような鉄道の開通により、東京からの富士登山がさらに活発となった。1929年には、北口本宮富士浅間神社から馬返(標高1,450m)まで自動車道路が設けられ、1937年には大型バスによる登拝・登山者の送迎も始まった。

第二次世界大戦が終結した後、富士山への登山は、富士山信仰の神髓を継承しつつも、日本人の価値観及び経済状況の変化により、宗教的な「登拝」から富士山への憧れをも動機とする広義の「登山」へと展開を遂げた。また、1964年には北麓の富士スバルラインが、1970年には南麓の富士山スカイラインが、それぞれ中腹まで至る自動車道路として開通し、それ以降においては中腹(標高2,300～2,400m)を起点とする登山の方法が主流となった。その結果、富士山への登山者数は急増し、年間約30万人に達するまでに至った。登山者の富士登山に対する動機の変化及び登山の起点に至る交通経路の変化が生じたものの、多くの人々が金剛杖を手にして夜中に一步一步登山道を辿り、山頂において「御来迎(ご来光)」を仰ぐ現在の富士登山の様式には、富士山信仰に基づく登拝の神髓が受け継がれている。

2. b. 8 近年の保全の歴史

1924年、史蹟名勝天然記念物保存法の下に、富士山域を含む北麓の広い範囲が名勝として仮指定された。1936年には、名勝に仮指定された区域のみならず、富士五湖及び白糸ノ滝の周辺一帯の山麓の区域をも含め、国立公園法(現在の自然公園法)の下に、富士箱根国立公園の一部として指定された。こうして、富士山とその周辺の区域は、その良好な風致景観が持つ文化的な価値とともに、我が国の傑出した自然の風景地としても、それぞれ保護の対象とされるようになった。また、富士山の中腹に所在する森林地帯は、江戸時代の徳川幕府が保護の対象とした「御林」を受け継ぎ、1869年には官有林として、1889年には皇室財産である「御料林」として、それぞれ保護が図られた。

第二次世界大戦後においては、戦前の史蹟名勝天然記念物保存法に基づく名勝の仮指定に代わって、1952年に新たに統合・制定された文化財保護法の下に、五合目付近から上方の区域及び一部の登山道等の区域が名勝として指定された。さらに、同年に特別名勝として指定され、1966年には特別名勝の指定地の拡大が行われた。また、2011年には、文化財保護法に基づき、八合目以上の区域、登山道、浅間神社の境内の区域が史跡としても指定された。「御料林」は1947年に国有林野となり、1951年に制定された国有林野の管理経営に関する法律により、適切に保全管理されることとなった。

山梨県は1978年に、静岡県は2006年に、それぞれ「特別名勝富士山の保存管理計画」を策定したほか(その後、山梨県は1999年及び2006年に改訂)、両県は2012年に「史跡富士山の保存管理計画」を策定し、文化財としての適切な保存・活用を図っている。

山麓に位置する一群の浅間神社の社殿・境内及び御師住宅の建造物・敷地など、富士山信仰に関わる建造物及び遺跡については、1907年以降、古社寺保存法(1897～1929年)、国宝保存法(1929～195

0年)、史蹟名勝天然紀念物保存法(1919～1950年)、文化財保護法(1950年～現在)の下に、重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定・保護されてきた。これらの文化財については、それぞれ保存管理計画(個々の要約については、付属資料8「富士山包括的保存管理計画(分冊1)」を参照されたい。)が策定されており、立地・性質に応じた万全かつ細心の保存管理が行われている。

また、富士山域をはじめ、個々の構成資産については、富士山地域全体を包括的に管理することを目的として2012年1月に策定された「富士山包括的保存管理計画」(付属資料8)の下に、統一的な保存・管理を行うこととしている。

その他にも、行政機関のみならず、多数のNPO法人・民間団体により、富士山の自然環境の保護活動が行われている。これらの活動には、登山道・山麓におけるごみの回収をはじめ、構成資産である湧水地の保護及びその他の湧水地⁶²の保護活動、それらの水源を保護するための植林活動、自然林の回復活動などが含まれており、いずれの場合においても、富士山への信仰又は富士山を愛する気持ちがその動機の一つとなっている。

⁶² その他の湧水地;富士山南東麓における構成資産以外の湧水地としては、富士山への降雨が東南麓の溶岩流の先端部から大量の地下水として湧出し、河川を形成した事例で、2011年に天然記念物として指定された「柿田川」がある。また、同様の事例は、東南麓の溶岩流の先端部からの湧水地で、1890年に小松宮彰仁親王の別邸「楽寿園」の湧水地として取り込まれ、1954年に天然記念物及び名勝として指定された「小浜池」などがある。

表2-3 外国人の見た富士山

人物	人物解説
生没年	
富士山に関する記述	
出典	
エンゲルベルト・ケンペル	ドイツ人であるが、オランダ商館の医師として、1690年から2年間の滞在中に、2度江戸参府をしている。帰国後「日本誌」を刊行。
1651～1716	
<p>ここより初めて驚くに堪えたる高嶺にして世界の最も美しき富士山を仰ぎ得たり。</p> <p>富士はテネリッファの如く測り知られぬ高さなるが、彼と異なりて周囲の群山は低き邱陵なるに過ぎず。我旅路に於ても、里程許多なる遠方より道しるべとなりて仰ぎ望むべく、殊に余に取りては我地図の尺度となり(之を引き之を正すに此山に負ふ所少なからざり)しなり。その状貌は円錐の如く(大なる底部より尖細くなり)、四方より望みて形均しく(姿態絶美)、規模雄大にして、之を世界無比の麗はしき山と謂ひつべく(略)日本の詩人画家は(その筆を以て)此山の高き美きを記述し賞賛しながら、それにて十分に(此霊山を)宣揚するとは思はぬなり。</p> <p style="text-align: right;">「ケンペル江戸参府紀行」(呉秀三訳、駿南社)</p>	
申維翰(しんゆはん)	1719年、第9回朝鮮通信使の製述官として日本を訪れた。
1681～?	
<p>余は輿を停めてこれを眺めた。すなわち、一朵が亭々として白い玉簪の如くまっすぐ青天を挿し、中腹から下は雲霞におおわれて翳となる。これあたかも太華山の玉井、白蓮花を露出するに似る。ほとんど世間で恒に見られるところのものではない。もし秦の始皇帝が瑯●(おうへんに椰のつくり)台でこの光景を得たならば、まさにふたたび滄海に駕して真仙を呼んだことであろう。(略)海外の諸山を考るに、富士山に並ぶものはないであろう。</p> <p>倭人は、その山の真面目を見るを得て、賀をなす。けだし、万丈の高峰が屹然として空につっぱね、その状はあたかも円簪の如し、そして山の頭部は、白玉の如くにして、一塵も染まぬ。</p> <p style="text-align: right;">「海游録」(姜在彦訳、平凡社)</p>	
カール・ツンベルグ	スウェーデンの著名な自然科学者。日本の動植物研究のため、1775～76年に滞在した。
1743～1828	
<p>数日前から富士山の山頂を見て来た。(略)この山はこの島第一の高山で、常時雪に蔽われている。眩しい程白いその頂は雲を貫き、雪を透して輝いている。麓は大きく頂に至って尖形をなしているので、方に塔糖或は屋の角の形をしている。日本人はこの山に風神を詣でに登るが、頂上まで六千歩もあって、登るに三日かかる。然し、下山は容易で、且つ速い。数時間で済む。</p> <p style="text-align: right;">「ツンベルグ日本紀行」(山田珠樹訳、駿南社)</p>	
ファン・オーフルメール・フィッセル	1822年、長崎出島にあったオランダ商館の事務官。商館長ヤン・コック・ブロンホフの江戸参府旅行に随行した。
1800～1848	
<p>日本人がこの山をさまざまな線画や写生画によって紹介しようとしていることは何ら不思議とするに当たらない。われわれはその眺望に飽くことなく、幾度となく立ち止まっては、美しくまた誇るべき自然を賞賛したのであった。</p> <p>日本で最も美しい山の一つは有名な富士山である。(略)八月は、人々が信仰にもとづき、ここに巡礼を行ない、頂上の石の祠の中に安置されている神々を礼拝するために、登山する唯一の時期である。私がこの目で実際に見たところがあるが、富士の姿を描いた多くの絵や、いろいろな種類の鋳物の類、また富士山を歌い、記した多くの小説や詩が証明するように、日本人はこの山とその周辺の美しさと肥沃さに飽くことを知らぬくらい心酔しているということも、私には十分に理解することができることなのである。</p> <p style="text-align: right;">「日本風俗備考」(庄司三男／沼田次郎訳、平凡社)</p>	

人物	人物解説
生没年	
富士山に関する記述	
出典	

フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト	ドイツの医師、博物学者。外国に対して門戸を閉ざしていた時期の日本において、西洋文化の紹介に尽力した。1823～28年、1859～63年に日本滞在。
1796～1866	

曇り空のため富士山は見えない。しかし昼頃天候が少しよくなり、まだ雪におおわれた富士山のそびえ立つ山頂を思わず感歎して眺め入った。いうまでもなくこの山の下に向かって深い山麓だけは雪におおわれていて、長く白い帯状をなして、山頂から山の背の半ばまで輝いていた。この山麓の非常に美しい景色を見るのもまた楽しかった。

「江戸参府紀行」(斎藤信訳、平凡社)

サミュエル・ウェルズ・ウィリアムズ	アメリカの言語学者、宣教師。鎖国をしていた日本へ来航し、開国させたことで知られるマシュー・ペリーの日本遠征(1853～54年)に随行した。
1812～1884	

この日は艦隊がこの湾に到着して以来一番靄の深い日であった。あの偉大な陸標一峨々たる富士の峰も全然見えなかった。因みに富士山は一般に日中よりも夕方になるに従って鮮やかに見えるのであって、また日の出頃にははっきりと美しく見えたことも屢々である。その時には頂上がすばらしい真紅の後光に輝くのを常とした。

「ペルリ日本遠征記」(フランシス・L・ホークス編)(土屋喬雄／玉城肇共訳、岩波書店)

タウンゼント・ハリス	初代駐日本アメリカ合衆国弁理公使。日米修好通商条約を締結したことで知られる。1856～62年滞在。
1804～1878	

それは名状することが出来ない偉大な景観であった。

それは雪で蔽われていた。輝いた太陽の中で、凍った銀のように見えた。その荘厳な孤高の姿は、私が1855年1月に見たヒマラヤ山脈の有名なドヴァルギルよりも目ざましいとさえ思われた。

「日本滞在記」(坂田精一訳、岩波文庫)

ヘンリー・ヒュースケン	日米修好通商条約調印の際のアメリカ側全権使節ハリスの通訳兼書記として活躍した。1856年から滞在。1861年日本で没。
1832～1861	

とある山をひと巡りすると、立並ぶ松の枝ごしに太陽に輝く白峰が見えた。それは一目で富士ヤマであることがわかった。今日のはじめて見る山の姿であるが、一生忘れることはあるまい。この美しさに匹敵するものが世の中にあろうとは思えない。

富士山より三倍も高い山はある。スイスの氷河は確かに印象的で、壮大である。ヒマラヤの最高峰、崇高なダワラギリは、神々しい額をはかり知れぬ高さに掲げている。しかしそれは周囲に立ちほだかる他の山々に登らなければ見ることはできない。氷と氷河しかない世界で、どちらを向いても雪ばかりである。ところがここでは、稔りゆたかな田園の只なかに、大地と齡を競うかのような松の林や、楠の老樹がミヤ、すなわちこの帝国の古い社々の祠堂に深い影をさしかけると、ゆたかさや清けさのこの殿堂を背後から包むようにして、たぐいなき富士ヤマのすっきりとした稜線が、左右の均整を保ちながら高く聳えたち、清浄な白雪は夕陽に映えて、あたかもコイヌール(109カラットの有名なダイヤモンド)のように、青い山脈を薄墨色にかけさせている。

私は感動のあまり思わず馬の手綱を引いた。脱帽して、『すばらしい富士ヤマ』と叫んだ。頭に悠久の白雪をいただき、緑なす日本の国原に、勢威四隣を払って聳えたち、この東海の王者に永遠の栄光あれ！並ぶものなきその秀容は羨むべきかな。

「日本日記」(青木枝朗訳、岩波文庫)

人物	人物解説
生没年	
富士山に関する記述	
出典	

ローレンス・オリファント	南アフリカ生まれのイギリス人旅行家、著述家。対清特派使節に秘書として随行し、1858年日英通商修好条約締結のため来日。1861年には在日イギリス公使館の書記官に任ぜられた。
1829～1888	

ところで富士山は信仰の対象とみなされているが、同時にその景色の美しさ、見事な形状、優れた高さ、また火山的性格によっても讃美され、日本の美術的心情に深い印象を与えている。それはほとんどすべての絵の背景となり、また漆器や陶器の意匠に好んで用いられる。ときには雪に覆われ、ときには噴火の様相を示している。その恐ろしい自然の激動の際の姿は、口碑によって伝えられている。

一方、その円錐形の山頂を遠く青空にそびえ立たせて、昔のままの富士山が画面の壮大な背景を形作っていた。その絵は、この巨峰が、大日本の王都の上に君臨して長い世紀の間かつて見ることのなかったものである。

「エルギン卿遣日使節録」(岡田章雄訳、雄松堂書店)

ラザフォード・オールコック	初代イギリス駐日総領事、特命全権公使。1859年来日。1860年に外国人として初めて富士登山を行った。
1809～1897	

『他にぬきんでて異彩をはなつ』この富士山は、ケンプファーがのべているように、『美しい点ではおそらくほかに匹敵するものがない。』晴れた夏の夕方には、80マイルほど離れている江戸からも見えることがある。そういうときには、雲の上にその頭を高くもちあげており、夕日とその背後に沈むので、その深紅色の大きなかたちが金色のついたての上にすっかり浮き出しになって見える。また早朝には、朝日の光が頂上の雪に反射して、その円錐形が輝いて見える。いずれのばあいでも、たしかに風変わりであり、絵画的であって、広大なすす野から急におどりがあってほとんど完全な円錐形をなしており、そのいちばん尖端だけは切り取られているとはいえ、周囲をとりまいているすべての山脈のうえにそびえ立っている。とにかく世界人(コスモポリタン)ではない日本人にとっては、ケンプファーがいつているように、『詩人はことばを見いだしえないし、画家も当然その山にふさわしいと考えるとおりにそれを再現するに十分な技術や色彩を見だしえない』ような『無二の』存在であろう。

川岸におりてゆく途中、富士山がはじめて見えた。それは、すばらしいながめで、富士山がこれほどりっぱに見えたことはまだかつてなかった。東の太陽の最初の光線が頂上を照らし出し、ふわふわした雲が斜面にマンツのようにはりついていた。それは、友人のなつかしい見なれた顔のようだった。わたしが帽子をとって敬礼すると、日本人たちはたいそうよこんだ。かれらはきつとそれを、かれらの霊峰の威厳にたいして敬意を表したにちがいないと感じたのであろう。

「大君の都」(山口光朔訳、岩波書店)

フリードリッヒ・アルブレヒト・ツー・オイレンブルク	プロイセン王国の外交官、政治家。画家のA・ベルク(1825-1884)らを伴って1860年来日し、翌年日普修好通商条約を成立させた。
1815～1881	

実にすばらしい朝であった。日本の景観の輝くばかりのすばらしさは、まさに別れのために準備したように、そのすべての特色を示してくれた。空は青く澄み、ただ雪の積った山々の上にだけ、重たい灰色の層雲が横たわっていた。その上には富士山の壮大な円錐形が白い巨人のようにそびえ立っていた。何千という白帆は、わずかに小波の立つ湾内に雪片のように浮んでいた。そして、この待ち望んだ静かな海を漁りに利用するために、隊を組んで湾外へ出て行くのだった。

「オイレンブルク日本遠征記」(中井晶夫訳、雄松堂書店)

エーメ・アンペール	1863年、スイスと日本との間に修好通商条約を結ぶため、主席全権として来日した。
1819～1900	

幻想の追求は、江戸郊外の茶屋で見出される魅力とは無関係ではない。それらのあるものは、富士山を眺めるにもっとも都合のよい場所に建てられている。この非凡な山の景色を日の出、日の入りや、澄んだ空の下や、雷雨の中で見ると、その姿はどんな空想的な想像力でも満足させる。

「アンペール幕末日本図絵」(高橋邦太郎訳、雄松堂書店)

人物	人物解説
生没年	
富士山に関する記述	
出典	

ハリー・パークス	1865年オールコックの後任の駐日英国公使として来日。1866年夫人らと富士登山を行う。当時富士山は女人禁制の山とされており、外国人女性が登頂したのは夫人が初めてであった。
1825～1885	
<p>旭日既に昇り山気忽ち霽る、眺望礙無く、箱根の諸山直ちに目前に在、遊覧の間赤幾個の池澤有るを見る、實に天然巧緻の畫圖来りて我か眼を襲ふと謂ふへし、気候は酷寒にして殆ど堪へ難し、寒暑計35度。</p>	
「日本新聞」(「幕末明治新聞全集巻一」より)(世界文庫)	

ヴィットリオ・アルミニオン	イタリアの海軍軍人で、1866年に通商を求めて来日し、同年、日伊修好通商条約を締結した。
1830～1897	
<p>空はどんより曇っていた。然し急に雲が晴れて、地平線の雲の上に荘厳な富士山が現はれた。我々はこの山から八十哩の地点にあったのである。富士山といふのは「秀れた山」といふ意味である。日本使節の一行は欧羅巴から帰った時この山を眺めて小躍りして喜んだものである。(略)富士山は凡ゆる絵草子類に描かれている。宗教的伝統によって神聖化された山なのである。多数の巡礼がこの山の麓に出かけて仏道の信心を行ふ。夏は火口まで登って、昔居た神道の大法師一此地に棲み此地に死した一の靈に祈願する。</p>	
「幕末日本記」(田沼利男訳、三学書房)	

アーネスト・サトウ	イギリスの外交官。英国公使館の通訳、駐日英国公使などを歴任し、英国における日本学の基礎を築いた。1862～83、1895～1900年滞在。
1843～1929	
<p>翌朝六時に起きると、不二山(二つとない名山)の秀麗な姿が見えた。旅舎のほとんどの真裏の方角にそびえ、地平線上に渦巻き流れる一帯の雲を抜いて、青空高く美しい山頂を見せていた。</p> <p>前方を見渡すと、この偉大な山の裾野は蒲原近く海へ達している低い山脈のうしろにかくれて、白雲がその中腹を取り巻いていた。ワグマンは腰をおろして写生をやり出したが、その折りの一枚を、私は今でも保存している。</p> <p>この時に、まるで海の中から屹立して、海のかなたになだらかに裾をひいているような富士山を見たのである。</p>	
「一外交官の見た明治維新」(坂田精一訳、岩波書店)	

人物	人物解説
生没年	
富士山に関する記述	
出典	

ジョルジュ・ブスケ	フランス人法律家。日本の法制度が機能するために、「法律学校見込書」を建白して、司法省法学校を作るきっかけを与えた。1872～76年滞在。
1846(3?)～1937	
<p>そして富士ヤマは比べるもののない鮮明さで我々の頭上に聳えている。</p> <p>火山が太陽の円い面を覆いかくして、紫色の外套を着、輝く後光で頭のまわりを囲まれた教会の巨大な聖人のように、力強く聳え立っている。この思いがけないものの出現に恍惚として、我々は異教的な眼のくらむ思いが我々の脳裡に上がってくるのを感じず。そして我々は自然の諸力のうっとりとするようなこの展開を前にして、危うく崇敬の念に陥りそうになる。原始時代の人間は、彼の目にこのような壮大な祭を示してくれた全能の星に対し、叡知・意志・神性をどうして拒否することができたであろうか。</p> <p>後ろをふりむくと、壮大な景色が眺められる。我々がその全長にわたって沿って進んでいる湖の向こう側には、山々が末広がりに広がり、山と山との間に残されている間隙には、花の真ん中の巨大な雄芯のように、全能の、神々しい、永遠の富士ヤマがばら色にかすんで聳えている。ペンだけでは描けないその印象を詳しく記すためには、山の絶えず変化する美しさを述べるためには、何巻の書と何ヶ月かが必要だろう。しかし記憶はこれらの思い出の魅力を保つ、ちょうど瓶がそれに入れられた香水の魅力を保つように。ラテン詩人と共に次のように言うことのできるのは、確かにこのような旅についてのことである、『思出だすも時に一興ならん』</p> <p style="text-align: right;">「日本見聞記」(野田良之／久野桂一郎訳、みすず書房)</p>	

イサベラ・バード	イギリス人女性旅行家。62歳で、女性として初めて英国地理学会の特別会員に選ばれている。はじめて訪れた東京湾上で富士山を遠望している。
1831～1904	
<p>甲板では、しきりに富士山を賛美する声がするので、富士山はどこかと長い間さがして見たが、どこにも見えなかった。地上ではなく、ふと天上を見上げると、思いもかけぬ遠くの空高く、巨大な円錐形の山を見た。(略)トリストラン・ダクーナ山(南米最南端の火山)ーこれも円錐形の雪山だが一途を途いては、これほど荘厳で孤高の山を見たことがない。近くにも遠くにも、その高さや雄大さを減殺するものが何物ないのである。富士山は神聖な山であり、日本人にとっては実になつかしいものであるから、日本の芸術はそれを描いて飽くことがない。</p> <p style="text-align: right;">「日本奥地紀行」(高梨健吉訳、平凡社)</p>	

バジル・ホール・チェンバレン	イギリス生まれ。アーネスト・サトウやウィリアム・ジョージ・アストンとともに、19世紀後半～20世紀初頭の最も有名な日本研究家の一人。1873～1911年来日。
1850～1935	
<p>日本人も外国人も、芸術家も行楽客も、優美と荘厳を融合させて、屹然と立ち立っている姿を賞賛する。</p> <p style="text-align: right;">「日本事物誌」(高梨健吉訳、平凡社)</p>	

アルフレッド・パーソンズ	イギリス人水彩画家。1892年の日本滞在の様子をまとめ、「Notes in Japan」という書名で4年後に出版している。
1847～1920	
<p>日本の偉大なる山は我々外国人にもよく知られている。その姿は数えきれないくらい多くの映画などに紹介されており、その外国名「Fusiyama」はモンブランやパイクス・ピークと同じように広く親しまれている。(略)しかし、いかなる名前であろうとも、富士山には独特の魅力がある。たとえば、横浜で散歩をしている時に見る富士、東京の上野あたりから霞のように縦横に張りめぐらされた電話線の向こうに見える富士、また駿河湾の波を切って走る蒸気船の甲板から見る富士等々、いずれの光景も初めて見る旅行者の心にはっきりと焼きつけられるほど素晴らしい。</p> <p>富士山はちょっととび出しすぎた感じがするくらい高く見える。海岸から1万2千フィートの高さまで限りなく上り続ける長くゆるやかな曲線、周囲に高さを競う山が全く存在しないこと、そして広い麓に対して狭い頂上が殊更誇張された遠近画法的に眺められることなどが、そうした印象を更に強くするのだ。またその場合、潜在的に欲張った魂が、富士山はそれほどまでに優れた高地であることを熱望させていることも事実である。</p> <p style="text-align: right;">”Notes in Japan「日本の特徴」”(「富嶽歴覧ー外国人の見た富士山」より)(伏見功訳)</p>	

人物	人物解説
生没年	
富士山に関する記述	
	出典

ウォルター・ウェストン	イギリス人宣教師。1888～1894年に日本を訪れ、趣味として飛騨山脈、木曾山脈、赤石山脈を巡った。1902～1906年と1911～1915年にも日本に滞在した。
1861～1940	
<p>一度、南方はるかに富士のうす黒い円錐体が姿をのぞかせたが、それは天と地の間に浮いているように見えた。</p> <p>夕陽は富士のうしろに沈んだが、はるかに箱根連山の頂には残光がゆらめいていた。広々とした裾野は何ともいえないほど美しい。</p> <p>眺望はよく、靴の紐を結んでいる間にも、いく度か景色を観ないではいられないほどだ。箱根連山方面はとくに展望が優れていた。高く登れば登るほど、眺望は展けてきた。今や海は大きく見え、景色の大部分を占めるようになった。眺望が広闊で変化に富んでいることが、富士登山を非常に興味深いものにする。スイス・アルプスの山岳展望より、いろいろの点で、ずっと印象的のように思われる。もちろんスイス・アルプスでも、ときにスイスやイタリアの山湖を見下ろすことがあるが、広大な太平洋の青海原は富士登山者に全く異なった深い感銘をあたえる。</p> <p>山頂からの展望は、湖水や森林、海洋や平原などあって、色彩と明暗の変化に富む大模型地図を見ているようだ。足下の雪の死んだような蒼白さから目を転じて、春の新鮮な生命に満ちみちた広大な国土を越え、はるかに遠く波立つ海洋まで眺め渡すと、じつに素晴らしい。この珍しい風景に接して味った新鮮爽快な気分はまた格別だ。神の造った一番美しい国の最も美しい山の頂上から眺めたこの見事な風光の印象を、私は決して忘れない。たいせつな宝物のように、この景色の楽しい思い出をながく胸の奥ふかく秘めておこう。</p>	
「五月のフジヤマ」(広瀬潔訳、東京創元社)	

小泉八雲 (パトリック・ラファディオ・ハーン)	ギリシャ生まれの新聞記者(探訪記者)・紀行文作家・随筆家・小説家・日本研究家。1890年来日し、1896年に帰化。1898年に登山している。
1850～1904	
<p>雲一つない晴れた日の、わけても春秋の二季、山容のあらましを残雪か、さては初雪に蔽われながら、遠くの空のかなたに突兀と浮かび立つ富士の麗容、これこそは日本の国の最もうわしい絶景、否、まさしく世界の絶景のひとつだ。雪をかぶらぬ山裾は、これまたほとんど空と見まがう碧一色ゆえ、人はただ、冲天高くかかる白皚々たる円錐形をそれと見るばかり。(略)扇よりもまたひとときは軽やかなその姿態は、むしろ扇の精か幻かとさえ見えるくらいだが、そのくせ百マイルかなたに聳える山そのものは、世界の山岳のなかへ出しても堂々たるもので、高さ一万二千五百フィート、十三の国々から望み見られる山だ。</p> <p>頂上まで素裸で、とてつもなく大きく、大地から今しがたのつと聳え立ったかと思われるばかりのすばらしさだ。こんな美しいものはまたとあるまい。(略)それにしても、此の山容の美しさは、色彩美よりもむしろ均斉美にあると言える。</p>	
「富士山」(平井呈一訳、修道社)	

テオドール・フォン・レルヒ	日本で初めて本格的なスキー指導をおこなった、オーストリア＝ハンガリー帝国の軍人。1912年、富士山の山頂から初めてスキーをした。1910～12年来日。
1869～1945	
<p>私がこの最初の瞥見から離れようとしたとき、突如私には終生忘れることのできない光景が現われた。霧の空の光る一点、輝く白いピラミッドだ。平地はまだほの暗いが、富士山はすでに陽に輝いていた。雲が雪山をかくしているものばかり思っていた私には、この光景は奇異にさえ見えた。日出ずる国の私に対する歓迎の挨拶として、これより美しいものがまたとあろうか。私はしばしこの天然の奇観に恍惚として立ちつくした。富士の頂は3800メートル。高く天に聳え、日本のシンボルとして世界中に普ねく知られている。</p> <p>われわれスキーヤーがジグザグ登行している間に、目の前の霧の海がポーと明るくなってきた。そうしてわれわれは緞帳の裏から前へ出るように、自由の天地へと飛出した。ああ、富士の全貌！その頂上まで、晃々たる陽の光に輝いている。その上には澄み切った紺碧の天ーまったく別天地だ。</p>	
「明治の日本の思い出ー日本スキーの父の日記ー」(中野理訳、中外書房)	

人物	人物解説
生没年	
富士山に関する記述	
出典	

ポール・クローデル	20世紀フランスを代表する劇作家で詩人。外交官としても優れ、駐日フランス大使在任中には日仏の経済・文化交流の促進に尽力した。1921～27年日本滞在。
1868～1955	
<p>そして、この国全体の上に、平野や山々、島々や大洋を見おろして聳え立つ山があります。自然がその「創造主」のために打ち立てた最も壮大なる祭壇のように、あるいは、太陽が人影に見えぬ海上を長い間進んで来た後にいよいよ人間の活躍する舞台の中にその進路をとろうとする、まさにその地点にふさわしい里程標(りていひょう)のように、富士山の巨大な塊が聳えているのです。</p>	
「朝日の中の黒い鳥」(内藤高訳、講談社)	

キャサリン・サンソム	英国大使館に勤める外交官の夫とともに、1928～39年に東京滞在。1937年に英国で『東京に暮す 1928-1936』を出版。
1883～1981	
<p>東京湾のかなたに、きらきらと輝く朝日を浴びて富士山が立っていました。私は富士山を「空高く聳え立つ巨人」などと呼ぶ気にはなりません。富士山は不思議なくらい軽やかで、まるで天から垂れ下がっているようだからです。それでつい見すごしてしまうのです。あるはずの方向に眼をやってもみつからないのです。探しながら眼を上げていくと、ほら、ありました。あの有名な頂きは私たちが考えているよりはずっと高い、層雲の上の方にあるのです。富士山には氷で覆われた他の高い連峰が持つ男性的な雄大さはありません。富士山はむしろ夢であり、詩であり、インスピレーションです。久しぶりに見た瞬間、心臓が止まってしまいました。それほど美しいのです。富士山が日本人の想像力と美的感受性に強い影響を与えている理由がよくわかります。</p>	
「東京に暮らす 1928-1936」(大久保美春訳、岩波書店)	

ブルーノ・タウト	第2次世界大戦前のドイツを代表する世界的建築家。1933年5月、ナチス政権に追われ日本インターナショナル建築会の招きに応じて来日し、1936年10月までの日本滞在中に、伊勢神宮、桂離宮等の建築の美しさや日本の伝統文化の素晴らしさを数々の著作により世に伝え、大きな反響を呼んだ。
1880～1938	
<p>富士山はいつ見ても驚異だ。明るい雲の上に現れる山容は他に比類がない。軽雲はしばしば大気のように見える。時には山頂を露わすこともある。物質には違いないが、極度に醇化されている。まことに日本文化の象徴だ。</p> <p>富士山は自然の奇蹟だ、清純な輪郭が雲霄に聳立している様は孤絶と言いたい。しかし富士山は元来小さな山だ、ガウリサンカルに比すれば侏儒にすぎない。それだからこそ天の選民なのだ！</p> <p>昨日の夕方、富士山が神々しく輝いていた。実に自然の奇蹟だ、まるで『巧みにつくった』物のようだ。『山』というものの課題は、『アルプス建築』の立場からも剩すところなく解決せられている。自然と形—これが日本の秘密だ。</p> <p>神々の山だ。ここに日本、神道及びその文化の起源がある。世界で最も醇雅なこの山の姿は天と地をつなぐものである。</p> <p>日本人はこれを眺めて感歎を禁じ得ないのだ(洋服を『ヨーロッパ風』に着こなしている紳士とても例外ではない)、ここに偉大な『芸術家』の創った日本人の生ける理想が如実にその姿を顕示しているのだ。</p>	
「日本」(篠田英雄訳、岩波書店)	

3. 記載のための価値証明

3. 1. a 総合的所見(摘要)

富士山は、日本の最高峰(標高3,776m)を誇る独立成層火山であり、神聖で荘厳な形姿を持つことから、日本を代表し象徴する山岳として世界的に著名である。

富士山に対する信仰は、山域から山頂への登拝及び山麓の霊地への巡礼を通じて、富士山を居処とする神仏の霊力を獲得し、自らの擬死再生を求めるといった独特の性質を持つ。そのような信仰の思想及び儀礼・宗教活動の進展に伴い、火山である富士山への畏怖の念は自然との共生を重視する伝統を育み、さらにそれは、荘厳な形姿を持つ富士山を敬愛し、山麓の湧水などの恵みに感謝する伝統へと進化を遂げた。その伝統の本質は、時代を越えて今日の富士登山及び巡礼の形式・精神にも確実に継承された。

また、それらの伝統は、富士山の数多の形姿を描いた葛飾北斎及び歌川広重の浮世絵の作品を生み出す母胎となり、顕著な普遍的意義を持つ富士山の図像の源泉となった。こうして、富士山は日本及び日本の文化の象徴として記号化された意味を持つようになった。

このように、富士山は、近代以前の山岳に対する信仰活動及び山岳への展望に基づく芸術活動を通じて、多くの人々に日本の神聖で荘厳な山岳の景観の類型の顕著な事例として認識されるようになり、その結果、世界的な「名山」としての地位を確立した。したがって、それは顕著な普遍的価値を持っている。

3. 1. b 評価基準への適合性証明

3. 1. b. 1 条約上の遺産種別

推薦資産である「富士山」は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(以下、「世界遺産条約」という。)第1条及び『世界遺産条約履行のための作業指針』(以下、『作業指針』という。)第45項に定める「遺跡(site)」に該当する。

ただし、構成資産のうち、各浅間神社の社殿については条約第1条及び『作業指針』第45項に定める「記念工作物(monument)」としての性質を持ち、2件の御師住宅を構成する一群の建築物については「建造物群(a group of buildings)」としての性質を持っている。

3. 1. b. 2 評価基準への適合性証明

以下に示す理由に基づき、「富士山」には、世界遺産一覧表への記載のための評価基準のうち(iii)、(iv)、(vi)が適用できる。

富士山の顕著な普遍的価値の概念と上記の3つの評価基準((iii)、(iv)、(vi))との関係を表したものが、図-3-1である。

また、3つの評価基準の相互の関係を構造的に示したものが、図-3-2である。

図-3-1 富士山の顕著な普遍的価値の概念と3つの評価基準との関係

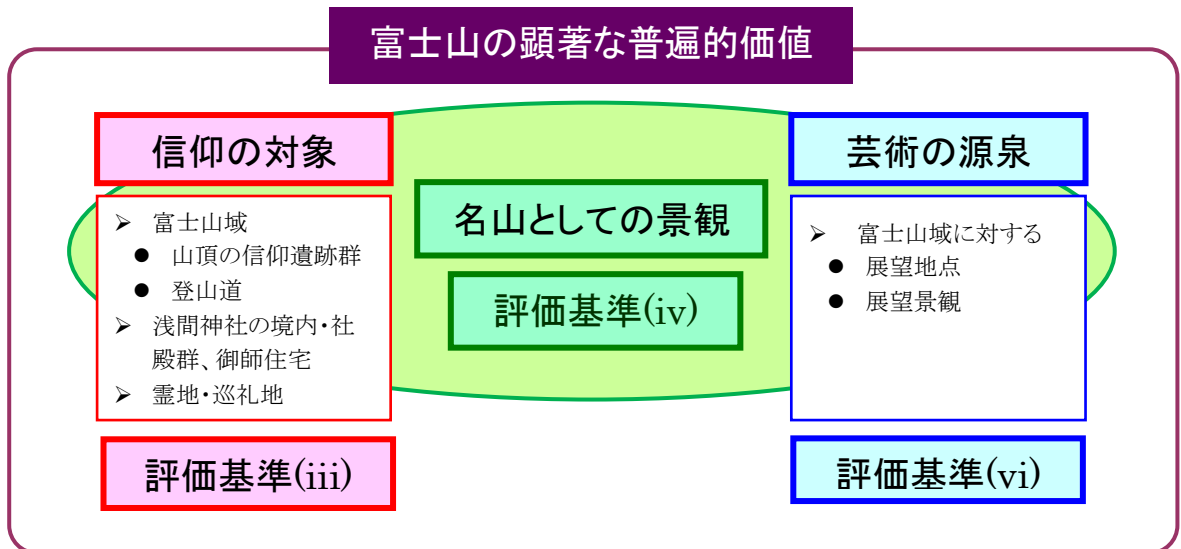
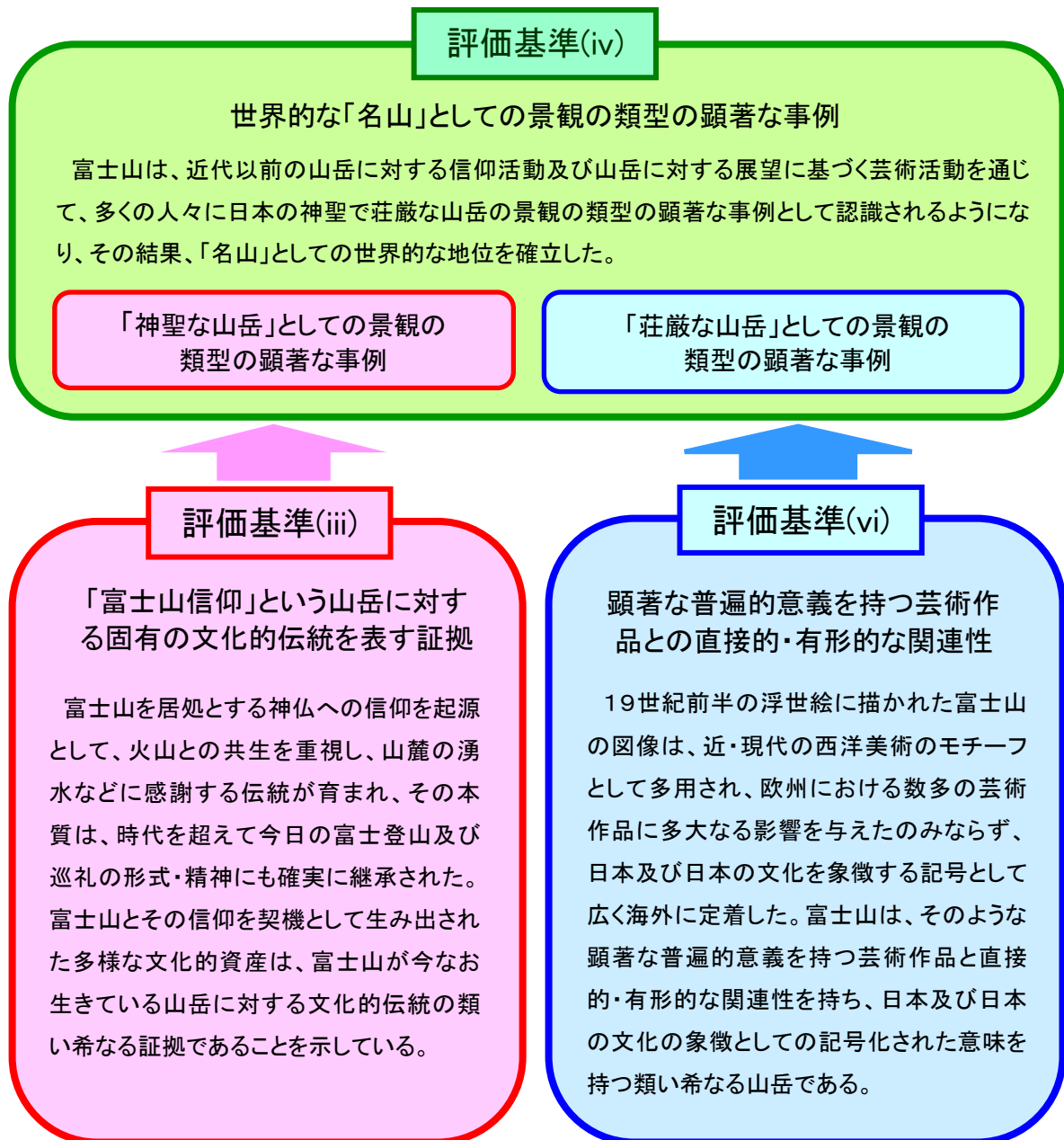


図-3-2 3つの評価基準の相互の構造的な関係



評価基準 (iii)
現存するか消滅しているかにかかわらず、 <u>ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。</u>
評価基準 (iii) の適用
<p>独特の形姿又は自然現象を持つ山岳を神仏の居処であると見なし、崇拝の対象として神聖視する考え方は、アジア地域に共通の山岳に対する信仰の形態である。その中でも富士山に対する信仰は、独立成層火山の荘厳な形姿を持ち、時に活発な火山活動をも見せる山頂・山域への遥拝を通じて、山岳の神仏を畏怖するとともに、山頂への登拝及び山域・山麓の霊地への巡礼を通じて、山岳の神仏が持つ霊力の獲得をも意図する独特の性質を持つ。</p> <p>特に18～19世紀前半には、徳川幕府が置かれた江戸の市中からも、その形姿を遠望することが可能であったことから、多くの庶民の間で富士山に対する遥拝・登拝・巡礼の行為が広まった。その過程において、山頂への登拝を中核としつつ、山域・山麓の霊地への巡礼を併せて行うことにより、神仏の霊力の獲得と擬死再生を求める富士山信仰の思想及び儀礼・宗教活動が確立した。</p> <p>また、富士山に対する畏怖の念は、日本に固有の神道を基盤として、火山が生んだ自然との共生を重視する伝統を育んだ。さらにそれは、富士山を敬愛し、山麓の湧水等の恵みに感謝する伝統へと進化を遂げ、荘厳な形姿を持つ富士山に対する憧憬の念とともに、富士山を描いた多くの芸術作品を生み出す母胎を醸成した。</p> <p>このように、富士山をめぐる伝統の本質は、時代を越えて今日の富士登山及び巡礼の形式・精神にも確実に継承されており、富士山とその信仰を契機として生み出された多様な文化的資産こそ、富士山が今なお生きている山岳に対する文化的伝統の類い希なる証拠であることを示している。</p>

(a) 歴史的に定着した富士山信仰の文化的伝統

独特の形姿又は自然現象を持つ山岳を神仏の居処であると見なし、崇拝の対象として神聖視する考え方は、アジアに共通の山岳に対する信仰の形態である。特に富士山の場合には、火口の底部が火山神でもある浅間大神の居処であるとされ、荘厳な円錐形を成す独立成層火山の中でも、草木の生えない五合目から山頂にかけての山域が神聖な区域又は人間にとっての他界(死後の世界)であるとされた。

噴火活動が活発であった8～9世紀には、浅間大神への畏怖の念を表し、噴火と鳴動を鎮めるために、山麓に遥拝の場所が定められた。それらのうちのいくつかの場所には社殿が建てられ、浅間神社の境内が成立した。

12世紀頃に噴火が沈静化したのに伴い、山域は浅間大神及びその本地仏である大日如来の霊力を求める修験者の修行の場となり、15～16世紀には彼らの導きによる庶民の登拝の場となった。

特に登拝活動は、湧水地などで身を清めた後、山麓の神社から登山道を経て神聖な区域又は他界(死後世界)である五合目以上の山域へと足を踏み入れ、最終的に山頂へと到達することにより、富士山を居処とする神仏の霊力を獲得し、擬死再生することを目的として行われた。

さらに17世紀になると、幕府が置かれた江戸の市中からも富士山の形姿を遠望することが可能であったことから、多くの庶民の間に富士山への遥拝・登拝・巡礼の行為が広まった。教導者である「御師」に導かれて富士山信仰集団である「富士講」に加わった庶民の登拝活動は、18～19世紀前半に最盛期を迎えた。富士山の火山活動によって山域及び山麓に形成された一群の風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地などは富士講の霊地とされ、山頂への登拝を中核としつつ、それらの霊地への巡礼をも併せて行うことにより、治病・除災などの霊力を獲得し、罪や穢れを消して生まれ変わることができるとする富士山信仰の思想及び儀礼・宗教活動が確立した。

このように、富士山は、15世紀から19世紀前半の間に、富士山の山頂・山城への登拝及び山城・山麓の霊地への巡礼の行為を通じて、神仏の霊力の獲得及び擬死再生を求める富士山信仰の文化的伝統を表す証拠として定着した。

(b) 今日に継承された富士山信仰の文化的伝統

富士山に対する信仰は、火山活動及びそれに起因して形成された自然の地形に対する畏怖の念を基盤として、中国・朝鮮半島から伝来した神仙思想(道教)及び仏教(特に密教)とも融合しつつ、日本に独特の山岳信仰を代表する遥拝及び登拝へと発展を遂げ、その本質は今日にまで確実に継承された。

特に、金剛杖と呼ばれる木製の杖を突きながら、頂上を目指して登山道を一步一步登り詰めていく登山の形式は、伝統的な登拝の様式に起源を持ち、夏季を中心に外国人を含む多くの一般の登山客により現在も活発に継承されている。それは、スポーツとしての性質を持つ近代的な登山の形式とは全く異なる富士登山に独特のものである。山頂付近から望む日の出の光景は「御来迎(ご来光)」と呼ばれ、夜中登山の過程で富士登山の神聖なる本質に接することのできる瞬間として特に重視されている。

また、富士登山のみならず、山麓各地の浅間神社に対する信仰、山城・山麓の一群の風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝などの霊地における様々な富士山信仰に関する宗教的な儀礼・活動も、今日に継承されている。

さらに、富士山に対する畏怖の念は、自然物及び自然現象に宿る神を崇拝の対象とする日本に固有の神道を基盤として、溶岩樹型を人間の胎内に見立てて安産祈願の対象としたり、噴火の沈静を祝って吉田の火祭が始められたりするなど、火山が生んだ自然との共生を重視する伝統を育んだ。そのような伝統は、五穀豊穰を祈り山麓の湧水等の恵みに対する深い感謝の念を生み、富士山そのものを敬愛する現在の日本人の姿勢にも強く反映した。やがて、それは、荘厳な富士山の形姿に対する憧憬の念とともに、富士山を描いた多くの芸術作品を生み出す母胎を醸成した。

このように、富士山信仰の文化的伝統の本質は、時代を超えて現代の登山の形式及び様々な富士山信仰に関する宗教的な儀礼・活動にも確実に継承され、今日の日本人の富士山に対する姿勢にも強く反映している。

評価基準 (iv)
<u>歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</u>
評価基準 (iv) の適用
<p>18～19世紀前半に最盛期を迎えた登拝及び巡礼の流行は、山頂と山麓の神社とを結ぶ登山道、その沿道及び山麓の霊地などから成る富士山信仰の体系を完成させた。さらに、そのような信仰の体系は、民衆を登拝・巡礼へと誘導するために作成された数多の参詣図に描かれ、神聖なる「名山」としての富士山の景観の類型を確立させた。</p> <p>また、富士山に対する展望は、富士山の荘厳な形姿を図像化しようとする18～19世紀の芸術活動の源泉となり、顕著な普遍的意義を持つ作品群を通じて、日本及び日本文化を象徴する「名山」としての富士山の景観の類型を定着させた。</p> <p>富士山は、そのような近代以前の、山岳に対する信仰活動及び山岳に対する展望に基づく芸術活動を通じて、多くの人々に日本の神聖で荘厳な山岳の景観の類型の顕著な事例として認識されるようになり、その結果、「名山」としての世界的な地位を確立した。</p>

(a) 神聖なる「名山」としての景観の類型の顕著な事例

噴火が沈静化の兆しを見せた12世紀頃から、富士山の山域及び山頂への宗教的登山が始まり、15～16世紀には庶民の間にも拡大し、登拝の様式は次第に整っていった。

18～19世紀前半には、山頂への登拝のみならず山麓の霊地に対する巡礼の形式が完成し、登山に訪れた人々の間において、富士山信仰に基づく景観の基本的な構造が確実に認識されるようになった。それは、山頂と山麓の神社とを結ぶ登山道、その沿道と山麓の霊地などから成る富士山信仰の体系を反映した景観の構造であった。

それは、卑小な存在である人間が、「草山」又は「カヤ原」と呼ばれた山麓の草原地帯などに位置する神社の境内、湖沼・湧水地において身を清め、「木山」又は「深山」と呼ばれた中腹の森林地帯に位置する小祠等の一群の宗教施設を順に巡りつつ、最終的に「焼山」又は「ハゲ山」と呼ばれた砂礫地帯である神仏の世界又は他界(死後の世界)へと到達するという登拝・巡礼の行為を通じて、人々に強く認識されるようになった。

そのような富士山の景観構造は、16世紀の製作であるとされる『絹本著色富士曼荼羅図』をはじめ、17～19世紀前半に民衆の富士山信仰を鼓舞するために作成された数多の参詣図・登山案内図にも明示された。富士山信仰の教導者である修験者及び御師は、参詣図等を用いて多くの庶民を登拝・巡礼へと誘導した。

こうして、登拝・巡礼に訪れる人口が増加するのに伴って、18世紀後半～19世紀前半には、上記の富士山信仰に関わる景観構造に関する認識がほとんどの日本人の間に定着し、神聖なる「名山」としての富士山の地位が確立した。

したがって、富士山信仰に関わる景観は、神聖なる「名山」としての富士山の地位を確立させた景観の類型の顕著な事例である

(b) 日本及び日本文化を象徴する「名山」としての景観の類型の顕著な事例

古来、神聖視された富士山への「遥拝」という宗教行為は、独立成層火山である富士山の荘厳な円錐形の山容を觀賞するための「展望」の行為へと展開し、その崇高な形姿を愛でる人々の創作活動を鼓舞した。18～19世紀には、富士山の展望地として独特かつ優秀な場所が選ばれ、そこから望まれる富士山の荘厳な形姿を図像化した数多の芸術作品が生み出された。特に、世界的に著名な歌川広重

の富士山を主題とする浮世絵の中には、三保松原と富士山を一つの画面に納めた図像があるのをはじめ、本栖湖の湖面を前景として豊かな樹叢の背後に荘厳な形姿を見せる富士山は日本の紙幣の図様としても使われた。

したがって、富士山の展望景観は、国際的にも知られた顕著な普遍的意義を持つ図像として多くの人々に共通して認識されるようになり、日本及び日本文化を象徴する「名山」としての富士山の地位を確立させた景観の類型の顕著な事例である。

評価基準 (vi)
<p><u>顕著な普遍的意義を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的な関連性がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。</u></p>
評価基準 (vi) の適用
<p>富士山は、日本の最高峰であるとともに、荘厳な円錐形を成す独立成層火山の形姿のゆえに、日本固有の詩歌・物語文学に描かれるなど、古くから様々な芸術活動の母胎となってきた。特に、19世紀前半の葛飾北斎及び歌川広重の浮世絵に描かれた富士山の図像は、近・現代の西洋美術のモチーフとして多用され、西洋における数多の芸術作品に多大なる影響を与えたのみならず、日本及び日本の文化を象徴する記号として広く海外に定着したことから、顕著な普遍的意義を持つ。</p> <p>富士山は、そのような顕著な普遍的意義を持つ芸術作品と直接的・有形的な関連性を持ち、日本及び日本の文化の象徴としての記号化された意味を持つ類い希なる山岳である。</p>

独立成層火山である富士山の荘厳な形姿は、湖沼又は海の水面を前景とする数多の芸術作品を生み出す源泉となった。

そのような芸術作品の中でも、最も海外に影響を与えたのは、葛飾北斎(1760?～1849)の「富嶽三十六景」及び歌川広重(1797～1858)の「不二三十六景」など19世紀前半の浮世絵に描かれた富士山の図像であった。これらの作品群は日本の開国に伴って西洋にも輸出され、その構図・表現方法が19世紀半ば以降の西洋においてジャポニスムと呼ぶ日本芸術の流行を生み出す契機をもたらした。それらは、富士山を題材とする多くの工芸作品とともに、モネ、ゴッホなどの印象派の画家をはじめ、ロートレック、ボナールなどの世紀末の芸術家にも大きな影響を与えた。

また、19世紀後半から20世紀初頭にかけては、日本が万国博覧会に出品した絵画・工芸作品をはじめ、浮世絵・絵葉書、日本の輸出品、日本を訪れた外国人が富士山から着想を得て創作した紀行文など、富士山を題材とする数多の商品及び作品が西洋にもたらされた。

こうして、富士山は「日本及び日本文化の象徴」としての意味を持つようになり、世界の著名な山とは明確に区別される富士山の記号化された意味が世界中に定着した。

富士山は、そのような顕著な普遍的意義を持つ芸術作品と直接的・有形的な関連性を持ち、日本及び日本の文化の象徴としての記号化された意味を持つに至った類い希なる山岳である。

3. 1. c 完全性の言明

資産の全体は、富士山の『信仰の対象』の側面から、顕著な普遍的価値を表すために必要なすべての構成資産・構成要素を含むのみならず、資産の重要性を伝える諸要素(attributes)・過程(process)を完全に表す上で適切な範囲を包括している。

また、資産の範囲には、①富士山域に対する代表的な展望地点、②それらの展望地点からの富士山域に対する展望景観など、『芸術の源泉』の側面を表すすべての構成資産及び構成要素が含まれている。

したがって、資産は高い完全性を保持している。

資産の全体は、『世界遺産条約履行のための作業指針』第88項に示された以下の諸点に基づき、高い完全性を保持している。

(1) 顕著な普遍的価値を表すのに必要なすべての要素を含む範囲が確保されているか(第88項-a)。

資産の重要性を伝える諸要素・過程を完全に表す上で適切な範囲が確保されているか(第88項-b)。

(a) 『信仰の対象』としての側面からの完全性

資産の範囲には、(1)馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、(2)山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群及び御師住宅、(3)霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝など、富士山の『信仰の対象』としての側面を表すすべての構成資産及び構成要素が含まれている。

富士山域(構成資産 1)の範囲は、①富士山本宮浅間大社の境内である八合目から山頂までの最も神聖視された区域、②富士講信者に「焼山」と呼ばれ、神聖な区域又は人間にとっての他界(死後の世界)であると見なされた森林限界より上方の区域、③富士山の神聖性の境界の一つとして騎馬での入山が制限された「馬返」より上方の概ね標高1,500m以上の区域のすべてを含んでおり、富士山域が持つ『信仰の対象』としての神聖性を完全に保持している。

16～19世紀に多くの人々の間に定着した富士山の登拝・巡礼に関わる景観構造は、神仏の居処である山頂に向かって道者・富士講信者が列を成して辿った登山道を中軸として、山麓に点在する浅間神社及び富士五湖をはじめとする修行・巡礼の場などによって図像化されたが、資産の範囲はこれらの登拝の過程に係る景観構造の全体を完全に表現している。

火口壁に沿って連続的に分布する山頂の信仰遺跡群(構成要素 1-1)の要素については、そのすべてが資産の範囲に含まれている。

登山道については、山頂の東部と北麓の北口本宮富士浅間神社(構成要素 1-6)の境内とを結ぶ吉田口登山道(構成要素 1-5)の全区間が資産の範囲に含まれているほか、その他の登山道(構成要素 1-2～1-4)についても、かつての旺盛な登拝活動の痕跡を表し、18～19世紀に機能した全ての区間が、資産の範囲に含まれている。また、20世紀に新たに設けられた現在の御殿場口登山道についても、須山口登山道(構成要素 1-4)の一部として資産の範囲に含まれている。各登山道沿いに位置する道者・富士講信者の休息・宿泊のための山小屋をはじめ、行場・拝所・祠堂など登拝の行為に即して機能的に配置された要素のすべてが資産の範囲に含まれている。

登山道の起点となった各浅間神社(構成要素 1-6、構成資産 2・4・5・6)の境内・社殿群のみならず、富士山信仰を語る上で不可欠の山宮浅間神社(構成資産 3)、河口浅間神社(構成資産 7)、富士御室浅間神社(構成資産 8)などの重要な浅間神社の境内・社殿群についても資産の範囲に不足なく含まれている。また、富士講信者を迎えて登拝の世話をを行った御師の住宅のうち、建造年代、屋敷の地割、建造物の配置等の様式の異なる代表的な2つの事例(構成資産 9・10)が資産の範囲に含まれている。

特定の富士講信者が巡礼・修行を行った場所として、風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝等の山麓の

霊地・巡礼地を表す構成資産又は構成要素についても、余すところなく資産の範囲に含まれている。特に溶岩樹型については、1本の登山道沿いに存在することから、富士講信者が一連の「お胎内」と見なしして巡礼したとされる2つの事例(構成資産 21・22)が資産の範囲に含まれている。また、富士講信者の行場となった人穴富士講遺跡(構成資産 23)についても、風穴のみならず碑塔群の全域を資産の範囲に含めている。富士講信者にとって中心的な水行の場となった西湖(構成要素 1-7)、精進湖(構成要素 1-8)、本栖湖(構成要素 1-9)、山中湖(構成資産 11)、河口湖(構成資産 12)の5つの湖沼から成る富士五湖の水面の全域、及び8つの小さな湧水地から成る忍野八海(構成資産 13~20)の水面の全域、及び白糸ノ滝(構成資産 24)の行場となった瀑布及び滝壺を含む河川区域が、それぞれ資産の範囲に含まれている。

以上のように、資産の全体は、富士山の『信仰の対象』の側面から、顕著な普遍的価値を表すのに必要なすべての構成資産・構成要素を含むのみならず、資産の重要性を伝える諸要素・過程を完全に表す上で適切な範囲を包括しており、高い完全性を保持している。

(b)『芸術の源泉』としての側面からの完全性

資産の範囲には、①富士山域に対する代表的な展望地点、②それらの展望地点からの富士山域に対する展望景観など、『芸術の源泉』の側面を表すすべての構成資産及び構成要素が含まれている。

展望地点については、著名な写真家によって撮影され、日本国の紙幣の図様として複数回にわたり使用された写真の撮影地点である本栖湖(構成要素 1-9)の西北岸の中ノ倉峠をはじめ、和歌の題材及び謡曲の舞台となるとともに、富士山を描く際の典型的な構図に含まれる景勝地として多くの絵画に描かれた駿河湾西岸の三保松原(構成資産 25)が、それぞれ資産の範囲に含まれている。

そのうち、三保松原については、視点場又は舞台となった三保松原の重要な要素である砂浜及び羽衣の松をはじめとする松林の全体を含んでおり、資産の顕著な普遍的価値を保持する範囲として十分である。

また、中ノ倉峠についても、写真の撮影地点の全域を含んでおり、資産の顕著な普遍的価値を保持する範囲は十分に確保されている。

上記の代表的な2つの展望地点からの展望の対象となる富士山域(構成資産 1)については、双方の展望地点から山頂及びその左右への稜線の広がりを見望する観点から、様々な芸術活動の母胎となった富士山の形姿を視認する上で不足のない範囲が確保されている。

特に、富士山から中距離に位置する本栖湖西北岸の中ノ倉峠からの展望景観は、本栖湖の湖面をはじめ、富士山原始林及び青木ヶ原樹海等の森林区域など、展望の対象として重要な富士山域(構成資産 1)の地形・樹叢の要素を完全に包含している。

以上のように、資産は富士山の『芸術の源泉』としての側面を表す構成資産・構成要素・要素のすべてを含んでおり、高い完全性を保持している。

(2)開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか(第88項-c)。

「5b) 法に基づく指定保護」においても述べるように、資産の範囲については、文化財保護法に基づき指定された重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物、自然公園法に基づき指定された国立公園の特別保護地区又は特別地域、国有林野の管理経営に関する法律に基づき国が管理経営する国有林野の少なくともいずれかに当たり、長期的に適切な法的保護・保全の措置が講じられている。

また、文化財保護法の下に重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定された構成資産・構成要素及びそれらに含まれる要素については、それぞれ保存管理計画又は保存活用計画を定めているほか、それ以外の構成資産・構成要素及びそれらに含まれる要素の範囲についても、国立公園の場合には自然公園法に基づく(富士箱根伊豆)国立公園計画及び富士山地域管理計画、国有林野の場合には国有林野の管理経営に関する法律に基づく山梨東部森林計画区地域管理経営

計画及び富士森林計画区地域管理経営計画を定めており、管理放棄等による資産に対する負の影響はない。

資産の緩衝地帯については、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律、景観法に基づき地方公共団体が定める景観計画及び景観条例、地方公共団体が独自に定める景観条例、又は地方公共団体の土地利用事業指導要綱の下に、法的な保全措置が講じられており、外部からの要因による資産の範囲への負の影響を排除している。

さらに、文化財保護法に基づき指定された管理団体及び所管省庁を中心として、関係省庁又は土地所有者等との調整の下に、資産の保存管理又は課題を改善するための方策等を明示した富士山包括的保存管理計画を策定し、資産及びその緩衝地帯の一体的な保存管理・保全を行っている。また、包括的保存管理計画においては、資産の周辺地域のうち、緩衝地帯に含めない部分についても、保全管理区域として、国又は関係地方公共団体が自主的に保全を図ることとしている。

以上のように、『世界遺産条約履行のための作業指針』第88項-c)に掲げられた開発や管理放棄による顕著な普遍的価値への負の影響はなく、資産及びその周辺環境の保全に関する完全性についても確実に保持されている。

3. 1. d 真実性の言明

個々の構成資産・構成要素・要素の性質により選択した属性に基づき、各々の構成資産・構成要素・要素はそれぞれ高い水準の真実性を維持している。

富士山域は、「精神」、「機能」の属性に基づく高い真実性を保持している。また、神社・御師住宅の建築・敷地は、「形態・意匠」、「材料・材質」、「伝統・技術」、「位置・環境」、「用途・機能」の各属性に基づく高い真実性を保持している。

さらに、溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝などの富士山信仰に関連する遺跡は、「形態」、「位置・環境」、「感性・精神」、「機能」の各属性に基づく高い真実性を保持している。

『世界遺産条約履行のための作業指針』第82項に示された文化遺産の評価に適用される8つの真実性の属性のうち、個々の構成資産・構成要素及びそれらに含まれる要素の性質に基づき選択すべき属性、それらの属性に基づく各々の構成資産・構成要素及びそれらに含まれる要素の真実性に関する分析については以下に示すとおりである。

(1) 馬返より上方の富士山域、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道

山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道を含む富士山域(構成資産 1)については、有史以来、時代を超えて『信仰の対象』としての「精神」、「機能」にも変化はない。さらに、所有者をはじめ、国及び地方公共団体によって法に基づく適切な維持管理が行われており、文化資産としての価値を失することなく良好な状態を保っている。

以上のように、富士山域は、「精神」、「機能」の属性に基づく高い真実性を保持している。

(2) 浅間神社の境内・社殿群、御師住宅

神社及び御師住宅(構成要素 1-6、構成資産 2~10)の建築については、富士山信仰の思想及び活動の体系化が完成した18~19世紀前半における平面及び外観をそのまま維持している。また、近代以降に行われた建築の保存修理事業においては、創建後に修理又は改変された後補の部分を厳密に特定し、候補材を撤去するとともに、創建当時の「形態・意匠」に復元し、欠失した部分の復旧を行ってきた。

脆弱な材料・材質から成る木造建築の修理に関する「伝統」をはじめ、そこに用いられる「技術」についても確実に継承されている。また、神社及び御師住宅の建築・敷地については、創建以来の樹叢に覆われた「位置・環境」が良好に維持されてきたほか、信仰に係る空間としての「用途・機能」が長期間にわたって維持されてきた。

以上のように、神社・御師住宅の建築・敷地は、「形態・意匠」、「材料・材質」、「伝統・技術」、「位置・環境」、「用途・機能」の各属性に基づく高い真実性を保持している。

(3) 霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝

船津胎内樹型(構成資産 21)及び吉田胎内樹型(構成資産 22)の洞穴内には小祠等が祀られ、洞穴を神聖視する「精神」、宗教空間としての「機能」は現在にも継承されている。船津胎内樹型については、入洞者の安全確保のために改変された導入部を除き、洞穴の「形態」、「位置・環境」は確実に継承されている。

人穴富士講遺跡(構成資産 23)については、ほとんどの碑塔に建立者及び富士講の名称、創建年号及び関係者の死亡年号などの刻印があることから、それらの歴史的物証としての「形態」、「位置・環境」に疑いの余地はない。

富士五湖に含まれる5つの湖沼(構成要素 1-7~1-9 構成資産 11~12)及び忍野八海(構成資産 13~20)については、歴史資料及び現地に残された石碑等により、歴史的に内八海巡り又は富士山根元八湖の巡礼の場であったことが明らかであることから、それらの歴史的物証としての「形態」、「位置・環

境」に疑いの余地はない。

白糸ノ滝(構成資産 24)については、富士講信者の記録及びその挿図により、歴史的に信者が滝壺において修行したことが明白であることから、その歴史的物証としての「形態」、「位置・環境」の信頼性は高い。

また、人々の信仰心を育んだ湖沼・湧水地・滝の全体の「位置・環境」、「感性」は、変わることなく現在にも継承されている

以上のように、溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝等の富士山信仰に関連する遺跡は、「形態」、「位置・環境」、「感性・精神」、「機能」の各属性に基づく高い真実性を保持している。

3. 1. e 保護と管理に必要な措置

資産は、文化財保護法に基づき指定された重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物、自然公園法に基づき指定された国立公園、国有林野の管理経営に関する法律に基づき国が管理経営する国有林野の少なくともいずれかに該当し、良好に保護されている。2つの展望地点からの展望景観についても、同様に良好な保護状態にある。

また、緩衝地帯においては、上記と同様の保全措置が講じられているほか、景観法をはじめとした様々な法令・制度等により、適切な保全が行われている。

山梨県・静岡県、関係市町村は、文化遺産の保護に係る主務官庁である文化庁をはじめ、環境省・林野庁などの国の関係機関との協力関係の下に、資産の包括的な管理体制を整備するために富士山世界文化遺産協議会を設置した。この協議会は、富士山の調査・保存のための学術委員会の専門家による助言を受ける。

2012年1月の資産全体を対象とする「富士山包括的保存管理計画」においては、資産全体及び個々の構成資産の特質に応じた保存管理・整備活用の方法をはじめ、国・地方公共団体・関係機関がそれぞれ果たすべき役割について定めている。

(1) 資産の保護措置

資産に含まれる重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物は、古社寺保存法(1897年制定)、史蹟名勝天然記念物保存法(1919年制定)、国宝保存法(1929年制定)の下に適切な保護が行われてきた。

また、1950年には、それらの諸法律を統合して文化財保護法が制定され、それ以後、現在に至るまで、個々の構成資産及び構成要素については、この法律の下に万全の保護措置が講じられてきた。

さらに、富士山域(構成資産 1)の範囲においては、国立公園法(1931年制定)、それを改定した自然公園法(1957年制定)により、その優れた自然の風景地が保護されてきた。

また、富士山域の南麓の森林は17世紀以降、幕府直轄地として管理されるようになり、それが明治政府に引き継がれて官有林となった後、御料林の時期を経て、1947年に国有林野となった。国有林野は、国有林野の管理経営に関する法律(1951年制定)に基づき保全されてきた。

(2) 緩衝地帯の保全

以下に記す5点を考慮しつつ、『信仰の対象』としての「登拝・巡礼の場」及び『芸術の源泉』としての「展望地点・展望景観」の2つの側面・観点から導き出される富士山の顕著な普遍的価値に対して、物理的又は景観上の負の影響が想起し得る範囲を対象として、緩衝地帯を設定した。

- ▶ 一群の構成資産及び構成要素の一体性を確保できること。
- ▶ 展望景観の保全のために、南麓の広い範囲を対象として緩衝地帯とすること。
- ▶ 各構成資産及び構成要素の直近の地域においては、地形・植生・水脈を維持できるとともに、各構成資産及び構成要素の内側から外側に対する良好な景観をも維持できること。
- ▶ 富士山信仰に関連する遺跡が分布する範囲を含むこと。
- ▶ 容易に境界線を認知できること。

緩衝地帯においては、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律をはじめ、景観法(及び同法に基づき地方公共団体が定める景観条例・景観計画)、都市計画法(及び同法に基づき地方公共団体が定める用途地区)、海岸法、及び山梨県・静岡県、関係市町村が定める自主条例等を適切に運用・実施することとしている。

(3) 包括的保存管理計画

2012年1月に、文化庁、環境省、林野庁、山梨県・静岡県、及び関係市町村は、地元の土地所有者及

び管理者等との調整の下に、資産及び緩衝地帯、保全管理区域の全体を対象として包括的保存管理計画を策定した。

計画の策定に当たっては、資産の顕著な普遍的価値の保存管理の根拠となる文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律、それらと緊密な関係の下に定められた個別の計画を中心として、資産の周辺環境の保全の根拠となる法令又は各種制度等との整合性をも十分考慮することとした。

(4) 保存管理体制

資産及びその周辺環境の現況の把握及び関係法令等の運用を適切に進めつつ、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る事項について関係機関が協議を行う場として、山梨県・静岡県が中心となって「富士山世界文化遺産協議会」(以下、「協議会」という。)を設置した。

また、関係法令等を所管する国の機関(文化庁、環境省、林野庁、国土交通省、防衛省)は、協議会のオブザーバーとして、協議会に対して資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。また、併せて文化遺産の保存管理について国の機関として中心的な役割を担う文化庁は、協議会において中心的な役割を担う山梨県・静岡県及びその他の国の機関とも連携しつつ、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要事項及び世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書等について、適宜連絡調整及び協議を行う。

さらに、協議会が専門家による学術的な見地からの助言を得るために、「富士山世界文化遺産学術委員会」(以下、「学術委員会」という。)を設置した。

また、協議会は資産の保存管理及びその周辺環境の保全に取り組む団体及び個人とも相互に協力を行う。

3. 2 比較研究

富士山と共通の性質を持つ国内外の山岳の事例を対象として行った比較研究の成果については、以下に示すとおりである。また、以下の3. 2. aに示す個別の項目に基づき、比較研究の成果をまとめた表を付属資料4に掲載した。

3. 2. a 比較項目の特定

3. 1において明示したように、富士山の顕著な普遍的価値は『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から成る。したがって、他の国内外の山岳との比較研究を行う場合には、これらの2つの側面に基づき、比較項目を設定することが求められる。

2001年9月5日～10日に、日本政府及びユネスコ世界遺産センターの共催の下に和歌山県において「アジア・太平洋地域における信仰の山の文化的景観に関する国際専門家会議」(以下、「和歌山における信仰の山専門家会議」という。)が開催された。会議の「結論及び勧告」(付属資料4を参照されたい。)においては、世界で最も多くの山岳及び最も標高の高い山岳が存在するアジア・太平洋地域は、その人口密度の高さに比例して、世界で最も多くの「信仰の山」(「聖なる山」)が存在する地域であることが指摘され、アジア・太平洋地域における「信仰の山」の遺産の価値は、自然的な特性をも含む有形的価値及びそれと関連する無形的価値の2つの形態をとって現れることが明示された。

このような視点に基づき、富士山と共通の性質を持つ他の山岳との比較研究を行うに当たり、富士山の顕著な普遍的価値を構成する『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面において、自然的な特性をも含む有形的価値及びそれと関連する無形的価値の2つの観点から、以下のような比較項目を設定した。

(1)『信仰の対象』の側面

(a)自然的特性・有形的価値の観点からの比較項目

- 形状・標高
- 独立峰であるか。
- 岩盤・岩(洞窟)、水域を含むか。
- 火山であるか。
- 火山であることに由来する特質を持つ風穴・湧水地・湖沼等が存在するか。
- 洞窟、歴史的な巡礼路又は参詣道、神社・寺院がそれぞれ存在するか。

(b)無形的価値の観点からの比較項目

- 継続性—崇拜儀礼等が今も継続的に行われているか。
- 存在—山岳自体が信仰の対象となっているか。
- 慣習—山岳への登拝又は湧水地等への巡礼が行われているか。
- アイデンティティー—山岳自体が国又は民族の象徴となっているか。
- 知名度—どの程度知られ、又は訪問されているか。

(2)『芸術の源泉』の側面

- 山岳の景観美が芸術作品を生み出す母胎となったか。
- 山岳を対象として生み出された芸術作品群が海外にも広く知られ、世界の芸術史上において大きな影響を与えたか。

3. 2. b 比較の対象とする山岳の特定

『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の各側面において、以下のとおり比較の対象とする資産を特定した。

(1)『信仰の対象』の側面

- アジア・太平洋地域において、地域に固有の信仰と密接な関係を持つことにより知られている山岳
- 「和歌山における信仰の山専門家会議」において、「アジア・太平洋地域における信仰の山」として、事例紹介の対象とされた山岳

(2)『芸術の源泉』の側面

- ▶ 世界の各地において、芸術作品との関連性が明確である山岳
- ▶ 海外の専門家による研究書等⁶³において、芸術作品との関連性が明確であるとして紹介されている山岳

(3)『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の両側面

(a)イコモスの報告書⁶⁴において、類型別分析・主題別分析の対象とされた山岳

- ▶ アジア・太平洋地域の各地において、当該地域に固有の信仰と密接な関連性を持つ山岳
- ▶ 世界の各地において、芸術作品との関連性が深く、演劇の舞台ともなっている山岳
- ▶ 世界の各地において、『信仰の対象』として崇拝されている山岳

(b)ユネスコ世界遺産センター刊行の文化的景観に関する研究報告書⁶⁵において、分析の対象とされた山岳

- ▶ 世界の各地において、優秀な美的資質を持つ山岳
- ▶ 世界の各地において、集団のアイデンティティーを確認する上で重要な意義を持っている山岳

3. 2. c 比較対象とすべき国外の山岳の特定

アジア・太平洋地域とキリスト教が支配した中世の西洋との間には、山岳に対する考え方に大きな違いが見られる。この時代の西洋においては、山岳は人間に危害を加える龍や悪魔の住み処であると考えられ、山岳と人間とは相互に対立する関係にあると捉えられた。したがって、悪魔を追い払うことができるならば、山岳は単なる物質と化し、山岳を征服することが可能であると考えられるようになった。やがて、このような考え方は、近代において、登山により山岳を征服できるとする「アルピニズム」の思想を誕生させた。

これに対して、アジア・太平洋地域では、山岳を神仏又は精霊の居処であると見なし、山岳そのものを神仏又は精霊であると捉えてきた。特に日本を含む東アジア地域では、歴史的に山岳に位階を授ける行為又は犠牲を供える行為が見られ、山岳を崇拝の対象とするのみならず、人間と感情が通じ得る存在として捉えてきた。

このように、中世以降の西洋とアジア・太平洋地域との間には、山岳を『信仰の対象』として捉えるのか否かの点において大きな相違が見られる。したがって、『信仰の対象』の側面から、富士山の比較対象とすべき国外の山岳を選択する場合には、西洋の山岳を視野に入れつつも、特にアジア・太平洋地域の山岳を中心とすることが適切である。

また、芸術作品の対象となった山岳又は芸術創造の意識を鼓舞した山岳は、アジア・太平洋地域のみならず、世界の各地に存在する。したがって、『芸術の源泉』の側面から、富士山の比較対象とすべき国外の山岳を選択する場合には、アジア・太平洋地域のみならず、その他の地域の山岳をも広く対象とすることが適切である。

以上の視点に基づき、表3-1(63ページ)に示すとおり、比較対象とすべき合計36件の国外の山岳の事例を抽出した。その内訳は、アジア・太平洋地域に存在するものが23件、それ以外の地域に存在するものが13件である。

⁶³ Léon Pressouyre, *The World Heritage Convention, twenty years later*, UNESCO Publishing, 1996
Edwin Bernbaum, *Sacred Mountains of the World*, Sierra Club Books, San Francisco, 1990
Hendrick Bäblerverlag, *What is OUV? Defining the Outstanding Universal Value of Cultural World Heritage Properties*, ICOMOS, 2008

⁶⁴ *Filling the Gaps – an Action Plan for the Future*, ICOMOS, 2005

⁶⁵ Peter J. Fowler, *World Heritage Cultural Landscapes 1992-2002*, World Heritage Centre, 2003

表3-1 比較対象とした海外の山岳等(合計36件)

	番号	山岳名	資産名	評価基準	国名	信仰	芸術
アジア・太平洋地域	1	ウルル、カタ・ジュタ	ウルル、カタ・ジュタ国立公園	(v)(vi)(vii)(viii)	オーストラリア	○	—
	2	泰山	泰山	(i)(ii)(iii)(iv)(v)(vi)(vii)	中国	◎	○
	3	黄山	黄山	(ii)(vii)(x)	中国	—	◎
	4	武当山	武当山の古代建築物群	(i)(ii)(vi)	中国	○	○
	5	廬山	廬山国立公園	(ii)(iii)(iv)(vi)	中国	○	◎
	6	峨眉山	峨眉山と楽山大仏	(iv)(vi)(x)	中国	◎	○
	7	武夷山	武夷山	(iii)(vi)(vii)(x)	中国	○	—
	8	青城山	青城山と都江堰水利(灌漑)施設	(ii)(iv)(vi)	中国	○	—
	9	三清山	三清山国立公園	(vii)	中国	○	—
	10	五台山	五台山	(ii)(iii)(iv)(vi)	中国	◎	○
	11	嵩山	河南登封の文化財“天地之中”	(iii)(vi)	中国	○	—
	12	華山、衡山、恒山	泰山の追加候補である4つの聖山	—	中国	○	—
	13	雁蕩山	雁蕩山	—	中国	○	—
	14	カイラス山	—	—	中国	◎	—
	15	サバラン山	サバラン	—	イラン	○	—
	16	南山	慶州歴史地域	(ii)(iii)	韓国	○	—
	17	漢拏山	済州火山島と溶岩洞窟群	(vii)(viii)	韓国	○	—
	18	スライマン・トー	スライマン・トー聖山	(iii)(vi)	キルギス	○	—
	19	プーカオ山	チャンパサック県の文化的景観にあるワット・プーと関連古代遺産群	(iii)(iv)(vi)	ラオス	○	—
	20	ボグドハン山、ブルカン・カルドゥン山、オトゴン・テンゲル山	モンゴルの聖なる山:ボグドハン山、ブルカン・カルドゥン山、オトゴン・テンゲル山	—	モンゴル	○	—
	21	ヒマラヤ山脈	サガルマータ国立公園	(vii)	ネパール	○	—
	22	ルアベフ山、ナウルホエ山、トンガリロ山	トンガリロ国立公園	(vi)(vii)(viii)	ニュージーランド	○	—
	23	アダムスピーク	スリランカ中央高原	(ix)(x)	スリランカ	◎	—
アジア・太平洋地域以外	24	ロッキー山脈	カナディアン・ロッキー山脈自然公園群、恐竜州立自然公園、ウォータートン・グレイシャー国際平和自然公園、イエローストーン国立公園	(vii)(viii)(ix)(x)	カナダ・アメリカ	—	◎
	25	シナイ山	聖カトリーナ修道院	(i)(iii)(iv)(vi)	エジプト	○	—
	26	サント・ヴィクトワール山	サント・ヴィクトワール山とセザンヌに関連する土地	—	フランス	—	◎
	27	ペルデュ山	ピレネー山脈-ペルデュ山	(iii)(iv)(v)(vii)(viii)	フランス・スペイン	—	◎
	28	アトス山	アトス	(i)(ii)(iv)(v)(vi)(vii)	ギリシャ	○	—
	29	オリンポス山	オリンポス山周辺	—	ギリシャ	○	○
	30	ドロミテ山塊	ドロミテ	(vii)(viii)	イタリア	—	○
	31	ケニア山	ケニア山国立公園/自然林	(vii)(ix)	ケニア	○	—
	32	ワスカラン山	ワスカラン国立公園	(vii)(viii)	ペルー	○	—
	33	スイス-アルプス(ユングフラウアレッツェル峰、ピチホルン峰ほか)	スイス-アルプス ユングフラウアレッツェル	(vii)(viii)(ix)	スイス	—	◎
	34	キリマンジャロ山	キリマンジャロ国立公園	(vii)	タンザニア	○	○
	35	アパラチア山脈	グレート・スモーク山脈国立公園	(vii)(viii)(ix)(x)	アメリカ	—	◎
	36	キラウエア山	ハワイ火山国立公園	(viii)	アメリカ	○	—
		富士山	富士山	(iii)(iv)(vi)	日本	◎	◎

信仰 ○:自然的特性・有形的価値の観点から、信仰の場・巡礼地及びそれらの遺跡等の物証が存在し、宗教的な儀礼・活動等信仰の核心が継承されている山岳。

◎:上記に加え、登ること自体に宗教的意義が認められたり、湖沼・湧水地等の自然的特質を持つ場所が宗教的な活動の場とされたりしている山岳。

芸術 ○:絵画・文学等の題材とされ、数多くの作品を生み出す母胎となった山岳。

◎:上記に加え、絵画・文学等の流派を生み、海外に影響を与えた山岳。特に富士山と同様に、美術史上において海外への影響が認められる山岳。

3. 2. d 国外の山岳との比較研究

表3-1では、富士山が持つ特質を明確化するために、比較対象として選択した計36件の国外の山岳について、以下に示すとおり、富士山の顕著な普遍的価値を構成する『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から、3. 2. aにおいて示した富士山と共通する比較項目への合致の程度に応じて、それぞれ○印又は◎印を付した。

『信仰の対象』の側面に関しては、自然的特性・有形的価値の観点から、信仰の場・巡礼地及びそれらの遺跡等の物証が存在し、宗教的な儀礼・活動等の信仰の核心が継承されているものについて○印を付した。その中でも、「登拝」という信仰形態に代表されるように、山岳に登ること自体に宗教的な意義が認められたり、湖沼・湧水地等の自然的特性を持つ場所が宗教的活動の場とされたりしているものについて◎印を付した。

『芸術の源泉』の側面に関しては、山岳が絵画・文学等の題材とされるなど、数多の芸術作品を生み出す母胎となったものについて○印を付した。その中でも、ある特定の芸術分野において流派を形成するなどの重要な契機をもたらしたり、海外の芸術分野に対して影響を与えたりしたものについて◎印を付した。

なお、表3-1に掲載した各々の山岳の概要、比較対象として『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の両側面から選択した理由の詳細については、付属資料4を参照されたい。

本節では、上記の区分に基づき、特に表1において◎を付した山岳を対象を絞り、3. 2. aにおいて明示した自然的特性・有形的価値、無形的価値の2つの観点に基づく比較項目に従って比較研究を行うこととする。また、その結果については、表3-2(67～68ページ)及び表3-3(69ページ)にまとめた。

(1) アジア・太平洋地域の山岳

泰山(表1、No. 2)は、比較対象とした山岳の中でも、富士山との共通性が最も強い山岳である。古くから中国においては、平地から聳える山岳が尊ばれ、山岳は神仙の住処であるとともに、神そのものであると捉えられてきた。さらにインドから仏教が伝来した後においても、山岳は仏教の聖地として定着した。その中でも泰山は儒教・仏教・道教の聖地であり、特に中国固有の道教においては五嶽(泰山・衡山・嵩山・華山・恒山)の筆頭とされていることから、国内における位置付けの点において、日本の「信仰の山」として代表的な存在である富士山とも共通している。

泰山では、その山上において、秦(BC221～BC206)の時代より皇帝即位の儀式である「封禪の儀」が長期にわたって執り行われてきた。皇帝は、泰山に対する祭祀を行うことを通じて神権を獲得し、天下の太平、国家の永続、自らの長寿を成就することができると考えられた。中国では、一般的に死後の人間の魂は泰山に還り、冥界を司る「東嶽大帝」の裁きの後に地獄又は転生への方向が定められると信じられている。また、悪霊の侵入を防ぐために、家屋の外壁又は街路に面する扉の外面に「石敢当」と呼ぶ石造物を設置する習慣も、泰山を起源とするものである。泰山への参詣者は「香頭」と呼ぶ引率者に導かれて登山することが通例となっているほか、登山することができない人々のために、泰山の東嶽大帝を祀った「東嶽廟」が代参施設として中国各地に建立されている。

上記の点は、(a) 遥拝を中心とする原始的な信仰形態から修験道及び登拝等多様な信仰形態へと発展し、(b) 修験者・先達が一般の道者・富士講信者を山中へと導き、(c) 富士登山がかなわない人々のために、富士山を展望できる場所に代参施設としての「富士塚」が設けられてきた富士山の特質とも共通している。しかし、泰山への登山は山頂の宗教施設に対する参詣を主たる目的として行われており、山岳に登る行為そのものを重視する富士山の「登拝」とは性質が異なる。

また、「五嶽独尊」の石刻碑を含む泰山の山頂の風景は中国の紙幣の図様にも採用され、中国人の精神的な象徴として認知されてきた。この点は、日本の紙幣の図様にも採用され、日本及び日本文化を象徴する「名山」としての富士山とも共通している。しかし、泰山は、唐代を中心に多くの詩歌に詠まれてはきたが、長期間にわたって多様な芸術活動の対象となり、国内のみならず遙か遠方の西洋における19世紀後半の美術史にまで影響を与えた富士山とは、その性質が異なると言ってよい。

黄山(表1、No. 3)は絵画・詩歌等の多様な芸術作品の対象とされ、特に黄山を描いた山水画及び山水画家は中国美術史上において「黄山画派」と呼ばれる一つの流派を形成した。したがって、黄山は『芸術の源泉』の側面において富士山と強い共通性を持つ。しかし、黄山を描いた一群の絵画作品は、北京の天安門広場に面して建つ人民大会堂をはじめ各地の民家にも飾られるなど、中国の国民生活に深く浸透し、広く知られるようになったものの、富士山のように遙か遠く離れた西洋の美術史上に影響をもたらすまでには至らなかったものと考えられる。

廬山(表1、No. 5)は、顧愷之(344?~405?)が描いたとされる作品をはじめ、多くの山水画に描かれ、中国の国内のみならず、日本の中世の山水画にも大きな影響を与えたことから、『芸術の源泉』の側面における他国への影響は明白である。しかし、それは主として近隣国に対する影響に限定されており、富士山のように、アジア・太平洋地域から遙か遠く離れた西洋の美術史に対して大きな影響を与えたわけではなかった。

また、廬山の山麓に位置する東林寺は、慧遠(334~416)がインドから伝来した浄土教を中国において確立した場所として著名である。廬山は、長らく中国随一の仏教聖地として知られてきたが、現在では仏教・道教の寺院以外にキリスト教・イスラム教の寺院等も存在し、多様な宗教の拠点となっている。『信仰の対象』の側面における廬山の特質は、そのような山麓の各宗派の寺院等に対する参詣が中心となっていることにあり、山岳に登る「登拝」の行為そのものを重視する富士山とは性質が異なると言ってよい。

峨眉山(表1、No. 6)は、山頂におけるブロッケン現象などの自然現象を神聖視する点で富士山と共通する。山岳を神仏の聖地として見なす考え方にに基づき、山頂に仏教・道教・儒教の宗教施設が建立されており、僅かではあるが、山麓の寺院から山頂の寺院に向けて徒歩で登山することも行われている。しかし峨眉山への登山の目的は、泰山と同様に、もっぱら山頂の宗教施設に対する参詣を目的の中心としており、山岳に登る行為そのものを重視する富士山の「登拝」とは性質が異なる。

また、峨眉山は、李白(701~762)、白居易(772~846)、蘇東坡(1036~1101)など、多くの文人の詩歌創作の対象となり、多くの書画にも描かれたが、富士山のように多様な芸術活動の対象となり、創造された作品群が遙か遠く離れた西洋に対して影響を与えたとは言い難い。

五台山(表1、No. 10)は、5つの台頂から成る山頂(東台・西台・南台・北台・中台)が仏教の聖地とされている点、及び各々の台頂に建立された寺院への代参施設として山麓に「小朝台」が存在する点において、富士山と共通している。しかし、五台山における登山は、主として5つの台頂に建立された一群の寺院に参詣することを目的として行われており、山岳に登る行為そのものを重視する富士山の「登拝」とは性質が異なる。

また、五台山の寺院は唐王朝の建築技術と芸術を示す顕著な例とされ、仏教を称える彫刻又は絵画など数多の芸術作品に描かれたが、富士山のように、それらが西洋などの遙か離れた中国以外の他の地域に影響を与えたわけではなかった。

カイラス山(表1、No. 14)は、仏教(特にチベット仏教)・ボン教・ヒンドゥー教・ジャイナ教において聖地とされる山岳である。仏教ではカイラス山を宇宙の中心に存在する須弥山に準え、ヒンドゥー教では最高神であるシヴァ神の居処であるとする。また、ボン教では、創始者が降臨した場所として崇められている。長い巡礼路を経て山麓に到着した巡礼者は、神聖なるカイラス山に登山することはなく、山麓の聖なる湖沼であるマナサロワール湖にて沐浴を行った後、ゴンパと呼ぶ寺院、鳥葬場、仏足石等の聖地を巡拝しつつ山麓を一周する。

カイラス山は、山岳を神仏の居処として神聖視するという点において、他の中国の山岳のみならず、富士山とも共通する性質を持つ。また、山麓の湖沼にて水行を行い、山麓各地の霊地を巡礼するという点においても、富士山と共通している。しかし、カイラス山では、山麓の霊地を周回する巡礼の形式が中心となっており、登山することを許容していない。したがって、「登拝」の精神に淵源しつつ、今もなお多くの一般庶民が頂上付近における「御来迎」(ご来光)を目指して、一步一步登り詰めることに重要な意義を

持つ富士山とは性質が大きく異なる。

また、カイルス山においては、富士山のように多様な芸術の対象とされ、その結果生まれた作品が海外にも影響を与えた事実は確認できない。

アダムスピーク(表1、No. 23)は、仏教・ヒンドゥー教・イスラム教において、それぞれの宗教の神仏が訪れた場所として多くの巡礼者が登山する山岳である。山岳を神(仏)の居処として神聖視するという点においては、中国の山岳のみならず、富士山とも共通している。しかし、特に3つの宗教のそれぞれの教義に基づき、「神仏の聖なる足跡」とされた頂上の大岩に参詣することが登山の主たる目的となっているという点においては、山岳に登ることそのものに重要な意義を見いだす富士山の「登拝」とは性質が異なる。

また、アダムスピークには、富士山のように多様な芸術の対象とされ、その結果生まれた作品が海外にも影響を与えた事実は確認できない。

(2)アジア・太平洋地域以外の山岳

北アメリカ大陸の**ロッキー山脈(表1、No. 24)**及び**アパラチア山脈(表1、No. 35)**は、これらの山岳を描いた作品及び画家が米国の芸術史上において一つの流派を形成した山岳地帯である。しかし、それらの作品及び画家は、当時の西洋(欧州)美術の影響を大きく受けており、『芸術の源泉』の側面における両山脈の価値は、欧州を含む西洋美術史上に影響をもたらした芸術作品の母胎としての富士山の価値とは異なる。

サント・ヴィクトワール山(表1、No. 26)は、セザンヌ(1839～1906)が好んで描いた山岳であり、欧州の美術史上において著名な山であることは疑いない。しかし、富士山は、印象派の画家たちの画風に大きな影響を及ぼした葛飾北斎(1760?～1849)及び歌川広重(1797～1858)の浮世絵をはじめ、古代の文学及び現代の工芸など、長期間にわたって幅広い芸術分野に影響を与えてきたのに対し、サント・ヴィクトワール山はセザンヌの作品を通じて、20世紀の絵画にのみ影響を与えた。したがって影響を及ぼした期間及び多様性の点で、『芸術の源泉』の側面におけるサント・ヴィクトワール山の価値と富士山の価値とは相違している。

ペルデュ山(表1、No. 27)及び**スイス・アルプス(表1、No. 33)**は、レオナルド・ダ・ヴィンチ(1452～1519)又はヴィクトル・ユゴー(1802～1885)など、世界的に著名な芸術家により作品の対象とされたが、それぞれの山岳が作品に描かれることにより、他の地域の文学史上に影響を及ぼすようになったとは言いがたい。したがって、『芸術の源泉』の側面におけるペルデュ山及びスイス・アルプスの価値は、浮世絵などに描かれることにより地域を越えて西洋の美術史上にも大きな影響を与えた富士山の価値とは明確に異なる。

表3-2 『信仰の対象』の側面から比較対象とすべき山岳(残された信仰の証拠)

山岳名	信仰の証拠	
	自然的特性・有形的価値 ⁶⁶	無形的価値
泰山	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 標高1,545mの玉皇頂を最高峰とする連峰 ▶ 参詣道・寺院 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 泰山では、秦の時代(BC221～BC206)より、皇帝即位の際の儀式である「封禪の儀」が執り行われ、天下の太平、国家の永続、皇帝自身の長寿が祈念されてきた。 ▶ 泰山は、儒教・仏教・道教の聖地となっている。特に道教においては、中国国内の五嶽(泰山・衡山・嵩山・華山・恒山)の筆頭であるとされている。 ▶ 中国では、人間の魂は死後に泰山に還ると信じられてきた。泰山には、人間の生死を司る「東嶽大帝」及び子授けの神である「碧霞元君」が祀られているほか、泰山は悪霊が家に侵入するのを防ぐ「石敢当」の起源であるなど、泰山には多様な信仰の形態が見られる。 ▶ 中国国内のある程度の規模の町には、泰山に登ることができない人々のために、泰山の「東嶽大帝」を祀った道教の廟(「東嶽廟」又は「天齋行宮」という。)が存在し、泰山に代わって参詣することができるようになっている。 ▶ 毎年春から夏にかけて、人々は「香頭」と呼ぶ引率者に導かれて泰山に登山する。 ▶ 泰山は、山頂の風景(「五嶽独尊」の石刻)が中国紙幣(5元)の図様となるなど、中国において広く知られ、中国人の精神的な象徴ともなっている。
峨眉山	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 標高3,099mの「万仏頂」を中心として、富士山と同程度の標高を持つ連峰 ▶ 参詣道・寺院 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 峨眉山は、普賢菩薩の霊場であり、中国における最初の仏教聖地である。現在は、仏教のみならず、道教・儒教の寺院も併存している。 ▶ 山頂において見られるブロックン現象は「仏光」と呼ばれ、目撃した人には幸運が訪れるとされている。
五台山	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 標高3,058mの「葉頭峰」を中心として、富士山と同程度の標高を持つ連峰 ▶ 参詣道・寺院 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 五台山は、中国仏教における四名山(五台山・峨眉山・九華山・普陀山)の一つで、文殊菩薩が悟りを開いた聖地であるとされている。それは、漢民族とチベット族との間における仏教の融合・発展に積極的な役割を果たした。 ▶ 山頂が平らな5つの台頂(東台・西台・南台・北台・中台)にそれぞれ寺院が建立されており、人々の間では、それらの寺院に参詣すること(「朝台」)が最大の願いであるとされている。「朝台」を簡略化し、それぞれの台頂に向かって祈念する場所として、五台山の山麓には「小朝台」が存在する。

⁶⁶ この欄には、3. 2比較研究のa比較項目の特定において列挙した「自然的特性・有形的価値の観点からの比較項目」のうち、比較対象とすべき個々の山岳に該当する項目のみを掲げた。

<p>カイルス山</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 標高6, 656mの独立峰 ➢ 湖沼等の巡礼地・巡礼路 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 仏教・ヒンドゥー教・ボン教・ジャイナ教の聖地である。 ➢ 仏教において、カイルス山は宇宙の中心に存在する須弥山が地上に出現した山岳であるとされている。 ➢ 特にチベット仏教において、カイルス山は曼荼羅の中心に位置し、瞑想のための至上の場所であるとされている。 ➢ インドのヒンドゥー教において、カイルス山は最高神であるシヴァ神の居処であるとされている。 ➢ ボン教において、カイルス山は開祖が降臨した場所であるとされ、ジャイナ教において、開祖が悟りを得た場所であるとされている。 ➢ チベット及びインドの巡礼者は、カイルス山を巡礼の最終到着地として位置付けている。 ➢ 山麓を周回する巡礼路は、総長が52kmにも及ぶ。神聖なるカイルス山に人間が登山することはない。巡礼者は、山麓の聖なる湖沼であるマナサロワール湖にて沐浴を行った後、巡礼路の途上のゴンパと呼ぶ寺院、鳥葬場、仏足石等の聖地を巡拝しつつ、山麓を周回する。
<p>アダムスピーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 標高2, 238mの独立峰 ➢ 岩盤 ➢ 巡礼路 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ アダムスピークは、釈迦が訪問した場所であると伝えられている。 ➢ アダムスピークの山頂には、孔を持つ1. 8mの大岩(スリ・パダ)が存在し、仏教に基づく仏陀の足跡、ヒンドゥー教に基づくシヴァ神の足跡、イスラム教に基づく人類始祖としてのアダム足跡であるとされている。それぞれの宗教における聖地として、多くの巡礼者がアダムスピークの山頂を訪れる。

表3-3 『芸術の源泉』の側面から比較対象とすべき山岳(芸術作品との関連性)

山岳名	芸術作品との関連性
<p>黄山</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶17世紀中頃に描かれた山水画・詩文をはじめ、黄山を描いた一群の芸術作品は、中国の美術・文学史上において高く評価されている。 ▶黄山を描いた山水画家は「黄山画派」と呼ばれ、中国美術史上における重要な流派を形成した。 ▶黄山の「迎客松」を描いた絵画は、北京の天安門広場に面して建つ人民大会堂をはじめ、多くの民家にも飾られており、中国人の間に広く知られている。
<p>廬山</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶廬山は、陶淵明(365~427)又は李白(701~762)など、多くの文人の詩歌創作の対象となった。 ▶11世紀の日本の女流宮廷歌人であった清少納言は、随筆『枕草子』において、白居易(772~846)の詩に描かれた廬山の香炉峰の雪見を紹介した。 ▶廬山を描いた数多の山水画のうち、特に李白が廬山の滝を展望している情景を描いた『観瀑図』は、尾形光琳(1658~1716)、葛飾北斎(1760?~1849)などの日本の画家も題材とした。
<p>ロッキー山脈</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶アメリカ人画家を代表するアルバート・ビアスタット(1830~1902)は、“ロッキーマウンテン画派”の指導者として知られる。彼が描いたロッキー山脈の絵画は、ロマン主義運動の理念を最も顕著に現わしている。 ▶アルバート・ビアスタットの作品である“View of the Rocky Mountains”は、米国大統領官邸であるホワイトハウスにも飾られている。 ▶ロッキー山脈の最高峰であるエルバート山の標高は4,399mであり、富士山と同程度以上の標高を持つ。
<p>サント・ヴィクトワール山</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ポール・セザンヌ(1839~1906)は、サント・ヴィクトワール山を宗教的な関連性を持たない絵画の主対象として繰り返し描いた。このことにより、サント・ヴィクトワール山は西洋美術作品の中で最も有名な山岳となった。
<p>ベルデュ山</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ベルデュ山の山岳景観は、山岳住民の生業である牧畜及び国境地帯であるピレネー山脈に独特の文化に基づく生活の伝統と、ヴィクトル・ユゴー等の芸術・文学作品との緊密な関連性を持つ。 ▶ベルデュ山は、欧州の芸術において、ロマン主義が発展していく上で重要な役割を果たした。 ▶ベルデュ山の標高は3,352mであり、富士山と同程度の標高を持つ。
<p>スイス-アルプス(ユングフラウ峰、ビーチホルン峰、ほか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶印象的なアルプスの山岳景観は、欧州の芸術・文学等において重要な役割を担った。 ▶レオナルド・ダ・ヴィンチ(1452~1519)は、イタリアとスイスとの国境に位置するモンテ・ローザ(標高4,636m)のスケッチをモナリザの背景として用いた。また、ドイツのルネサンス期の画家であったアルブレヒト・デューラー(1471~1528)は、聖人画及びその他の宗教画においてアルプスのスケッチを多用した。しかし、それらの図像はあくまで絵画の主景ではなく、背景にとどまるものであった。 ▶スイス・アルプスを愛したイタリアの画家のジョバンニ・セガンティーニ(1858~1899)は、生涯にわたってその形姿を絵画に描き続け、「アルプス画家」として知られた。 ▶最高峰である標高4,274mのフィンスターアールホルン山は、富士山と同程度以上の標高を持つ。
<p>アパラチア山脈</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶アパラチア山脈は、フレデリック・E・チャーチ(1826~1900)及びトーマス・コール(1801~1848)など、アメリカを代表する多くの風景画家の作品にも描かれた。 ▶世界遺産条約の草創期において文化遺産の価値評価に深く関わったフランスのレオン・ブレスイールは、『世界遺産条約20年を経て』と題する論文の「複合遺産と文化的景観」の節において、優秀な芸術作品の源泉となった山岳景観の最上の事例として、富士山及びアパラチア山脈を紹介した。

3. 2. e 比較の対象とする国内の山岳の特定

日本の各地には、神道及び仏教との関連の下に成立した数多の「信仰の山」が存在する。その多くは、古く神の居処としての山岳を遥拝することから出発し、古来の神道と大陸から伝来した仏教との習合の過程を経て、神社・仏教寺院の境内及び社殿・伽藍と緊密な関係を持ちつつ発展を遂げた。特に人々の崇敬を集めた山岳の中から、表3-4に示すとおり、文化遺産として世界遺産一覧表に記載された山岳(表3-4のNo. 1~3)、世界文化遺産の候補として日本の世界遺産暫定一覧表に記載された国内の山岳(島嶼を含む。)(表3-4のNo. 4)、及びその他の顕著な山岳(表3-4のNo. 5~7)から成る計7件の事例を比較の対象とすべき国内の山岳として抽出した。

表3-4 比較の対象とする国内の山岳

番号	山岳名	資産名	評価基準	国名	信仰	芸術
1	弥山	厳島神社	(i)、(ii)、(iv)、(vi)	日本	◎	○
2	御蓋山	古都奈良の文化財	(ii)、(iii)、(iv)、(vi)	日本	◎	○
3	紀伊山地	紀伊山地の霊場と参詣道	(ii)、(iii)、(iv)、(vi)	日本	◎	○
4	沖ノ島	宗像・沖ノ島と関連遺産群	—	日本	◎	—
5	立山	—	—	日本	◎	○
6	白山	—	—	日本	◎	—
7	阿蘇山	—	—	日本	◎	○

信仰 ○: 自然的特性・有形的価値の観点から、信仰の場・巡礼地及びそれらの遺跡等の物証が存在し、宗教的な儀礼・活動等信仰の核心が継承されている山岳。

◎: 上記に加え、登ること自体に宗教的意義が認められたり、湖沼・湧水地等の自然的特質を持つ場所が宗教的な活動の場とされたりしている山岳。

芸術 ○: 絵画・文学等の題材とされ、数多くの作品を生み出す母胎となった山岳。

◎: 上記に加え、絵画・文学等の流派を生み、海外に影響を与えた山岳。特に富士山と同様に、美術史上において海外への影響が認められる山岳。

3. 2. f 国内の山岳との比較研究

3. 2. eにおいて選択した国内の山岳について、国外の山岳と同様に、富士山の顕著な普遍的価値を構成する『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から、富士山と共通する比較項目への合致の程度に応じて、それぞれ○印又は◎印を付した。

本小節では、比較対象として抽出した表3-4に示す山岳を対象として、3. 2. aにおいて明示した自然的特性・有形的価値、無形的価値の2つの観点に基づく比較項目に従って比較研究を行うこととする。また、その結果については、表3-5(73~74ページ)、表3-6(74ページ)にまとめた。

(1) 世界遺産一覧表に記載された日本の山岳

弥山(表3-4、No. 1)は、「厳島神社」(1996年に世界遺産一覧表に記載。)の範囲に含まれる標高535mの山岳で、厳島の最高峰を成す。古くは弥山を含む厳島の全体が神聖視され、厳島の北の対岸に遥拝所が成立した。しかし、その後、厳島の北岸に厳島神社の社殿が成立し、弥山及び前面の海面と一体となった社頭景観が形成された。厳島神社及び弥山は神道と仏教との混交・分離の歴史を示し、日本の宗教的空間の特質を理解する上で重要な事例である。その社殿の背後に控える弥山は、社殿からの遥拝の対象であるとともに、神社建築の正面景観の背景としての役割を持った。したがって、弥山と厳島神社の社殿群との関係は、山麓の神社境内から山頂を目指して登ること自体に意義がある富士山の「登拝」の前段階にあるものとして位置付けられる。

また、厳島神社の境内又は社殿群を対象として製作された11世紀以来の詩歌・絵画が多数残されているが、社殿の背後の弥山が描写の対象とされるようになったのは、主として17世紀以降の絵画においてであった。しかも、それらは、いずれも富士山を描いた浮世絵のように、世界の他地域における芸術活動

及び作品群に顕著な影響を与えることはなかった。

御蓋山(表3-4、No. 2)は、「古都奈良の文化財」(1998年に世界遺産一覧表に記載。)の8つの構成資産の一つである「春日大社」の境内に含まれ、標高294mの秀麗な独立円丘を成す。8世紀以前には御蓋山自体が産土神の居処として神聖視されていたが、8世紀以降は西の山麓に造営された春日大社の社叢として神域を構成するようになった。御蓋山及び春日大社の境内・社殿群は、日本古来の自然崇拜思想及び神社境内・社殿の成立・発展の過程・特質を理解する上で重要な事例である。しかし、上記した弥山と同様に、御蓋山と春日大社の境内・社殿群との関係は、山麓の神社境内から山頂を目指して登ること自体に意義がある富士山の「登拝」の前段階として位置付けられるものである。

また、御蓋山を対象として製作された詩歌は、8世紀に編纂された『万葉集』及びいくつかの勅撰和歌集にも数多収められたが、それらは、富士山を描いた浮世絵のように、世界の他地域における芸術活動及び作品群に顕著な影響を与えることはなかった。

紀伊山地(表3-4、No. 3)は、太古の昔から自然信仰(神道)の精神を育んだ標高1,000~2,000mの山岳地帯である。それは、「紀伊山地の霊場と参詣道」(2004年に世界遺産一覧表に記載。)の中核を成す。6世紀に大陸から仏教が伝来した後、紀伊山地では山岳宗教が発展し、神道と仏教との習合の過程で生まれた修験道の道場として、山岳をめぐる修行が盛んに行われた。その後、皇族及び貴族による「熊野三山」の寺社への参詣が頻繁となり、15世紀後半以降は庶民へも広がった。しかし、20世紀以降においては、全体を徒歩により参詣することは減少した。

富士山においても、古くは紀伊山地と同様に修験者による登山が中心であったが、15世紀以降は庶民の道者及び富士講信者による登拝活動が活発化し、その流れを受けて、現在では夏季を中心に約30万もの人々が徒歩による富士登山を行うようになった。このような富士山信仰に基づく登拝活動の核心は、大衆登山の形式の下に今も多くの人々に継承されており、富士登山の特質は紀伊山地のそれを凌駕している。

また、紀伊山地の霊場の一つである「吉野山」はサクラの名所として知られる。8世紀の『万葉集』をはじめ、いくつかの勅撰和歌集にも吉野山のサクラを詠んだ数多の和歌が収められたほか、近世においてはサクラに覆われた吉野山の風景が浮世絵にも描かれた。しかし、それらが海を越えて世界の他の地域に大きな影響をもたらすことはなかった。これに対して富士山は、和歌・俳句、絵画等多様な分野の作品に数多く描かれ、そのうち19世紀に葛飾北斎(1760?~1849)が製作した「富嶽三十六景」及び歌川広重(1797~1858)が製作した「不二三十六景」をはじめとする浮世絵は、西洋の美術史上にも大きな影響を与えた。したがって、紀伊山地は芸術作品の多様性の側面において富士山と共通するが、芸術作品が日本以外の他地域に与えた影響の側面においては富士山のほうが勝っている。

(2)その他の日本の山岳

沖ノ島(表3-4、No. 4)は、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」(日本の世界文化遺産暫定一覧表に記載。)の構成資産の一つであり、4~10世紀の東アジア地域において、大陸との交渉に際して航海の安全祈願のための国家的祭祀が行われた島である。沖ノ島は日本と韓国との間の玄界灘に浮かぶ周囲4km、標高243mの孤島であり、その中心に位置する独立峰の頂上付近は岩盤に覆われているほか、島の周囲は絶壁の海岸に囲まれている。洋上に浮かぶ山岳を含めた「島」に対する日本固有の自然崇拜思想の原初的な形態を残すのみならず、その信仰は現在も連綿として継続している。しかし、沖ノ島では通常立ち入りが禁止されており、山麓の神社境内から山頂を目指して登ること自体に意義がある富士山の「登拝」とは性質が異なる。

立山(表3-4、No. 5)は、日本の中部山岳地帯の北部に位置する標高3,000m級の3つの峰の総称である。古くから霊峰とされ、立山修験道の中核を成した。世界の多くの霊山が女人禁制であるのに対し、立山は女人救済の山として知られる。また、立山は、地獄・極楽の世界観を体現しており、日本人の他界観にも影響を与えた。立山に登山することにより、死後の世界を疑似的に体験し、極楽浄土に行ける

とされた点において、富士山とも共通している。しかし、立山における信仰登山は、参詣者数の規模の点において、富士山における登山には到底及ばない。

白山(表3-4、No. 6)は、日本列島中央部において、日本海に面して位置する標高2,702mの山岳である。白山とその山麓の一带は、世界有数の豪雪地帯となっている。白山は古くから水神や農耕神の居処とされ、山岳自体が崇敬の対象とされてきた。さらに、8世紀以降は修験道を通じて擬死再生の霊山とされた。山麓の加賀(現在の石川県の一部)・越前(現在の福井県の一部)・美濃(現在の岐阜県の一部)の3国から、山頂の白山神社本社に向かって禅定道が延びる。紀伊山地の熊野地方と並んで修験道が盛んで、白山信仰の中核を成した。しかし、現在では禅定道を経て頂上へと至る登山はほとんど行われていない。したがって、「登拝」に起源を持ち、今なお多くの人々が頂上付近における「御来迎」(ご来光)を目指して一步一步登り詰める富士登山とは異なる。

阿蘇山(表3-4、No. 7)は、標高1,592mを最高峰とする5つの峰の中央火口丘を中心として、その外周に世界最大級のカルデラ及び外輪山が取り囲む活火山である。古来、畏怖すべき自然の対象である火山と対峙・共存しつつ、自然と人間とが共生してきたことを示す証拠である。

カルデラ内に現存する阿蘇神社は、中央火口丘の噴火口を居処とする健甞竜命を祀った神社であり、長らくカルデラ内に居住し農耕を営む多くの人々の崇敬を集めてきた。また、「お池さん参り」と称する火口池への参詣も、今なお継続的に行われている。したがって、山麓の神社から聖なる火口への参詣を目的として登山が行われるという点において、阿蘇山は富士山と共通している。しかし、登山を行う慣習の規模の点において、富士登山は阿蘇山のそれを明らかに凌駕している。

また、近代日本を代表する小説家の夏目漱石(1867~1916)の作品『二百十日』など、雄大な火山地形及び広大な草地から成る風景は、数多の芸術家達の創作の対象となってきた。しかし、それらは、富士山を描いた浮世絵のように、世界の他地域における芸術活動及び作品群に顕著な影響を与えることはなかった。

表3-5 『信仰の対象』の側面から比較対象とすべき国内の山岳(信仰の証拠)

山岳名	信仰の証拠	
	自然的特性 有形的価値	無形的価値
弥山	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 島嶼 ▶ 海面 ▶ 標高535mの独立峰 ▶ 岩盤 ▶ 神社 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 古くは弥山を含む巖島の全体が神聖視され、巖島の北側の対岸から遥拝されていたが、やがて島の北岸の水際に社殿が成立し、弥山及び前面の海域と一体となった社頭景観が形成された。 ▶ 巖島神社社殿群と背後の弥山は、神道と仏教との混交・分離の歴史を示し、日本の宗教的空間の特質を理解する上で重要な事例である。
御蓋山	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 標高294mの独立円丘 ▶ 岩盤 ▶ 神社 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 御蓋山は春日大社の社殿の背後に展開する独立円丘で、春日大社の神域を成す。自然の山岳や森林を神格化した日本独特の神道思想と密接に関係している。 ▶ 御蓋山への入山は、歴史的に宗教的職業者に限定されている。
紀伊山地	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 標高1,000~2,000mの連山 ▶ 参詣道 ▶ 神社 ▶ 寺院 ▶ 滝 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 紀伊山地は、日本古来の自然崇拜の思想と大陸から伝来した仏教との融合の所産である修験道の行場として発展した。 ▶ 神聖性の高い紀伊山地の自然、及び紀伊山地において継続的に行われている宗教儀礼は、信仰の山の文化的景観を構成する要素として優秀かつ多様である。 ▶ 今なお紀伊山地の山岳地帯そのものが修験の場となっており、山中の峰々を巡って修行を行う「山林抖擻」と呼ばれる宗教行為が行われている。 ▶ 紀伊山地のうち、特に「熊野三山」の寺社への参詣は、11世紀に皇族及び貴族により頻繁に行われるようになったが、15世紀後半以降は庶民によるものを中心となり、「蟻の熊野詣」と呼ばれるほどの活況を呈した。
沖ノ島	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 島嶼 ▶ 標高243mの独立峰 ▶ 海面 ▶ 神社 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 島嶼の自然に対する祭祀の形式から、今日の社殿における祭祀の形式に至る過程が、純粋な状態で保持されている。 ▶ 沖ノ島の祭祀は、対外交渉の成就及び航海の安全を目的として行われた。それは、巨岩の上における祭祀に始まり、岩陰における祭祀、半岩陰・半露天での祭祀、露天の祭祀へと形式が変遷した。 ▶ 沖ノ島には、通常、一般の人は立ち入ることができないほか、多くの禁忌によって守られている。
立山	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 雄山、大汝山(3,015m)、富士ノ折立の3峰の総称。 ▶ 参詣道 ▶ 神社 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 立山は、地獄及び極楽の世界観を表している。それは9世紀より人々に流布し、その後の日本人の他界観にも影響を与えた。 ▶ 立山に登山することにより、死後の世界を疑似体験し、極楽へ行けるとされた。 ▶ 17世紀以降、『立山曼荼羅』と呼ばれる山中の地獄及び極楽を描いた図像及び巡礼の経路を描いた図像が創作され、それらが流布することにより信仰登山者が増大した。 ▶ 17~19世紀においては、立山は女人救済の山として知られた。
白山	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 御前峰(2,702m)、大汝峰、剣ヶ峰の3峰の総称。 ▶ 参詣道 ▶ 神社 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 白山信仰の歴史は、8世紀の高僧泰澄(682~767)が登頂したことに始まるとされる。 ▶ 山頂を中心として、修験道に関する遺跡が良好に遺存する。 ▶ 山麓の越前・加賀・美濃の3箇所の白山神社から、白山頂上の白山神社本社に向かって禅定道が通じている。

阿蘇山	▶標高931～1,592mの火口丘を持つ火山 ▶カルデラ・外輪山 ▶神社	▶阿蘇火山を神格化した健甞竜命を祀る阿蘇神社を核とする信仰が根付いている。 ▶12世紀に、阿蘇山は、北麓の西巖殿寺(天台宗)の修験者から信仰の対象として崇敬された。 ▶17世紀に、「お池さん参り」と称して多くの民衆が火口池への参詣を行った。火口へ参詣する行為は今なお継承されている。
-----	--	---

表3-6 『芸術の源泉』の側面から比較の対象とすべき国内の山岳(芸術作品との関連性)

山岳名	芸術作品との関連性
弥山	▶山麓の巖島神社では、古くから舞楽、能、歌舞伎、浄瑠璃等が盛んに行われ、それらの一部は現在でも継承されている。また、巖島神社の社殿建立に力を注いだ12世紀の政治権力者である平氏の信仰対象となったことから、その栄枯盛衰を描いた物語文学の『平家物語』において、主要な舞台の一つとして描かれた。 ▶巖島は、17世紀以降に日本の3つの代表的な海の霊場として「日本三景」の一つとされ、多くの人々が訪れる名所となった。巖島神社が浮世絵などの絵画の題材として取上げられ、弥山は神社の背景として描かれた。
御蓋山	▶8世紀に編纂された『万葉集』の和歌をはじめ、数多くの和歌の題材となったほか、『春日曼荼羅』等の信仰に関係する絵画にも描かれた。
紀伊山地	▶熊野信仰に関連して、『那智参詣曼荼羅図』及び『熊野曼荼羅図』などにも描かれた。また、紀伊山地の霊場を舞台とする人形浄瑠璃及び歌舞伎が伝えられているほか、熊野参詣にまつわる紀行文なども残されている。 ▶吉野山は、14世紀の物語文学である『太平記』において、王朝が設けられた場所として描かれた。吉野山は、『万葉集』をはじめ数多くの和歌の題材となったほか、中世以降はサクラの名所として広く知られるようになり、特に18世紀以降においては浮世絵などの絵画の題材ともなった。
立山	▶8世紀の『万葉集』に収められた詩歌には、「神々の住まう峰々」として詠われた。 ▶12世紀の物語文学である『今昔物語』をはじめ、14世紀後半～15世紀前半の能楽である『善知鳥』において、立山地獄が描写された。
阿蘇山	▶阿蘇神社に祀られる健甞竜命は開拓神としての性格を持ち、阿蘇開発にまつわる神話が伝承され、「阿蘇の農耕祭事」のように一連の米作りをモチーフとする行事も伝えられている。 ▶近代日本を代表する小説家の夏目漱石(1867～1916)の『二百十日』をはじめ、雄大な火山地形と広大な草地の景観が数多くの芸術家達の創作意欲を掻き立てた。

3. 2. g 結論

国内外の山岳との比較研究の結果、『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から、以下のような富士山の特質を抽出することができる。さらにその結果として、末尾に示すとおり、世界遺産一覧表に富士山を記載することの合理性を導き出すことができる。

(1)『信仰の対象』の側面における他の山岳との比較研究

3. 2. dにおいて、『信仰の対象』の側面から比較の対象として特定したアジア・太平洋地域の山岳の多くは、山岳自体が神仙又は神仏の居処であるとされ、神仏そのものでもあるという共通の信仰の在り方に基づくものであった。しかし、宗教的な儀礼及び活動は山頂及び山麓の宗教施設等に限定して行われているものが多く、富士山に見られる「登拝」のように、伝統的な登山の形式や巡礼行為が宗教的に重視されているものは希である。

また、富士山における「登拝」では、17世紀以降に道者・富士講信者が山頂付近で「御来迎(ご来光)」としての日の出を拝んだことに由来して、夜明け前に山頂に到着し、日の出を拝むことが重視された。また、富士山は首都圏に近く立地するため、標高が3,776mと高いにもかかわらず、年間約30万もの人々が夏季の約2ヶ月間に集中的に登山を行う。その場合、自動車道路、軌道等による山頂への交通手段がないことから、登山者は徒歩6時間以上をかけて山頂を目指すこととなる。このような登山形態は、日本で20世紀前半に開花する近代アルピニズムに起源するものではなく、修験道及び17世紀以降の江戸(現在の東京)を中心に数多く組織された富士講の登拝活動を母胎に発展したものである。金剛杖を突きながら、頂上付近にて「御来迎」(ご来光)を迎えることを目指して一步一步登り詰める現在の富士登山の様式には、富士山の文化的伝統の本質が確実に継承されている。このような登山形態が見られる山岳の事例は、世界の他の地域に類例がない。

以上のように、富士山は、①山岳自体を神聖視するアジア・太平洋地域に共通の山岳に対する信仰形態を持つこと、②登山そのものに意義を見出す「登拝」という特質のある信仰形態を持つこと、③「登拝」に淵源する大衆登山の形式が現代においてもなお継承されていることなどに特質がある。『信仰の対象』の側面から国外の山岳との比較研究を行った結果、富士山はアジア・太平洋地域における『信仰の対象』とされている山岳の代表的な存在であり、希有の性質を持つ山岳であるといえる。

(2)『芸術の源泉』の側面における他の山岳との比較研究

標高が高く、独立峰の火山である富士山の荘厳な形姿は、四方の広い範囲から望み見ることが可能であり、その展望景観は古くから芸術活動の母胎となってきた。そのような富士山を題材とする芸術作品のうち、最も海外に影響を与えたのは、葛飾北斎(1760?～1849)及び歌川広重(1797～1858)の浮世絵である。彼らの作品は、西洋において「ジャポニスム」と呼ぶ日本芸術の流行を生み、クロード・モネ(1840～1926)及びポール・セザンヌ(1839～1906)など西欧の印象派の画家達は、北斎及び広重の浮世絵から、直線と曲線による表現方法、立体感のない鮮やかな色彩による画法、非対称及び余白を活かした画面構成、同一の主題を異なる季節及び時間に描く「連作」の手法などの着想を得た。

米国の山岳研究者として著名なエドウィン・ベルンバウムは、『世界の聖なる山(Sacred Mountains of the World)』¹と題する著書において、「中国と異なり、日本には富士山というとりわけ心を揺さぶる山があり、その単純な形体から異なる描写法が用いられた。広く定型化した手法を用いて初期の風景画に描かれることにより、19世紀、富士山は日本芸術において最も注目され、西洋社会にまで知れ渡ることになる。一様な外観を持つ円錐形である富士山は、なだらかで幾何学的な形体と均質な色の塊を強調する木版

¹ Edwin Bernbaum, *Sacred Mountains of the World*, Sierra Club Books San Francisco, 1990

浮世絵に描く対象として理想的であった」と記している。

また、世界遺産条約の草創期において文化遺産の価値評価に深く関わったフランスのレオン・プレスイールは、『世界遺産条約20年を経て』²と題する著作の「複合遺産と文化的景観」の節において、イタリアのトスカナ地方の絵画に見るフィレンツェ郊外の田園風景、フレデリック・E・チャーチ(1826～1900)からトーマス・コール(1801～1848)に至るアメリカ人風景画家にとってのアパラチア山脈などとともに、富士山は自然の風景を讃える日本画などの芸術作品を生み出す源泉となった最上の山岳であると記している。

比較対象とした山岳の中には、黄山(中国)及びロッキー山脈(米国・カナダ)の場合のように、当該山岳を描いた作品又は画家が芸術史上において一つの流派を形成したのも存在する。しかし、それらの作品又は画家の影響は、概ね国内における同一の芸術分野に限定されるものが多い。また、廬山(中国)が描かれた中国の山水画は日本の山水画にも大きな影響を与えたが、それは主として近隣国に対する影響に限定されたものであった。古代から現代に至るまで、長期間にわたり詩歌・絵画等様々な分野において芸術作品の創造の母胎となり、特にアジア・太平洋地域から遙か遠く離れた19世紀後半の西洋の美術史に対して大きな影響を与えた山岳は日本の富士山以外に存在しない。

以上のように、海外において『芸術の源泉』となった山岳との比較において、富士山は①長い時代にわたって多様な芸術活動の母胎となった点、②芸術作品の影響が国内のみならず近隣諸国を越え、遙か遠くの西欧にまで及んでいる点にその特質があり、世界的に著名な「名山」として希有な山岳の事例であるといえる。

(3) その他

IUCNが2009年に主題別研究としてまとめた『世界遺産の火山』³においては、一般的に人々が火山として認めている山岳の多くが世界遺産一覧表に含まれていないことは興味深とし、その事例としてイタリアのエトナ火山⁴及び日本の富士山などを挙げている。そのうち、特に富士山については、火山とその周辺地域を訪れる年間の観光客が他のいずれの火山よりも多い点で重要な意味を持つと指摘している。さらに、このような世界遺産一覧表に見られる火山に関する格差を是正するためには、知名度、科学的重要性、文化及び教育的価値を指標として、個々の火山の長所について検討すべきであるとも指摘している。

以上のとおり、富士山は、既に世界遺産一覧表に記載されたものを含め、『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から、価値評価が可能な世界及び日本の他の山岳と比較して顕著な特質を持つことは明白である。したがって、富士山を文化遺産として世界遺産一覧表に記載することにより、世界遺産一覧表の均衡性・信頼性をさらに確実にすることが可能となる。

² Léon Pressouyre, *The World Heritage Convention, twenty years later*, UNESCO Publishing, 1996

³ *World Heritage Volcanoes, A Thematic Study*, IUCN, 2009

⁴ エトナ火山：イタリア南部のシチリア島東部に存在する標高3,326mのヨーロッパ最大の活火山。

3.3 顕著な普遍的価値の言明

3.3.a 総合的所見(摘要)

富士山は、日本の最高峰(標高3,776m)を誇る独立成層火山であり、神聖で荘厳な形姿を持つことから、日本を代表し象徴する山岳として世界的に著名である。

富士山に対する信仰は、山頂への登拝及び山城・山麓の霊地への巡礼を通じて、富士山を居処とする神仏の灵力を獲得し、自らの擬死再生を求めるといった独特の性質を持つ。そのような信仰の思想及び儀礼・宗教活動の進展に伴い、火山である富士山への畏怖の念は自然との共生を重視する伝統を育み、さらにそれは、荘厳な形姿を持つ富士山を敬愛し、山麓の湧水等の恵みに感謝する伝統へと進化を遂げた。その伝統の本質は、時代を超えて今日の富士登山及び巡礼の形式・精神にも確実に継承された。

また、それらの伝統は、富士山の数多の形姿を描いた葛飾北斎及び歌川広重の浮世絵の作品を生み出す母胎となり、顕著な普遍的意義を持つ富士山の図像の源泉となった。こうして、富士山は日本及び日本の文化の象徴として記号化された意味を持つようになった。

このように、富士山は、近代以前の山岳に対する信仰活動及び山岳への展望に基づく芸術活動を通じて、多くの人々に日本の神聖で荘厳な山岳の景観の類型の顕著な事例として認識されるようになり、その結果、世界的な「名山」としての地位を確立した。したがって、それは顕著な普遍的価値を持っている。

3.3.b 評価基準の適用

評価基準(iii)

富士山を居処とする神仏への信仰を起源として、火山との共生を重視し、山麓の湧水等に感謝する伝統が生まれ、その本質は、時代を越えて今日の富士登山及び山城・山麓の霊地への巡礼の形式・精神にも確実に継承された。富士山とその信仰を契機として生み出された多様な文化的資産は、富士山が今なお生きている山岳に対する文化的伝統の類い希なる証拠であることを示している。

評価基準(iv)

富士山は、近代以前の山岳に対する信仰活動及び山岳に対する展望に基づく芸術活動を通じて、多くの人々に日本の神聖で荘厳な山岳の景観の類型の顕著な事例として認識されるようになり、その結果、「名山」としての世界的な地位を確立した。

評価基準(vi)

19世紀前半の浮世絵に描かれた富士山の図像は、近・現代の西洋美術のモチーフとして多用され、西洋における数多の芸術作品に多大なる影響を与えたのみならず、日本及び日本の文化を象徴する記号として広く海外に定着した。富士山は、そのような顕著な普遍的意義を持つ芸術作品と直接的・有形的な関連性を持ち、日本及び日本の文化の象徴としての記号化された意味を持つ類い希なる山岳である。

3.3.c 完全性の言明

資産の全体は、富士山の『信仰の対象』の側面から、顕著な普遍的価値を表すのに必要なすべての構成資産・構成要素を含むのみならず、資産の重要性を伝える諸要素(attributes)・過程(process)を完全に表す上で適切な範囲を包括している。また、資産の範囲には、①富士山城に対する代表的な展望地点、②それらの展望地点からの富士山城に対する展望景観など、『芸術の源泉』の側面を表すすべての構成資産及び構成要素が含まれている。したがって、資産は高い完全性を保持している。

3.3.d 真実性の言明

個々の構成資産・構成要素・要素の性質により選択した属性に基づき、各々の構成資産・構成要素・要

素はそれぞれ高い水準の真実性を維持している。

富士山城は、「精神」、「機能」の属性に基づく高い真実性を保持している。また、神社・御師住宅の建築・敷地は、「形態・意匠」、「材料・材質」、「伝統・技術」、「位置・環境」、「用途・機能」の各属性に基づく高い真実性を保持している。さらに、溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝等の富士山信仰に関連する遺跡は、「形態」、「位置・環境」、「感性・精神」、「機能」の各属性に基づく高い真実性を保持している。

3. 3. e 保護と管理に必要な措置

資産は、文化財保護法に基づき指定された重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物、自然公園法に基づき指定された国立公園、国有林野の管理経営に関する法律に基づき国が管理経営する国有林野の少なくともいずれかに該当し、良好に保護されている。2つの展望地点からの展望景観についても、同様に良好な保護状態にある。

また、緩衝地帯においては、上記と同様の保全措置が講じられているほか、景観法をはじめとする様々な法令・制度等により、適切な保全が行われている。特に、本栖湖(構成要素 1-9)の北西辺及び富士山城(構成資産 1)の東辺の2箇所については、緩衝地帯を設けていないが、山梨県景観条例による行為規制、開発の困難な地形的制約、隣接地における現状の土地利用形態などにより、いずれも資産内から望まれる景観への負の影響は想定し得ない。

山梨県・静岡県、関係地方市町村は、文化遺産の保護に係る主務官庁である文化庁をはじめ、環境省・林野庁等の国の関係機関との協力関係の下に、資産の包括的な管理体制を整備するために富士山世界文化遺産協議会を設置した。この協議会は、富士山の調査・保存のための学術委員会の専門家による助言を受ける。

2012年1月の包括的保存管理計画には、資産全体及び個々の構成資産の特質に応じた保存管理・整備活用をはじめ、国・地方公共団体・関係機関がそれぞれ果たすべき役割を含む。

4. 保存状況と資産に与える影響

4. aにおいては、4. a. 1資産の全体に共通する保存の状況又は周辺環境の保全の状況、4. a. 2『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」としての構成資産及び構成要素の保存状況、4. a. 3『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」としての構成資産及び構成要素の保存状況に区分して記述することとする。

また、4. bにおいては、資産及び周辺環境の全体に共通する影響についてのみ記述することとし、個々の構成資産及び構成要素に対する影響については、4. a. 2及び4. a. 3において保存状況とともに記述することとする。

4. a 現在の保存状況

4. a. 1 資産及び周辺環境の全体に共通する保存状況

4. a. 1. i 開発、都市基盤施設の整備

従来、多くの観光客が訪れる山麓部では、ホテル・ゴルフ場・スキー場等の観光施設の建設が行われるとともに、地域経済の基盤強化を図るために工業団地等の建設が行われてきた(図4-1を参照されたい)。これらの工作物・建築物の新築・増築・改築、土地の形質変更、木竹の伐採等の行為については、法令・制度等に定められた規模、形態・構造に関する規制(建築物⁵及びその他の工作物⁶に関しては、それらの高さ・色彩・意匠等の規制を含む。)により、風致景観と調和するよう十分に配慮されている(5. cの当該箇所を参照されたい)。

住民の居住地周辺では、国、山梨県・静岡県、関係各市町村が、道路及び下水道等の都市基盤施設の建設・整備を実施している。そのような施設の建設・整備に当たっては、資産の風致景観及び地下遺構の保存に十分配慮しつつ、電柱の移設及び電線の地中化についても同時に進めている。

4. a. 1. ii 環境変化

(1)酸性雨

気象庁、山梨県・静岡県をはじめとする行政機関及び大学を含む試験研究機関は、常時、酸性雨の量に関する観測を行うとともに、建造物をはじめとする構成資産及び構成要素への影響を巡視し、観測結果に関する情報の集約を行っている。

(2)気候の温暖化

気候の温暖化による影響があるとされる永久凍土の状態及び森林限界の上昇速度については、大学を含む国の試験研究機関が継続的に調査を実施している。また、林野庁、山梨県・静岡県、関係市町村、団体・企業においては、森林の間伐等を適切に実施するなど、二酸化炭素の吸収・貯蔵の機能を持つ健全な森林の整備に努めている。

(3)樹木に対する野生生物の食害

⁵ 建築物;本推薦書においては、「土地(湖底も含む)に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設(鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。)をいい、建築設備(建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針)を含むもの。」とする。

⁶ その他の工作物;本推薦書においては、「建築物を除いて、土地(地中・水中を含む)又は建築物に定着し、又は継続して設置されるもの。」とする。なお、工作物の範囲は法令・制度等により異なるため、本推薦書の付属資料8として添付した「富士山包括的保存管理計画」の分冊1又は分冊2の各法令・制度等の概要において、工作物の具体的な範囲を示すこととする。

立木の樹幹、ササ及び草本類に対するニホンジカ等の食害に対しては、林野庁、山梨県・静岡県及び関係市町村が立木等の周囲に柵を設置するなどの被害防止対策を行っている。また、山梨県・静岡県及び関係市町村では、巡視等によりニホンジカ等の個体数の把握に努め、計画的に捕獲を行う「管理捕獲」を実施している。

4. a. 1. iii 自然災害

(1) 噴火及びそれに伴う災害

噴火活動については、気象庁をはじめとする行政機関、大学、試験研究機関が継続的に観測を行うとともに、山梨県、静岡県及び関係市町村が住民及び来訪者の円滑かつ安全な避難のための計画を策定している。

また、国土交通省及び山梨県・静岡県は、噴火対応火山砂防計画及び降雨対応火山砂防計画の2つから成る富士山火山砂防計画の策定方針に基づき、堰堤の設置及び土砂移動現象の監視等の対策を行うこととしている。

(2) 土砂災害(がけ崩れ・土石流)・落石

土砂災害・落石については、国土交通省が中心となり、大沢崩れにおいて浸食防止及び山腹崩壊防止を目的とする溪床対策工事を継続的に実施しているほか、山麓において土砂災害防止を目的とする砂防堰堤・遊砂地等の砂防施設を整備するなど、地形崩落及び下流域への土砂流出の防止対策を実施している。

林野庁及び山梨県・静岡県では、土砂の流出に対する防備のために、大沢崩れの周辺の地域を含め森林を「土砂流出防備保安林」として指定し、立木等の伐採を制限するとともに、大沢崩れをはじめ浸食・崩壊が進む谷地形の下流域において、溪岸浸食の防止及び不安定土砂の固定並びに土石流の拡散防止のための治山施設を整備している。

また、登山道を管理する山梨県・静岡県では、落石の危険から登山者・来訪者等の安全を確保するため、沿道の必要な箇所に導流堤・防護壁・防護柵を設置している(図4-2を参照されたい)。

(3) 地震

富士山を含む関東以西の太平洋沿岸の広い範囲においては、近い将来、マグニチュード8程度の地震の発生が予想されている。その中でも、駿河湾沿いの地域での発生が予測される東海地震に対する対策として、大規模地震対策特別措置法に基づき、国が定めた東海地震対策大綱に基づき、国、山梨県・静岡県、関係市町村は、地震発生の予知を目的とする観測体制及び予知を前提とした避難・警戒体制を充実させるとともに、避難路等の地震防災施設を整備を行っている。また、災害対策基本法に基づき、国、山梨県・静岡県、関係市町村は、それぞれ防災計画を策定し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、各行政機関及び報道機関等における地震に関する情報の伝達方法等を整備している。

地震による建造物の倒壊に対しては、木造建築物の耐震性を正當に評価すると同時に、追加的な構造補強等の対策を適切に進めることとしている。資産が被災した場合には、5. eに示す資産の保存管理体制に基づき、被災状況の情報共有を行い、復旧対策を実施することとしている。

(4) 風水害

国、山梨県・静岡県、関係市町村をはじめ、各森林の所有者は、台風により風倒被害を受けた森林の保育を行うとともに、顕著な風倒被害地に自生種等を植栽するなどの対策を実施している。また、大雨・洪水への対策としては、山梨県・静岡県、関係市町村が計画的に河川改修を実施している。神社等の建造物に対しては、建造物の所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体

が風水害により影響を受けやすい箇所(point)の点検及び早めの修理を行うなどの対策を講じている。

(5)火災

林野庁及び山梨県・静岡県では、豊かな自然環境を保全・管理するために、市町村、地元消防団等と連携を密にしつつ、森林保全巡視を強化している。また、富士山南麓においては、静岡県が防火林道としての機能を備える「広域基幹林道富士山麓線」を設置している(図4-2を参照されたい。)。富士宮市及び地元の各自治会では、富士山麓の草原地帯において行われる野焼き⁷に関して、周辺の森林・草原への延焼防止のために十分な幅の防火帯を設けるなどの対応を行っている。

神社等の建造物の火災に対しては、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体が自動火災報知設備等の防災設備の整備及び自主防火組織の整備等の対策を進めている(図4-3、4-7を参照されたい。)

4. a. 1. iv 世界遺産地域への来訪

(1)登山者・来訪者

富士山域は標高3,000mを越える高地であることから、登山者の安全のために、山梨県・静岡県、富士吉田市・富士宮市及び関係団体が、登山道沿いに「富士山総合指導センター(富士宮口登山道五合目)」、「富士山衛生センター(富士宮口登山道八合目)」、「富士山安全指導センター(吉田口登山道六合目)」、「富士山七合目救護所(吉田口登山道七合目)」、「富士山八合目富士吉田救護所(吉田口登山道八合目)」等の案内所・救護所を設けている。また、富士宮口登山道及び吉田口登山道のすべての山小屋には自動体外式除細動器(AED)を設置しているほか、傷病者及び医師を搬送するためにブルドーザー通行路の維持にも努めている。

また、環境省が中心となり、国、山梨県・静岡県、関係市町村は、利用者が安全に富士山の自然・文化を体験できるよう登山情報の事前提供又は注意喚起等の体制を構築している。

(2)自動車

来訪者が利用する自動車が交通渋滞を引き起こし、それらの排気ガスが環境に負荷を与えていることが課題となっている。その対策としては、山梨県・静岡県、関係市町村及び関係団体等が、登山道ごとに、7月及び8月の登山期間の土曜日・日曜日・休日を中心として、15～26日間(2011年)にわたって自家用車の通行を規制するとともに、富士スバルライン・富士山スカイライン・ふじあざみラインの周辺に駐車場を整備し、それぞれの駐車場と吉田口・富士宮口・須走口登山道の各五合目とを結ぶシャトルバスを運行するなど、できる限り環境への負荷の少ない輸送に努めている(図5-8を参照されたい。)

(3)ごみ・廃棄物

五合目以上の山中で発生するごみについては、資産に与える負の影響が指摘されてきた。しかし、山梨県・静岡県、関係市町村、企業団体、住民が協働して定期的に清掃活動を実施しているのをはじめ、登山者・来訪者に対するマナー向上の呼びかけを徹底したことにより、ごみ持ち帰りが進むなど、登山道の周辺のごみはかなり少なくなってきた。また、山麓周辺の道路沿いにおいては、廃棄物の不法投棄が確認されており、国、山梨県・静岡県、関係市町村等が道路にカメラを設置して監視を行い、清掃を行うなどの対策を講じている。

(4)し尿

山頂部を目指す登山者のし尿処理対策については、2006年までに環境省、山梨県・静岡県、関係

⁷ 野焼き;毎年春に行われる草原を焼く作業。

市町村、関係団体及び各山小屋が五合目から山頂にかけての区域に存在するすべてのトイレをバイオ処理方式等による環境配慮型のトイレに改良し、富士山の環境に対する負荷を軽減している。個々のトイレにおいては、厳しい自然環境による困難な条件下にあるのみならず、登山者・来訪者が増加する傾向にあるが、各々のトイレの設置者が適切に維持管理を行っている。

4. a. 1. v その他

資産及びその緩衝地帯の外側に当たる富士山の東北麓及び東南麓の緩傾斜地では、防衛上の観点から、広範囲にわたって北富士演習場(山梨県)、東富士演習場(静岡県)、北富士駐屯地、梨ヶ原廠舎、富士学校及び滝ヶ原駐屯地(以下、「演習場等」という。)としての土地利用が行われている。特に北富士演習場及び東富士演習場として使用されている区域においては、現在もなお山梨県をはじめ、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合及び東富士入会組合、関係入会組合、土地の所有者である財産区・法人など、長年の実績を持つ地元住民団体による採草及び森林施業等の活動が行われている。したがって、演習場等としての土地利用形態のみならず、地元住民団体によって行われてきた土地利用形態は、結果的に当該地域を無秩序な開発から護る重要な役割をも果たしてきた。

演習場等の存在は、山頂部を目指す年間約30万人の登山者の登山行為に対して負の影響を与えてはいない。また、2つの展望地点である本栖湖西北岸(中ノ倉峠)及び三保松原から演習場等の区域を視認することは不可能であるため、演習場等の区域は富士山への展望景観に対しても負の影響を与えてはいない。

4. a. 2 『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」の保存状況

構成資産 1. 富士山域

富士山頂から山域・山麓にかけて広がる富士山域の範囲の保存状況は、現時点において極めて良好である。

富士山域の西面の大沢川源頭部においては、約1,000年前より土砂崩壊の発生が継続しており、「大沢崩れ」と呼ぶ大規模な崩壊地を形成している。大沢崩れを含む富士山西南斜面では、国土交通省が土砂災害の防止を目的として、土砂崩れの拡大防止対策等を継続的に実施している。

また、富士山域には、山小屋及びバイオ処理方式等による環境配慮型トイレの維持、廃棄物の移送、及び傷病者・医師を救急搬送するためのブルドーザーの通行路等が存在するが、それらの規模及び使用は必要最小限にとどめられている。

近年、登山者・来訪者の増加に伴う放流式トイレからのし尿の垂れ流し及びごみの放置が、富士山の環境に負の影響を与えていると指摘されてきた。しかし、環境省、山梨県・静岡県、関係市町村、関係団体及び各山小屋がバイオ処理方式トイレ等の環境配慮型トイレの設置を進めたことから、し尿の垂れ流し問題については解決した。また、ごみについても、登山者・来訪者の富士山の保全に対する意識が高揚したことなどにより、大幅に改善された。

構成要素 1-1. 山頂の信仰遺跡群

山頂の信仰遺跡群を構成する石造物等については、厳しい気象条件にあるが、現時点における保存状況は良好であり、特に改修・整備の必要はない。木造建築物である神社については、損傷が避けられないことから、随時、改修の必要がある。

構成要素 1-2. 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)

構成資産の範囲に含まれる六合目以上の大宮・村山口登山道の沿道は風致景観も良く、道路管理者である静岡県が適切に維持管理を行っており、現時点における保存状況は良好である。

構成要素 1-3. 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)

構成資産の範囲に含まれる二合八勺以上の須山口登山道については、道路管理者である静岡県が維持管理を行っており、現時点における保存状況は良好である。一合目付近の区域の登山道についても、遊歩道として整備されており、保存状況は良好である。

構成要素 1-4. 須走口登山道

須走口登山道においては、土砂の崩壊による登山道への被害防止のために、一部に修復された部分が見られるものの、道路管理者である静岡県が適切に維持管理を行っており、現時点における保存状況は良好である。日の出の遥拝所としての歴史を持つ九合目の「日ノ見御前」の平坦部についても、保存状況は良好である。なお、九合目の沿道に所在する迎久須志神社については、屋根の修理が必要な状況であるため、神社の所有者である富士浅間神社(須走浅間神社)が、2012年に修理を計画している。

構成要素 1-5. 吉田口登山道

吉田口登山道においては、降水による浸食防止のため、一部に修復された部分が見られる。しかし、道路管理者である山梨県が日常的に維持管理を行っており、現時点における保存状況は良好である。

構成要素 1-6. 北口本宮富士浅間神社

境内の地割を表す地形及び社殿・石碑等については、所有者が定期的に維持修理等を行っているほか、特に社殿については、自動火災報知設備及び消火設備等も設置しており、現時点における保存状況は良好である(図4-3を参照されたい。)

また、防風林としても機能している社叢については、所有者が定期的に枝打ち等の適切な維持管理を定期的に行っており、台風等による被害の軽減を図っている。

現在、慢性的な交通渋滞の緩和及び歩行者の安全性向上等を目的として、境内の北側を通過する国道138号の拡幅が計画されている。国、山梨県、関係市町村の関係機関及び有識者から成る「富士北麓地域交通円滑化対策検討会」において、良好な神社境内の周辺環境を保持し、神社境内に対する負の影響を確実に排除することを前提としつつ、沿道環境の保全、交通の諸問題の解消、地域の発展にも配慮した道路整備の方針・方法について検討しているところである(図4-8を参照されたい。)

構成要素 1-7. 西湖

現時点における保存状況は良好である。西湖は釣りを中心とするレジャー行為の場となっているほか、その湖水は水力発電等のために取水されている。現在、山梨県、富士河口湖町、住民が協働し、西湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について検討を行っているところである。

構成要素 1-8. 精進湖

現時点における保存状況は良好である。精進湖は釣り・カヌーを中心とするレジャー行為の場となっている。現在、山梨県、富士河口湖町、住民が協働し、精進湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について検討を行っているところである。

構成要素 1-9. 本栖湖

現時点における保存状況は良好である。本栖湖は釣り・ウィンドサーフィンを中心とするレジャー行為の場となっているほか、その湖水は水力発電等のために取水されている。また、自然公園法に基づき、湖面全域を対象として動力船の使用が規制されている。現在、山梨県、身延町・富士河口湖町、住民が協働し、本栖湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について検討を行っているところである。

構成資産 2. 富士山本宮浅間大社

境内の地割を表す地形及び社殿・石碑等については、所有者が定期的に維持修理を行っているほか、特に社殿については、自動火災報知設備及び消火設備等を設置していることから、現時点における保存状況は良好である(図4-4を参照されたい。)

境内の東端に位置する湧玉池に関しては、全般的に良好な保存状況にあるが、藻類が繁殖しているため、専門家により拡大防止対策についての検討が行われている。

構成資産 3. 山宮浅間神社

現時点における保存状況は良好である。富士山本宮浅間大社と山宮浅間神社とを結ぶ御神幸道沿いに建立された石碑については、残存するものがわずかとなっていることから、富士宮市が、原位置において適切な維持又は修理に努めることとしている。また、境内から富士山頂を見通す展望については、本神社と富士山との関係を把握する上で極めて重要であることから、地元の住民が樹叢の一部について伐採を行い、富士山への展望の確保に努めている。

構成資産 4. 村山浅間神社

現時点における保全状態は良好である。境内に存在する古木については、所有者が枝打ち等の維持管理を定期的に行っている。境内に存在する水垢離場については、今後、水源及び導水経路に関する総合的な調査を実施し、その成果に基づく修復・整備を行うこととしている。

構成資産 5. 須山浅間神社

老朽化した拝殿・幣殿については、現在、所有者が改築を行っているところであり、現時点における保存状況は総じて良好である。境内に存在する樹齢500年を越える22本もの巨木をはじめ、社殿・石碑等の信仰に関わる遺構については、須山浅間神社が適切な維持管理を行っている。なお、住民の利便性向上のために、神社境内の西側において生活道路が建設されているが、特に神社周辺の景観に対する負の影響はない。

構成資産 6. 富士浅間神社(須走浅間神社)

所有者が維持修理を定期的に行っているため、現時点における保存状況は良好である。境内に存在する数多くの巨木をはじめ、富士講に関わる石碑等の保存状況も良好である。

構成資産 7. 河口浅間神社

現時点における保存状況は良好である。大鳥居、随神門、その奥に続く拝殿・本殿については、所有者が維持修理を定期的に行っているほか、樹高40メートルもの「七本スギ」を中心とする社叢については、霊地としての優れた風致景観を保持している。

構成資産 8. 富士御室浅間神社

所有者が境内及び社殿の維持修理を定期的に行っており、現時点における境内全体の保存状況は良好である。

また、防風林としても機能している社叢の適切な維持・管理も行っており、台風等による被害の軽減を図っている。

構成資産 9. 御師住宅(旧外川家住宅)

御師住宅のうち、旧外川家住宅については、2006～2007年に所有者である富士吉田市が大規模な保存修理を行い、富士吉田市の指導の下に、ボランティアガイドから成る外川家協力会員が日常的な維持管理・点検を行っている。また、自動火災報知設備等を設置しており、防火体制も万全である(図4-6を参照されたい。)。したがって、現時点における保存状況は良好である。

今後の修理においては、木造建造物の耐震性を適正に評価しつつ、構造補強等の地震に対する対策についても検討することとしている。

2008年4月から敷地及び建造物の内部を一般公開しており、来訪者が御師の活動について学ぶことができるように外川家協力会員が解説を行っている。

構成資産 10. 御師住宅(小佐野家住宅)

御師住宅のうち、小佐野家住宅については、所有者が日常的に維持管理を行っているほか、柱・板壁の修理、自動火災報知設備等の設置も行っており、現時点における保存状況は良好である(図4-7を参照されたい。)。現在、所有者の住居となっており、敷地及び建造物は一般公開されていない。

構成資産 11. 山中湖

現時点における保存状況は良好である。山中湖は釣り・ヨットを中心とするレジャー行為の場となっているほか、その湖水は水力発電等のために取水されている。現在、山梨県、山中湖村、住民が協働し、山中湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について検討を行っているところである。

構成資産 12. 河口湖

現時点における保存状況は良好である。河口湖は釣り・ボートを中心とするレジャー行為の場となっているほか、その湖水は水力発電等のために取水されている。現在、山梨県、富士河口湖町、住民が協働し、河口湖を含む富士五湖全体の利用の在り方について検討を行っているところである。

構成資産 13. 忍野八海(出口池)

構成資産 14. 忍野八海(お釜池)

構成資産 15. 忍野八海(底抜池)

構成資産 16. 忍野八海(銚子池)

構成資産 17. 忍野八海(湧池)

構成資産 18. 忍野八海(濁池)

構成資産 19. 忍野八海(鏡池)

構成資産 20. 忍野八海(菖蒲池)

富士登山に先だって水垢離を行う場であった8つの小さな湧水は、総じて良好な保存状況にある。しかし、一部の湧水では湧出量の低下又は人為的な形状の変更等が認められるほか、土産物店及び住宅の建築物が湧水に近接するなど、霊地としての周辺環境に解決すべき課題も認められる。そのため、忍野村が天然記念物としての一群の湧水地の保存管理計画を策定するとともに、その周辺環境を含めて景観法に基づく景観計画を策定し、電柱の移設及び電線の地中化により、湧水から富士山への展望景観を確保するなどの段階的な改善の対策を実施している。

構成資産 21. 船津胎内樹型

天然記念物の管理団体に指定されている富士河口湖町及び所有者である財産区が日常的な維持管理を行っており、現時点における保存状況は良好である。また、入洞口には無戸室浅間神社が建ち、霊地としての環境が維持されている。信仰を目的とするのみならず、自然学習・観光をも目的として、多くの人々が入洞しているが、溶岩樹型が狭小であるため、入出洞の順路を一方通行とするなど、入洞者の安全を図っている。

構成資産 22. 吉田胎内樹型

天然記念物の管理団体に指定されている富士吉田市が、歴史的に管理を行ってきた富士山北口御師

団とともに日常的な維持管理を行っていることから、現時点における保存状況は良好である。霊地の中心となる溶岩樹型の入り口には扉を設置し、祭事等を行う特定の日を除き施錠するなど、厳格な管理を行っている。

構成資産 23. 人穴富士講遺跡

遺跡内の一部には、損壊した碑塔も見られる。しかし、長谷川角行が1,000日にわたって籠もり、角材の小口の上に立ち続けるなどの苦行を行ったとされる風穴内部の状況は、良好に保存されている。

構成資産 24. 白糸ノ滝

芝川の流水をはじめ、滝つぼ崖面の各所から噴出する湧水により、滝の自然地形に対する浸食が認められるものの、景観の全体に対する負の影響は認められず、現時点における保存状況は良好である。なお、滝の直近に位置する売店及び倉庫については、所有者等の理解の下に、富士宮市がそれらの撤去・移転も含めた総合的な整備を行うこととしている。

4. a. 3 『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」の保存状況

(1) 本栖湖西北岸(中ノ倉峠)

(a) 展望地点

本栖湖西北岸の中ノ倉峠は、富士山の頂上から本栖湖岸に至るまで、優れた景観を望むことのできる展望地点である。湖岸からの登山道が急峻であるため、中ノ倉峠への来訪者は少なく、現時点における保存状況は良好である。

(b) 展望景観

本栖湖西北岸(中ノ倉峠)からの富士山域に対する展望景観については、日本の紙幣の図様として使用された写真原板の景観とほとんど変わることなく継承されており、極めて良好な状態を保持している。このような良好な展望景観を維持するために、国、山梨県、関係町村が地形・植生の維持・保全及び展望景観に対する阻害要因の抑制を継続的に行っている。

(2) 三保松原

(a) 展望地点

三保松原は、白砂青松の良好な風致景観と一体となった富士山を展望できる景勝地である。しかし、近接の安倍川における土砂採取等に伴って海浜への土砂供給が減少し、加えて潮流による海浜の浸食も危惧されたことから、静岡県が、人工的に砂を補給することによって砂浜の維持・回復を図るとともに、必要最小限の範囲でヘッドランド・L字突堤等の施設を設置して海浜の土砂流出を防備している。現在、安倍川での土砂採取が減少したことなどにより河川からの土砂供給が復活し、安倍川の河口付近から北東に向けて海浜は徐々に回復しつつある。

その他、静岡県が高潮に備えて地域防災計画を策定し、海岸保全施設の整備を実施している。

また、松原においてはマツノザイセンチュウによる松枯れの現象がみられるため、虫害予防措置として静岡市及びNPO法人がマツの樹幹への薬剤注入を行うほか、静岡市が松原全体への薬剤散布を実施している。さらに、静岡市は枯損したマツを速やかに伐倒・除去するとともに、地元企業と協働してその後の植林にも努めている。

(b) 展望景観

三保松原を展望地点とする富士山域への展望景観については、良好な保存状況にある。三保松原から富士山域まで直線にして約45kmと離れており、両者間には広大な海面が介在することから、対

岸の人口密集地(富士市の市街地)が展望景観に与える影響は極めて小さい。したがって、これらの区域を資産の範囲から除外している。そのうち、海面については、干拓・埋立て等の負の影響を与える開発が実質的に想定できないうえ、人口密集地を成す市街地の展望景観についても、静岡県及び富士市が不要とされた高い煙突を撤去してきたことにより改善され、現在もなお建築物及びその他の工作物の高さを継続的に規制している。したがって、三保松原からの富士山城への展望景観は良好に維持されている。

また、三保松原からの富士山城の展望景観については、文化財保護法及び自然公園法に基づき、負の影響を与える可能性のある開発を規制するとともに、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、富士山城において国が国有林野として適切な管理経営を行うことにより、極めて良好な保存状況を保持している。

4. b 資産に与える影響の要因

4. b. i 開発・都市基盤整備の圧力

資産に負の影響を与える可能性がある開発の圧力としては、山麓部におけるホテル等の観光施設等の建設及び工業団地への企業の誘致等が想定される。また、住民の居住地周辺では、道路・下水道等の都市基盤施設の整備が行われることが想定される。

4. b. ii 環境の圧力

資産に負の影響を与える可能性がある環境の変化としては、酸性雨、気候の温暖化、樹木に対する野生生物の食害がある。

(1)酸性雨

現時点では酸性雨の被害の報告はないが、今後、山頂の信仰遺跡群を構成する石造物等及び寺社等の建造物の劣化・腐食を進行させることが懸念される。

(2)気候の温暖化

気候の温暖化により、これまで富士山で確認されていた連続的な永久凍土が、不連続の状態となっていることが判明している。また、森林限界の上昇が加速すること及び植生の変化等が起こり得ることが指摘されている。

(3)樹木に対する野生生物の食害

富士山城及びその周辺地域においては、野生のニホンジカ等による立木の樹幹に対する食害が報告されている。また、立木に比較して規模は小さいが、ササ及び草本類に対する食害も報告されている。

4. b. iii 自然災害と危機管理

資産及び周辺環境において発生が予想される自然災害としては、富士山の噴火及びそれに伴う災害、土砂災害・落石、地震、風水害、火災がある。

(1)噴火及びそれに伴う災害

富士山は活火山であり、噴火及びそれに伴う噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰、降灰後の降雨による土石流等の自然災害の発生による資産に対する影響が予想される。

(2)土砂災害(がけ崩れ・土石流)・落石

富士山城の斜面地では、土砂災害による地形の浸食、落石等の発生が想定される。

(3)地震

近い将来、富士山を含む関東から九州の太平洋岸の広い範囲において、マグニチュード8程度の地震の発生が予測されている。地震の際には、津波が発生することも予測されている。1854年12月23日に発生したマグニチュード8.4の安政東海地震の際には、高さ1.2m程度の津波が観測されたと記録されている。また、地震の発生による神社等の建造物の倒壊など、資産への影響も予測される。

(4)風水害

風水害による影響要因については、台風による森林の風倒被害及び大雨・洪水による神社等の建造物の倒壊・浸水等の被害が想定される。

(5)火災

火災による影響要因については、富士山域における山火事、富士山麓の草原地帯において定期的に行われる野焼きの際の周辺の森林・草原への延焼が想定される。また、神社等の建造物の火災による被害も想定される。

4. b. iv 世界遺産地域への責任ある来訪

資産に負の影響を与える可能性がある要因としては、登山者・来訪者の増加、自動車による環境への影響、登山者・来訪者がもたらすごみ・廃棄物、し尿がある。

来訪の状況に関する統計については、表4-1～4-3に示すとおりである。山麓の地域には、新幹線を含む鉄道網、高速道路を含む道路網が整備されており、容易に訪問が可能である。山麓に整備された駐車場から発着するシャトルバスを使用して、各登山道の五合目へと至り、そこから徒歩にて山頂を訪れる。

(1)登山者・来訪者

現在、八合目以上の山頂部では、7月及び8月の登山期間に約30万人、各登山道五合目には登山期間に約120万人、山麓部では年間約1,600万人の登山者・来訪者があり、増加の傾向にある。八合目以上は標高3,000mを越える高地であることから、今後とも登山情報の提供、登山者の安全確保、救急救命に関する体制の充実が必要である。

また、富士山における夏季登山は、富士講などによる近世以降の大規模な登拝活動に起源を持つ大衆登山の伝統を受け継いでおり、富士山の顕著な普遍的価値の重要な部分を構成するものであることについても十分な配慮が必要である。

(2)自動車

五合目への来訪者が使用する自動車の5ヶ年(2006年～2010年)の年間平均通行台数は、富士スバルラインで約43万台(往復)、富士山スカイラインで年間平均約12万台(片道)、に達しており、それらの排気ガスの環境への負荷及び交通渋滞が課題となっている。

(3)ごみ・廃棄物

登山者・来訪者によるごみの放置、及び山麓周辺の道路沿いにおいて確認されている廃棄物の不法投棄が課題となっている。

(4)し尿

山頂部を目指す登山者のし尿処理対策が課題となっている。

表4-1 主な構成資産の来訪者数の推移(推計等)

単位:人

年	西湖・精進湖・本栖湖周辺	富士山本宮浅間大社周辺	山中湖・忍野八海周辺	富士吉田・河口湖・三ヶ峠周辺	白糸ノ滝	三保松原
2005年	2,990,866	1,030,000	3,736,182	5,965,307	480,247	538,105

2006年	2,956,876	1,324,396	3,590,901	6,195,826	520,880	603,970
2007年	3,188,573	1,532,142	3,564,707	6,393,117	519,279	646,898
2008年	3,377,859	1,517,059	3,440,314	6,444,140	517,437	669,959
2009年	3,453,929	1,381,385	3,663,506	6,334,873	484,248	713,104
2010年	1,780,097	1,341,505	834,482	4,693,954	443,841	578,536

※山梨県観光企画・ブランド推進課、富士宮市観光協会、静岡市観光シティ・プロモーション課の統計による。

なお、「西湖・精進湖・本栖湖周辺」、「山中湖・忍野八海周辺」及び「富士吉田・河口湖・三つ峠周辺」の2010年の数値の算出方法は、調査手法の改定に伴い、2009年以前の算出方法とは異なる。

表4-2 富士山への来訪者数の推移(7・8月における各登山道五合目来訪者)

単位:人

年	現在の富士宮 口登山道	現在の御殿場 口登山道	須走口登山道	吉田口登山道	合計
2005年	166,347	20,600	106,952	571,994	865,893
2006年	217,400	21,290	97,407	749,617	1,085,714
2007年	365,249	18,320	101,246	813,478	1,298,293
2008年	420,206	21,002	118,111	925,949	1,485,268
2009年	189,894	22,244	118,651	904,475	1,235,264
2010年	212,868	25,968	121,607	901,212	1,261,655

※山梨県観光企画・ブランド推進課、富士宮市観光協会、御殿場市商工観光課、小山町産業観光課の統計による。

なお、2010年の「吉田口登山道」の2010年の数値の算出方法は、調査手法の改定に伴い、2009年以前の算出方法とは異なる。

表4-3 富士山への来訪者数の推移(7・8月における各登山道八合目登山者数)

単位:人

年	現在の富士宮 口登山道	現在の御殿場 口登山道	須走口登山道	吉田口登山道	合計
2005年	57,962	8,667	25,416	108,247	200,292
2006年	61,611	9,232	30,536	119,631	221,010
2007年	54,011	11,157	33,394	132,980	231,542
2008年	64,034	16,624	52,323	172,369	305,350
2009年	67,590	11,390	43,861	169,217	292,058
2010年	78,614	9,845	48,196	184,320	320,975
2011年	72,441	15,758	40,179	165,038	293,416

※環境省八合目に設置した赤外線カウンターによる。ただし、2010年には御殿場口において14日間登山者数を測定できず、2011年には吉田口・富士宮口・須走口登山道において雷・台風等により数時間～2日間の欠測期間がある。

4. b. v 資産と緩衝地帯の居住者人口

構成資産内人口 163 人

緩衝地帯内人口 82,480 人

合 計 82,643 人

集 計 年 2011 年

No.	構成資産の名称	構成資産範囲内 人口(人)	緩衝地帯内 人口(人)	合 計(人)
1	富士山	162		
	1-1 山頂の信仰遺跡群			
	1-2 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)			
	1-3 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)			
	1-4 須走口登山道			
	1-5 吉田口登山道			
	1-6 北口本宮富士浅間神社			
	1-7 西湖			
	1-8 精進湖			
	1-9 本栖湖			
2	富士山本宮浅間大社	0	79,999	80,162
3	山宮浅間神社	0		
4	村山浅間神社	0		
5	須山浅間神社	0		
6	富士浅間神社(須走浅間神社)	0		
7	河口浅間神社	0		
8	富士御室浅間神社	0		
9	御師住宅(旧外川家住宅)	0		
10	御師住宅(小佐野家住宅)	1		
11	山中湖	0		
12	河口湖	0		
13	忍野八海(出口池)	0		
14	忍野八海(お釜池)	0		
15	忍野八海(底抜池)	0		
16	忍野八海(銚子池)	0		
17	忍野八海(湧池)	0		
18	忍野八海(濁池)	0		
19	忍野八海(鏡池)	0		
20	忍野八海(菖蒲池)	0		
21	船津胎内樹型	0		
22	吉田胎内樹型	0		
23	人穴富士講遺跡	0		

24	白糸ノ滝	0		
25	三保松原	0	2,481	2,481

4. b. Vi その他

富士山の北東麓及び南東麓における演習場等の存在は、山頂部を目指す年間約30万人の登山者の登山行為に対して負の影響を与えてはいない。また、2つの展望地点である本栖湖西北岸(中ノ倉峠)及び三保松原から演習場等の区域を視認することは不可能であるため、富士山に対する展望景観に対しても負の影響を与えてはいない。

演習場内で行われる実弾射撃を含む行為は、日本国の防衛上の観点から必要なものとされており、さらにその他の演習行為については、災害時の派遣活動にも有効なものとされている。これらの演習行為は富士山の『信仰の対象』の観点から重要な意味を持つ登山行為のみならず、『芸術の源泉』の観点から重要な意味を持つ2つの展望地点からの富士山城の展望景観に対しても、負の影響を与えてはいない。

5. 資産の保護と管理

5. a 所有関係

各構成資産及び構成要素の所在地及び所有者については、以下に記すとおりである。

No.	構成資産及び構成要素の名称	所在地	所有者	
1	富士山城	山梨県(富士吉田市・身延町・鳴沢村・富士河口湖町) 静岡県(富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・小山町)	8法人(宗教法人富士山本宮浅間大社、宗教法人富士御室浅間神社、宗教法人北口本宮富士浅間神社、2宗教団体、3企業)、162個人、5機関(財務省、国土交通省、環境省、林野庁、気象庁)、山梨県、富士吉田市、富士河口湖町、小山町	
	1-1	山頂の信仰遺跡群	山梨県・静岡県	1法人(宗教法人富士山本宮浅間大社)、2機関(環境省、気象庁)
	1-2	大宮・村山口登山道 (現在の富士宮口登山道)	静岡県富士宮市	1法人(宗教法人富士山本宮浅間大社)、2機関(財務省、林野庁)
	1-3	須山口登山道 (現在の御殿場口登山道)	静岡県御殿場市	1法人(宗教法人富士山本宮浅間大社)、2機関(財務省、林野庁)
	1-4	須走口登山道	静岡県小山町	1法人(宗教法人富士山本宮浅間大社)、2機関(財務省、林野庁)
	1-5	吉田口登山道	山梨県富士吉田市・富士河口湖町	8法人(宗教法人富士山本宮浅間大社、宗教法人富士御室浅間神社、宗教法人北口本宮富士浅間神社、2宗教団体、3企業)、75個人、2機関(財務省、林野庁)、山梨県、富士吉田市、富士河口湖町
	1-6	北口本宮富士浅間神社	山梨県富士吉田市	1法人(宗教法人北口本宮富士浅間神社)
	1-7	西湖	山梨県富士河口湖町	国土交通省
	1-8	精進湖	山梨県富士河口湖町	国土交通省
	1-9	本栖湖	山梨県身延町・富士河口湖町	国土交通省、山梨県
2	富士山本宮浅間大社	静岡県富士宮市	1法人(宗教法人富士山本宮浅間大社)	
3	山宮浅間神社	静岡県富士宮市	1法人(宗教法人山宮浅間神社)	
4	村山浅間神社	静岡県富士宮市	2法人(宗教法人村山浅間神社、宗教法人大日堂)、富士宮市	
5	須山浅間神社	静岡県裾野市	1法人(宗教法人須山浅間神社)、	

			1個人
6	富士浅間神社(須走浅間神社)	静岡県小山町	1法人(宗教法人富士浅間神社)、 小山町
7	河口浅間神社	山梨県富士河口湖町	1法人(宗教法人河口浅間神社)、 富士河口湖町
8	富士御室浅間神社	山梨県富士河口湖町	1法人(宗教法人富士御室浅間神 社)
9	御師住宅(旧外川家住宅)	山梨県富士吉田市	富士吉田市
10	御師住宅(小佐野家住宅)	山梨県富士吉田市	1個人
11	山中湖	山梨県山中湖村	国土交通省
12	河口湖	山梨県富士河口湖町	3法人(宗教法人河口浅間神社、 宗教法人富士御室浅間神社、宗 教法人鷺鷥鳴神社)、国土交通省
13	忍野八海(出口池)	山梨県忍野村	財務省
14	忍野八海(お釜池)	山梨県忍野村	忍野村
15	忍野八海(底抜池)	山梨県忍野村	財務省
16	忍野八海(銚子池)	山梨県忍野村	財務省
17	忍野八海(湧池)	山梨県忍野村	財務省
18	忍野八海(濁池)	山梨県忍野村	1法人(宗教法人忍草浅間神社)
19	忍野八海(鏡池)	山梨県忍野村	1法人(宗教法人忍草浅間神社)
20	忍野八海(菖蒲池)	山梨県忍野村	1法人(宗教法人忍草浅間神社)
21	船津胎内樹型	山梨県富士河口湖町	山梨県、富士河口湖町
22	吉田胎内樹型	山梨県富士吉田市	山梨県
23	人穴富士講遺跡	静岡県富士宮市	1法人(宗教法人人穴浅間神社)、 1個人
24	白糸ノ滝	静岡県富士宮市	4法人(富士宮市上井出財産区、 富士宮市原区、宗教法人念佛宗 三寶山無量壽寺、1企業)、2個 人、財務省、静岡県、富士宮市
25	三保松原	静岡県静岡市	3法人(宗教法人御穂神社、1学 校法人、1企業)、23個人、3機関 (財務省、農林水産省、国土交通 省)、静岡県、静岡市

5. b 法に基づく指定保護

資産に含まれる重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物は、古社寺保存法(1897年制定)、史蹟名勝天然記念物保存法(1919年制定)、国宝保存法(1929年制定)の下に適切な保護が行われてきた。

また、1950年には、それらの諸法律を統合して文化財保護法が制定され、それ以後、現在に至るまで、個々の構成資産及び構成要素については、この法律の下に万全の保護措置が講じられてきた。

さらに、富士山域(構成資産 1)の範囲においては、国立公園法(1931年制定)、それを改定した自然公園法(1957年制定)により、その優れた自然の風景地が保護されてきた。

また、富士山域の南麓の森林は17世紀以降、幕府直轄地として管理されるようになり、それが明治政府に引き継がれて官有林となった後、御料林の時期を経て、1947年に国有林野となった。国有林野は、国有林野の管理経営に関する法律(1951年制定)に基づき保全されてきた。

各構成資産及び構成要素の指定保護の状況については、以下に示すとおりである。

構成資産 1. 富士山域

- 1911年 3月11日：1868年成立の明治政府が定めた御料林のうち、山梨県側の森林の大部分が山梨県に下賜され、県有財産としての森林の管理経営が始まった。
- 1924年 3月 4日：史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。
- 1926年 2月24日：本栖湖西北岸の中ノ倉峠からの富士山域に対する展望景観の一部を成す「富士山原始林」が、史蹟名勝天然記念物保存法の下に、天然記念物として指定された(内務省告示第19号)。
- 1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。
- 1947年 4月 1日：林政統一により、御料林が廃止され、国有林野として管理経営されることとなった(1947年1月8日閣議決定)。
- 1951年 6月23日：国有林野の管理経営に関する法律が制定された(昭和26年6月23日法律第246号)。
- 1952年 7月10日：史蹟名勝天然記念物保存法の下に名勝として仮指定された範囲を一部解除した(教委告示第17号)。
- 1952年10月 7日：文化財保護法の下に名勝として指定された(文化財保護委員会告示第20号)。
- 1952年11月22日：名勝の指定地が、特別名勝として指定された(文化財保護委員会告示第21号)。
- 1966年10月 6日：特別名勝の指定地が拡大された(文化財保護委員会告示第68号)。
- 2010年 3月 8日：天然記念物富士山原始林の指定地が拡大され、富士山原始林及び青木ヶ原樹海に名称変更された(文部科学省告示第41号)。
- 2011年 2月 7日：文化財保護法の下に、大宮・村山口登山道、須山口登山道、須走口登山道を除く八合目以上の山域、吉田口登山道などの区域が史跡として指定された(文部科学省告示第11号)。
- 2011年 9月21日：文化財保護法の下に、西湖、精進湖、本栖湖が名勝として指定された(文部科学省告示第141号)。
- 2012年： 文化財保護法の下に、大宮・村山口登山道、須山口登山道、須走口登山道

が史跡として追加指定された(2011年11月18日に文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して史跡に追加指定するよう答申した。これに基づき、2012年2月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成要素 1-1. 山頂の信仰遺跡群

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1952年10月 7日：文化財保護法の下に、名勝として指定された(文化財保護委員会告示第20号)。

1952年11月22日：名勝の指定地が、特別名勝として指定された(文化財保護委員会告示第21号)。

2011年 2月 7日：史跡富士山の指定(文部科学省告示第11号)

構成要素 1-2. 大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1947年 4月 1日：林政統一により、御料林が廃止され、国有林野として管理経営されることとなった(1947年1月8日閣議決定)。

1951年 6月23日：国有林野の管理経営に関する法律が制定された(昭和26年6月23日法律第246号)。

1952年10月 7日：文化財保護法の下に名勝として指定された(文化財保護委員会告示第20号)。

1952年11月22日：名勝の指定地が、特別名勝として指定された(文化財保護委員会告示第21号)。

2012年：文化財保護法の下に、史跡として指定された(2011年11月18日に文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して史跡に追加指定するよう答申した。これに基づき、2012年2月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成要素 1-3. 須山口登山道(現在の御殿場口登山道)

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1947年 4月 1日：林政統一により、御料林が廃止され、国有林野として管理経営されることとなった(1947年1月8日閣議決定)。

1951年 6月23日：国有林野の管理経営に関する法律が制定された(昭和26年6月23日法律第246号)。

1952年10月 7日：文化財保護法の下に名勝として指定された(文化財保護委員会告示第20号)。

1952年11月22日：名勝の指定地が、特別名勝として指定された特別名勝富士山の指定(文化財保護委員会告示第21号)。

1966年10月 6日：特別名勝の指定地が拡大された(文化財保護委員会告示第68号)。

2012年：文化財保護法の下に、史跡として指定された(2011年11月18日に文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して史跡に追加指定するよう答申した。これに基づき、2012年2月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成要素 1-4. 須走口登山道

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1947年 4月 1日：林政統一により、御料林が廃止され、国有林野として管理経営されることとなった(1947年1月8日閣議決定)。

1951年 6月23日：国有林野の管理経営に関する法律が制定された(昭和26年6月23日法律第2

46号)。

1952年10月 7日：文化財保護法の下に名勝として指定された(文化財保護委員会告示第20号)。

1952年11月22日：名勝の指定地が、特別名勝として指定された(文化財保護委員会告示第21号)。

2012年：文化財保護法の下に、史跡として指定された(2011年11月18日に文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して史跡に追加指定するよう答申した。これに基づき、2012年2月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成要素 1-5. 吉田口登山道

1911年 3月11日：1868年成立の明治政府が定めた御料林のうち、山梨県側の森林の大部分が山梨県に下賜され、県有財産としての森林の管理経営が始まった。

1924年 3月 4日：史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1947年 4月 1日：林政統一により、御料林が廃止され、国有林野として管理経営されることとなった(1947年1月8日閣議決定)。

1951年 6月23日：国有林野の管理経営に関する法律が制定された(昭和26年6月23日法律第246号)。

1952年10月 7日：文化財保護法の下に名勝として指定された(文化財保護委員会告示第20号)。

1952年11月22日：名勝の指定地が、特別名勝として指定された(文化財保護委員会告示第21号)。

2011年 2月 7日：文化財保護法の下に、吉田口登山道の八合目以下の区間が史跡として指定された(文部科学省告示第11号)。

2012年：文化財保護法の下に、吉田口登山道の八合目から山頂部までの区間が史跡として指定された(2011年11月18日に文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して史跡に追加指定するよう答申した。これに基づき、2012年2月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成要素 1-6. 北口本宮富士浅間神社

1907年 8月28日：古社寺保存法の下に、東宮本殿が特別保護建造物として指定された(内務省告示第93号)。

1924年 3月 4日：史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。

1929年 7月 1日：国宝保存法の制定に伴い、東宮本殿が国宝として指定された。

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1950年 8月29日：文化財保護法⁸の下に、東宮本殿が重要文化財として指定された。

1952年10月 7日：文化財保護法の下に、境内が名勝として指定された(文化財保護委員会告示第20号)。

1952年11月22日：名勝の指定地が、特別名勝として指定された(文化財保護委員会告示第21号)。

⁸ 文化財保護法；同法附則第3条に基づき、国宝保存法による国宝の指定は重要文化財の指定とみなされた。構成資産2についても同様である。

1953年 3月 31日：文化財保護法の下に、本殿及び西宮本殿が重要文化財として指定された(文化財保護委員会告示第59号)。

2011年 2月 7日：文化財保護法の下に、北口本宮富士浅間神社の境内が史跡として指定された(文部科学省告示第11号)。

構成要素 1-7. 西湖

1924年 3月 4日：史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1952年 7月 10日：西湖の名勝としての仮指定は解除された(教委告示第17号)。

2011年 9月 21日：文化財保護法の下に、名勝として指定された(文部科学省告示第141号)。

構成要素 1-8. 精進湖

1924年 3月 4日：史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1952年 7月 10日：精進湖の名勝としての仮指定は解除された(教委告示第17号)。

2011年 9月 21日：文化財保護法の下に、名勝として指定された(文部科学省告示第141号)。

構成要素 1-9. 本栖湖

1924年 3月 4日：史蹟名勝天然記念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1952年 7月 10日：本栖湖の名勝としての仮指定は解除された(教委告示第17号)。

2011年 9月 21日：文化財保護法の下に、名勝として指定された(文部科学省告示第141号)。

構成資産 2. 富士山本宮浅間大社

1907年 5月 27日：古社寺保存法の下に、本殿が特別保護建造物として指定された(内務省告示第63号)。

1929年 7月 1日：国宝保存法の制定に伴い、本殿が国宝として指定された。

1944年 11月 7日：史蹟名勝天然記念物保存法の下に、湧玉池が天然記念物として指定された(文部省告示第1078号)。

1950年 8月 29日：文化財保護法の制定に伴い、本殿が重要文化財に指定された。

1952年 3月 29日：文化財保護法の下に、湧玉池が特別天然記念物として指定された(文化財保護委員会告示第54号)。

2011年 2月 7日：文化財保護法の下に、富士山本宮浅間大社の境内の一部が史跡として指定された(文部科学省告示第11号)。

2012年：文化財保護法の下に、富士山本宮浅間大社の境内の一部が史跡として追加指定された(2011年11月18日に文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して史跡に追加指定するよう答申した。これに基づき、2012年2月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成資産 3. 山宮浅間神社

2011年 2月 7日：文化財保護法の下に、山宮浅間神社の境内が史跡として指定された(文部科学省告示第11号)。

構成資産 4. 村山浅間神社

2011年 2月 7日：文化財保護法の下に、村山浅間神社の境内地が史跡として指定された(文部科学省告示第11号)。

2012年：文化財保護法の下に、村山浅間大社の境内の一部が史跡として追加指定された(2012年9月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成資産 5. 須山浅間神社

2011年 2月 7日：文化財保護法の下に、須山浅間神社の境内地が史跡として指定された(文部科学省告示第11号)。

構成資産 6. 富士浅間神社(須走浅間神社)

2011年 2月 7日：文化財保護法の下に、富士浅間神社(須走浅間神社)の境内地が史跡として指定された(文部科学省告示第11号)。

構成資産 7. 河口浅間神社

1924年 3月 4日：史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1952年 7月10日：河口浅間神社の境内の名勝としての仮指定は解除され(教委告示第17号)た。

2011年 2月 7日：文化財保護法の下に、河口浅間神社の境内地が史跡として指定された(文部科学省告示第11号)。

構成資産 8. 富士御室浅間神社

1924年 3月 4日：史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1952年 7月10日：富士御室浅間神社の境内の名勝としての仮指定は解除された(教委告示第17号)。

1985年 5月18日：文化財保護法の下に、本宮から里宮へと移築された本殿が重要文化財として指定された(文部省告示第67号)。

2011年 2月 7日：文化財保護法の下に、本宮及び里宮の2箇所から成る富士御室浅間神社の境内が史跡として指定された(文部科学省告示第11号)。

構成資産 9. 御師住宅(旧外川家住宅)

1924年 3月 4日：史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。

1952年 7月10日：旧外川家住宅の敷地の名勝としての仮指定は解除された(教委告示第17号)。

2011年 6月20日：文化財保護法の下に、重要文化財として指定された(文部科学省告示第95号)。

構成資産 10. 御師住宅(小佐野家住宅)

1924年 3月 4日：史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。

1952年 7月10日：小佐野家住宅の敷地の名勝としての仮指定は解除された(教委告示第17号)。

1976年 5月20日：文化財保護法の下に、重要文化財として指定された(文部省告示第99号)。

構成資産 11. 山中湖

1924年 3月 4日：史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1952年 7月10日：山中湖の名勝としての仮指定は解除された(教委告示第17号)。

2011年 9月21日：文化財保護法の下に、名勝として指定された(文部科学省告示第141号)。

構成資産 12. 河口湖

1924年 3月 4日：史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1952年 7月10日：河口湖の名勝としての仮指定は解除された(教委告示第17号)。

2011年 9月21日：文化財保護法の下に、名勝として指定された(文部科学省告示第141号)。

構成資産 13. 忍野八海(出口池)

構成資産 14. 忍野八海(お釜池)

構成資産 15. 忍野八海(底抜池)

構成資産 16. 忍野八海(銚子池)

構成資産 17. 忍野八海(勇池)

構成資産 18. 忍野八海(濁池)

構成資産 19. 忍野八海(鏡池)

構成資産 20. 忍野八海(菖蒲池)

1924年 3月 4日：史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。

1934年 5月 1日：史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、天然紀念物として指定された(文部省告示第181号)。

1952年 7月10日：天然紀念物忍野八海の名勝としての仮指定は解除された(教委告示第17号)。

2012年：文化財保護法の下に、一部が天然紀念物として追加指定され、一部が指定解除された(2012年9月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成資産 21. 船津胎内樹型

1924年 3月 4日：史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。

1929年12月17日：史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、天然紀念物として指定された(文部省告示第370号)。

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1952年 7月10日：天然紀念物船津胎内樹型の名勝としての仮指定は解除された(教委告示第17号)。

構成資産 22. 吉田胎内樹型

1924年 3月 4日：史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、山梨県知事により名勝として仮指定された(山梨県告示第1号)。

1929年12月17日：史蹟名勝天然紀念物保存法の下に、天然紀念物として指定された(文部省告示第370号)。

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1952年 7月10日：天然記念物吉田胎内樹型の名勝としての仮指定は解除された(教委告示第17号)。

構成資産 23. 人穴富士講遺跡

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

2012年：文化財保護法の下に、史跡として指定された(2011年11月18日に文化審議会文化財分科会が文部科学大臣に対して史跡に追加指定するよう答申した。これに基づき、2012年2月頃に文部科学省告示が行われる予定である。)

構成資産 24. 白糸ノ滝

1936年 2月 1日：国立公園法の下に、富士箱根国立公園に指定された(内務省告示第32号)。

1936年 9月 3日：史蹟名勝天然記念物保存法の下に、名勝及び天然記念物として指定された(文部省告示第314号)。

構成資産 25. 三保松原

1922年 3月 8日：史蹟名勝天然記念物保存法の下に、名勝として指定された(内務省告示第49号)。

1977年 4月 1日：名勝の指定地の一部が指定解除された(文部省告示第44号)。

1990年 3月29日：名勝の指定地が追加指定され、一部は指定解除された(文部省告示第31号)。

5. c 保護の実施手段

5. c. 1 資産

5. c. 1. i 資産範囲の設定の考え方

3. 1. c において記したように、富士山の顕著な普遍的価値は『信仰の対象』及び『芸術の源泉』の2つの側面から成り、計9つの構成要素を含む計25の構成資産は、これらの2つの側面に基づき、それぞれ「登拝・巡礼の場」及び「展望地点・展望景観」の観点による2つの分野に大別することができる。

個々の構成資産及び構成要素については、以下に記すとおり、『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」及び『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」の2つの観点・分野に基づき、富士山の顕著な普遍的価値を表すのに過不足のない範囲を資産に含めた。

(1)『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」としての構成資産の範囲設定の考え方

- 富士山の神聖性を表す境界の一つである「馬返」より上方の区域に当たり、標高約1,500m以上の区域に該当する「富士山城」を構成資産の範囲に含める。
- 構成資産である富士山城には、山頂の火口壁に沿って点在する信仰遺跡群、山麓の浅間神社を起点として山頂へと通ずる登山道、その沿道に所在する山小屋等の道者による登拝・修行を支援するための施設及び富士山信仰の証として彼らが建立した石碑等を含む。
- 山麓に点在する浅間神社の境内及び御師住宅、一群の風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝等の霊地・巡礼地を資産の範囲に含める。

(2)『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」としての構成資産の範囲設定の考え方

- 本栖湖西北岸の中ノ倉峠は、日本の紙幣の図様として複数回にわたり使用された写真の撮影地点であることから、展望地点として構成資産の範囲に含める。また、富士山城の裾野の区域が本栖湖岸にまで広がっているため、両者を含む展望景観の良好な範囲を構成資産の範囲に含める。
- 三保松原は、富士山を描く際の典型的な構図に含まれる景勝地として数多くの絵画に描かれ、海外にも広く知られている作品の視点場又は舞台となった地点であることから、展望地点として構成資産

の範囲に含める。また、三保松原から展望の対象となる富士山城は約45kmと遠く離れており、両者の間に海面が広く介在している。したがって、展望地点である三保松原及び展望の対象となる富士山城を、それぞれ個別の構成資産とする。

以上の点を考慮した構成資産の設定範囲については、図1-4～1-21に示すとおりである。

5. c. 1. ii 法令等による保存管理

各構成資産及び構成要素の保存管理に関しては、表5-1に示す文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律の少なくとも1つ以上に基づく規制措置等により、確実に担保されている。法令の概要並びに各構成資産及び構成要素への法令の適用状況については表5-1に、法令の許可等の概要については表5-2に示すとおりである。

また、各構成資産及び構成要素において、現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為等(以下、「現状変更等」という。)を行う場合の対応の詳細については、表5-1に示す法令との緊密な関係の下に定められた個別の計画に示すとおりである(付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊1を参照されたい。)

各法令の適用範囲については、各構成資産の周辺地域における法規制等を含め、図5-1、5-2及び付属資料5に示すとおりである。

(1)「登拝・巡礼の場」としての保存管理を担保・実施するために運用・実施すべき法令・計画

『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」を構成する3つの分野((a)馬返より上方の富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、(b)山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、(c)霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝)に属する構成資産及び構成要素については、文化財保護法に基づき、それぞれ重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定することにより、確実な保存管理を行っている。具体的には、文化財に指定した個々の構成資産及び構成要素については、地方公共団体が策定した当該文化財の保存管理計画に当たっては、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定されている地方公共団体等が、確実な保存管理を実施している(付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊1を参照されたい。)

一方、個々の構成資産又は構成要素の文化的価値の基盤を成す自然環境及び森林については、自然公園法に基づき指定する国立公園の特別保護地区又は特別地域、国有財産として国が自ら管理を行う国有林野の少なくともいずれかに当たり、適切な保存管理を担保している。具体的には、国立公園については、自然公園法に基づき、環境省が富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画及び富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画(付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊1を参照されたい。)を策定するとともに、国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、林野庁が富士森林計画区地域管理経営計画及び山梨東部森林計画区地域管理経営計画(付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊1を参照されたい。)を策定し、確実な保存管理を実施している。

(2)「展望地点・展望景観」としての保存管理を担保・実施するために運用・実施すべき法令・計画

(a)本栖湖西北岸(中ノ倉峠)

『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」を構成する本栖湖及びその西北岸(中ノ倉峠)から富士山城にかけての広い地域については、文化財保護法に基づき指定する特別名勝・史跡・名勝・天然記念物、自然公園法に基づき指定する国立公園の特別保護地区又は特別地域、国有林野の管理経営に関する法律に基づき国が管理経営する国有林野の少なくともいずれかに当たり、確実な保存管理を担保している。

具体的には、文化財に指定された個々の構成資産及び構成要素については、地方公共団体が策定した当該文化財の保存管理計画に従って、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体等が、展望地点・展望景観としての確実な保存管理を実施している。

また、国立公園については、自然公園法に基づき、環境省が富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を策定するとともに、国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、林野庁が富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、展望地点・展望景観としての確実な保存管理を実施している。

(b) 三保松原

『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」を構成する三保松原及び富士山域については、文化財保護法に基づき指定する特別名勝・史跡・名勝、自然公園法に基づき指定する国立公園の特別保護地区又は特別地域、国有林野の管理経営に関する法律に基づき国が管理経営する国有林野の少なくともいずれかに当たり、確実な保存管理を担保している。

そのうち、文化財に指定された個々の構成資産については、地方公共団体が策定した当該文化財の保存管理計画にしたがって、所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体等が、展望地点・展望景観としての確実な保存管理を実施している。

また、国立公園については、自然公園法に基づき、環境省が富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を策定するとともに、国有林野については、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、林野庁が富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、展望景観としての確実な保存管理を実施している。

表5-1 構成資産及び構成要素に適用される法令の概要

法令名	目的等	概要	対象となる資産
文化財保護法	<p>文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地となった風穴・溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝、『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望地点及び展望景観を、重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物として指定し、富士山の顕著な普遍的価値の保護を法的に担保している。</p>	<p>文化財を保存し、且つ、活用を図るため、許可又は同意を要する行為について定めている。許可又は同意を要する行為等については、表5-2を参照されたい。</p> <p>重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物として指定された構成資産又は構成要素及びそれらに含まれる要素については、地方公共団体が保存管理計画を策定し、個々の文化財の立地・形態・性質に応じた保存管理の方針・方法、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為(以下、表中においては「現状変更等」という。)の取扱基準を定めている。</p> <p>各計画の詳細については付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊1を参照されたい。</p>	<p>1 富士山城</p> <p>1-1 山頂の信仰遺跡群</p> <p>1-2 大宮・村山口登山道 (現在の富士宮口登山道)</p> <p>1-3 須山口登山道 (現在の御殿場口登山道)</p> <p>1-4 須走口登山道</p> <p>1-5 吉田口登山道</p> <p>1-6 北口本宮富士浅間神社</p> <p>1-7 西湖</p> <p>1-8 精進湖</p> <p>1-9 本栖湖</p> <p>2 富士山本宮浅間大社</p> <p>3 山宮浅間神社</p> <p>4 村山浅間神社</p> <p>5 須山浅間神社</p> <p>6 富士浅間神社 (須走浅間神社)</p> <p>7 河口浅間神社</p> <p>8 富士御室浅間神社</p> <p>9 御師住宅 (旧外川家住宅)</p> <p>10 御師住宅 (小佐野家住宅)</p> <p>11 山中湖</p> <p>12 河口湖</p> <p>13 忍野八海(出口池)</p> <p>14 忍野八海(お釜池)</p> <p>15 忍野八海(底抜池)</p> <p>16 忍野八海(銚子池)</p> <p>17 忍野八海(湧池)</p> <p>18 忍野八海(濁池)</p> <p>19 忍野八海(鏡池)</p> <p>20 忍野八海(菖蒲池)</p> <p>21 船津胎内樹型</p> <p>22 吉田胎内樹型</p> <p>23 人穴富士講遺跡</p> <p>24 白糸ノ滝</p>

			25 三保松原
自然公園法	<p>優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、山麓に所在する浅間神社の境内、霊地・巡礼地となった溶岩樹型・湖沼・滝、『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望地点及び展望景観を、富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区又は特別地域に指定しており、富士山の顕著な普遍的価値の保護を法的に担保している。</p>	<p>国立公園の保護と適正な利用を行うために、許可又は協議を要する行為を定めている。許可又は協議を要する行為については、表5-2を参照されたい。</p> <p>当該構成資産に含まれる国立公園については、富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画を定め、国立公園内の施設の種類・配置、規制の強弱、その他必要事項を定めている。</p> <p>また、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を定めており、この計画に基づき、国立公園内の風致景観の保護や利用の方針を定めている。</p> <p>各計画の詳細については付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊1を参照されたい。</p>	<p>1 富士山城</p> <p>1-1 山頂の信仰遺跡群</p> <p>1-2 大宮・村山口登山道 (現在の富士宮口登山道)</p> <p>1-3 須山口登山道 (現在の御殿場口登山道)</p> <p>1-4 須走口登山道</p> <p>1-5 吉田口登山道</p> <p>1-6 北口本宮富士浅間神社</p> <p>1-7 西湖</p> <p>1-8 精進湖</p> <p>1-9 本栖湖</p> <p>8 富士御室浅間神社</p> <p>11 山中湖</p> <p>12 河口湖</p> <p>22 吉田胎内樹型</p> <p>24 白糸ノ滝</p>
国有林野の管理経営に関する法律	<p>国有林野の管理経営に関する計画を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山麓から山頂まで延びる登山道、『芸術の源泉』の側面に</p>	<p>国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画(「管理経営基本計画」)を定めている。</p> <p>また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する計画(「地域管理経営計画」)を定めている。</p> <p>当該構成資産に含まれる国有林野においては、山梨東部森林計画区地域管理経営計画、</p>	<p>1 富士山城</p> <p>1-2 大宮・村山口登山道 (現在の富士宮口登山道)</p> <p>1-3 須山口登山道 (現在の御殿場口登山道)</p> <p>1-4 須走口登山道</p> <p>1-5 吉田口登山道</p>

	<p>基づく富士山城への展望景観は国有林野の範囲に含まれ、国有林野の管理経営に関する基本計画の下に適切な森林の管理経営を実施していることから、富士山の顕著な普遍的価値の保存管理を担保している。</p>	<p>富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、人工林の適切な整備等の管理を行っている。</p> <p>各計画において定める事項については表5-2を、各計画の詳細については付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊1を参照されたい。</p>	
--	--	---	--

表5-2 構成資産及び構成要素に適用される法令の許可等の概要

法令名	制度名/ 対象区域名	許可等	許可等を 要する行為等	罰則規定
文化財 保護法	重要文化財	文化庁長官の許可又は同意(文化庁長官の許可又は同意の権限に属する事務の一部については、県又は市の教育委員会に委譲されている。)	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為(以下、表中においては「現状変更等」という。)をしようとする場合には、許可又は同意が必要となる。	懲役若しくは禁錮又は罰金若しくは科料
	特別名勝			
	特別天然記念物			
	史跡			
	名勝			
	天然記念物			

自然 公園法	国立公園特別地域	特別保護 地区	環境大臣の許可 又は協議	工作物の新築・改築・増築、木竹の 伐採、鉱物の採掘、土石の採取、河 川・湖沼等の水位・水量の増減、環 境大臣が指定する湖沼等への汚水 等の排出、広告物の設置、水面の埋 立・干拓、土地の形状変更、工作物 等の色彩変更、環境大臣が指定する 区域への立ち入り、木竹の損傷、木 竹の植栽、動物を放つこと、屋外に おける物の集積・貯蔵、火入れ・たき 火、木竹以外の植物の採取・損傷 等、木竹以外の植物の植栽・植物の 種子まき、動物の捕獲・殺傷等、道路 等以外での車馬・動力船の使用、航 空機の着陸を行う場合等には、許可 又は協議が必要となる。	懲役又は罰 金
		第1種特別 地域	環境大臣又は県 知事の許可又は 協議	工作物の新築・改築・増築、木竹の 伐採、環境大臣が指定する区域内で の木竹の損傷、鉱物の採掘、土石の 採取、河川・湖沼等の水位・水量の 増減、環境大臣が指定する湖沼等へ の汚水等の排出、広告物の設置、環 境大臣が指定する物の集積・貯蔵、 水面の埋立・干拓、土地の形状変 更、環境大臣が指定する植物等の採 取・損傷、環境大臣が指定する植物 の植栽・種子まき、環境大臣が指定 する動物の捕獲・殺傷等、環境大臣 が指定する動物を放つこと、工作物 等の色彩変更、環境大臣が指定する 区域への立ち入り、環境大臣が指定 する区域での車馬・動力船等の使用、航空機の着陸を行う場合には、 許可又は協議が必要となる。	
		第2種特別 地域			
		第3種特別 地域			
国有林 野の管 理経営 に関する法律	国有林野	農林水産大臣が定める管理経営基本計画及び森林管 理局長が定める地域管理経営計画により、国有林野の 管理経営の基本方針及び主要事業の実施に関する事 項等を定めている。 地域管理経営計画には、伐採総量・更新総量・保育総 量・林道の開設及び改良の総量を定め、国土保全・自然	—		

		環境の保全等の公益的機能の発揮を重視した適切な森林の管理経営を実施する。	
--	--	--------------------------------------	--

5. c. 2 緩衝地帯

5. c. 2. i 設定の考え方

以下に記す5点を考慮しつつ、『信仰の対象』の側面に基づく「登拝・巡礼の場」及び『芸術の源泉』の側面に基づく「展望地点・展望景観」の2つの観点から導き出される富士山の顕著な普遍的価値に対して、物理的又は景観上の負の影響が想起し得る範囲を対象として、緩衝地帯を設定した。

- ▶ 富士山を中心として、山麓に所在する浅間神社の境内・社殿群、御師住宅、霊地・巡礼地となった湖沼等の一群の構成資産及び構成要素の一体性を確保できること。
- ▶ 三保松原からの富士山域に対する展望景観の保全のために、南麓の広い範囲を対象として緩衝地帯とすること。
- ▶ 各構成資産及び構成要素の直近の地域においては、「登拝・巡礼の場」又は「展望地点・展望景観」としての相応しい地形・植生・水脈を維持できるとともに、構成資産及び構成要素の内側から外側に対する良好な景観をも維持できること。
- ▶ 構成資産以外の神社境内及び文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」⁹で、富士山信仰に関連する遺跡が分布する範囲を含むこと。
- ▶ 市街地・林班等の土地利用形態の境界、行政界、各種法令等による規制区分の境界、道路等の地形・地物の位置など、容易に境界線を認知できること。

以上の点を考慮した緩衝地帯の設定範囲については、図1-4に示すとおりである。

また、本栖湖(構成要素 1-9)の北西辺及び富士山域(構成資産 1)の東辺の2箇所については、緩衝地帯を設けていないが、ともに資産内から望まれる景観への負の影響は想定し得ない。前者については、山梨県景観条例によって行為規制(115ページの表5-5及び116ページの表5-6を参照されたい。)が行われているのみならず、稜線背後の急傾斜面において稜線の大規模な切削を伴う土地造成又は建築が極めて困難な状況にあることから、本栖湖岸又は富士山頂など広く富士山域内の地点から望まれる本栖湖岸の背景の景観に負の影響を与えることはない。また、後者については、演習場としての隣接地の土地利用形態に鑑み(115ページを参照されたい。)、開発又は都市基盤施設の整備に伴う景観への負の影響は想定し得ない。

5. c. 2. ii 法令・制度等による保全

緩衝地帯において、課題の解決及び適切な保全のための方法を実施する場合には、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律をはじめ、景観法(及び同法に基づき地方公共団体が定める景観条例・景観計画)、都市計画法(及び同法に基づき地方公共団体が定める地域地区)、海岸法、及び山梨県・静岡県、関係市町村が定める自主条例等を適切に運用・実施する。

緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要については表5-3に、それらの法令・制度等の許可等の概要については表5-4に、それぞれ示すとおりである。

また、緩衝地帯における自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画、諸法令に基づく現状変更等の取扱等の詳細については、付属資料8「包括的保存

⁹ 周知の埋蔵文化財包蔵地;文化財保護法第92条には、土地に埋蔵されている文化財として「埋蔵文化財」が定義されており、同法第93条には、埋蔵文化財の包蔵地であることが周知されている土地を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と定義している。周知の方法は、市町村が埋蔵文化財包蔵地を示した遺跡台帳、遺跡地図を公開することによって行われる。

管理計画」の分冊1に、その他の法令・制度等に基づく許可基準等については、同じく分冊2に、それぞれ示すとおりである。

なお、各法令・制度等の緩衝地帯への適用範囲については、図5-1、5-2に示すとおりである。

表5-3 緩衝地帯に適用される法令・制度等の概要

法令・制度等名称	目的	概要
文化財保護法	<p>文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、浅間神社の境内、霊地・巡礼地となった溶岩樹型・湖沼・湧水地・滝等の周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望地点及び展望景観の周辺環境の一部を、それぞれ特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物の指定地を含めており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。</p>	<p>文化財を保存し、且つ、活用を図るため、許可又は同意を要する行為について定める。許可等を要する行為については、表5-4を参照されたい。</p> <p>当該緩衝地帯に含まれる特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定された文化財については、地方公共団体が保存管理計画を策定し、個々の文化財の立地・形態・性質に応じた保存管理の方針・方法、現状変更等の取扱基準を定めている。</p>
自然公園法	<p>優れた自然の風景地を保護し、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道、浅間神社の境内、霊地・巡礼地となった溶岩樹型・湖沼・滝等の周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望地点及び展望景観の周辺環境の一部を、それぞれ富士箱根伊豆国立公園の特別保護地区、特別地域又は普通地域に指定しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保して</p>	<p>国立公園の保護と適正な利用を行うために、許可、届出又は協議を要する行為を定めている。許可、届出又は協議を要する行為については表5-4を参照されたい。</p> <p>当該緩衝地帯に含まれる国立公園については、富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画を定め、国立公園内の施設の種類・配置、規制の強弱、その他必要事項を定めている。</p> <p>また、富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画を定めており、この計画に基づき、国立公園内の風致景観の保護や利用の方針を定めている。各計画の詳細については、付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊1を参照されたい。</p>

	いる。	
国有林野の管理経営に関する法律	<p>国有林野の管理経営に関する計画を明らかにするとともに、適切かつ効率的な管理経営の実施を確保することを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山城、山頂の信仰遺跡群、山麓から山頂まで延びる登山道等の周辺環境の一部、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望景観の周辺環境の一部を、国が国有林野として適切な管理経営を実施しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>国有林野の適切な管理経営を目的として、国有林野の管理経営に関する基本計画(「管理経営基本計画」)を定めている。</p> <p>また、管理経営基本計画に即して、森林計画区ごとに、国有林野の管理経営に関する計画(「地域管理経営計画」)を定めている。</p> <p>当該緩衝地帯に含まれる国有林野においては、富士森林計画区地域管理経営計画を策定し、人工林の適切な整備等の管理を行っている。各計画において定める事項については表5-4を、各計画の詳細については、付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊1を参照されたい。</p>
景観法(地方公共団体が定める景観条例及び景観計画)	<p>忍野村、山中湖村、富士宮市、富士市、静岡市の優れた景観の保全・整備を図ることを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく浅間神社の境内、霊地・巡礼地となった湖沼・湧水地等の周辺環境、及び『芸術の源泉』の側面に基づく富士山城への展望地点及び展望景観の周辺環境を、それぞれ各市村が景観法に基づく景観計画において景観計画区域に含め、景観条例に基づき緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>各市村の優れた景観の保全・整備を図るため、各市村が届出を要する行為及び届け出た場合に求めるべき景観形成基準を定めている。</p> <p>届出を要する行為については表5-4を、景観形成基準の詳細については付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊2を参照されたい。</p>
山梨県風致地区条例(都市計画法の規定に基づく)	<p>都市における風致の維持を目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく霊地・巡礼地となった湧水地(忍野八海(出口池))の周辺環境については、都市計画法に基づく山梨県風致地区条例により忍野風致地区に指定し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>都市における風致の維持を図るため、許可又は協議を要する行為及び許可基準等を定めている。</p> <p>許可又は協議を要する行為については表5-4を、許可基準の詳細については付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊2を参照されたい。</p>
都市計画法	<p>都市の健全な発展及び秩序ある整備を図ることを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく浅間神社の境内(須山浅間神社・富士浅</p>	<p>無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、及び地域地区を定めるとともに、それらの区分に基づき許可又は協議を要する</p>

	<p>間神社(須走浅間神社)の周辺環境のほとんどは市街化調整区域であり、開発行為が制限され、環境の保全を担保している。</p> <p>『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望地点(三保松原)の周辺環境については、自然緑地景観の保全、ゆとりとうるおいのある住宅地としての土地利用を適切に維持し、地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導している。</p>	<p>行為及び許可基準を定めている。</p> <p>当該緩衝地帯においては、市街化調整区域及び第一種低層住居専用地域を定めている。</p> <p>許可又は協議を要する行為については表5-4を、許可基準については付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊2を参照されたい。</p>
海岸法	<p>海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備、保全、適正な利用を図ることを目的とする。</p> <p>『芸術の源泉』の側面に基づく富士山域への展望地点(三保松原)の周辺環境については、海岸法に基づき海浜を適切に維持しており、緩衝地帯としての景観・環境の保全を法的に担保している。</p>	<p>海岸環境の整備、保全、適正な利用を図るため、許可又は協議を要する行為及び許可基準を定めている。</p> <p>許可又は協議を要する行為については表5-4を、許可基準の詳細については付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊2を参照されたい。</p>
地方公共団体が定める自主条例	<p>優れた景観の保全・創造を図ることをはじめ、富士山の優れた文化的な景観を次世代へと引き継ぐことを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく富士山域、浅間神社の境内、御師住宅の周辺環境については、山梨県景観条例、富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例に基づき、住宅地としての建築物等の外観を維持し、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>優れた景観の保全・創造を図り、富士山の優れた文化的な景観を次世代へと引き継ぐため、届出を要する行為及び届け出た場合に求めるべき基準を定めている。</p> <p>届出を要する行為については表5-4を、求めるべき基準の詳細については付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊2を参照されたい。</p>
土地利用事業指導要綱	<p>土地利用事業の施行に関し、事業実施者に適正な指導を行うことを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく浅間神社の境内(須山浅間神社、富士浅間神社(須走浅間神社))の周辺環境については、地方公共団体が定</p>	<p>土地利用事業のうち、一定規模を超えるものについて、事前協議を要する事業及び承認基準を定めている。</p> <p>事前協議を要する事業については表5-4を、承認基準の詳細については、付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊2を参照されたい。</p>

	める各々の土地利用事業指導要綱に基づき、緩衝地帯としての景観・環境の保全を担保している。	
--	--	--

表5-4 緩衝地帯に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・制度等名称	制度名/ 対象区域名	許可等	許可等を 要する行為等	罰則規定	
文化財保護法	特別名勝	文化庁長官の許可又は同意(文化庁長官の許可又は同意の権限に属する事務の一部については、県又は市の教育委員会に委譲されている。)	現状変更及び保存に影響を及ぼす行為(以下、表中においては「現状変更等」という。)をしようとする場合には、許可又は同意が必要となる。	懲役若しくは禁錮又は罰金若しくは科料	
	特別天然記念物				
	史跡				
	名勝				
	天然記念物				
自然公園法	国立公園特別地域	特別保護地区	環境大臣の許可又は協議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐採、鉱物の採掘、土石の採取、河川・湖沼等の水位・水量の増減、環境大臣が指定する湖沼等への汚水等の排出、広告物の設置、水面の埋立・干拓、土地の形状変更、工作物等の色彩変更、環境大臣が指定する区域への立ち入り、木竹の損傷、木竹の植栽、動物を放つこと、屋外における物の集積・貯蔵、火入れ・たき火、木竹以外の植物の採取・損傷等、木竹以外の植物の植栽・植物の種子まき、動物の捕獲・殺傷等、道路等以外での車馬・動力船の使用、航空機の着陸を行う場合には、許可又は協議が必要となる。	懲役又は罰金

	第1種 特別地域	環境大臣又は 県知事の 許可又は協 議	工作物の新築・改築・増築、木竹の伐 採、環境大臣が指定する区域内での木 竹の損傷、鉱物の採掘、土石の採取、 河川・湖沼等の水位・水量の増減、環 境大臣が指定する湖沼等への汚水等 の排出、広告物の設置、環境大臣が指 定する物の集積・貯蔵、水面の埋立・干 拓、土地の形状変更、環境大臣が指定 する植物等の採取・損傷、環境大臣が 指定する植物の植栽・種子まき、環境 大臣が指定する動物の捕獲・殺傷等、 環境大臣が指定する動物を放つこと、 工作物等の色彩変更、環境大臣が指 定する区域への立ち入り、環境大臣が 指定する区域での車馬・動力船の使 用、航空機の着陸を行う場合は許可又 は協議が必要となる。	
	第2種 特別地域			
	第3種 特別地域			
	国立公園普通 地域	環境大臣又は 県知事への 届出又は協 議	基準を超える工作物の新築・改築・増 築、特別地域内の河川・湖沼等の水 位・水量の増減を及ぼさせること、広告 物の設置、水面の埋立・干拓、鉱物の 掘採、土石の採取、土地の形状変更を 行う場合には、届出又は協議が必要と なる。	罰金
国有林野の 管理経営に 関する法律	国有林野	農林水産大臣が定める管理経営基本計画及び森林 管理局長が定める地域管理経営計画により、国有林 野の管理経営の基本方針や主要事業の実施に関する 事項等を定めている。 地域管理経営計画には、伐採総量・更新総量・保育 総量・林道の開設及び改良の総量を定め、国土保全・ 自然環境の保全等の公益的機能の発揮を重視した適 切な森林の管理経営を実施する。	—	
景観法(忍野 村景観条例)	景観形成重点 地区	忍野村長へ の届出	建築物及びその他の工作物の新築、 増築、改築若しくは移転、外観を変更 することとなる修繕若しくは模様替又は 色彩の変更、木竹の伐採、屋外におけ るものの集積又は貯蔵、特定工作物及 び運動・レジャー施設に関わる開発行 為、宅地の造成等、土石類の採取、水	懲役又は 罰金
景観法(山中 湖村景観条 例)	景観形成重点 地区	山中湖村長 への届出		
	一般区域			
景観法(富士 宮市富士山	富士山等景観 保全地域	富士宮市長 への届出		

景観条例)	富士山等眺望 保全地域		面の埋立て又は干拓を行う場合には、 届出が必要となる。	
景観法(富士 市景観条例)	用途地域が指 定されていない 地域	富士市長へ の届出		
景観法(静岡 市景観条例)	重点地区以外	静岡市長へ の届出		
山梨県風致 地区条例(都 市計画法の 規定に基づ く)	風致地区	山梨県知事 (忍野村の 範囲) ¹⁰ の 許可又は協 議	建築物及びその他の工作物の新築・ 改築・増築又は移転、宅地の造成・土 地の形質の変更、木竹の伐採、土石類 の採取、水面の埋立・干拓、建築物及 びその他の工作物の色彩の変更、土石 等の堆積を行う場合には、許可又は協 議が必要となる。	罰金
都市計画法	第一種低層住 居専用地域及び 市街化調整区域	静岡県知事 (小山町の 範囲) ¹¹ ・静 岡市長・御 殿場市長・ 裾野市長の 許可又は協 議	建築物の建築又は特定工作物の建設 を行う目的で、3,000㎡以上の開発行 為を行う場合には、許可又は協議が必 要となる。	懲役又は 罰金
海岸法	海岸保全区域	静岡県知事 の許可又は 協議	土石の採取、水面又は公共海岸の土 地以外の土地における海岸保全施設 以外の施設の新設又は改築、土地の掘 削・盛土・切土を行う場合には、許可又 は協議が必要となる。	罰金
山梨県景観 条例	山梨県全域	山梨県知事 への届出	建築物及びその他の工作物の新築・ 改築・増築又は移転、建築物及びそ 他の工作物の模様替え又は色彩の変 更でその外観を変更することとなるも の、木竹の伐採、屋外における物品の 集積・貯蔵、鉱物の掘採、土石の採取、 土地の形質変更を行う場合には、届出 が必要となる。	罰金
富士吉田市	富士山世界	富士吉田市	建築物及びその他の工作物の新築・	勧告

¹⁰ 忍野村の範囲;地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、山梨県知事の権限は、2012年4月より忍野村長に移譲される。

¹¹ 小山町の範囲;地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るため、静岡県事務処理の特例に関する条例に基づき、小山町の範囲に関する静岡県知事の権限は、2012年4月より小山町長に移譲される。

富士山世界文化遺産候補条例	文化遺産候補保全地域	長への届出	改築・増築又は移転を行う場合には、届出が必要となる。	
御殿場市土地利用事業指導要綱	御殿場市全域	御殿場市長の承認（一部事前協議も必要）	高さ13m以上の建築物（都市計画区域外又は市街化調整区域）、施行区域の面積が2,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。 また、20,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。	—
裾野市土地利用事業に関する指導要綱	裾野市全域	裾野市長の承認（一部事前協議も必要）	高さ21m以上又は7階建て以上（延床面積6,000㎡以上の場合は5階建て以上）の建築物、施行区域の面積が2,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。 また、50,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。	—
小山町土地利用事業の適性化に関する指導要綱	小山町全域	小山町長の承認（一部事前協議も必要）	施行区域の面積が1,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。 また、10,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。	—

5. c. 3 保全管理区域

5. c. 3. i 設定の考え方

資産及び緩衝地帯の外側に当たり、富士山の顕著な普遍的価値の保護には直接的に関係しない範囲を対象として、保全管理区域を設定した。保全管理区域は、国、山梨県・静岡県、関係市町村、地元住民団体等が自主的な管理に努め、以て資産の保護に資する役割を持つ。保全管理区域として、以下の2つの地域を設定する。

(1)富士吉田市等市街地・忍野村集落地域

富士吉田市の市街地に位置する御師住宅(構成資産 9、10)及び忍野村の集落に接している忍野八海(構成資産 13～20)の周辺地域については、概ね周囲の一街区の範囲を対象として緩衝地帯を設定し、その外側に当たる富士吉田市・富士河口湖町の市街地(「富士吉田市等市街地」という。)又は忍野村の集落地域の広い範囲を対象として保全管理区域を定める。

(2)演習場等

富士山域に隣接する演習場等については、土地利用形態の性質を考慮し、保全管理区域とする。

5. c. 3. ii 法令・制度等による保全

(1)富士吉田市等市街地・忍野村集落地域

富士吉田市等の市街地及び忍野村の集落地においては、ホテル等の建設及び道路等の都市基盤施設の整備が行われており、今後とも都市基盤施設の整備事業が計画されている。この地域に対しては、山梨県景観条例及び忍野村景観条例等を適用し、自発的な保全措置を講ずることとする。

この範囲の保全管理区域に適用される法令・制度等の概要については表5-5に、それらの法令・制度等の許可等の概要については表5-6に示すとおりである。これらの法令・制度等に基づく許可基準等については、付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊2に示すとおりである。なお、各法令・制度等の適用範囲については、図5-4に示すとおりである。

(2)演習場等

演習場等の土地においては、従来からの慣行に基づき地元住民団体等により継続されてきた採草等の行為を前提として、日本国にとって防衛の観点から必要なものとされてきた演習場等としての土地利用形態が、結果的に無秩序な開発から当該地域を護る重要な役割を果たしてきた。したがって、資産及び緩衝地帯との一体的な保全を継続するためには、今後とも現在の土地利用形態を継続することが必要である。

なお、演習場等の範囲については図5-5に示すとおりである。

表5-5 保全管理区域に適用される法令・制度等の概要

法令・制度名称	目的	概要
景観法(忍野村景観条例及び景観計画)	忍野村内の優れた景観の保全・整備を図ることを目的とする。 『信仰の対象』の側面に基づく霊地・巡礼地となった湧水地(忍野八海)の周辺環境を、忍野村景観条例及び景観計画において景観計画区域に含め、保全管理区域としての景観・環境の保全を担保している	忍野村の優れた景観の保全・整備を図るため、届出を要する行為及び届け出た場合に求めるべき景観形成基準を定めている。 届出を要する行為については表5-6を、景観形成基準の詳細については付属資料8「包括的保存管

		理計画」の分冊2を参照されたい。
山梨県景観条例	<p>かけがえのない自然及び貴重な歴史的・文化的資産を取り巻く景観を後世に継承し、優れた景観の保全・創造を図ることにより、個性豊かで潤いのある県土の実現に資することを目的としている。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく浅間神社の境内、御師住宅等の周辺環境は、山梨県景観条例により、保全管理区域としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>かけがえのない自然及び貴重な歴史的・文化的資産を取り巻く景観を後世に継承し、優れた景観の保全・創造を図るため、届出を要する行為及び届け出た場合に求めるべき基準を定めている。</p> <p>届出を要する行為については表5-6を、求めるべき基準の詳細については付属資料8「包括的保存管理計画」分冊2を参照されたい。</p>
土地利用事業指導要綱	<p>土地利用事業の施行に関し、事業実施者に適正な指導を行うことを目的とする。</p> <p>『信仰の対象』の側面に基づく浅間神社の境内(須山浅間神社、富士浅間神社(須走浅間神社))の周辺環境については、地方公共団体が定める各々の土地利用事業指導要綱に基づき、保全管理区域としての景観・環境の保全を担保している。</p>	<p>土地利用事業のうち、一定規模を超えるものについて、事前協議を要する事業及び承認基準を定めている。</p> <p>事前協議を要する事業については表5-6を、承認基準の詳細については付属資料8「包括的保存管理計画」の分冊2を参照されたい。</p>

表5-6 保全管理区域に適用される法令・制度等の許可等の概要

法令・制度等名称	制度名/対象区域名	許可等	許可等を要する行為等	罰則規定
景観法(忍野村景観条例)	景観計画区域	忍野村長への届出	建築物及びその他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更、木竹の伐採、屋外におけるものの集積又は蓄積を行う場合には、届出が必要となる。	懲役又は罰金
山梨県景観条例	山梨県全域	山梨県知事への届出	建築物及びその他の工作物の新築・改築・増築又は移転、建築物及びその他の工作物の模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの、木竹の伐採、屋外における物品の集積・貯蔵、鉱物の掘採、土石の採取、土地の形質変更を行う場合には、届出が必要となる。	罰金
御殿場市土地利用事業	御殿場市全域	御殿場市長の承認(一部)	高さ13m以上の建築物(都市計画区域外又は市街化調整区域)、施行区域	—

指導要綱		事前協議も必要)	の面積が2,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。 また、20,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。	
裾野市土地利用事業に関する指導要綱	裾野市全域	裾野市長の承認(一部事前協議も必要)	高さ21m以上又は7階建て以上(延床面積6,000㎡以上の場合は5階建て以上)の建築物、施行区域の面積が2,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。 また、50,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。	—
小山町土地利用事業の適性化に関する指導要綱	小山町全域	小山町長の承認(一部事前協議も必要)	施行区域の面積が1,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、承認が必要となる。 また、10,000㎡以上の土地利用事業を行う場合には、事前協議が必要となる。	—

5. d 推薦資産が所在する市町村・県に係る諸計画

以下の諸計画の詳細については、付属資料9を参照されたい。

5. d. 1 総合計画

計画名	第二期チャレンジ山梨行動計画
計画策定主体(策定年等)	山梨県(2011年10月策定)
対象範囲	山梨県全域
主たる目的	4年間(2011年～2015年)における山梨県政の基本指針を示し、「暮らしやすさ日本一の県づくり」に向けて取り組む施策・事業の内容等を示す。
推薦資産に関する内容	富士山に関しては、富士山の世界遺産一覧表への記載の推進をはじめ、世界遺産に相応しい景観形成及び、環境保全の推進に取り組むこととしている。 また、富士山の噴火による被害を最小限に抑制するために、防災体制の強化を図ることとしている。

計画名	静岡県総合計画
計画策定主体(策定年等)	静岡県(2011年2月策定)
対象範囲	静岡県全域
主たる目的	10年間(2011年～2021年)における静岡県の中長期的な指針、将来像、施策展開の方向、具体的取組等を示す。
推薦資産に関する内容	富士山に関しては、富士山の世界遺産一覧表への記載をはじめ、世界遺産としての適正な保存管理・活用、富士山の日運動の推進、広く富士山の自然環境保全等の対策に取り組むこととしている。

計画名	第5次富士吉田市総合計画
計画策定主体(策定年等)	富士吉田市(2008年3月策定)
対象範囲	富士吉田市全域
主たる目的	10年間(2008年～2018年)に富士吉田市が目指す都市像を示し、その実現に向けた市政運営の指針を示す。
推薦資産に関する内容	富士山を中心として、富士吉田市が持つ固有の自然、歴史・文化等の地域特性を活用した市民参画のまちづくりを進めていくこととしており、豊かな自然及び富士山信仰にまつわる史跡等の保存・整備を、市民と行政との協働の下に推進することとしている。

計画名	第一次身延町総合計画
計画策定主体(策定年等)	身延町(2007年3月策定)
対象範囲	身延町全域
主たる目的	10年間(2007年～2017年)に身延町が目指す将来像を示し、まちづくり推進及び行政運営の指針を示す。

推薦資産に関する内容	富士山周辺の豊かで多様な自然を背景として、美しいふるさと景観の保全を図りつつ、まちづくりを進めることとしている。
------------	--

計画名	第5次忍野村総合計画
計画策定主体(策定年等)	忍野村(2008年4月策定)
対象範囲	忍野村全域
主たる目的	10年間(2008年～2018年)に忍野村が目指す将来像を示し、その実現に向けた指針を示す。
推薦資産に関する内容	富士山周辺の湧水等の積極的な保全及び水質の改善を図るとともに、富士山を中心に美しい景観の保全を図ることとしている。

計画名	山中湖第4次長期総合計画
計画策定主体(策定年等)	山中湖村(2010年5月策定)
対象範囲	山中湖村全域
主たる目的	10年間(2010～2020年)に山中湖村が目指すべき将来像を示し、その実現に向けた取組、枠組を定める。
推薦資産に関する内容	富士山周辺については、美しい風景づくりを推進することにより、湖水環境の保全を図ることとしている。

計画名	鳴沢村第4次長期総合計画
計画策定主体(策定年等)	鳴沢村(2007年3月策定)
対象範囲	鳴沢村全域
主たる目的	10年の間(2007年～2017年)に鳴沢村が目指すべき村づくりの将来像を示し、それらを実現するための目標・方針等を明らかにする。
推薦資産に関する内容	富士山周辺については、富士山や樹海の眺望を楽しむことができるビューポイントの整備を行うとともに、富士山の裾野に位置する史跡等の文化財の保存・活用を進めていくこととしている。

計画名	第1次富士河口湖町総合計画
計画策定主体(策定年等)	富士河口湖町(2008年8月策定)
対象範囲	富士河口湖町全域
主たる目的	10年間(2008年～2018年)に富士河口湖町が目指す町の将来像を示し、その実現のための方法を体系的に示す。
推薦資産に関する内容	富士山については、資産の調査・研究を進めるとともに、それらの資産を後世に残していくための保護の啓発や維持管理の支援を進めることとしている。

計画名	第2次静岡市総合計画
計画策定主体(策定年等)	静岡市(2010年3月策定)

対象範囲	静岡市全域
主たる目的	概ね2015年における静岡市のまちの姿を明らかにし、それを実現するために市民と行政が協働して取り組む際の基本的な大綱を示す。
推薦資産に関する内容	構成資産の候補である三保松原については、文化・歴史・自然環境の側面における独特の地域資源として位置付け、他の文化財とともに、保存・活用、情報発信を進めることとしている。

計画名	第4次富士宮市総合計画
計画策定主体(策定年等)	富士宮市(2006年3月策定)
対象範囲	富士宮市全域
主たる目的	10年の間(2006年～2016年)に富士宮市が目指す都市像を示し、その実現のための基本目標・方針を定める。
推薦資産に関する内容	自然と調和したまちづくりの省庁及び根幹を成すものとして、富士山の優れた景観及び自然環境を保全することとしている。

計画名	第五次富士市総合計画
計画策定主体(策定年等)	富士市(2011年3月策定)
対象範囲	富士市全域
主たる目的	10年の間(2011年～2021年)に富士市が目指すすべての事業が整合性をもって展開されていくよう、行政全体の基本的な方向を示す。
推薦資産に関する内容	富士山の優れた自然環境を次の世代に確実に引き継ぎ、環境の負荷が少ない地域社会を創造することを明確にし、さらに富士山の知名度を生かしつつ、富士山の恵みである景観・湧水等を共通の資源として有効活用を図ることとしている。

計画名	第三次御殿場市総合計画
計画策定主体(策定年等)	御殿場市(2001年3月策定)
対象範囲	御殿場市全域
主たる目的	15年間(2001年～2016年)に御殿場市が目指す都市像を示すとともに、その実現に向けた基本目標及び分野別計画を定め、具体的な政策・施策を体系的に示す。
推薦資産に関する内容	富士山を雄大で慈しみのある人づくりの象徴として位置づけ、静岡県・山梨県及関係市町村とも協力し、富士山の世界遺産一覧表の記載に向けて、富士山の景観及び山麓における文化財の保護に取り組むとともに、市民・企業への啓発に努めることとしている。

計画名	第四次裾野市総合計画
計画策定主体(策定年等)	裾野市(2011年3月策定)
対象範囲	裾野市全域

主たる目的	10年の間(2011年～2021年)に裾野市が目指すまちづくりの基本的な方向を示す。
推薦資産に関する内容	富士山は裾野市、裾野市民に多くの恵みをもたらしており、現在の豊かな自然環境の保全及び活用を図っていくこととしている。

計画名	第4次小山町総合計画
計画策定主体(策定年等)	小山町(2011年3月策定)
対象範囲	小山町全域
主たる目的	10年間(2011年～2020年)に進めるべき施策の基本構想及び基本計画を示すとともに、それらに定めた施策の具体的な実施計画等を示す。
推薦資産に関する内容	町民、事業者、来訪者及び行政等が相互に連携・協働して、富士山の保全に努めていくこととしている。

5. d. 2 環境関係

計画名	富士山総合環境保全対策基本指針
計画策定主体(策定年等)	山梨県(1998年3月策定)
対象範囲	富士山と富士五湖を含む周辺地域を基本とする範囲
主たる目的	富士山を世界に誇る山として護り、次の世代においても富士山の豊かな恵みを楽しむことができるよう、総合的な環境保全のための基本方針を示す。
推薦資産に関する内容	富士山の価値をよりよい状態で後世に継承していくために、「自然特性に応じた自然環境の保全」、「富士山の眺望景観の保全や自然と調和した地域の街並み景観づくり」、「富士山にまつわる伝統芸能や文化財等の歴史・文化遺産の保護、継承」、「環境保全に最大限配慮しながら、潤いある豊かな地域づくりを目指した富士山の活用」等の施策を行うこととしている。

計画名	富士山総合環境保全指針
計画策定主体(策定年等)	静岡県(1996年3月策定)
対象範囲	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町における富士山火山溶岩等の噴出物の及ぶ範囲
主たる目的	富士山の環境をより望ましいものとして保全し、世界に誇れる山とするとともに、その恵みを後世に継承することを目的として、その目標、取組指針、県民等が果たすべき役割等について示す。
推薦資産に関する内容	「地形・地質」、「水」、「植物」、「動物」、「景観」、「富士山文化」の6つの要素を設定し、生物多様性の確保、要望景観の保全、文化財の保存・活用等の目標を示し、指針の周知、保全運動の展開、指針の運用体制の整備を行うこととしている。

計画名	山梨県環境基本計画
計画策定主体(策定年等)	山梨県(2005年2月策定)
対象範囲	山梨県全域
主たる目的	環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ長期的な施策の大綱及び施策を推進するために必要な事項について定める。
推薦資産に関する内容	富士山及びその周辺地域については、自然環境や景観の保全を図るための取組を行うこととしている。

計画名	第三次静岡県環境基本計画
計画策定主体(策定年等)	静岡県(2011年3月策定)
対象範囲	静岡県全域
主たる目的	10年間(2011年～2021年)における静岡県の環境施策の方向性を示す。
推薦資産に関する内容	富士山への来訪者の増加に伴う環境負荷の増大、山麓への廃棄物の不法投棄問題等の課題を示すとともに、それらの解決のための施策、世界遺産一覧表への記載に向けた取組を行うこととしている。

5. d. 3 森林関係

森林関係の計画については「主たる目的」、「推薦資産に関する内容」の概要が共通しているため、以下にまとめて示す。

主たる目的	各計画区域内の森林関連施策の方向性、地域的な特性に応じた森林整備、保全の目標等を示す。
推薦資産に関する内容	富士山の資産範囲に存在する森林については、自然環境及び優れた森林景観の保全を図っていくことを基本とし、森林の整備及び管理を行うこととしている。

計画名	やまなし森林・林業基本計画
計画策定主体(策定年等)	山梨県(2004年2月策定)
対象範囲	山梨県全域

計画名	第2次県有林管理計画
計画策定主体(策定年等)	山梨県(2011年4月策定)
対象範囲	山梨県全域

計画名	地域森林計画(山梨県東部森林計画区)
計画策定主体(策定年等)	山梨県(2011年12月改訂)
対象範囲	山梨東部森林計画区(富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村)

計画名	地域森林計画(富士川中流森林計画区)
計画策定主体(策定年等)	山梨県(2011年12月改訂)
対象範囲	富士川中流森林計画区(市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町)

計画名	地域森林計画(富士地域森林計画区)
計画策定主体(策定年等)	静岡県(2011年4月策定)
対象範囲	富士森林計画区(沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町)

計画名	地域森林計画(静岡地域森林計画区)
計画策定主体(策定年等)	静岡県(2010年4月策定)
対象範囲	静岡森林計画区(静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町)

計画名	静岡県森林共生基本計画
計画策定主体(策定年等)	静岡県・森林県民円卓会議 ¹² (2011年3月改訂)
対象範囲	静岡県全域

5. d. 4 都市計画関係

都市計画関係の計画については「主たる目的」、「推薦資産に関する内容」の概要が共通しているため、以下にまとめて示す。

主たる目的	各計画区域内の中・長期的な都市づくりの方針を示す。
推薦資産に関する内容	富士山の資産範囲に存在する歴史・文化的資源及び恵まれた環境資源を活かし、各地域の個性を引き出すような景観形成及びまちづくりを推進することとしている。

計画名	山梨県都市計画マスタープラン
計画策定主体(策定年等)	山梨県(2010年3月策定)
対象範囲	山梨県全域

計画名	富士北麓都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
計画策定主体(策定年等)	山梨県(2011年3月策定)
対象範囲	富士北麓都市計画区域(富士吉田市、西桂町、山中湖村及び富士河口湖町の一部と忍野村の全域)

¹² 森林県民円卓会議; 森林及び県民の共生の推進役として、静岡県民の合意の形成及び連携した取組の促進を目的として、2006年に静岡県が設置した会議。静岡県民自らが、地域の森林について考え、ともに森づくりを進めることを目標とする。静岡県内の4つの地域森林計画区(伊豆、富士、静岡、天竜)ごとに設置している。

計画名	岳南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
計画策定主体(策定年等)	静岡県(2011年3月策定)
対象範囲	岳南広域都市計画区域(富士市及び富士宮市の全域)

計画名	静岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
計画策定主体(策定年等)	静岡県(2010年12月策定)
対象範囲	静岡都市計画区域(静岡市)

計画名	御殿場小山広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
計画策定主体(策定年等)	静岡県(2010年12月策定)
対象範囲	御殿場小山広域都市計画区域(御殿場市及び小山町の全域)

計画名	裾野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
計画策定主体(策定年等)	静岡県(2010年12月策定)
対象範囲	裾野都市計画区域(裾野市)

計画名	富士吉田市都市計画マスタープラン
計画策定主体(策定年等)	富士吉田市(2002年3月策定)
対象範囲	富士吉田市全域

計画名	山中湖村都市計画マスタープラン
計画策定主体(策定年等)	山中湖村(2004年3月策定)
対象範囲	山中湖村全域

計画名	富士河口湖町都市計画マスタープラン
計画策定主体(策定年等)	富士河口湖町(2010年12月策定)
対象範囲	富士河口湖町全域

計画名	静岡市都市計画マスタープラン
計画策定主体(策定年等)	静岡市(2006年2月策定)
対象範囲	静岡市全域

計画名	富士宮市都市計画マスタープラン
計画策定主体(策定年等)	富士宮市(2002年3月策定)
対象範囲	富士宮市全域

計画名	富士市都市計画マスタープラン
-----	----------------

計画策定主体(策定年等)	富士市(2004年3月策定)
対象範囲	富士市全域

計画名	御殿場市都市計画マスタープラン
計画策定主体(策定年等)	御殿場市(2008年3月策定)
対象範囲	御殿場市全域

計画名	裾野市都市計画マスタープラン
計画策定主体(策定年等)	裾野市(1999年3月策定)
対象範囲	裾野市全域

計画名	小山町都市計画マスタープラン
計画策定主体(策定年等)	小山町(2002年3月策定)
対象範囲	小山町全域

5. d. 5 防災関係

防災関係の計画については「主たる目的」、「推薦資産に関する内容」の概要が共通しているため、以下にまとめて示す。

主たる目的	各計画区域内の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
推薦資産に関する内容	富士山の火山災害及び資産範囲で発生が予想されている東海地震に関して、防災計画を示している。

計画名	山梨県地域防災計画
計画策定主体(策定年等)	山梨県防災会議 ¹³ (2011年12月改訂)
対象範囲	山梨県全域

計画名	静岡県地域防災計画
計画策定主体(策定年等)	静岡県防災会議(2010年6月改訂)
対象範囲	静岡県全域

計画名	富士吉田市地域防災計画
計画策定主体(策定年等)	富士吉田市防災会議(2010年3月改訂)
対象範囲	富士吉田市全域

計画名	身延町地域防災計画
-----	-----------

¹³ 防災会議：山梨県知事、静岡県知事、指定地方行政機関(国の行政機関の地方支分部局その他の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。関東管区警察局等。)の長などが組織する会議。地域防災計画の作成のほか、災害発生時には災害に関する情報収集等を行う。

計画策定主体(策定年等)	身延町防災会議(2006年3月改訂)
対象範囲	身延町全域

計画名	忍野村地域防災計画
計画策定主体(策定年等)	忍野村防災会議(2008年3月改訂)
対象範囲	忍野村全域

計画名	山中湖村地域防災計画
計画策定主体(策定年等)	山中湖村防災会議(2007年3月改訂)
対象範囲	山中湖村全域

計画名	鳴沢村地域防災計画
計画策定主体(策定年等)	鳴沢村防災会議(1997年3月策定)
対象範囲	鳴沢村全域

計画名	富士河口湖町地域防災計画
計画策定主体(策定年等)	富士河口湖町防災会議(2009年3月改訂)
対象範囲	富士河口湖町全域

計画名	静岡市地域防災計画
計画策定主体(策定年等)	静岡市防災会議(2009年2月改訂)
対象範囲	静岡市全域

計画名	富士宮市地域防災計画
計画策定主体(策定年等)	富士宮市防災会議(2009年3月改訂)
対象範囲	富士宮市全域

計画名	富士市地域防災計画
計画策定主体(策定年等)	富士市防災会議(2011年3月改訂)
対象範囲	富士市全域

計画名	御殿場市地域防災計画
計画策定主体(策定年等)	御殿場市防災会議(2009年3月改訂)
対象範囲	御殿場市全域

計画名	裾野市地域防災計画
計画策定主体(策定年等)	裾野市防災会議(2011年3月改訂)
対象範囲	裾野市全域

計画名	小山町地域防災計画
計画策定主体(策定年等)	小山町防災会議(2009年7月改訂)
対象範囲	小山町全域

5. e 資産の保存管理計画又はその他の保存管理体制

資産のうち、文化財保護法の下に重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物に指定されている範囲については、地方公共団体が保存管理計画を策定し、確実な保存管理を実施している。

これらと一部重複して国立公園に指定されている区域については、環境省が公園計画及び地域管理計画を策定し、それに基づいて適切な管理を実施している。

また、これらと一部重複する国有林野においては、国有林野の管理経営に関する法律に基づき関東森林管理局長が定める地域管理経営計画の下に、国が適切に管理経営を実施している。

5. e. 1 包括的保存管理計画

2012年1月に、文化庁、環境省、林野庁、山梨県・静岡県、及び関係市町村は、地元の土地所有者等との調整の下に、資産及び緩衝地帯、保安全管理区域の全体を対象として包括的保存管理計画を策定した。その全文を、本推薦書付属資料8として添付した。

包括的保存管理計画に定める基本方針は、以下の6点である。

- ▶ 顕著な普遍的価値の保存管理
- ▶ 周辺環境との一体的な保全
- ▶ 経過観察の実施
- ▶ 整備・公開・活用の促進
- ▶ 体制の整備・運営
- ▶ 行動計画の策定・実施

包括的保存管理計画の策定に当たっては、資産の顕著な普遍的価値の保存管理の根拠となる文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律、それらと緊密な関係の下に定められた個別の計画を中心として、資産の周辺環境の保全の根拠となる法令又は各種制度等との整合性をも十分考慮することとした。

本計画と各法令・計画等との関係については、図5-6に示すとおりである。また、文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律との緊密な関係の下に定められた個別の計画の名称一覧については、129ページ表5-7に示すとおりである。これら個別の計画を要約したものについては、付属資料8「富士山包括的保存管理計画」の分冊1に示すとおりである。

図5-6 包括的保存管理計画と個々の法律・計画等との関係

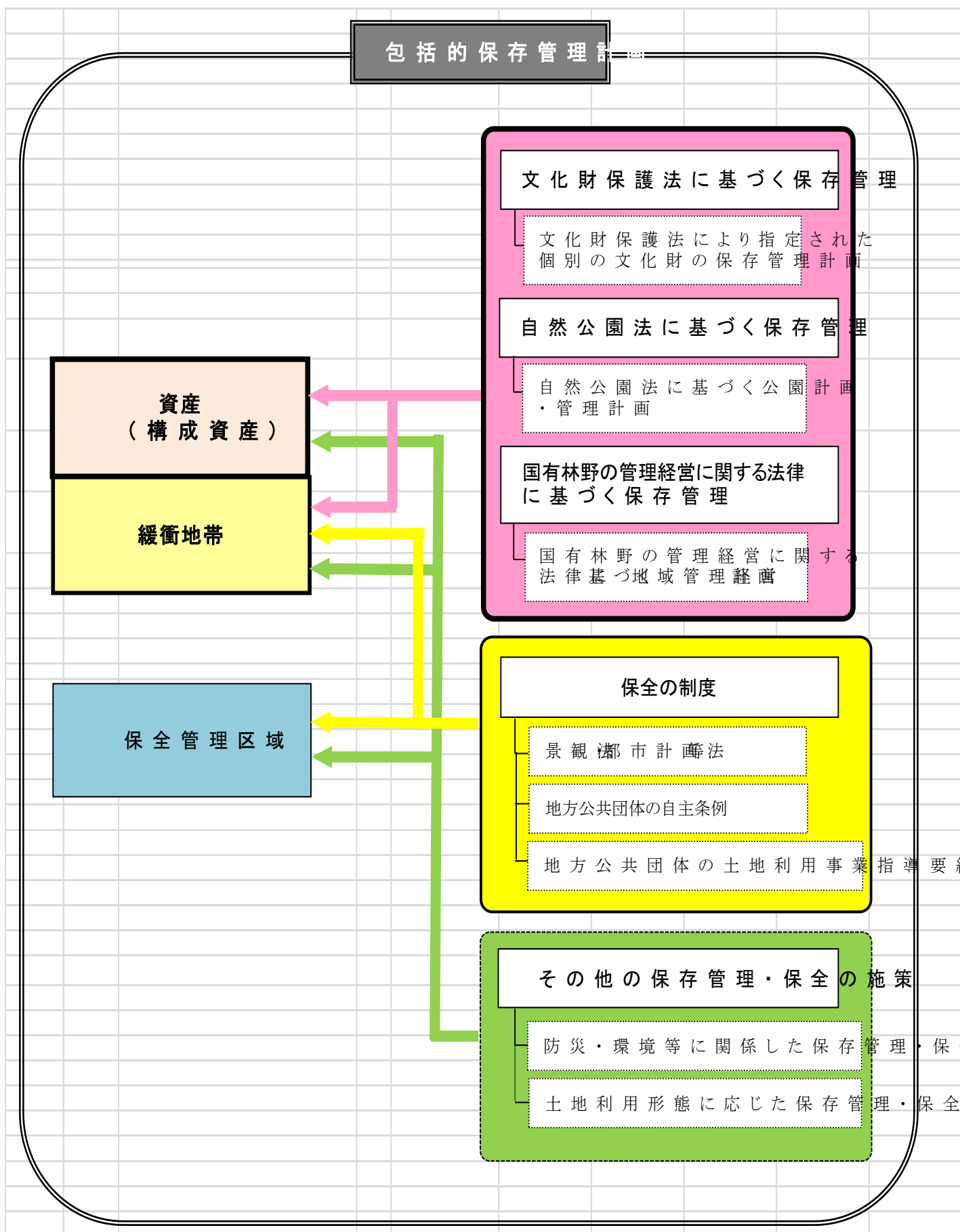


表5-7 文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律に関連する計画

計画名称	主体	策定年等
① 文化財保護法関係		
特別名勝富士山保存管理計画	山梨県	2006年3月改訂
特別名勝富士山保存管理計画	静岡県	2006年10月策定
史跡富士山保存管理計画	山梨県	2012年1月策定
史跡富士山保存管理計画	静岡県	2012年1月策定
名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)保存管理計画	富士河口湖町	2012年1月策定
名勝富士五湖(本栖湖)保存管理計画	山梨県	2012年1月策定
重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画	富士吉田市	2010年3月策定
特別天然記念物湧玉池保存管理計画	静岡県	2009年3月策定
重要文化財富士御室浅間神社本殿保存活用計画	富士河口湖町	2010年3月策定
重要文化財小佐野家住宅保存活用計画・重要文化財旧外川家住宅保存活用計画	富士吉田市	2012年1月改訂
名勝富士五湖(山中湖)保存管理計画	山中湖村	2012年1月策定
天然記念物忍野八海保存管理計画	忍野村	2011年3月策定
富士河口湖町内国天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画	富士河口湖町	2010年3月策定
天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画	富士吉田市	2010年3月策定
名勝及び天然記念物白糸ノ滝第二次保存管理計画	富士宮市	2010年3月改訂
名勝三保松原保存管理計画	静岡市	2011年3月改訂
② 自然公園法関係		
富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画	環境省	2006年3月改訂
富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画	環境省	2000年1月策定
③ 国有林野の管理経営に関する法律関係		
山梨東部森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2009年4月策定
富士森林計画区地域管理経営計画	林野庁	2011年4月策定

5. e. 2 保存管理体制

資産の保存管理及びその周辺環境の保全については、関係法令等を所管する行政機関、地域住民、資産の所有者、関係団体等が相互に連携して適切に実施している。しかし、広範囲にわたる資産及びその周辺環境を世界文化遺産又はその候補として一体的に保存管理・保全し、遺漏のないものとしていくために、関係者が専門家による学術的な見地からの助言を踏まえつつ、十分に連携することのできる包括的保存管理体制を新たに構築した。

包括的保存管理体制においては、①関係法令等により保存管理を確実にを行うこと、②学術的な見地を取り入れた保存管理を行うこと、③官民協働で保存管理を行うことの3点を基本的な方向性として位置付ける。

具体的には、資産及びその周辺環境の現況の把握を行い、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る事項について関係機関が協議を行う場として、山梨県・静岡県が中心となって「富士山世界文化遺産協議会」(以下、「協議会」という。)を設置した。

また、関係法令等を所管する国の機関(文化庁、環境省、林野庁、国土交通省、防衛省)は、協議会のオブザーバーとして、協議会に対して資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。また、併せて文化遺産の保存管理について国の機関として中心的な役割を担う文化庁は、協議会において中心的な役割を担う山梨県・静岡県及びその他の国の機関とも連携しつつ、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要事項及び世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書の準備等について、適宜連絡調整及び協議を行う。

さらに、協議会が専門家による学術的な見地からの助言を得るために、「富士山世界文化遺産学術委員会」(以下、「学術委員会」という。)を設置した。

また、協議会は資産の保存管理及びその周辺環境の保全に取り組む団体及び個人とも相互に協力を行う。

以上の保存管理体制を図示したものが133ページの図5-7であり、各組織の役割については以下のとおりである。

5. e. 2. i 富士山世界文化遺産協議会

(1)目的・機能

- 協議会は、周辺環境を含めた資産の現況の把握を行うとともに、関係法令等を所管する国の機関(文化庁、環境省、林野庁、国土交通省、防衛省)とも連携しつつ、以下の事項について協議を行う。
 - 資産の保存管理及び整備活用に関する事項
 - 資産の周辺環境の保全に関する事項
 - 体制の整備及びその運営に関する事項
- 世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書等について、協議を行う。
- 資産の保存管理及び整備活用に取り組む団体及び個人と相互に協力を行う。

(2)構成

- 資産の保存管理及びその周辺環境の保全に中心的な役割を担う山梨県・静岡県、関係法令に基づき現地において管理に当たるその他の行政機関(環境省・林野庁・国土交通省の各出先機関、関係市町村)により構成する。
- また、国の行政機関(文化庁・環境省・林野庁・国土交通省・防衛省)は、協議会における協議にオブザーバーとして助言を行う。

(3)開催の時期

- 山梨県・静岡県は、定期的に協議会を開催することとし、さらに必要に応じて追加的に開催する。

5. e. 2. ii 富士山世界文化遺産協議会作業部会

(1)目的・機能

- 協議会による協議を円滑にするために、事前に協議事項の準備・調整を行う。
- 「富士山包括的保存管理計画」の実施状況を把握し、協議会に対して課題、施策の案を提示する。
- 関係法令等を所管する国の機関と連携して、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要事項について調整を行う。
- 世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書について協議を行う。

(2)構成

- 上述した協議会の構成員に加えて、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に直接関係する地域住民の代表、資産所有者、現地の関係団体等を含む。

(3)開催の時期

- 山梨県・静岡県は、協議会の開催前には作業部会を開催することとし、必要に応じて追加的に開催する。

5. e. 2. iii 富士山世界文化遺産学術委員会

(1)目的・機能

- 協議会に対し、学術的・専門的な観点から、資産の保存管理及びその周辺環境の保全について助言を行う。

(2)構成

- 資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関し、学術的・専門的な知見をもつ学識経験者により構成される。

(3)開催の時期

- 山梨県・静岡県は、必要に応じて学術委員会を開催する。

5. e. 2. iv 各構成員の役割

協議会及び作業部会を構成する各構成員の役割並びにオブザーバーの役割については、下記に示すとおりである。

(1)文化庁

- 文化庁は文化遺産の保護について国の機関として中心的な役割を担う官庁であることから、協議会において中心的な役割を担う山梨県・静岡県及びその他の国の機関と連携しつつ、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に係る重要事項及び世界遺産委員会への提出が必要な資産の保存管理状況の定期報告書の準備等について、適宜連絡調整又は協議を行う。
- 環境省及び林野庁とも連携しつつ、国内外の世界文化遺産の保護に関する情報収集に努め、富士山の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。
- 文化財保護法に基づき、構成資産又はそれらに含まれる文化財の所有者又は文化財保護法に基づき指定された管理団体に対し、文化財の維持のための修理・復旧又は現状変更及び保存に影響を及ぼす行為を行う場合に、指導等を行う。

(2)環境省

- 自然公園法に基づき、山梨県・静岡県とともに資産の文化的基盤を成す自然環境について、構成資産及びその周辺環境の所有者及び管理者に対し、指導等を行う。
- 文化庁、林野庁とも連携しつつ、国内外の世界自然遺産の保護に関する情報収集に努め、富士山の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。

(3)林野庁

- 国有林野の管理経営に関する法律に基づき、自ら国有林野の適切な管理経営を行うとともに、民有林における森林整備への補助等森林の保全整備に関する施策を実施する。
- 文化庁及び環境省とも連携しつつ、国内外の世界自然遺産の保護に関する情報収集に努め、富士山の保護に資するよう協議会に情報提供を行う。

(4)国土交通省

- 大沢崩れ等の浸食防止、山腹崩壊防止を目的とする溪床対策工事を継続的に実施するほか、

火山噴火に伴う土砂流出も含め、山麓域での土砂災害対策を行うなど資産の保存管理及びその周辺環境の保全に努める。

(5)防衛省

- 演習場等の使用を通じ、山梨県・静岡県、関係市町村、長年の実績を持つ地元住民団体とともに保全管理区域の保全に努める。

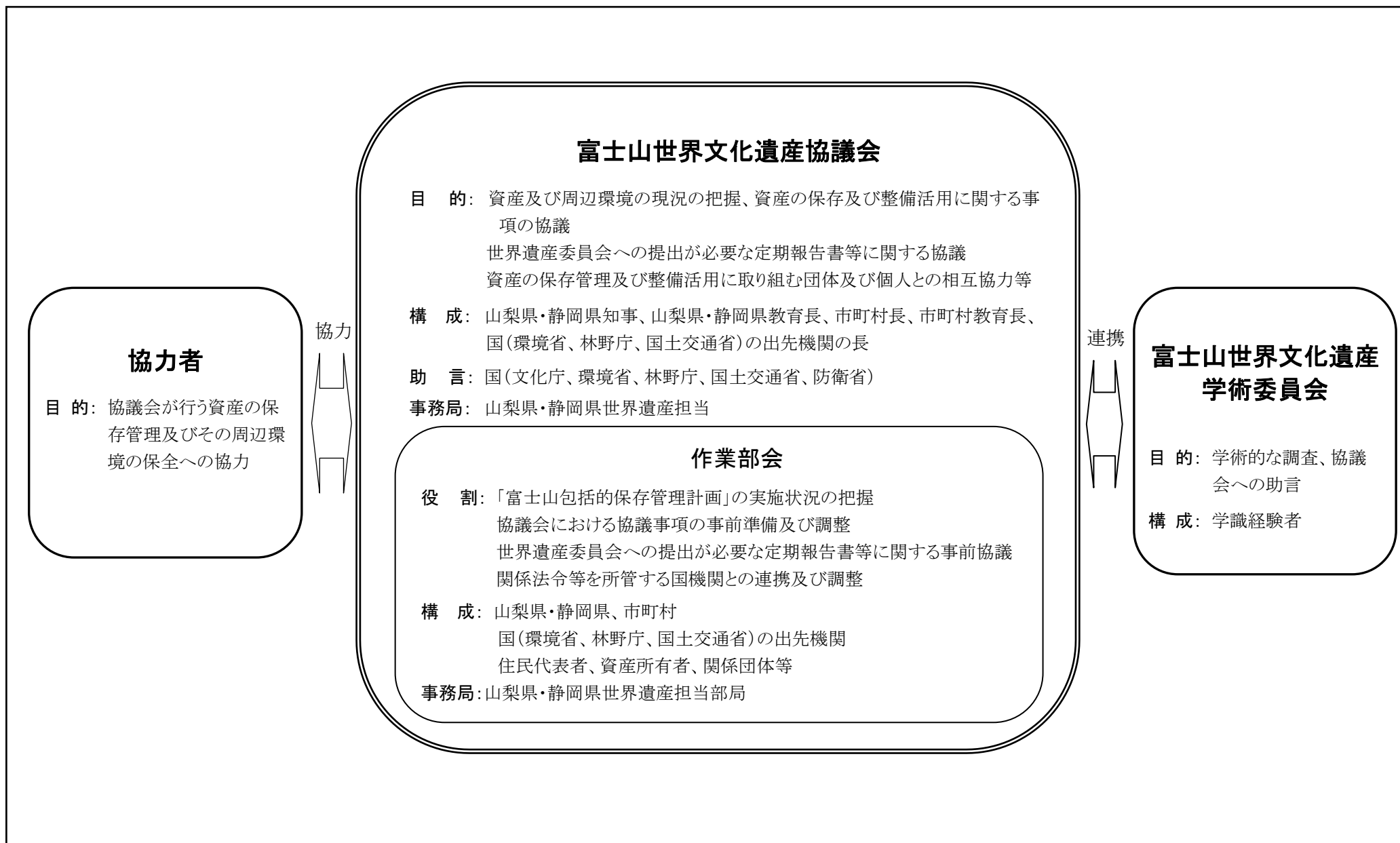
(6)山梨県・静岡県

- 所管する条例等の適切な運用を行うとともに、国、市町村、関係団体等と連携して資産の保存管理及びその周辺環境の保全に関する現況及び課題の把握を行い、課題解決のために広域にわたって必要とされる施策を実施する。

(7)市町村

- 所管する条例等の適切な運用を行うとともに、山梨県・静岡県、地域住民等と連携しつつ、資産の保存管理及びその周辺環境の保全に必要な施策を実施する。

図5-7 「富士山」に係る保存管理の組織体制図



5. f 財源及び財政的水準

構成資産又は構成要素である文化財の管理については、それぞれの所有者又は文化財保護法に基づき管理団体に指定された地方公共団体が行っている。

特に重要文化財に指定されている神社の社殿等の建造物の修理を行う場合には、小修理その他特別な場合を除いて国が必要に応じて経費の50～85%の補助金を交付している。

特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物において発掘調査・修理・整備の事業を行う場合においても、国が必要に応じて経費の50%の補助金を交付している。これらの国からの補助金の交付に併せて、山梨県・静岡県は、自らが管理団体である場合には残額を負担し、所在の市町村が管理団体である場合には国の補助金相当額を控除した残額の50%以下を基本とする補助金を交付している。

また、重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物の防災施設等を設置する事業についても、同様の比率の下に経費の補助を行っている。

構成資産に含まれる自然公園内の森林・道路・河川、建築物その他の工作物等の維持管理については、それぞれの所有者、事業者又は公園事業執行者が行っており、これに係る経費については、それぞれの所有者又は公園事業執行者が負担している。

構成資産に含まれる国有林野については、林野庁が保存管理を行っており、全て国費によって賄われている。

なお、上記の補助金とは別に、2006年より、NPO法人「富士山を世界遺産にする国民会議」は構成資産の整備活用及び保護に関する教育プログラムのための基金(富士山基金)を設けており、国内の経済界を中心に民間からの資金提供も行われている。

5. g 保全及び保存管理の技術における専門的知識及び研修

構成資産の文化財としての保存管理については、文化財保護法に基づき所有者(宗教法人を含む)をはじめ、山梨県教育委員会・静岡県教育委員会及び各史跡等の管理団体に指定された各市町村教育委員会が実施している。

山梨県・静岡県においては、関係市町村と緊密に情報交換を行い、資産の保存管理に関して連携を取っている。山梨県埋蔵文化財センター、山梨県立博物館及び静岡県埋蔵文化財センターでは、それぞれの組織内に文化財の高度な保存・管理技術を持つ専門職員及び技術者を配置し、市町村が行う文化財の保存管理に対して適切な技術的支援を行っている。

また、独立行政法人国立文化財機構は、全国の史跡等における整備活用事業の円滑な推進と専門職員及び技術者の技術及び能力の向上のために、地方公共団体の専門職員を対象として定期的に研修を開催しており、山梨県・静岡県及び関係市町村の職員も当該研修等に参加し、資産の整備活用の技術向上に努めている。

さらに、重要文化財、特別名勝、特別天然記念物、史跡、名勝、天然記念物を維持するための措置として、簡単な修理又は復旧を行う場合には、事前の届出に基づき、文化庁が適切な技術的指導・助言を行っており、管理技術の水準は極めて高く保たれている。これらの指導の体制については、今後とも継続・強化を図ることとする。

資産の国立公園としての保存管理については、環境省関東地方環境事務所、箱根自然環境事務所、富士五湖自然保護官事務所、沼津自然保護官事務所に配置された資産の保存管理に必要な自然保護制度及び技術に精通した職員が、自然公園法をはじめとする関係法令等に基づき、許認可業務等を実施している。

資産範囲の国有林野については、関東森林管理局、山梨森林管理事務所及び静岡森林管理署に配置

された森林の保全管理等に必要な制度及び技術に精通した職員が、国有林野の管理経営に関する法律等の関係法令に基づき、国有林野を適切に管理経営するとともに、関連する業務の遂行に当たり必要な専門的助言を行っている。

また、文化庁・環境省・林野庁においては、国内の世界遺産の保存管理に関する情報をはじめ、各国における世界遺産の保存管理状況等に関する情報の収集及び周知に努めている。

資産の見回り及び清掃等の日常的な維持管理については、山梨県・静岡県及び関係市町村のほか山梨県教育委員会・静岡県教育委員会から委嘱された文化財保護指導委員、地域住民・民間団体・管理団体が相互に協働して積極的に行っている。

5. h 来訪者の施設と基盤施設

資産の大部分は、周囲に展開する景勝地とともに、日本を代表する優れた名所として国内のみならず、海外にも広く知られている。夏季の登山をはじめ四季折々の自然の姿を求める来訪者でにぎわい、4. b. 4表4-1～4-3に示した構成資産及び構成要素を中心として、現在でも国内有数の観光地となっている。

山麓の地域には、新幹線を含む鉄道網、高速道路を含む道路網が整備されており、容易に訪問が可能である。これらを利用して、夏季の2ヶ月にわたる登山期間には、約30万人もの登山者が富士山を訪れる。山麓に整備された駐車場からシャトルバスを利用して各登山道の五合目へと至り、そこから徒歩にて山頂を訪れる(4. b. 4表4-3参照)。同期間内における各登山道の五合目への登山者・来訪者の総数は、約120万人にも及ぶ。近年は、外国人の登山者・来訪者も増加しつつある。各登山道には総数約50件の山小屋が営業しており、一日約6,700人の登山者の収容が可能である。なお、これらの交通網、山小屋の配置については図5-8、5-9を、登山者・来訪者の安全対策、環境対策、駐車場の整備については4. a. 1. ivを、外国人への対応については5. i. 4を、それぞれ参照されたい。

各構成資産及び構成要素については駐車場・トイレ等の便益施設が整備されている(図5-9～5-30参照)。また、現在資産の顕著な普遍的価値に関する展示等を行う施設が山麓の13箇所に設置されている。今後、顕著な普遍的価値に関する展示と保存管理の機能を併せ持つ「富士山世界遺産センター(仮称)」を設置することとしている。展示等を行う施設の詳細については、次節を参照されたい。

5. i 資産の整備・活用に関する方針・計画

資産の整備に関しては、構成資産の諸要素の意匠・形態、材料・材質、機能、位置・環境、精神・感性等の属性に基づく真実性及び良好な展望景観の完全性を保持するために、修理・復旧・整備・管理の事業を実施することとしている。

具体的には、以下の点を中心とする事業を実施する。なお、各事業の詳細については付属資料8「富士山包括的保存管理計画」を参照されたい。

- 建造物の火災・地震対策
- 村山浅間神社境内の整備
- 富士御室浅間神社境内の整備
- 忍野八海及びその周辺地域の環境整備
- 白糸ノ滝及びその周辺地域の整備
- 三保松原の整備
- 道路整備事業と並行した道路周辺の修景事業
- 保存管理についての埋蔵文化財センター、博物館による技術支援

資産の活用については、①構成資産間の関連性を考慮した顕著な普遍的価値に係る総合的な情報伝達、②国内外からの観光客の受け入れ態勢の整備の2つの方向性に基づき、環境省、林野庁、山梨県・静

岡県、関係市町村、及び個別の構成資産及び構成要素の所有者が、以下の4点に十分留意しつつ資産の公開・活用の施策を実施する。

5. i. 1 富士山の総合学術調査の充実

神社の社殿、御師住宅、構成資産及び構成要素内の考古学的遺跡の修復・整備については、それらの性質に基づく真実性を確実に保持するために、建造物の解体修理に伴う部材調査及び発掘調査等の各種の学術調査を行い、それらの結果に基づき、精度を高くして実施する。また、歴史・考古・民俗・自然環境・文学・有形文化財の各分野における学術調査研究を継続的に行い、それらの成果を保存・活用上の諸課題解決のために反映させることとする。

山梨県では、2008年から、「山梨県富士山総合学術調査研究委員会」の下に、歴史・信仰・芸術等の観点から富士山の総合的な調査・研究を開始し、関連資料の収集・把握・充実に努めている。また、それらの調査研究の成果を活用した啓発活動として、地域住民を対象とする報告会を毎年1回以上開催している。

また、各市町村は、山梨県教育委員会・静岡県教育委員会の指導の下に、保存・活用を目的として資産に含まれる文化財の調査を実施し、それらの成果の充実に努めている。

このような調査成果を含め、富士山の自然、歴史、文化等の調査研究の成果を情報発信する拠点として、山梨県・静岡県は、関係市町村の協力の下に、「富士山世界遺産センター(仮称)」を設置することとしている。

今後とも、両県においては、保存管理のために必要な調査を実施する。

5. i. 2 適切な公開・活用施設の設置

現在、「山梨県立富士ビジターセンター」をはじめ、表5-8に示す既存の公開・活用施設においては、富士山の顕著な普遍的価値に関する展示等を行っている。表5-8の各施設の場所は図5-8に示すとおりである。今後は、顕著な普遍的価値の効果的な情報提供の観点から、解説内容・施設・体制について一層の充実を図るとともに、富士山の自然、歴史、文化等の調査研究の成果を情報発信する拠点として、山梨県・静岡県、関係市町村の協力の下に「富士山世界遺産センター(仮称)」を設置する。

なお、これらの施設の改修に当たっては、資産に対する景観上の影響も十分考慮しつつ、来訪者に対する情報発信及び便益等の機能を充足できるよう適切な位置・規模・意匠を定めることとする。

5. i. 3 地域住民等への普及活動

山梨県・静岡県及び関係市町村は、表5-9に示すような構成資産間の関連性を考慮した富士山の顕著な普遍的価値を総合的に理解するための講座及び研修会等を実施し、地域住民及び来訪者への情報の伝達を行っている。

さらに、日常的な情報提供の一環として、ガイドブック等の充実を図るほか、地域の児童・生徒を対象とした学校教育及び地域住民を対象とした社会教育活動との連携の下に、富士山の顕著な普遍的価値に関する総合的な情報提供を行う。

5. i. 4 国内外からの観光客への対応

2010年に、環境省、山梨県・静岡県は、関係市町村及び関係者と連携して、「富士山における標識類総合ガイドライン」及び「富士山における標識類の統合整理計画」を策定した。現在、統一された意匠・形態の下に4ヶ国語(日本語、英語、中国語、ハングル)の道標・解説板等の設置を進めており、今後ともその推進を図ることとしている。

また、多言語によるガイドブック又は富士山レンジャー等による自然環境の学習講座を通じて、登山に際してのマナー及びルールの周知を行う。さらに、来訪者の目的に応じて複数のモデルコースを設定す

るとともに、富士山の顕著な普遍的価値に関する情報提供及び観光客のマナー向上にも資するガイドの養成を行う。

表5-8 資産の顕著な普遍的価値の伝達に関する公開・活用施設一覧

NO	名称	所在地	内容
1	山梨県立富士ビジターセンター	富士河口湖町	登山・自然、文化の主題別に富士山を知ることができる情報発信施設。
2	山梨県環境科学研究所	富士吉田市	環境に関する情報を幅広く収集し、わかりやすく提供する試験・研究機関。
3	富士吉田市歴史民俗博物館	富士吉田市	富士山と富士吉田市の歴史・文化を学べる博物館。
4	旧外川家住宅	富士吉田市	外川家の歴史及び富士山の信仰に関する資料の展示施設。
5	富士吉田市富士山世界遺産インフォメーションセンター	富士吉田市	富士山及び富士吉田市の魅力・価値に関する情報を発信施設。御師の街の歴史・文化を案内するガイドツアーも行う。
6	船津胎内フィールドセンター	富士河口湖町	富士山の成り立ち及び自然の豊かさを知る自然博物館。
7	本栖湖観光案内所・本栖歴史館	富士河口湖町	富士山、本栖湖及び本栖地区の自然・歴史に関する資料の展示施設。
8	西湖コウモリ穴案内所	富士河口湖町	西湖蝙蝠穴を中心に、周辺一帯に広がる青木ヶ原樹海の自然を体験するネイチャーガイドの拠点施設。
9	富士市立博物館	富士市	「富士に生きる」を主題とする資料の収集・保存・研究調査・講座を行う博物館。
10	裾野市立富士山資料館	裾野市	富士山の成り立ち・歴史・動植物、人々の生活に関する資料の展示施設。
11	御殿場市富士山交流センター (「富士山樹空の森」)	御殿場市	富士山に関する情報発信を行い、地域活性の役割を担う観光拠点施設。
12	富士浅間神社御鎮座千二百年記念資料館	小山町	神社伝来の社宝、古文書類、富士講・宿坊・山室の資料の収蔵展示施設。
13	道の駅すばしり	小山町	富士浅間神社及び小山町の歴史に関する資料の展示施設。

表5-9 資産の顕著な普遍的価値を総合的に理解するための講座及び研修会等

事業主体	主な実施事業	実施年度
静岡県	富士山世界文化遺産出前講座	2006年～
山梨県	富士山世界遺産出前講座	2007年～
山梨県	山梨県富士山総合学術調査研究委員会公開報告会	2009年～
市町村	富士山学習会	2003年～
市町村	富士吉田市世界遺産専門学校、博物館歴史講座	2009年～

5. j 専門分野・技術・管理と専門知識に関する人的措置

資産に含まれる文化財については、専門的知識を有する者として山梨県教育委員会又は静岡県教育委員会の委嘱を受けた文化財保護指導委員(以下、「指導委員」という。)が定期的に文化財を巡回・点検し、両県教育委員会に対して保護に関する助言を行っている。山梨県・静岡県は、指導委員の調査報告に基づき、文化財の所有者及び管理団体である関係市町村に対して文化財の保存管理に関する指導を行っている。

また、国立公園に指定された範囲については、環境省の職員である自然保護官が公園内の自然環境や動植物の保護のための調査をはじめ、許認可された行為が実際に申請のとおりに行われているかを確認するための巡視等の保護管理、野生生物保護・外来生物対策・里地里山保全等の多岐にわたる自然環境の保全に関わる業務を行っている。

また、国有林野については関東森林管理局、山梨森林管理事務所、静岡森林管理署の職員が森林の保全管理等を行っている。

以上のように、将来的に良好な状態の下に資産を維持していくための体制についても万全を期している。

6. 経過観察(モニタリング)の体制

6. a 保存状況を計測するための主たる指標

第4章において述べた資産の「保存状況と資産に与える影響」を踏まえ、①資産及び周辺環境の保護、②各構成資産及び構成要素の保護、③顕著な普遍的価値の伝達の3つの側面から、資産に対する負の影響を及ぼす要因及びそれに基づく観察指標を特定し、定期的かつ体系的な経過観察(モニタリング)を実施する上での体制を示す。

設定する主な観察指標については、以下の表6-1～6-3に示すとおりである。

表6-1 「資産及び周辺環境の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体
開発・都市 基盤施設の 整備による 影響	1. 都市基盤 施設の整 備による影 響	a) 電線の地中化延長	電線の地中化の延長 状況について把握する。	毎 年	山梨県 静岡県
環境変化	2. 酸性雨	b) 大気汚染に係る環境 基準達成率(二酸化硫 黄)	大気の常時監視を行 い、大気中の二酸化硫 黄含有量を測定する。	毎 年	山梨県 静岡県
	3. 気候温暖 化	c) 植生調査	10cm四方の小区画内 に生育するすべての植 物種の一覧表を作成し、 それらの経年変化を計 測する。	5 年	環境省
		d) 森林限界の上昇速度	森林限界線に地点を 定め、その位置の時間 的変化を観測する。また、 航空写真を用いて時間 的変化を観測する。	毎 年	環境省 試験研究 機関
		e) 気温の経年変化	大気の常時監視を行 い、気温の変化を観測 する。	毎 年	気象庁
	4. 野生動物 及び病虫 による影響	f) 森林の病虫獣害による 被害面積	森林における病虫獣 害による被害面積の把 握を行う。	毎 年	林野庁 山梨県 静岡県

自然災害	5. 噴火	g) 火山活動の観測	地震計、傾斜計、GPS等による火山活動の観測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験研究機関	
	6. 土砂災害	h) 土砂災害・崩壊地形の調査	航空測量等により大沢崩れ周辺ほかの地形測量を行い、土砂災害・崩壊地形の調査を行う。	随時	国土交通省	
	7. 地震	i) 前兆現象の観測	地震計、体積歪計、傾斜計等による前兆現象の観測を行う。	随時	気象庁 山梨県 静岡県 試験・研究機関	
	8. 自然災害による建造物等や景観への影響	j) 文化財き損届け件数	文化財のき損届けの件数による被害の把握を行う。	毎年	山梨県 静岡県 市町村	
		k) 森林の風水害被害面積	風水害による森林の被害面積の把握を行う。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県	
	9. 火災による景観への影響	l) 森林の火災被害面積	森林における火災による被害面積の把握を行う。	毎年	林野庁 山梨県 静岡県	
	来訪者及び観光による影響	10. 来訪者増加による建造物等や景観への影響	m) 主要地点への来訪者数	主要地点への来訪者数を測定する。	毎年	山梨県 静岡県
			n) 五合目への来訪者数	各登山道の五合目への来訪者数を測定する。	毎年	市町村
			o) 登山者数(八合目以上)	各登山道の八合目以上への来訪者数を測定する。	毎年	環境省
p) 自動車数			富士スバルライン、富士山スカイライン、ふじあざみラインにおける自動車数を把握する。	毎年	山梨県 静岡県	

表6-2 「各構成資産及び構成要素の保護」に関する観察指標一覧表

資産及び周辺環境に対する負の影響		観察指標	指標の測定内容・手法	周期	観察記録主体
各構成資産	1. 建造物における火災	a) 防災設備の点検回数	防災設備の点検を行う。	毎年	所有者 管理団体
	2. 建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の劣化	b) 建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の劣化状況	建造物をはじめとする構成資産及び構成要素の巡視を行う。	毎年	山梨県 静岡県
	3. 湖沼・湧水の水質	c) 水質	湖沼(富士五湖)・湧水(忍野八海)の水質(pH、COD、有害物質等)測定を行う。	毎年	山梨県 町村
展望景観	4. 景観阻害要因調査	d) 視点場における景観阻害要因数	展望地点(本栖湖西北岸、三保松原)において、視界に入り込む阻害要因について把握する。	毎年	山梨県 静岡県

表6-3 「顕著な普遍的価値の伝達」に関する観察指標一覧表

観察指標	指標の測定内容・手法	周期	記録組織
a) 富士山に関する研修会等参加者数	富士山に関する様々な研修会・セミナーへの参加者数を測定する。	毎年	山梨県 静岡県
b) 環境保全活動への参加者数	富士山に関する環境保全活動への参加者数を測定する。	毎年	山梨県 静岡県
c) パンフレット・ホームページによる情報提供数	刊行されているパンフレット類及び山梨県・静岡県及び関係市町村が開設しているホームページにより、情報提供の回数・状況について把握する。	毎年	山梨県 静岡県

6. b 資産の経過観察(モニタリング)のための行政上の体制

世界遺産委員会への提出が必要な定期報告書を含め、資産の経過観察(モニタリング)については、以下の表に示すように、文化庁の指導の下に山梨県・静岡県及び関係各市町村が行う。『世界遺産条約履行のための作業指針』(2011年)第5章に基づき、年度ごとに情報収集及び記録作成を行い、蓄積した成果について6年ごとに保存管理状況の評価としてまとめ、世界遺産センターを通じて世界遺産委員会に定期報告書を提出する。

モニタリング体制

分担	管轄区域	担当組織
1. 担当組織及び担当課名	資産及び緩衝地帯	担当組織及び担当代表者名 : 山梨県 知事 : 静岡県 知事

		担当課及び責任者	:山梨県 世界遺産推進課 課長 :静岡県 世界遺産推進課課長
2. 監督組織	資産及び 緩衝地帯	組織名称	:文化庁 :環境省 :林野庁
		組織代表者氏名	:文化庁長官 :環境省自然環境局長 :林野庁長官
		担当課及び担当責任者氏名	:文化庁 記念物課 課長 :環境省 自然環境計画課 課長 :林野庁 研究・保全課 課長
3. 指導組織	資産及び 緩衝地帯	組織名称	:山梨県 :静岡県
		組織代表者氏名	:山梨県知事 :静岡県知事
		担当課及び担当責任者氏名	:山梨県 世界遺産推進課 課長 :静岡県 世界遺産推進課 課長

6. c 以前の保全状況報告の成果

経過観察(モニタリング)に必要とされる諸事項に関し、現時点及び過去における資料・情報については、山梨県・静岡県、及び構成資産又は構成要素が所在する市町村、試験研究機関において適切に収集・保管されている。それらの一覧表については、以下のとおりである。

表6-4 過去に経過観察のために実施した過去の資料・情報

番号	編著者	標 題	対象資産	年	要 約
1	環境省自然 環境局生物 多様性センタ ー	平成22年度 モニタリングサイト 1000高山帯調査 報告書	富士山城	2010	高山生態系について生物多様性及び生態系機能の状態を把握するため、大雪山、北アルプス(立山、蝶ヶ岳～常念岳)、白山、南アルプス(北岳)、富士山において、指標となる生物及び物理化学的要素の調査を実施した。
2	林野庁	森林・林業統計要 覧2011	富士山城	2011	民有林も含めた全国の森林に関する統計で、毎年刊行している。病虫害、火災等による森林被害の調査結果を含んでいる。
3	林野庁	関東森林管理局 事業統計書平成2	富士山城	2010	富士山城を含む関東森林管理局管内の国有林野

		2年(平成21年度)			に関する統計で、毎年刊行している。病虫害、火災等による森林被害の調査結果を含んでいる。
4	富士山ハザードマップ検討委員会	富士山ハザードマップ検討委員会報告書	富士山域	2004	火山としての富士山の性状をよりの確に把握するために、必要とされる調査・分析の結果、火山噴火及び関連する土砂災害の影響範囲・程度等を図示している。それに伴う被害の様態、それらを踏まえた広域的な火山防災対策、火山防災情報の内容や伝達、及び火山と地域社会との共生の在り方について検討し、「富士山火山防災マップ」の作成、「富士山の火山防災対策」及び自治体が策定すべき「地域防災計画」の内容についても検討を行った。
5	山梨県	やまなしの環境	山梨県全域	2011	山梨県内の環境モニタリングの結果が記載されている。
6	静岡県	平成22年度 大気汚染及び水質汚濁等の状況	静岡県全域	2011	静岡県内の大気及び水質に関する環境モニタリングの結果が記載されている。

7. 資料

7. a 写真・スライド・画像一覧表(1/10)

No	フォーマット 1	フォーマット 2	標 題	撮影年月
Photo 2-3	スライド	画像情報	『絹本著色富士曼荼羅図』	1980年代
Photo 2-4	スライド	画像情報	南から望む春の富士山	2000年頃
Photo 2-5	スライド	画像情報	北から望む夏の富士山	1996年7月
Photo 2-6	スライド	画像情報	南東から望む秋の富士山	2000年頃
Photo 2-7	スライド	画像情報	北東から望む冬の富士山	1997年1月
Photo 2-8	スライド	画像情報	北から望む秋の富士山	1990年以降
Photo 2-9	スライド	画像情報	空から望む富士山	2009年2月 2010年2月
Photo 2-17	スライド	画像情報	北から望む富士山遠景	2011年7月

撮影者・ 編集者	著作権 保持者	著作権者連絡先	非排他的 権利譲渡	web 公開
富士山本宮 浅間大社	富士山本宮 浅間大社	富士山本宮浅間大社 418-0067 静岡県富士宮市宮町1-1 TEL: +81-544-27-2002 FAX: +81-544-26-3762	可	可
社団法人 静岡県観光協会 (編集者)	社団法人 静岡県観光協会	社団法人静岡県観光協会 422-8067 静岡県静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル2階 TEL: +81-54-202-5595 FAX: +81-54-202-5597	可	可
大森大一	山梨県 広聴広報課	山梨県広聴広報課 400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 TEL: +81-55-223-1336 FAX: +81-55-223-1525	可	可
社団法人 静岡県観光協会 (編集者)	社団法人 静岡県観光協会	社団法人静岡県観光協会	可	可
大森大一	山梨県 広聴広報課	山梨県広聴広報課	可	可
鳴沢村	鳴沢村	鳴沢村企画課 401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村1575 TEL: +81-555-85-2311 FAX: +81-555-85-2461	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所 102-0083 東京都千代田区麴町3-7-6 TEL: +81-3-5226-1101 FAX: +81-3-5226-1112	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可

写真・スライド・画像一覧表(2/10)

No	フォーマット 1	フォーマット 2	標 題	撮影年月
Photo 2-19	スライド	画像情報	北西から見た山頂噴火口	2000年
Photo 2-23	スライド	画像情報	(噴火口)山頂の火口壁の頂部をめぐる「お鉢めぐり」	2011年8月
Photo 2-24	スライド	画像情報	「内院」(噴火口)	2011年8月
Photo 2-28	スライド	画像情報	山頂から望むご来光	2011年8月
Photo 2-30	スライド	画像情報	山麓の集落の人々によって奉納された山頂付近の鳥居	2011年8月
Photo 2-31	スライド	画像情報	大宮・村山口登山道(九合五勺付近)	2011年8月
Photo 2-32	スライド	画像情報	須山口登山道(一合目付近)	2011年11月
Photo 2-34	スライド	画像情報	須走口登山道(五合目から六合目間)	2011年8月
Photo 2-37	スライド	画像情報	吉田口登山道(馬返付近)	2011年7月
Photo 2-39	スライド	画像情報	吉田口登山道(九合目付近)	2011年8月
Photo 2-40	スライド	画像情報	吉田口登山道(一合目付近)	2011年7月
Photo 2-43	スライド	画像情報	北口本宮富士浅間神社	2011年6月
Photo 2-44	スライド	画像情報	北口本宮富士浅間神社登山門	2011年6月
Photo 2-46	スライド	画像情報	北口本宮富士浅間神社本殿(正面)	2011年5月

撮影者・ 編集者	著作権 保持者	著作権者連絡先	非排他的 権利譲渡	web 公開
山梨県 広聴広報課	山梨県 広聴広報課	山梨県広聴広報課	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所 223-0052 神奈川県横浜市港北区 綱島東3-10-8-205 TEL: +81-45-531-2775 FAX: +81-45-531-2775	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
小山町 教育委員会	小山町 教育委員会	小山町教育委員会 410-1321 静岡県駿東郡小山町阿多野130 TEL: +81-550-76-5700 FAX: +81-550-76-3290	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可

写真・スライド・画像一覧表(3/10)

No	フォーマット 1	フォーマット 2	標 題	撮影年月
Photo 2-49	スライド	画像情報	吉田の火祭	2011年8月
Photo 2-50	スライド	画像情報	参道を歩く富士講信者	2011年6月
Photo 2-51	スライド	画像情報	南から望む西湖遠景	2011年7月
Photo 2-52	スライド	画像情報	西湖と富士山	2011年4月
Photo 2-53	スライド	画像情報	南東から望む精進湖遠景	2011年7月
Photo 2-54	スライド	画像情報	精進湖と富士山	2011年12月
Photo 2-55	スライド	画像情報	南東から望む本栖湖遠景	2011年7月
Photo 2-57	スライド	画像情報	本栖湖と富士山	1996年1月
Photo 2-58	スライド	画像情報	富士山本宮浅間大社湧玉池	2011年 11 月
Photo 2-61	スライド	画像情報	富士山本宮浅間大社	2011年4月
Photo 2-63	スライド	画像情報	富士山本宮浅間大社社殿と富士山	2011年4月
Photo 2-65	スライド	画像情報	山宮浅間神社遙拝所	2011年4月
Photo 2-71	スライド	画像情報	村山浅間神社境内(浅間神社と大日堂)	2011年4月
Photo 2-73	スライド	画像情報	須山浅間神社境内(浅間神社社殿と古宮神社)	2011年4月
Photo 2-74	スライド	画像情報	富士浅間神社	2011年4月
Photo 2-75	スライド	画像情報	富士浅間神社にある石造物	2011年11月

撮影者・ 編集者	著作権 保持者	著作権者連絡先	非排他的 権利譲渡	web 公開
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
松田行男	身延町政策室	身延町政策室 409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350 TEL: +81-556-42-4801 FAX: +81-556-42-2127	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可

写真・スライド・画像一覧表(4/10)

No	フォーマット 1	フォーマット 2	標 題	撮影年月
Photo 2-78	スライド	画像情報	河口浅間神社	2011年6月
Photo 2-79	スライド	画像情報	稚児舞	2011年4月
Photo 2-81	スライド	画像情報	富士御室浅間神社里宮	2011年6月
Photo 2-82	スライド	画像情報	富士御室浅間神社本宮本殿	2011年6月
Photo 2-83	スライド	画像情報	御師住宅(旧外川家住宅)中門と導入路	2011年4月
Photo 2-85	スライド	画像情報	御師住宅(旧外川家住宅)	2011年4月
Photo 2-86	スライド	画像情報	御師住宅(旧外川家住宅)	2011年4月
Photo 2-90	スライド	画像情報	御師住宅(小佐野家住宅)玄関	2011年12月
Photo 2-91	スライド	画像情報	御師住宅(小佐野家住宅)神殿	2011年12月
Photo 2-92	スライド	画像情報	西から望む山中湖遠景	2011年7月
Photo 2-93	スライド	画像情報	山中湖と富士山	2011年4月
Photo 2-95	スライド	画像情報	南西から望む河口湖遠景	2011年7月
Photo 2-96	スライド	画像情報	河口湖と富士山	2011年4月
Photo 2-97	スライド	画像情報	忍野八海(湧池)	2011年6月
Photo 2-106	スライド	画像情報	船津胎内樹型(入口)	2011年4月
Photo 2-108	スライド	画像情報	船津胎内樹型(内部)	2011年4月
Photo 2-109	スライド	画像情報	吉田胎内樹型(入口)	2011年6月
Photo 2-110	スライド	画像情報	吉田胎内樹型(内部)	2011年6月

撮影者・ 編集者	著作権 保持者	著作権者連絡先	非排他的 権利譲渡	web 公開
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可

写真・スライド・画像一覧表(5/10)

No	フォーマット 1	フォーマット 2	標 題	撮影年月
Photo 2-113	スライド	画像情報	人穴富士講遺跡碑塔群	2011年11月
Photo 2-114	スライド	画像情報	人穴(入口)	2011年11月
Photo 2-115	スライド	画像情報	白糸ノ滝と富士山	2011年5月
Photo 2-116	スライド	画像情報	白糸ノ滝	2011年4月
Photo 2-120	スライド	画像情報	南西から望む三保松原と富士山遠景	2006年4月
Photo 2-124	スライド	画像情報	三保松原と富士山	2010年12月
Photo 3-12	スライド	画像情報	本栖湖からの富士山	2011年12月
Photo 3-13	スライド	画像情報	三保松原からの富士山	2000年頃
Photo 4-8	スライド	画像情報	富士山本宮浅間大社における消防訓練	2011年1月
Photo 4-12	スライド	画像情報	クリーンアップ作戦	2008年9月
Figure 1-1	スライド	画像情報	世界における位置図	2011年12月
Figure 1-2	スライド	画像情報	東アジアにおける位置図	2011年12月
Figure 1-3	スライド	画像情報	関東・東海地方における位置図	2011年12月

撮影者・ 編集者	著作権 保持者	著作権者連絡先	非排他的 権利譲渡	web 公開
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
静岡県 清水港管理局	静岡県 清水港管理局	静岡県清水港管理局 424-0922 静岡県静岡市清水区 日の出町9-25 TEL: +81-54-353-2201 FAX: +81-54-354-0380	可	可
静岡県 広報課	静岡県 広報課	静岡県広報課 420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 TEL: +81-54-221-2233 FAX: +81-54-254-4032	可	可
今城秀和	今城秀和	今城秀和写真事務所	可	可
社団法人 静岡県観光協会 (編集者)	社団法人 静岡県観光協会	社団法人静岡県観光協会	可	可
富士山本宮 浅間大社	富士山本宮 浅間大社	富士山本宮浅間大社	可	可
山梨県 観光資源課	山梨県 観光資源課	山梨県観光資源課 400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 TEL: +81-55-223-1576 FAX: +81-55-223-1670	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可

写真・スライド・画像一覧表(6/10)

No	フォーマット 1	フォーマット 2	標 題	撮影年月
Figure 1-4	スライド	画像情報	推薦資産及び緩衝地帯の範囲図	2011年12月
Figure 1-5	スライド	画像情報	富士山域地形図	2011年12月
Figure 1-5-1	スライド	画像情報	富士山域地形図(1/6)	2011年12月
Figure 1-5-2	スライド	画像情報	富士山域地形図(2/6)	2011年12月
Figure 1-5-3	スライド	画像情報	富士山域地形図(3/6)	2011年12月
Figure 1-5-4	スライド	画像情報	富士山域地形図(4/6)	2011年12月
Figure 1-5-5	スライド	画像情報	富士山域地形図(5/6)	2011年12月
Figure 1-5-6	スライド	画像情報	富士山域地形図(6/6)	2011年12月
Figure 1-6	スライド	画像情報	富士山本宮浅間大社地形図	2011年12月
Figure 1-7	スライド	画像情報	山宮浅間神社地形図	2011年12月
Figure 1-8	スライド	画像情報	村山浅間神社地形図	2011年12月
Figure 1-9	スライド	画像情報	須山浅間神社地形図	2011年12月
Figure 1-10	スライド	画像情報	須走浅間神社(富士浅間神社)地形図	2011年12月
Figure 1-11	スライド	画像情報	河口浅間神社地形図	2011年12月
Figure 1-12	スライド	画像情報	富士御室浅間神社地形図	2011年12月

撮影者・ 編集者	著作権 保持者	著作権者連絡先	非排他的 権利譲渡	web 公開
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可

写真・スライド・画像一覧表(7/10)

No	フォーマット 1	フォーマット 2	標 題	撮影年月
Figure 1-13	スライド	画像情報	御師住宅(旧外川家住宅及び小佐野家住宅) 地形図	2011年12月
Figure 1-14	スライド	画像情報	山中湖地形図	2011年12月
Figure 1-15	スライド	画像情報	河口湖地形図	2011年12月
Figure 1-16	スライド	画像情報	忍野八海地形図	2011年12月
Figure 1-17	スライド	画像情報	船津胎内樹型地形図	2011年12月
Figure 1-18	スライド	画像情報	吉田胎内樹型地形図	2011年12月
Figure 1-19	スライド	画像情報	人穴富士講遺跡地形図	2011年12月
Figure 1-20	スライド	画像情報	白糸ノ滝地形図	2011年12月
Figure 1-21	スライド	画像情報	三保松原地形図	2011年12月
Figure 1-21-1	スライド	画像情報	三保松原地形図(1/3)	2011年12月
Figure 1-21-2	スライド	画像情報	三保松原地形図(2/3)	2011年12月
Figure 1-21-3	スライド	画像情報	三保松原地形図(3/3)	2011年12月
Figure 2-4	スライド	画像情報	富士山の顕著な普遍的価値の概念図	2011年12月
Figure 2-5	スライド	画像情報	推薦資産範囲図	2011年12月
Figure 2-13	—	画像情報	富士山城の地図	2011年12月
Figure 2-14	—	画像情報	山頂の信仰関連遺跡群の地図	2011年12月
Figure 2-15	—	画像情報	大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)の地図	2011年12月

撮影者・ 編集者	著作権 保持者	著作権者連絡先	非排他的 権利譲渡	web 公開
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可

写真・スライド・画像一覧表(8/10)

No	フォーマット 1	フォーマット 2	標 題	撮影年月
Figure 2-16	—	画像情報	須山口登山道(現在の御殿場口登山道)の地図	2011年12月
Figure 2-17	—	画像情報	須走口登山道の地図	2011年12月
Figure 2-18	—	画像情報	吉田口登山道の地図	2011年12月
Figure 2-19	—	画像情報	北口本宮富士浅間神社の地図	2011年12月
Figure 2-20	—	画像情報	北口本宮富士浅間神社の境内図	2010年3月
Figure 2-21	—	画像情報	北口本宮富士浅間神社本殿の図面	2010年3月
Figure 2-22	—	画像情報	北口本宮富士浅間神社東宮の図面	2010年3月
Figure 2-23	—	画像情報	北口本宮富士浅間神社西宮の図面	2011年12月
Figure 2-24	—	画像情報	西湖の地図	2011年12月
Figure 2-25	—	画像情報	精進湖の地図	2011年12月
Figure 2-26	—	画像情報	本栖湖の地図	2011年12月
Figure 2-27	—	画像情報	富士山本宮浅間大社の地図	2011年12月
Figure 2-28	—	画像情報	富士山本宮浅間大社の境内図	2011年12月

撮影者・ 編集者	著作権 保持者	著作権者連絡先	非排他的 権利譲渡	web 公開
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
富士吉田市 富士山課 世界遺産推進室	富士吉田市 富士山課 世界遺産推進室	富士吉田市富士山課 世界遺産推進室 403-8601 山梨県富士吉田市下吉田1842 TEL: +81-555-22-1055 FAX: +81-555-24-2235	可	可
富士吉田市 富士山課 世界遺産推進室	富士吉田市 富士山課 世界遺産推進室	富士吉田市富士山課 世界遺産推進室	可	可
富士吉田市 富士山課 世界遺産推進室	富士吉田市 富士山課 世界遺産推進室	富士吉田市富士山課 世界遺産推進室	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可

写真・スライド・画像一覧表(9/10)

No	フォーマット 1	フォーマット 2	標 題	撮影年月
Figure 2-29	—	画像情報	富士山本宮浅間大社の図面	2005年11月
Figure 2-30	—	画像情報	山宮浅間神社の地図	2011年12月
Figure 2-32	—	画像情報	村山浅間神社の地図	2011年12月
Figure 2-33	—	画像情報	須山浅間神社の地図	2011年12月
Figure 2-34	—	画像情報	富士浅間神社(須走浅間神社)の地図	2011年12月
Figure 2-35	—	画像情報	河口浅間神社の地図	2011年12月
Figure 2-36	—	画像情報	富士御室浅間神社の地図	2011年12月
Figure 2-37	—	画像情報	富士御室浅間神社本宮本殿の図面	2010年3月
Figure 2-38	—	画像情報	御師住宅の地図	2011年12月
Figure 2-39	—	画像情報	御師住宅(旧外川家住宅)の敷地図	2011年12月
Figure 2-40	—	画像情報	御師住宅(旧外川家住宅)の図面	2011年12月

撮影者・ 編集者	著作権 保持者	著作権者連絡先	非排他的 権利譲渡	web 公開
公益財団法人 文化財建造物保 存技術協会	公益財団法人 文化財建造物保存 技術協会	公益財団法人 文化財建造物保存技術協会 116-0013 東京都荒川区 西日暮里2-32-5 TEL: +81-3-6458-3611 FAX: +81-3-6458-3612	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
富士河口湖町 教育委員会	富士河口湖町 教育委員会	富士河口湖町教育委員会 401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町 船津1700 TEL: +81-555-72-6053 FAX: +81-555-73-1358	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
富士吉田市 富士山課 世界遺産推進室	富士吉田市 富士山課 世界遺産推進室	富士吉田市富士山課 世界遺産推進室	可	可
富士吉田市 富士山課 世界遺産推進室	富士吉田市 富士山課 世界遺産推進室	富士吉田市富士山課 世界遺産推進室	可	可

写真・スライド・画像一覧表(9/10)

No	フォーマット 1	フォーマット 2	標 題	撮影年月
Figure 2-41	—	画像情報	御師住宅(小佐野家住宅)の敷地図	2011年12月
Figure 2-42	—	画像情報	御師住宅(旧外川家住宅)の図面	2011年12月
Figure 2-43	—	画像情報	山中湖の地図	2011年12月
Figure 2-44	—	画像情報	河口湖の地図	2011年12月
Figure 2-45	—	画像情報	忍野八海の地図	2011年12月
Figure 2-46	—	画像情報	船津胎内樹の地図	2011年12月
Figure 2-47	—	画像情報	船津胎内樹型の図面	2011年12月
Figure 2-48	—	画像情報	吉田胎内樹型の地図	2011年12月
Figure 2-49	—	画像情報	吉田胎内樹型の図面	2011年12月
Figure 2-50	—	画像情報	人穴富士講遺跡の地図	2011年12月
Figure 2-52	—	画像情報	白糸ノ滝の地図	2011年12月
Figure 2-53	—	画像情報	三保松原の地図	2011年12月
Figure 3-3	スライド	画像情報	富士山の概念図	2011年12月

撮影者・ 編集者	著作権 保持者	著作権者連絡先	非排他的 権利譲渡	web 公開
富士吉田市 教育委員会	富士吉田市 教育委員会	富士吉田市教育委員会 403-0005 山梨県富士吉田市 上吉田2288-1 TEL: +81-555-24-2411 FAX: +81-555-24-4665	可	可
富士吉田市 教育委員会	富士吉田市 教育委員会	富士吉田市教育委員会	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可

写真・スライド・画像一覧表(10/10)

No	フォーマット 1	フォーマット 2	標 題	撮影年月
Figure 5-1	スライド	画像情報	法律(文化財保護法、自然公園法、国有林野の管理経営に関する法律)によって保護されている推薦資産の範囲図	2011年12月
Figure 5-2	スライド	画像情報	推薦資産及び緩衝地帯における法規制図(他法)	2011年12月
Figure 5-3	スライド	画像情報	推薦資産、緩衝地帯及び保全管理区域の範囲図	2011年12月
Figure 5-4	スライド	画像情報	保全管理区域(富士吉田市等市街地・忍野村集落地域)の範囲図	2011年12月
Figure 5-5	スライド	画像情報	保全管理区域(演習場等)の範囲図	2011年12月
Figure A3-1	スライド	画像情報	歴史年表	2011年12月
Figure A3-2	スライド	画像情報	保存修理年表	2011年12月

撮影者・ 編集者	著作権 保持者	著作権者連絡先	非排他的 権利譲渡	web 公開
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可
株式会社 プレック研究所	株式会社 プレック研究所	株式会社プレック研究所	可	可

7. b 保護のための指定に関する文書、管理計画写し又は管理体制の解説及び関係諸計画(抜粋)写し
7. b. 1 法律(全文は別添付属資料10を参照されたい。)
- 文化財保護法
 - 自然公園法
 - 国有林野の管理経営に関する法律
7. b. 2 包括的保存管理計画(全文は別添付属資料8を参照されたい)
- 富士山包括的保存管理計画
7. b. 3 文化財保護法に関連する保存管理計画(詳細は別添付属資料8分冊1を参照されたい。)
- 特別名勝富士山保存管理計画(山梨県)
 - 特別名勝富士山保存管理計画(静岡県)
 - 史跡富士山保存管理計画(山梨県)
 - 史跡富士山保存管理計画(静岡県)
 - 重要文化財北口本宮富士浅間神社保存活用計画
 - 特別天然記念物湧玉池保存管理計画
 - 重要文化財富士御室浅間神社本殿保存活用計画
 - 名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)保存管理計画
 - 名勝富士五湖(本栖湖)保存管理計画
 - 重要文化財小佐野家住宅保存活用計画・重要文化財旧外川家住宅保存活用計画
 - 名勝富士五湖(山中湖)保存管理計画
 - 天然記念物忍野八海保存管理計画
 - 富士河口湖町内国天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画
 - 天然記念物吉田胎内樹型保存管理計画
 - 名勝及び天然記念物白糸ノ滝第二次保存管理計画
 - 名勝三保松原保存管理計画
7. b. 4 自然公園法に関連する計画(詳細は別添付属資料8分冊1を参照されたい。)
- 富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)公園計画
 - 富士箱根伊豆国立公園富士山地域管理計画
7. b. 5 国有林野の管理経営に関する法律に関連する計画(詳細は別添付属資料8分冊1を参照されたい。)
- 山梨東部森林計画区地域管理経営計画
 - 富士森林計画区地域管理経営計画
7. b. 6 推薦資産が所在する県・市町村に関連する計画(概要は別添付属資料9を参照されたい。)
- 第二期チャレンジ山梨行動計画
 - 静岡県総合計画
 - 第5次富士吉田市総合計画
 - 第一次身延町総合計画
 - 第5次忍野村総合計画
 - 山中湖村第4次長期総合計画
 - 鳴沢村第4次長期総合計画
 - 第1次富士河口湖町総合計画

第2次静岡市総合計画
第4次富士宮市総合計画
第五次富士市総合計画
第三次御殿場市総合計画
第四次裾野市総合計画
第4次小山町総合計画
富士山総合環境保全対策基本指針
富士山総合環境保全指針
山梨県環境基本計画
第三次静岡県環境基本計画
やまなし森林・林業基本計画
第2次県有林管理計画
地域森林計画(山梨東部森林計画区)
地域森林計画(富士川中流森林計画区)
地域森林計画(富士地域森林計画)
地域森林計画(静岡地域森林計画)
静岡県森林共生基本計画
山梨県都市計画マスタープラン
富士北麓都市計画 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針(富士吉田市、西桂町、山中湖村及び
富士河口湖町の一部、忍野村の全域)
岳南広域都市計画 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針(富士市、富士宮市)
静岡都市計画 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針(静岡市)
御殿場小山広域都市計画 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針(御殿場市、小山町)
裾野都市計画 都市計画区域の整備・開発及び保全の方針(裾野市)
富士吉田市都市計画マスタープラン
山中湖村都市計画マスタープラン
富士河口湖町都市計画マスタープラン
静岡市都市計画マスタープラン
富士宮市都市計画マスタープラン
富士市都市計画マスタープラン
御殿場市都市計画マスタープラン
裾野市都市計画マスタープラン
小山町都市計画マスタープラン
山梨県地域防災計画
静岡県地域防災計画
富士吉田市地域防災計画
身延町地域防災計画
忍野村地域防災計画
山中湖村地域防災計画
鳴沢村地域防災計画

富士河口湖町地域防災計画
 静岡市地域防災計画
 富士宮市地域防災計画
 富士市地域防災計画
 御殿場市地域防災計画
 裾野市地域防災計画
 小山町地域防災計画

7. c 資産関連資料

対象資産	資料名	発行	発行年
(1)富士山城	富士山頂信仰遺跡(平成20年度富士山世界文化遺産登録事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務委託)	財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所	2009年 (印刷物)
(1)富士山城	大宮・村山口登山道(平成20年度富士山世界文化遺産登録事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務委託)	財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所	2009年 (印刷物)
(1)富士山城	富士山資料館資料集 富士山須山口登山道調査報告書	裾野市教育委員会 裾野市立富士山資料館	2009年 (印刷物)
(1)富士山城	富士吉田市文化財調査報告書 第3集 富士山吉田口登山道関連遺跡 (歴史の道整備活用推進事業に伴う調査報告書)	富士吉田市教育委員会	2001年 (印刷物)
(1)富士山城	富士吉田市文化財調査報告書 第4集 富士山吉田口登山道関連遺跡Ⅱ (歴史の道整備活用推進事業に伴う調査報告書)	富士吉田市教育委員会	2003年 (印刷物)
(1)富士山城	山梨県資料叢書	山梨県	2005年 (印刷物)
(7)河口浅間神社	山梨県棟札調査報告書 郡内Ⅱ・河内Ⅱ・補遺		
(8)富士御室浅間神社			
(2)富士山本宮浅間大社	静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 第201集 浅間大社遺跡 山宮浅間神社遺跡	財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所	2009年 (印刷物)
(3)山宮浅間神社	(平成20年度富士山世界文化遺産登録事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務委託)		
(4)村山浅間神社	静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 第202集 村山浅間神社遺跡 (平成20年度富士山世界文化遺産登録事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務委託)	財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所	2009年 (印刷物)
(9)御師住宅(旧外川家住宅)	山梨県指定有形文化財 旧外川家住宅保存修理工事報告書	富士吉田市教育委員会	2010年 (印刷物)
(23)人穴富士講遺跡	富士宮市文化財調査報告書第28集 史蹟人穴Ⅱ(埋蔵文化財にかかわる範囲確認調査報告書)	富士宮市教育委員会	2001年 (印刷物)

7. d 資産管理機関住所(インベントリー、過去の記録等の保存場所)

山梨県教育委員会学術文化財課
富士吉田市教育委員会歴史文化課
身延町教育委員会生涯学習課
忍野村教育委員会
山中湖村教育委員会
富士河口湖町教育委員会生涯学習課
静岡県教育委員会文化財保護課
静岡市文化スポーツ部文化財課
富士市教育委員会文化振興課
富士宮市教育委員会富士山文化課
御殿場市教育委員会社会教育課
裾野市教育委員会生涯学習課
小山町教育委員会生涯学習課

山梨県甲府市丸の内1-6-1
山梨県富士吉田市上吉田2288-1
山梨県身延町常葉1093
山梨県忍野村忍草1514
山梨県山中湖村山中237-1
山梨県富士河口湖町船津1754
静岡県静岡市葵区追手町9-6
静岡県静岡市葵区追手町5-1
静岡県富士市永田町1-100
静岡県富士宮市弓沢町150
静岡県御殿場市萩原483
静岡県裾野市深良435
静岡県小山町阿多野130

7. e 参考文献

7. e. 1 資産全般（自然・文化的位置付け）

- 『富士山 信仰と芸術の源』 富士山世界文化遺産登録推進静岡・山梨両県合同会議、NPO法人富士山を世界遺産にする国民会議 小学館 2009
- 『富士火山』 日本火山学会編 山梨県環境科学研究所 2007
- 『日本一の火山 富士山』 荒牧重雄 太田美代 山梨県環境科学研究所 2008
- 『富士山の自然界』 山梨県編 山梨県 1925
- 『富士の研究』V 富士の地理と地質 石原初太郎 官幣大社浅間神社 古今書院 1927
- 『富士の研究』VI 富士の動物・植物 岸田久吉 矢部吉禎 官幣大社浅間神社 古今書院 1928
- 『富士山をめぐる日本人の心性』 天野紀代子、澤登寛聡編 法政大学国際日本学研究所 2007
- 『富士山文化塾叢書』 第1集～第20集 富士宮市教育委員会 富士宮市教育委員会 1995～2001
- 『富嶽歴覧—外国人の見た富士山—』伏見功 現代旅行研究所 1982

7. e. 2 個別資産

- 『富士山頂信仰遺跡(平成20年度富士山世界文化遺産登録事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務委託)』 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所 2009
- 『国有境内地譲与申請不許可処分取消請求事件』 富士山本宮浅間大社 1993
- 『市政50周年記念事業 富士山村山口登山道跡調査報告書』 富士宮市立郷土資料館 1993
- 『大宮・村山口登山道(平成20年度富士山世界文化遺産登録事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務委託)』 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所 2009
- 『富士山資料館資料集 富士山須山口登山道調査報告書』 裾野市教育委員会・裾野市立富士山資料館 2009
- 『富士吉田市文化財調査報告書 第3集 富士山吉田口登山道関連遺跡(歴史の道整備活用推進計画に伴う調査報告書)』 富士吉田市教育委員会 2001
- 『富士吉田市文化財調査報告書 第4集 富士山吉田口登山道関連遺跡Ⅱ(歴史の道整備活用推進計画に伴う調査報告書)』 富士吉田市教育委員会 2003

- 『山梨県史資料叢書 山梨県棟札調査報告書 郡内Ⅱ・河内Ⅱ・補遺』 山梨県 2005
- 『太々神楽と獅子神楽』 富士吉田市歴史民俗博物館 2001
- 『国指定記録選択無形民俗文化財調査報告書 吉田の火祭』 富士吉田市教育委員会 2005
- 『静岡県指定有形文化財 富士山本宮浅間大社社殿(楼門・拜殿・幣殿・透塀)保存修理工事報告書』 財団法人文化財建造物保存技術協会 富士山本宮浅間大社 2005
- 『富士宮市文化財調査報告書 第22集 浅間大社遺跡(神田川ふれあい広場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書)』 富士宮市教育委員会 1996
- 『富士宮市文化財調査報告書 第30集 富士宮市の遺跡Ⅱ』 富士宮市教育委員会 2003
- 『富士宮市文化財調査報告書 第31集 浅間大社遺跡Ⅱ』 富士宮市教育委員会 2003
- 『富士宮市文化財調査報告書 第33集 富士宮市の遺跡Ⅲ(ワラビ平遺跡、塚本古墳第2次、浅間大社遺跡第5次 発掘調査報告書)』 富士宮市教育委員会 2005
- 『富士宮市文化財調査報告書 第39集 浅間大社遺跡Ⅳ』 富士宮市教育委員会 2008
- 『静岡県埋蔵文化財調査研究所調査報告 第201集 浅間大社遺跡 山宮浅間神社遺跡 (平成20年度富士山世界文化遺産登録事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等業務委託)』 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所 2009
- 『村山浅間神社調査報告書』 富士宮市教育委員会 2005
- 『村山浅間神社調査報告書 -遺跡範囲確認調査編-』 富士宮市教育委員会 2005
- 『裾野の文化財』 裾野市教育委員会 2002
- 『須山地区の文化財めぐり』 裾野市文化財保護審議委員会 裾野市教育委員会 2007
- 『史蹟人穴』 富士宮市教育委員会 1998
- 『富士宮市文化財調査報告書第28集 史蹟人穴Ⅱ(埋蔵文化財にかかわる範囲確認調査報告書)』 富士宮市教育委員会 2001
- 『人穴浅間神社の碑塔と拓影 人穴浅間神社碑塔群採拓調査の概要』 富士市立博物館 1999
- 『富士の人穴雙紙』 富士市立中央図書館 2008
- 『名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」保存管理計画策定報告書』 富士宮市教育委員会 1988
- 『文学に描かれた清水』 清水市教育委員会 2000

7. e. 3 保存管理計画(ρ133にあるものは、全て入れる)

- 『特別名勝富士山保存管理計画書』 山梨県教育委員会 2006
- 『特別名勝富士山保存管理計画』 静岡県教育委員会 2006
- 『史跡富士山保存管理計画』 山梨県教育委員会 2012
- 『史跡富士山保存管理計画』 静岡県 2012
- 『重要文化財 北口本宮富士浅間神社保存活用計画』 富士吉田市 2010
- 『名勝富士五湖(河口湖、西湖、精進湖)保存管理計画』 富士河口湖町教育委員会 2012
- 『名勝富士五湖(本栖湖)保存管理計画』 山梨県教育委員会 2012
- 『特別天然記念物「湧玉池」保存管理計画』 静岡県 2009
- 『重要文化財 富士御室浅間神社本殿保存活用計画』 富士河口湖町教育委員会 2010
- 『富士山御師 重要文化財 小佐野家住宅保存活用計画 山梨県指定有形文化財 旧外川家住宅保存活用計画』 富士吉田市 2012
- 『名勝富士五湖(山中湖)保存管理計画』 山中村教育委員会 2012
- 『天然記念物「忍野八海」保存管理計画』 忍野村教育委員会 2011
- 『町内国指定天然記念物溶岩洞穴等保存管理・整備活用計画書』 富士河口湖町教育委員会 201

- 『天然記念物 吉田胎内樹型保存管理計画』 富士吉田市 2010
 『名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」第二次保存管理計画』 富士宮市 2010
 『名勝三保松原保存管理計画』 静岡市 2011

7. e. 4 比較研究

- 『The World Heritage Convention, Twenty Years Later』 Léon Pressouyre. UNESCO Publishing, 1996
 『Sacred Mountains of the World』 Edwin Bernbaum. Sierra Club Books, San Francisco, 1990
 『What is OUV? Defining the Outstanding Universal Value of Cultural World Heritage Properties』 ICOMOS, Hendrick Bäbler verlag, 2008
 『Filling the Gaps – an Action Plan for the Future』 ICOMOS, 2004, 2005
 『World Heritage Cultural Landscapes 1992-2002』 Peter J. Fowler, World Heritage Centre, 2003
 『World Heritage Volcanoes A Thematic Study』 IUCN, 2009
 『登山の文化史』桑原武夫 平凡社 1997
 『霊山と日本人』宮家準 日本放送出版協会 2004
 『泰山－中国人の信仰』シャヴァンヌ 勉誠出版 2001
 『中国山水画の誕生』マイケル・サリヴァン 青土社 2005
 『李白 杜甫』山口直樹 学研パブリッシング 2011
 『日本における中国伝統文化』蔡毅 勉誠出版 2002
 『中国美術史』マイケル・サリバン 大進堂 1973
 『マイセンへの道 東西陶磁交流史』三杉隆敏 東京書籍 1992
 『アメリカ絵画の系譜』桑原住雄 美術出版社 1977
 『自然と文化 アメリカの風景と絵画 1825-1875』B.ノヴァック 玉川大学出版部 2000
 『「ヴィクトル・ユゴーとロマン派展」カタログ』 東京富士美術館 2004
 『「アルプスの画家 セガンティーニー光と山」カタログ』NHK プロモーション 2011

7. e. 5 歴史・信仰全般(日本語)

- 『富士の研究』I 富士の歴史 井野邊茂雄 官幣大社浅間神社 古今書院 1928
 『富士の研究』II 浅間神社の歴史 宮地直一、廣野三郎 官幣大社浅間神社 古今書院 1929
 『富士の研究』III 富士の信仰 井野邊茂雄 官幣大社浅間神社 古今書院 1928
 『富士の研究』IV 富士の文学・美術・遺蹟 高柳光壽 澤田章 柴田常恵 他官幣大社浅間神社 古今書院 1929
 『浅間文書纂』浅間神社社務所 名著刊行会 1973
 『富士浅間信仰』平野榮次編 雄山閣出版 1987
 『富士・御岳と中部霊山』鈴木昭英編 名著出版 1978
 『富士講の歴史』岩科小一郎 名著出版 1983
 『富士信仰と富士講』平野榮次 岩田書院 2004
 『富士・大山信仰』西海賢二 岩田書院 2008
 『富士山御師の歴史的研究』甲州史料調査会編 山川出版社 2009

- 『富士山の世界史 なぜ富士山を三峰に描くのか』 竹谷靱負 青山社 1998
- 『富士山の祭神論』 竹谷靱負 岩田書院 2006
- 『富嶽旅百景』 青柳周一 角川書店 2002
- 『富士をめぐる しずおか・やまなし文化財ガイドブック』 静岡県教育委員会、山梨県教育委員会 2006
- 『富士吉田の文化財(その二十一) 富士山縁年建札と女人禁制』 富士吉田市教育委員会 1984
- 『富士吉田の文化財(その二十二) 富士講』 富士吉田市教育委員会 1985
- 『富士吉田の文化財(第27集) 御山登り道ー富士禅定ガイドー』 富士吉田市教育委員会 1989
- 『富士の信仰遺跡』 富士吉田市歴史民俗博物館 2002
- 『絵葉書に見る富士登山』 富士吉田市歴史民俗博物館 1999
- 『富士登山案内図』 富士吉田市歴史民俗博物館 2000
- 『富士山の絵札ー牛玉と御影を中心にー』 富士吉田市歴史民俗博物館 1996
- 『富士山叢書『甲斐国志』富士北口を往く』 富士吉田市歴史民俗博物館 2005
- 『富士の神仏ー吉田口登山道の彫像ー』 富士吉田市歴史民俗博物館 2008
- 『富士山明細図』 富士吉田市歴史民俗博物館 1997
- 『富嶽寫眞 写された幕末・明治の富士山』 富士吉田市歴史民俗博物館 2003
- 『国絵図・郡絵図・村絵図』 富士吉田市歴史民俗博物館 2004
- 『富士山叢書 富士八海をめぐる』 富士吉田市歴史民俗博物館 2003
- 『富士山叢書 富士をのぼる』 富士吉田市歴史民俗博物館 2006
- 『富士山叢書 富士山周遊図』 富士吉田市歴史民俗博物館 2004
- 『富士吉田市歴史民俗博物館叢書 『富士山道しるべ』を歩く』 富士吉田市歴史民俗博物館 2001
- 『富士吉田市史資料叢書 13 マネキ』 富士吉田市史編さん室 1996
- 『描かれた富士のふもと』 富士市立博物館 2005
- 『富士山縁起の世界ー赫夜姫・愛鷹・犬飼ー』 富士市立博物館 2010
- 『富士山信仰と富士塚』 富士市立博物館 1995
- 『富士宮市 歩く博物館ガイドブック』 富士宮市教育委員会 2009
- 『展示図録No. 12 企画展 富士をめざした安房の人たち』 館山市立博物館 1995

7. e. 6 芸術全般(日本語)

- 『富士山の絵画史』 成瀬不二雄 中央公論美術出版 2005
- 『富士山 美 JAPAN』 河野元昭 四季出版 2005
- 『ジャポニスム展 JAPONISME』 国立西洋美術館他 国立西洋美術館 1988
- 『ジャポニスム 幻想の日本』 馬淵明子 ブリュッケ 1997
- 『日本の心 富士の美展』 鳥居和之他3名 NHK名古屋放送局 1998
- 『富士ー山を写し、山に想うー』 宮内庁三の丸尚蔵館 宮内庁三の丸尚蔵館 2008
- 開館30周年記念展 『富士山 近代に展開した日本の象徴』平林彰、和田佐知子、太田智子 山梨県立美術館 2008
- 『富士山の絵画』収蔵品図録 静岡県立美術館 静岡県立美術館 2004
- 『おめでたいカタチー富士の意匠ー』 富士吉田市歴史民俗博物館 2005
- 『富士山ゆかりの名品展 ～富士を語る・敬う・形どる』 富士市立博物館 2006

7. e. 7 歴史史料(日本語)

- 『甲斐國志』(1814)

- 『隔搔録』(1816)
『富士山真景之図』(1847)
『富士山道知留辺』(1860)
『駿河志料』(1861)
『栄行真山自伝』(1876以降頃)(個人蔵)

7. e. 8 県史・市町村史

- 『山梨県史』
『静岡県史』
『富士吉田市史』
『都留市史』
『忍野村史』
『山中湖村史』
『鳴沢村誌』
『勝山村史』
『静岡市史』
『沼津市史』
『三島市史』
『富士宮市史』
『富士市史』
『御殿場市史』
『裾野市史』
『清水町史』
『長泉町史』
『小山町史』
『清水市史』
『芝川町史』

8. 連絡先

8. a 推薦書を準備した者

- 文化庁文化財部記念物課
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
TEL: +81-3-5253-4111 FAX: +81-3-6734-3822
E-mail: kinen@bunka.go.jp
- 環境省自然環境局自然環境計画課
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL: +81-3-3581-3351 FAX: +81-3-3591-3228
E-mail: shizen-keikaku@env.go.jp
- 林野庁森林整備部研究・保全課
〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL: 81-3-3502-8111 FAX: +81-3-3502-2887
E-mail: worldheritage@nm.maff.go.jp

8. b 地方行政組織

- 山梨県企画県民部世界遺産推進課
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1
TEL: +81-55-223-1316 FAX: +81-55-223-1781
E-mail: sekaiisan-sn@pref.yamanashi.lg.jp
- 静岡県文化・観光部文化学術局世界遺産推進課
〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6
TEL: +81-54-221-3746 FAX: +81-54-221-2980
E-mail: sekai@pref.shizuoka.lg.jp
- 環境省関東地方環境事務所
〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階
TEL: +81-48-600-0516 FAX: +81-48-600-0517
E-mail: REO-KANTO@env.go.jp
- 環境省箱根自然環境事務所
〒251-0522 神奈川県足柄下郡箱根町旧札場164
TEL: +81-460-84-8727 FAX: +81-460-84-9346
E-mail: NCO-HAKONE@env.go.jp
- 環境省富士五湖自然保護官事務所
〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1 生物多様性センター内
TEL: +81-555-72-0353 FAX: +81-555-72-0623
E-mail: RO-FUJIGOKO@env.go.jp

- 環境省沼津自然保護官事務所
〒410-0831 静岡県沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎5階
TEL:+81-55-931-3261 FAX:+81-55-931-3529
E-mail:RO-NUMADU@env.go.jp
- 林野庁関東森林管理局計画課
〒371-8501 群馬県前橋市岩神町4-16-25
TEL:+81-27-210-1770 FAX:+81-27-210-1174
E-mail:kanto_keikaku@nm.maff.go.jp
- 林野庁関東森林管理局山梨森林管理事務所
〒400-0021 山梨県甲府市宮前町7-7
TEL:+81-55-253-1336 FAX:+81-55-252-9935
E-mail:yamanashi_postmaster@nm.maff.go.jp
- 林野庁関東森林管理局静岡森林管理署
〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-120
TEL:+81-54-254-3401 FAX:+81-54-253-7829
E-mail:shizuoka_postmaster@nm.maff.go.jp

8. c その他の組織

- 富士吉田市産業観光部富士山課世界遺産推進室
〒403-8601 山梨県富士吉田市下吉田1842
TEL:+81-555-22-1055 FAX:+81-555-22-2235
- 身延町政策室
〒409-3392 山梨県南巨摩郡身延町切石350
TEL:+81-556-42-4801 FAX:+81-556-42-2127
- 西桂町産業振興課
〒403-0022 山梨県南都留郡西桂町小沼1501-1
TEL:+81-555-25-2121 FAX:+81-555-20-2015
- 忍野村企画課
〒401-0592 山梨県南都留郡忍野村忍草1514
TEL:+81-555-84-7738 FAX:+81-555-84-3717
- 山中湖村教育委員会
〒401-0595 山梨県南都留郡山中湖村山中237-1
TEL:+81-555-62-9971 FAX:+81-555-62-3088
- 鳴沢村教育委員会
〒401-0398 山梨県南都留郡鳴沢村1575
TEL:+81-555-85-2311 FAX:+81-555-85-2461
- 富士河口湖町政策局
〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700

TEL: +91-555-72-6023 FAX: +81-555-72-0969

- 静岡市生活文化局文化スポーツ部文化財課
〒420-8602 静岡県静岡市葵区追手町5-1
TEL: +81-54-221-1069 FAX: +81-54-221-1451
- 富士宮市教育委員会富士山文化課
〒418-8601 静岡県富士宮市弓沢町150
TEL: +81-544-22-1489 FAX: +81-544-22-1242
- 富士市総務部企画課
〒417-8601 静岡県富士市永田町1-100
TEL: +81-545-55-1489 FAX: +81-544-22-1242
- 御殿場市企画部企画課
〒412-8601 静岡県御殿場市萩原483
TEL: +81-550-82-4421 FAX: +81-550-84-1661
- 裾野市企画部企画政策課
〒410-1192 静岡県裾野市佐野1059
TEL: +81-55-995-1804 FAX: +81-55-995-1864
- 小山町企画総務部企画調整課
〒410-1395 静岡県駿東郡小山町藤曲57-2
TEL: +81-550-76-6133 FAX: +81-550-76-4633

8. d 公式のウェブ・アドレス

- 文化庁
<http://www.bunka.go.jp/>
- 環境省
<http://www.env.go.jp/>
- 林野庁
<http://www.rinya.maff.go.jp/>
- 山梨県
<http://www.fujisan-3776.jp/>
- 静岡県
<http://www.fujisan-3776.jp/>

9. 署名